

重要事務事業調整 説明資料

(第 1 回 配付資料)

第二小委員会

庄内南部地区合併協議会

目 次

部会名	分科会名	管理番号	事務事業名	ページ	備 考
住民生活 (39)	住民 (2)	021-034	手数料・使用料	1	
		021-036	延長窓口	6	
	生活 (11)	022-002	町内会連合会事務局事務(町内会長連絡協議会事務局事務)(駐在員連絡協議会事務局事務)	8	
		022-004	町内会運営補助金交付事務(自治振興交付金)	8	
		022-005	行政事務委託料交付事務(町内会長報酬等支給事務)(駐在員設置事業)	8	
		022-008	町内会長報酬等支給事務(行政事務委託料交付事務)(駐在員設置事業)	8	
		022-011	駐在員設置事業(行政事務委託料交付事務)(町内会長報酬等支給事務)	8	
		022-015	コミュニティセンター管理運営事業	8	
		022-016	郊外地域行政連絡業務委託事業		後日配付します。
		022-028	総合相談窓口設置事業		後日配付します。
		022-030	消費生活センター設置事業		後日配付します。
		022-037	斎場管理運営事業		説明資料なし。
		022-039	斎場等使用料補助金交付事務		説明資料なし。
	税務・国保 (15)	023-1001	個人住民税の均等割の税率	10	
		023-2002	都市計画税の税率	10	
		023-2036	固定資産税不均一課税の税率 (国際観光ホテル整備法等関係)	10	
		023-1001	個人住民税の納期	15	
		023-2001	固定資産税の納期	15	
		023-2002	都市計画税の納期	15	
		023-3008	軽自動車税の納期	15	
		023-2002	都市計画税の課税区域	17	
		023-2006	免除及び減免規定(固定資産税)	18	
		023-3012	免除及び減免規定(軽自動車税)	18	

住民生活	税務・国保	023-3017	入湯税の税率及び課税免除	2 3	
		023-3024	国民健康保険税制（税率・納期）	2 5	
		023-5016	検診事業	2 8	
		023-5025	出産育児一時金・葬祭費支給事務		説明資料なし。
		023-5204	単独事業の状況(福祉医療)		説明資料なし。
	環境 (6)	024-003	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	2 9	
		024-013	ごみ収集事業	3 1	
		024-014	清掃指導事業	3 3	
		024-017	指定ごみ袋作成販売事業	3 4	
		024-018	資源回収事業(報奨金・回収方法)	3 5	
		024-019	ごみ減量・リサイクル推進事業	3 6	
	消防防災 (5)	025-011	消防団組織体制維持管理	3 7	
		025-012	消防団員報酬、手当、退職報償金等交付事務	3 7	
		025-020	消防団分団交付金等	3 7	
		025-045	防災行政無線の再構築・防災行政無線保守管理・地域防災行政無線保守管理	3 9	
		025-080	交通災害共済		後日配付します。
健康福祉 (47)	健康 (20)	031-002	妊婦健康診査		後日配付します。
		031-014	4か月児健康診査		後日配付します。
		031-015	7か月児健康診査		後日配付します。
		031-016	9～10か月児健康診査		後日配付します。
		031-017	1歳児健康診査		後日配付します。
		031-018	1歳6か月児健康診査		後日配付します。
		031-019	3歳児健康診査		後日配付します。
		031-037	ツベルクリン・BCG接種		後日配付します。
		031-039	ポリオ予防接種		後日配付します。
		031-040	三種混合予防接種		後日配付します。
		031-041	麻しん・風しん・日本脳炎予防接種		後日配付します。
		031-067	集団基本健診(健診項目、申込方法、対象年齢)	4 0	
		031-067	集団基本健診(自己負担金)	4 0	
		031-067	集団基本健診(免除制度)	4 0	

健康福祉	健康	031-069	消化器検診	40	
		031-071	婦人科検診	40	
		031-072	人間ドック(対象者)	40	
		031-072	人間ドック(委託料)	40	
		031-072	人間ドック(自己負担金)	40	
		031-125	高齢者インフルエンザ予防接種事業		後日配付します。
	福祉 (12)	032-020	社会福祉協議会運営費等補助事業	42	
		032-033	重度障害者介護者激励金支給事業	42	
		032-034	重度障害者介護者激励金品支給事業(単独)	42	
		032-035	せきずい損傷者福祉手当支給事業		後日配付します。
		032-036	重度心身障害児養育手当支給事業(独自事業)	42	
		032-036	重度心身障害児養育手当支給事業(特別児童手当非該当特例)	42	
		032-064	紙おむつ支給事業	43	
		032-070	福祉タクシー券助成事業	43	
		032-071	福祉ガソリン券助成事業	43	
		033-302	高齢者長寿祝品等伝達事業	43	
		033-303	敬老事業等補助金交付事業(事業)	43	
		033-303	敬老事業等補助金交付事業(特養ホームへの補助)	43	
	高齢者福祉 (8)	033-025	外出に対する支援サービス	66	
		033-026	高齢者福祉タクシーの助成	68	
		033-041	寝たきり老人紙おむつ支給	69	
		033-048	寝たきり老人等介護者激励金支給	71	
		033-068	低所得者利用者負担減免	73	
		033-210	介護保険料賦課・更正	75	
		033-211	介護保険料減免(該当要件)		後日配付します。
		033-211	介護保険料減免(生活困窮者の独自減免)		後日配付します。
	社会児童 (7)	034-013	認可保育所(公立)管理運営事業	77	
		034-029	保育料	78	
		034-041	集団保育児童館	79	
		034-043	放課後児童対策事業	79	

健康福祉	社会児童	034-060	遺児教育手当支給事業		説明資料なし
		034-062	誕生祝金		説明資料なし
		034-063	小規模災害の一時扶助	80	
教育 (22)	管理・学校教育 (11)	081-1224	私立高等学校生徒学費補助金(本体事業)	81	
		081-1224	私立高等学校生徒学費補助金(朝日村の通学費補助)	81	
		081-1231	育英奨学金貸付等事業	81	
		081-1236	新入学児童ランドセル贈呈事業		説明資料なし
		081-2201	スクールバス運行管理事務	81	
		081-2202	通学対策費補助金交付事務	82	
		081-2206	体育文化活動奨励費補助金交付事務	82	
		081-2207	国際理解教育関係業務(A L T配置形態)	83	
		081-2208	学校支援職員配置・派遣関係業務	84	
		081-2408	幼稚園就園	83	
		081-2601	給食の状況	83	
	社会教育 (7)	082-027	地域社会教育活動振興	85	
		082-063	中央公民館管理運営事業	87	
		082-072	地区公民館管理運営事業	87	
		082-073	地区公民館運営委託事業	87	
		082-083	自治公民館等	93	
		082-084	図書館管理運営事業(本館分館・図書館協議会)	95	
		082-084	図書館管理運営事業(利用者サービス)	95	
	スポーツ (4)	083-047	体育施設使用料(割増対象)	97	
		083-047	体育施設使用料(料金体系)	97	
		083-048	体育施設使用料の減免(対象者)	124	
		083-048	体育施設使用料の減免(基準、率)	124	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	住民生活部会	分 科 会 名	住民	大項目	住民生活	中項目	住民	小項目	窓口・その他	細項目	窓口事務
管理番号	021 - 034 -			合併協定項目						ランク	
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事 務 事 業 名	手数料・使用料	同左	同左	同左	同左	同左	同左	☐ 合併まで調整するもの ☐ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容)
根 拠 法 令 等	① 地方自治法、地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ② 鶴岡市手数料条例	① 同左 ② 藤島町手数料条例	① 同左 ② 羽黒町手数料条例	① 同左 ② 櫛引町手数料条例	① 同左 ② 三川町手数料条例	① 同左 ② 朝日村手数料条例	① 同左 ② 温海町手数料条例	
事 業 主 体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事 業 概 要	・目 的 特定の者のためにする事務について、手数料の徴収により、費用負担の公平を図る。 ・対象者 住民票の写し・戸籍謄抄本・印鑑登録手帳・印鑑証明・税証明等の交付を受ける者、住基台帳を閲覧する者 ・事業概要 印鑑登録手帳・各種証明書の作成・交付、住基台帳の閲覧に当たり、対象者から手数料を徴収する。 ・事業期間 通 年	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
								業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
								備考
負 担 割 合 (国・県・その他)								
13年度決算額								
14年度予算額								

手数料

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	住民生活	分 科 会 名	住民	大項目	住民生活	中項目	住民生活	小項目	窓口・その他	細項目	窓口事務
管理番号	021　－　034　－			合併協定項目						ランク	
課題・問題点				調整方針							

		現				況			具体的な調整内容
		鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名		手数料・使用料	手数料・使用料	手数料・使用料	手数料・使用料	手数料・使用料	手数料・使用料	手数料・使用料	戸籍・船員関係、臨時運行許可手数料については、「地方自治法」第 228 条第 1 項、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」により、全国一律である。 船員手帳事務は、鶴岡市と温海町のみ取扱い。 臨時運行許可は、鶴岡市・藤島町・温海町のみ取扱い。
手数料の区分									
身分証明		400円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
埋火葬許可証明		400円	同左	同左	同左	無料	400円	同	
印 鑑	登録手帳交付	500円	無料	600円	無料	400円	無料	600円	
	登録手帳再交付	500円	600円	同左	同左	400円	600円	同左	
	登録証明	400円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
住民基本台帳	閲覧	1世帯 300円	1人 400円	1件 300円	1世帯 400円	1人 400円	同左	1世帯 400円	
住民票	謄抄本	400円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
	広域交付	400円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
	記載事項証明	300円	400円	同左	同左	同左	同左	同左	
戸籍の附票 謄抄本		400円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
住基カード交付		500円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
外国人登録済証明		400円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
戸 籍		・戸籍謄抄本 450円 ・戸籍記載事項証明 350円 ・除籍・改製原戸籍謄抄本 750円 ・除籍記載事項証明 450円 ・届書・申請受理証明 350円 (上質紙の賞状版) 1,400円 ・届書記載事項証明 350円 ・届書等閲覧 350円							
船員手帳	手帳交付	1,900円						1,900円	
	手帳訂正	430円						430円	
臨時運行許可の審査		750円	同左					750円	

県内13市 窓口手数料 比較表 (他課設定分を除く)

平成15年7月25日現在

単位：円

	鶴岡市	山形市	米沢市	酒田市	新庄市	寒河江市	上山市	村山市	長井市	天童市	東根市	尾花沢市	南陽市	平均
身分証明	400	300	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	392
埋火葬許可証明	400	300		400		400	400				400		400	385
印鑑登録手帳の 交付・再交付	500	300	400	400	400	500	500	400 再600	500	700 再200	600	600	400	450 再446
〃 証明書	400	300	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	392
住民基本台帳閲覧	世帯300	世帯300	世帯300	世帯200	世帯400	世帯400	1人400	世帯400	世帯400	世帯400	世帯400	世帯400	世帯400	361
住民票の写	400	300	400	400	1人400+@100	1人400+@50	400	400	1人400全500	400	400	400	400	392
〃 広域交付	400	300	400	400	400	400	400	400	1人400全500	400	400	400	400	392
〃 記載事項証明	300	200	300	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	369
戸籍の附票の写	400	300	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	392
住基カード	500	500	500	400	500	500	500	500	500	印手兼	800	800	500	527
外国人登録原票の写	400	300		400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	392
〃 記載事項証明	400	300	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	392
平均値算出時、住民票は、1人として計算。閲覧は、1人世帯として計算。天童の印鑑手帳、住基カードについては、それぞれ半額として計算した。														
戸籍関係諸証明、船員事務、臨時運行許可事務については、「地方自治法」「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」により全国一律である。														
戸籍関係	戸籍の謄抄本 450 戸籍の記載事項証明 350 除籍の謄抄本 750 除籍の記載事項証明 450 戸籍の届出・申請の受理等の証明書 350 (婚姻等特別様式 1,400) 戸籍届書等の閲覧 350													
船員手帳関係	[県内で船員事務を取扱っているのは鶴岡市のみ] 手帳の交付 1,900 手帳の書換え 1,900 手帳の訂正 430													
臨時運行許可	臨時運行許可申請に対する審査 750													

全国類似都市等 窓口手数料 比較表

平成 15 年 8 月 15 日現在

単位：円

P1/4

(類似都市については、各都道府県のうち、当市の人口規模に最も近い都市とし、①9～12 万 ②12～16 万 ③6～9 万 ④16～20 万の順位で絞った。)

都道府県	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	
人口規模近似都市	室蘭市	十和田市	北上市	石巻市	大館市	会津若松	土浦市	鹿沼市	桐生市	富士見市	鎌ヶ谷市	昭島市	
H14.3.31 人口	102,156	63,167	92,186	119,006	66,594	116,518	134,371	94,639	114,389	102,420	102,712	106,922	
TEL	0143-22-1111	0176-23-5111	0197-64-2111	0225-95-1111	0186-49-3111	0242-39-1111	0298-26-1111	0289-64-2111	0277-46-1111	049-251-2711	047-445-1141	042-544-5111	
身分証明	200	300	300	300	200	200	300	220	350	200	200	200	
埋火葬許可証明	100												
印鑑登録手帳交付	無料	無料	300	300	300	200	300	220	350	200	200	無料	
〃 再交付		300										200	200
〃 証明書													
住民基本台帳閲覧	100	300	300	200	200	200	1h. 5,000	220	350	300	200	30分200+@200	
住民票の写	200	300	300	300	200	200	300	220	350	200	200	200	
〃 広域交付													
〃 記載事項証明													
戸籍の附票の写	200	300	300	300	200	200	300	220	350	200	200	200	
住基カード	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
外国人登録原票の写	200	300	300	300	200	200	300	220	350	200	200	200	
〃 記載事項証明													

全国類似都市等 窓口手数料 比較表

平成 15 年 8 月 15 日現在

単位：円

P2/4

(類似都市については、各都道府県のうち、当市の人口規模に最も近い都市とし、①9～12 万 ②12～16 万 ③6～9 万 ④16～20 万の順位で絞った。)

都道府県	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀
人口規模近似都市	伊勢原市	上越市	高岡市	小松市	武生市	甲府市	飯田市	多治見市	三島市	東海市	伊勢市	彦根市
H14.3.31 人口	96,546	132,925	172,257	109,307	71,183	190,098	106,161	104,994	111,074	99,941	100,433	107,024
TEL	0463-94-4711	0255-26-5111	0766-20-1111	0761-22-4111	0778-22-3000	055-237-1161	0265-22-4511	0572-22-1111	055-975-3111	0562-33-1111	0596-23-1111	0749-22-1411
身分証明	300	350	300	300	300	300	300	300	300	200	200	300
埋火葬許可証明												
印鑑登録手帳交付	無料			200		無料				無料	無料	
〃 再交付	300	350	300		300		300	300	300			300
〃 証明書				300		300				200	200	
住民基本台帳閲覧	300	350	1h. 1,500	200	30	1h 800+@300	300	300	300	200	20 人 200	200
住民票の写												
〃 広域交付	300	350	300	1 人 300 世帯 600	300	300	300	300	300	200	3 人まで 200	300
〃 記載事項証明												
戸籍の附票の写	300	350	300	300	300	300	300	300	300	200	200	300
住基カード	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
外国人登録原票の写												
〃 記載事項証明	300	350	300	300	300	300	300	300	300	200	200	300

全国類似都市等 窓口手数料 比較表

平成 15 年 8 月 15 日現在

単位：円

P3/4

(類似都市については、各都道府県のうち、当市の人口規模に最も近い都市とし、①9～12 万 ②12～16 万 ③6～9 万 ④16～20 万の順位で絞った。)

都道府県	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川
人口規模近似都市	亀岡市	池田市	高砂市	大和郡山	田辺市	米子市	松江市	津山市	尾道市	徳山市	鳴門市	丸亀市
H14.3.31 人口	94,785	99,779	97,525	94,410	71,258	139,333	147,909	89,054	93,367	103,522	65,464	80,966
TEL	0771-22-3131	0727-52-1111	0794-42-2101	0743-53-1151	0739-22-5300	0859-22-7111	0852-55-5555	0868-23-2111	0848-25-7111	0834-22-8211	088-684-1111	0877-23-2111
身分証明	300	300	300	200	200	300	300	300	300	200	350	350
埋火葬許可証明					100	無料						
印鑑登録手帳交付	300	300	無料	無料	150	無料	300	無料	300	200	無料	無料
〃 再交付					200	300		500			350	
〃 証明書						200		300			350	
住民基本台帳閲覧	30 世帯 300	300	300	200	200	300	200	300	300	200	350	350
住民票の写	300	300	300	200	200	300	300	300	300	200	350	350
〃 広域交付												
〃 記載事項証明												
戸籍の附票の写	300	300	300	200	200	300	300	300	300	200	350	350
住基カード	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
外国人登録原票の写	300	300	300	200	200	300	300	300	300	200	350	350
〃 記載事項証明												

全国類似都市等 窓口手数料 比較表

平成 15 年 8 月 15 日現在

単位：円

P4/4

(類似都市については、各都道府県のうち、当市の人口規模に最も近い都市とし、①9～12 万 ②12～16 万 ③6～9 万 ④16～20 万の順位で絞った。)

都道府県	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄		
人口規模近似都市	今治市	南国市	春日市	唐津市	諫早市	八代市	別府市	延岡市	鹿屋市	浦添市		46 市平均
H14.3.31 人口	117,381	50,166	106,490	79,795	94,095	106,803	124,213	126,305	79,605	104,707		
TEL	0898-32-5200	088-863-2111	092-584-1111	0955-72-9111	0957-22-1500	0965-33-4111	0977-21-1111	0982-34-2111	0994-43-2111	098-876-1234		
身分証明	200	300	300	300	300	300	300	300	200	200		272
埋火葬許可証明			無料		200					無料		248
印鑑登録手帳交付	200	300	300	無料	300	300	無料	300	200	200		182
〃 再交付			500	500			400					248
〃 証明書			300	300			300					274
住民基本台帳閲覧	200	300	300	300	300	300	200	300	200	200	1h 40 人	242
住民票の写	200	300	300	300	300	300	300	300	200	5 人 200		272
〃 広域交付												
〃 記載事項証明												
戸籍の附票の写	200	300	300	300	300	300	300	300	200	200		272
住基カード	500	500	500	500	500	500	500	500	500	無料		489
外国人登録原票の写	200	350	300	300	300	300	300	300	200	200		273
〃 記載事項証明												

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	住民生活部会	分 科 会 名	住民	大項目	住民生活	中項目	住民	小項目	窓口・その他	細項目	窓口事務
管理番号	021 - 036 -			合併協定項目						ランク	
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記載事項	現況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	延長窓口	同左	同左	同左	同左		延長窓口	☐ 合併まで調整するもの ☐ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの(内容)
根拠法令等	住民基本台帳法・戸籍法等	同左	同左	同左	同左		住民基本台帳法・戸籍法等	
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町		温海町	
事業概要	・目的 窓口開設時間内に来庁できない住民のためのサービス向上 ・対象者 窓口開設時間内に来庁できない住民 ・事業概要 ①事業名称 休日・夜間等市民窓口サービス ②業務内容 住民票の写し・戸籍謄抄本の交付申請を受付ける。(証明書は、開庁日に郵送) ③実施日・時間 平日： 7:00～ 8:30 17:00～20:00 休日： 8:30～17:00 ・事業期間 ： 通年	・目的 同左 ・対象者 同左 ・事業概要 ①事業名称 休日・夜間等町民窓口サービス ②業務内容 住民票の写し・戸籍謄抄本・印鑑証明・税証明の交付申請受付け。(証明書は、開庁日に郵送) ③実施日・時間 平日： 17:00～20:00 休日： 8:00～17:00 ・事業期間 年末年始を除く	・目的 同左 ・対象者 同左 ・事業概要 ①事業名称 窓口延長 ②業務内容 印鑑登録、住民票の写し・戸籍謄抄本・印鑑証明・税証明の交付 ③実施日・時間 毎週 木曜日 17:00～18:30 ・事業期間 ： 休庁日を除く	・目的 同左 ・対象者 同左 ・事業概要 ①事業名称 窓口延長 ②業務内容 住民異動届・戸籍届の受付け、印鑑登録、住民票の写し・戸籍謄抄本・印鑑証明・税証明の交付 ③実施日・時間 毎週 水曜日 17:00～18:30 ・事業期間 ： 同左	・目的 同左 ・対象者 同左 ・事業概要 ①事業名称 窓口ナイトサービス ②業務内容 住民異動届・戸籍届の受付け、印鑑登録、住民票の写し・戸籍謄抄本の交付、各種証明書発行 ③実施日・時間 毎月 第2・第4 金曜日 17:15～19:00 ・事業期間 ： 同左		・目的 同左 ・対象者 同左 ・事業概要 ①事業名称 窓口業務夜間サービス ②業務内容 印鑑登録、住民票の写し・戸籍謄抄本・印鑑証明・税証明の交付 ③実施日・時間 毎週 水曜日 17:15～19:00 ・事業期間 ： 同左 ※ 平成14年9月から試行として実施中であり、16年度から鶴岡市の方式とすることで検討中	業務上の課題
								業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
負担割合(国・県・その他)								備考
13年度決算額								
14年度予算額								

合併市町村 時間外 窓口対応の状況

平成 15.11.12 現況調査から抜粋 電話聞取り

		鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町
A 住民異動届		時間外対応なし。	同左	同左	Bで開いている時に来庁者があれば、受付ける。 印鑑登録も。 児童手当や国保等の手続も必要な場合は、後日来てもらう。	Bで開いている時は、印鑑登録も含め、同様に受付ける。外国人登録は除くが、事前連絡で準備できる場合は対応。 国保も同様に受け。 児童手当については、できる範囲内で受付ける。	時間外対応なし。	時間外対応なし。（広報等で事前に断っている。）
B 住民票写し・ 戸籍謄抄本発行		宿直室で 警務員が、 平日 7:00～ 8:30 17:00～20:00 休日 8:30～17:00 住民票・戸籍謄抄本の交付請求を受け。翌日等開庁後に郵送。	宿直室で、警務員が、 平日 17:00～20:00 休日 8:00～17:00 住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明・税証明の交付請求を受け。翌日等開庁後に郵送。	税務住民課で 14 年から 毎週木曜日 17:00～18:30 住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明・税証明の発行	住民課で、14 年 4 月から試行、15 年 4 月から本格実施 毎週水曜日 17:00～18:30 住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明・税証明の発行	町民課で、昭和 55 年からの歴史がある。 毎月 第 2・4 金曜日 17:15～19:00 住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明・税証明・各種証明の発行。	時間外対応なし。	町民課で、14 年 9 月から試行中。 毎週水曜日 17:15～19:00 住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明・税証明の発行。
C 戸籍届、 埋火葬許可証発行		宿直室で 警務員が、開庁時間以外の全日 24 時間 戸籍届と埋火葬許可申請を受け、許可証を発行する。	20:00 まで守衛室で。 その後は、役場に電話があると、警備保障会社から担当者に連絡があり、担当者が出勤する。 この旨を看板に掲示	延長窓口とは、別に、開庁時間以外は宿直室で夜警員対応	窓口が開いている時間は住民課 上記以外は、町民会館で、施設管理業務員（教委所管、嘱託）が対応	窓口が開いている時間は町民課 上記以外は、夜警員室で。	「すまいる」で、施設管理人（教委所管、民間委託）が、対応。 平日 17:00～22:00 休日 8:30～22:00	上記以外の 平日 8:00～8:30 17:15～22:00 休日 8:30～17:15 庁舎管理室で警備員対応 上記以外は、役場前の文具店に、戸籍届の受けのみ 委託
D 税証明・収納事務		事前連絡等により、必要に応じ、対応	Bによる。収納なし。	Bと同じ	国保・介護保険料も含め、Bと同様に実施	Bと同じ、住記システムで出せる範囲で。		Bと同じ
備考			今年 5 月～7 月、延長窓口を実施したが、利用度が低かったため、上記の形としている。	通常は、転入出届の際、水道の職員を窓口に呼んで手続させている。	ケーブルテレビを使い、PR に努めている。			今年度末又は来年度中に、鶴岡方式に移行を検討している。
電 算 化 の 状 況	住基ネット・ワーク・システム	照会・異動、統計	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	住民記録システム	照会・発行・異動、統計・通知	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	印鑑登録 //	照会・発行・異動、統計	同左	同左	16 年度移行予定	照会・発行・異動、統計	同左	同左
	外国人登録 //	照会・発行・異動、統計・報告			照会・発行・異動、統計・報告		照会・発行・異動、統計・報告	同左
	住記副本 //	照会・発行	同左	同左	同左		照会・発行	同左
	住登者 //	照会・システム連携異動	同左		照会・システム連携異動		照会・システム連携異動	同左
	住登外 //	照会・異動	同左		照会・異動		照会・異動	同左
	戸籍	戸籍情報 //	照会・発行・異動、統計・報告・通知	同左	同左	15 年度 移行	照会・発行・異動、統計・報告・通知	15 年度 移行
		附票情報 //	照会・発行・異動、通知	同左	同左		照会・発行・異動、通知	
	税証明 //	照会・発行	同左	同左	同左	発行	照会・発行	同左
各種通知書 //		名簿・通知			名簿・通知		名簿・通知	同左

○ 住民自治組織等比較表

※ 個所が、住民自治組織

[別紙資料]

項 目	鶴 岡 市				藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町
	市街地		郊外地							
自 治 会 連 合 会 等	鶴岡市コミュニティ組織協議会	鶴岡市町内会連合会	鶴岡市自治振興会連絡協議会	鶴岡市駐在員連絡協議会	藤島町町内会長会 藤島町町内会長連絡協議会	羽黒町区長会	櫛引町区長会	三川町町内会長連絡協議会	朝日村部落駐在員連絡協議会	温海町自治会長会
地 区 自 治 会 連 合 会 等		町内会連絡協議会 (4) 町内会連合会 (2)				地区区長会 (3)				
単 位 自 治 会 等	コミュニティ振興会 (4) コミュニティ協議会 (2)		自治振興会 (10) 自治会 (5)							
		町内会 (102)	住民会・町内会・自治会 (150)	駐在員 (187)	町内会 (61)	地区 (69)	地区 (22)	町内会 (28)	集落 (40)	自治会 (29)
組 織 形 態	小学校区単位	小学校区単位	小学校区単位		町内会で異なる	集落ごと	大字単位	集落ごと	集落ごと	集落ごと
活 動 拠 点 施 設	コミュニティセンター	町内会公民館・コミュニティセンター	自治公民館、コミュニティセンター		町内会公民館	集落公民館	自治公民館	町内会公民館	自治公民館	自治公民館
行 政 連 絡 業 務 内 容	各種証明書交付の取次ぎ及び文書の配布事務		各種証明書交付の取次ぎ及び文書の配布事務		文書配布、調査取りまとめ等	文書配布、事業申込みとりまとめ等	文書配布、事業申込みとりまとめ等	文書配布、事業申込みとりまとめ、各種委員の推薦等	文書配布、事業申込みとりまとめ等	文書配布、事業申込みとりまとめ等
行 政 連 絡 員 報 酬 行 政 連 絡 業 務 委 託 料 行 政 事 務 委 託 料 交 付 金 行 政 事 務 取 扱 交 付 金	×	×	・行政連絡員報酬 @33千円×12ヶ月 ・行政連絡業務委託 近隣 [6] 2,083千円 遠隔 [9] 3,214千円 [H13決算6,102千円]	×	×	×	×	・行政事務委託料 @1,140円×世帯数 [H13 決 算 2,204 千 円]	×	・行政事務取扱交付金 総額に対する割合 ・駐在員報酬20% ・平等割20% ・世帯割52% ・距離割8%
最多世帯数 (世帯)								193		482
最少世帯数 (世帯)								15		7
最多交付額 (円)								220,020		1,158,400
最少交付額 (円)								17,100		138,900
平均交付額 (円)								80,899		363,965
駐在員・町内会長・区長報酬				駐在員 (187)	町内会長 (61)	区長 (69)	区長 (22) 及び副区長 (2)	町内会長 (28)	部落駐在員 (40)	駐在員・自治会長 (29)
	×	×	×	・均等割38,300円 ・世帯割@685円×担当世帯割 [H13 決 算 14,094 千 円]	・均等割138千円 ・世帯割@1,500円×担当世帯数 ・500千円以内で支給 [H13決算12,908 千円]	・年平均180千円 [H13 決 算 12,136 千 円]	・均等割108千円 ・世帯数割@1,540円×担当世帯割 ・散地・辺地加算10千円 [H13 決 算 5,480 千 円]	・年額143千円	・予算総額の1／2を40部落で均等割、他の1／2を各部落の世帯数割として計算し交付する [H13 決 算 6,541 千 円]	・年額88千円／人
最多世帯数 (世帯)				202	230	102	300	193	112	482
最少世帯数 (世帯)				3	10	3	19	15	3	7
最多交付額 (円)				176,670	483,000	290,560	570,000	143,000	350,701	88,000
最少交付額 (円)				40,355	153,000	130,842	137,260	143,000	88,966	88,000
平均交付額 (円)				70,130	212,166	180,000	246,318	143,000	163,524	88,000

項 目	鶴 岡 市				藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町
	市街地		郊外地							
町内会等運営補助交付金 集 落 自 治 振 興 交 付 金 町内会自治振興交付金 行 政 運 営 交 付 金 集 落 振 興 運 営 交 付 金	×	・均等割37千円 ・世帯割@665円×世帯数 [H13決算18,445千円]	×	×	×	×	・平等割50千円 ・世帯割500円 ・老人世帯割 一人暮らし老人世帯5千円 老人世帯3千円 [H15新規事業]	・平等割100千円 ・均等割@600円×世帯数 [H13 決 算 3,909 千円]	・1世帯当たり2千円 ・自主防組織集落には、1世帯当たり1千円加算 [H13 決 算 6,541 千円]	・年2回交付 [H13決算2,582千円]
最多世帯数 (世帯)		1,247					300	193	112	482
最少世帯数 (世帯)		40					19	15	3	7
最多交付額 (円)		866,255					283,000	215,800	336,000	322,700
最少交付額 (円)		63,600					62,500	109,000	6,000	33,040
平均交付額 (円)		177,947					126,136	146,150	95,800	109,997
町内会連合会補助金 駐在員連絡協議会補助金	×	・180千円	×	・135千円	×	×	×	・150千円	×	×
コミュニティセンター管理運営事業費補助金		・@4,644千円×5CC ・@5,091千円×1CC [H13決算87,500千円] (郊外地補助金含む)	×	・@3,528千円×10CC ・@3,660千円×3CC ・@5,760円×2CC	×	×	×	×	×	×

※最大交付金等の数値は、各市町村より聞き取りした数値である。(平成15年度)

[税 率 : 共 通]

資料 A

1 「近年の合併状況」

〈特例期間→3年間〉

新市名	合併年月日		人口	構成
ひたちなか市	H 6.11.1	新設	142,402	2市
あきる野市	H 7.9.1	新設	77,861	2市
篠山市	H 11.4.1	新設	44,752	1市3町
新潟市	H 13.1.1	編入	518,374	1市1町
西東京市	H 13.1.21	新設	175,073	2市
さいたま市	H 13.5.1	新設	968,999	3市
大船戸市	H 13.11.15	新設	45,159	1市1町

〈特例期間→5年間〉

新市名	合併年月日		人口	構成
さぬき市	H 14.4.1	新設	57,773	5町
つくば市	H 14.11.1	新設	191,806	1市1町
静岡市	H 15.4.1	新設	706,513	2市
南アルプス市	H 15.4.1	新設	70,116	4町2村
あさぎり市	H 15.4.1	新設	17,751	2町3村
周南市	H 15.4.21	新設	157,547	2市2町

*人口の単位：人

2 「税率の区分」

		標準税率	制限税率	一定税率	任意税率	摘 要
法定普通税	個人市町村民税均等割	○				
	〃 所得割	○				
	法人市町村民税均等割	○	○			制限：1.2 倍
	〃 法人税割	○	○			標準：12.3%
	固定資産税	○	○			制限：2.1/100
	軽自動車税	○	○			制限：1.2 倍
	市町村たばこ税			○		
	鉱産税	○	○			制限：1.2 倍
法定目定税	特別土地保有税			○		
	入湯税	○				
	都市計画税		○			
	国民健康保険税				○	

「標準税率」：地方団体が課税する場合に通常よるべき税率で、その財政上の特別の必要があると認める場合においては、これによることを要しないとして法定されている税率

「制限税率」：地方団体が課税する場合に超えてはならないものとして法定されている税率

「一定税率」：地方団体が課税する場合に、それ以外の税率によることを許さないものとして法定されている税率

「任意税率」：法律上の定めを設けず、地方団体が任意に定めることができるものとされている税率

〔個人住民税均等割の税率〕

資料 B

1 地方税法の規定

（個人の均等割の税率）

第 310 条 第 294 条〈市町村民税の納税義務者等〉第 1 項第 1 号又は第 2 号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村において当該下欄に掲げる額とする。

市	町	村	税	率
(一) 人口五十万以上の市			年額	三千円
(二) 人口五万以上五十万未満の市			年額	二千五百円
(三) (一) 及び (二) の市以外の市並びに町村			年額	二千円

2 (略)

※ 道府県民税の税率は一律千円

2 均等割税率の状況…標準税率

	市 町 村 名	均等割税率	参 考（所得割税率）									
1	鶴 岡 市	2, 5 0 0 円	〈全市町村標準税率〉 <table><tr><th>課税総所得金額の段階</th><th>税 率</th></tr><tr><td>200 万円以下</td><td>3 %</td></tr><tr><td>200 万円超万円 700 万円以下</td><td>8 %</td></tr><tr><td>700 万円超</td><td>10 %</td></tr></table> ※700 万円超の税率は特例税率（本則 12%）		課税総所得金額の段階	税 率	200 万円以下	3 %	200 万円超万円 700 万円以下	8 %	700 万円超	10 %
課税総所得金額の段階	税 率											
200 万円以下	3 %											
200 万円超万円 700 万円以下	8 %											
700 万円超	10 %											
2	藤 島 町	2, 0 0 0 円										
3	羽 黒 町	2, 0 0 0 円										
4	櫛 引 町	2, 0 0 0 円										
5	三 川 町	2, 0 0 0 円										
6	朝 日 村	2, 0 0 0 円										
7	温 海 町	2, 0 0 0 円										

3 合併先進事例

「特例期間が 3 年間の時に合併した市」

＜ひたちなか市＞・＜あきる野市＞…合併する年度及びこれに続く 2 年度は不均一課税

＜新潟市＞…合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 3 カ年度は不均一課税

＜大船戸市＞…合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 3 カ年度は不均一課税

＜さいたま市＞…14 年度以降年額 3,000 円（H13.5.1 合併）

「特例期間が 5 年間となった以後に合併した市」

＜さぬき市＞…標準税率を採用

＜つくば市＞…合併年度は不均一課税（H14.11.1 合併）

＜静岡市＞…16 年度以降年額 3,000 円（H15.4.1 合併）

＜周南市＞…合併年度及びこれに続く 5 年度間は現行税率

4 調整上の留意点

- ◇現在、全市町村が標準税率を採用しており、合併時に標準税率以外の税率を選択することは考えられない
- ◇合併時には、新市の人口によって標準税率が定められている
- ◇合併直後に税負担が増加することは回避すべきである
- ◇合併特例法第 10 条の適用について…下記の選択が考えられる
 - ①合併年度に限り不均一課税とする
 - ②合併年度及び合併翌年度～4 年度間を不均一課税とする…何年と特定する根拠がない
 - ③特例期間限度年度（5 年度）まで不均一課税とする
- ◇平成 16 年度の税制改正を見据える必要がある

5 調整の結果

- ◆個人市民税の均等割税率は標準税率（現行 2,500 円）とする
- ◆ただし、合併する年度及びこれに続く 5 か年度は不均一課税とする

※ 不均一課税終了後の増税額の試算（2,000 円→2,500 円）

- ◇6 町村の平成 14 年度の均等割額納税義務者数 16,790 人×500 円＝8,395,000 円
参 考：鶴岡市の平成 14 年度の均等割額納税義務者数 33,932 人

※ 平成16 年度に向けての税制改正動向

「政府税制調査会」・「与党税制協議会」

◇均等割を増額する方向で検討

- ・人口規模に応じて 3 段階になっているものを統一
- ・区分を統一後に増額（市 500 円増額 町村 1,000 円増額）

＊市町村民税 3,000 円＋県民税 1,000 円＝4,000 円

- ＊ 平成 1 6 年度の課税分から統一されれば、基本的に差異は生ぜず調整の必要はなくなることとなります。

[都 市 計 画 税 の 税 率]

資料 C

1 地方税法の規定

(1) 都市計画税の課税客体等

第 702 条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第 5 条の規定により都市計画区域として指定されたもの（以下本項において「都市計画区域」という。）のうち同法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域（当該年計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合に合っては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域）内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該年計画区域のうち市街化調整区域（同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。）において同法第 34 条第 10 号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

2 都市計画税の課税状況及び採用税率

<都市計画税の税率>

	市 町 村 名	課 税 の 有 無	採 用 税 率
1	鶴 岡 市	○	0.30%
2	藤 島 町	○	0.20%
3	羽 黒 町	—	—
4	櫛 引 町	—	—
5	三 川 町	—	—
6	朝 日 村	—	—
7	温 海 町	○	0.20%

第 702 条の 4 都市計画税の税率は、百分の 0.3 を超えることができない。

*制限税率

3 採用税率の状況

(1) 県内の状況（H14.4.1 現在）

区 分	該当数	0.10%	0.13%	0.15%	0.20%	0.25%	0.30%
市	13				1	1	11
町 村	11	1	1	1	2	2	4
計	24	1	1	1	3	3	15

(2) 全国の状況（H15.4.1 現在）

0.19 以下	0.20	0.22	0.23	0.24	0.25	0.26	0.27	0.275	0.28	0.30	計
73	250	2	2	5	56	1	15	1	5	371	781

4 合併先進事例

<あきる野市>…税率 0.27%を採用する。但し、合併する年度は現行の税率を採用

<新潟市>・<潮来市>・<大船渡市>…

…合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 3 カ年度は不均一課税

<西東京市>…税率は百分の 0.24 とする。ただし、合併する年度は現行の税率

5 調整上の留意点

- ◇財政上の観点から都市計画税を課税しないこととする選択肢は考えられない
- ◇現行の税率を引き下げることにも財政上の観点から懸念される
- ◇新市の都市計画区域、課税区域が明らかでないことから、現段階で新市の都市計画事業を踏まえての新たな税率の設定は困難である（新市の都市計画区域は合併後3年以内に設定することで調整中、よって新市の都市計画税の課税区域は、早ければ合併後2年内、遅くとも4年以内に設定することとなる）
- ◇合併により税負担が急増することは回避すべきである
- ◇合併特例法第10条の適用について…下記の選択が考えられる
 - ①合併年度に限り不均一課税とする
 - ②新市の課税区域が設定されるまでの間、不均一課税とする
 - ③3年度又は4年度、不均一課税とする…何年と特定する根拠がない

6 調整の結果

- ◆都市計画税の税率は鶴岡市の例（0.30％）を基本に調整する
- ◆ただし、合併する年度及びこれに続き新市における課税区域が設定されるまでの年度（5年度内）は不均一課税とする

1 不均一課税の根拠

「地方税法」…（公益等による課税免除及び不均一課税）

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。
2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

「国際観光ホテル整備法」…（ホテルの登録）

第3条 ホテルを営んでいる者は、ホテルごとに国土交通大臣の登録を受けることができる。

第32条 登録ホテル業又は登録旅館業（以下「登録ホテル業等」という。）の用に供する建物については、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定の適用があるものとする。

「都市再開発法」…（固定資産税の軽減等）

第138条 高度利用地区内において、当該高度利用地区に関する都市計画に適合して建築された耐火建築物で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定の適用があるものとする。

2 条例の規定

「鶴岡市市税条例」…（固定資産税の税率）・（不均一課税による固定資産税の税率）

第42条 固定資産税の税率は、100分の1.4とする。

第42条の2 次に掲げる固定資産税に対して課する固定資産税の税率は、前条の規定にかかわらず当該各号に定めるところによる。

- (1) 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条の規定により登録を受けたホテル業又は旅館業の用に供する家屋については、当該家屋が登録された日後新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年分に限り100分の1.0とする。
- (2) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第138条第1項の規定の適用を受ける耐火建築物については、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年分に限り100分の0.7とする。（法附則第16条第5項の規定の適用を受ける従前の権利者については、同項の規定による固定資産税額に対応する課税標準額を控除した額について適用）

「温海町町税条例」…（固定資産税の税率）

第50条 固定資産税の税率は100分の1.4とする。

- 2 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）の規定により登録されたホテル業又は旅館業の用に供する家屋に対して課する固定資産税の税率は前項の規定にかかわらず、登録された後最初に固定資産税を課する年から5年度に限り前項に定める税率に0.5、5年度を経過した最初の年度については0.625、第2年度については0.75、第3年度については0.875を乗じた率とする。ただし、昭和51年1月1日現在既存の当該家屋に対しては7年度まで0.5とし、経過措置については本文を適用する。

3 不均一課税の状況

(1) 不均一課税の実施状況

	市 町 村 名	固定資産税率	不均一課税	摘 要
1	鶴 岡 市	1.4%	○	国際観光ホテル整備法関係・都市再開発法関係
2	藤 島 町	1.4%	—	
3	羽 黒 町	1.4%	—	
4	櫛 引 町	1.4%	—	
5	三 川 町	1.4%	—	
6	朝 日 村	1.4%	—	
7	温 海 町	1.4%	○	国際観光ホテル整備法関係

(2) 現行の採用税率

＜国際観光ホテル整備法＞関係					＜都市再開発法＞関係	
市 町 名	当初5年度分	超後1年度目	超後2年度目	超後3年度目	市 町 名	5年度分
鶴 岡 市	1.0%	—	—	—	鶴 岡 市	0.7%
温 海 町	0.7%	0.875%	1.05%	1.225%	温 海 町	—

(3) 平成15年度の適用件数（軽減額）及び適用最終年度

- ・鶴岡市（国際観光ホテル整備法関係）… 1件（110,600円） 平成18年度まで
- ・温海町（国際観光ホテル整備法関係）… 3件（7,899,070円） 平成18年度まで

4 県内他市の状況（平成15年度調べ）

＜国際観光ホテル整備法＞関係				＜都市再開発法＞関係			
市 名	固定資産税率	不均一税率	対象年	市 名	固定資産税率	不均一税率	対象年
酒 田 市	1.4%	—	—	酒 田 市	1.4%	0.7%	3年
寒 河 江 市	1.4%	1.0%	3年	寒 河 江 市	1.4%	—	—
上 山 市	1.4%	1.0%	5年	上 山 市	1.4%	0.7%	5年
東 根 市	1.4%	1.12%	3年	東 根 市	1.4%	—	—

5 その他の市町村（固定資産税率1.4%）状況（昭和59年度調べ）

＜国際観光ホテル整備法＞関係				税率区分	
市 町 村 名	固定資産税率	不均一税率	対象年	税率	団体数
北 塩 原 村	1.4%	1.2%	無期限	0.6%	1
秋 保 町	1.4%	0.7%	1年	0.7%	6
湯 田 町	1.4%	0.75%	5年	0.75%	1
松 尾 村	1.4%	0.98%	5年	0.84%	1
弥 彦 村	1.4%	0.98%	無期限	0.9%	1
湯 沢 町	1.4%	1.26%	3年	0.93%	1
雄 勝 町	1.4%	0.7%	3年	0.98%	2
六 戸 町	1.4%	0.7%	3年	1.0%	2
鳴 子 町	1.4%	0.84%	無期限	1.1%	1
大 畑 町	1.4%	1.3%	3年	1.2%	2
西 郷 村	1.4%	1.0%	5年	1.26%	1
大 鰯 町	1.4%	1.0%	無期限	1.3%	1
松 島 町	1.4%	0.9%	5年		
猪 苗 代 町	1.4%	1.1%	5年		
宮 城 町	1.4%	0.7%	3年		
村 上 市	1.4%	0.7%	無期限		
白 石 市	1.4%	0.6%	5年		
天 館 市	1.4%	0.7%	3年		
福 島 市	1.4%	0.93%	5年		
郡 山 市	1.4%	1.2%	5年		

→

対象年区分	
対象年	団体数
1年	1
3年	6
5年	8
無期限	5

6 軽減額の試算（評価替えによる変動等は否考慮）

A：課税標準額→1億円

B：課税標準額→5千万円

C：課税標準額→3千万円

（1）現行の鶴岡市の不均一課税

（単位：千円）

		本 則 1.4%	不均一課税の適用年度					適用年度後			計
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	
A	税 額	1,400	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400	1,400	9,200
	軽減額		400	400	400	400	400	0	0	0	2,000
B	税 額	700	500	500	500	500	500	700	700	700	4,600
	軽減額		200	200	200	200	200	0	0	0	1,000
C	税 額	420	300	300	300	300	300	420	420	420	2,760
	軽減額		120	120	120	120	120	0	0	0	600

（2）現行の温海町の不均一課税

（単位：千円）

		本 則 1.4%	不均一課税の適用年度								計
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	
A	税 額	1,400	700	700	700	700	700	875	1,050	1,225	6,650
	軽減額		700	700	700	700	700	525	350	175	4,550
B	税 額	700	350	350	350	350	350	437.5	525	612.5	3,325
	軽減額		350	350	350	350	350	262.5	175	87.5	2,275
C	税 額	420	210	210	210	210	210	262.5	315	367.5	1,995
	軽減額		210	210	210	210	210	157.5	105	52.5	1,365

＊ 8年間の軽減額比較では、鶴岡市：「1」に対し温海町：「2.275」

7 調整上の留意点

- ◇不均一の税率の基準及び適用期間の基準はない→各団体での政策判断
- ◇不均一課税により減収となる分について交付税措置はない
- ◇国際観光ホテル整備法関係の県内他市の状況は税率 1.0%以上で、適用期間を 3～5 年としている
- ◇その他の市町村では、0.7%を採用している団体が最も多いが、1.0%程度の税率が中間で、適用期間は 5 年間で最も多い
（データが古く現在は違っている可能性がある、また全国的なデータではない）
- ◇他の納税者との均衡を考慮する必要がある
- ◇現在適用中のものに対して不利益な影響を与えないよう配慮する必要がある
- ◇合併特例法第 10 条の適用について…下記の選択が考えられる
 - ①無期限に温海町地区については当該税率を採用する…他地区との関連もあり難しい
 - ②5 年度に限り不均一課税を行う
（5 年度目の平成 21 年度に新たな対象者があった場合は、以後 8 年度（平成 21 年度～平成 28 年度）不均一を行うこととなり、合併翌年度から実質 12 年度不均一課税を行うこととなる）
 - ③現在適用中のものに配慮し平成 18 年度まで不均一課税を行う
（2 年度目の平成 18 年度に新たな対象者があった場合は、以後 8 年度（平成 18 年度～平成 25 年度）不均一を行うこととなり、合併翌年度から実質 9 年度不均一課税を行うこととなる）
 - ④現在適用のものに限り不均一課税を行う
- ◇新たな不均一課税を設定することも考えられる

8 調整の結果

- ◆固定資産税不均一課税については鶴岡市の例を基本に調整する
- ◆ただし、合併する年度及び合併前に適用中のものは旧条例により不均一税率とする

1 地方税法の規定

「個人住民税の納期」「固定資産税・都市計画税の納期」「軽自動車税の納期」

「〇月、〇月、〇月、〇月中において条例で定める。ただし、特別の事情がある場合には、これと異なる納期を定めることができる。」と規定…別紙参照

2 調整上の留意点

- ◇基本的には地方税法の規定を遵守しなければならないものである
- ◇住民の月々の税負担に配慮する必要がある
- ◇賦課事務執行上、繁忙等により課税誤りを招くような納期の設定は避けなければならない
- ◇現行の納期を著しく変更することは、住民周知や指定金融機関での取扱い、賦課システムや帳票の変更などの課題が伴う（経費も伴う）

3 調整結果

- ◆「個人住民税」の納期は、法定納期（鶴岡市、羽黒町、三川町、朝日村、温海町の例）による。ただし、合併年度は旧市町村の例による
- ◆「固定資産税・都市計画税」の納期は、5月、7月、12月及び2月に統一する。ただし、合併年度は旧市町村の例による
- ◆「軽自動車税」の納期は5月（鶴岡市の例）とする

＊3税目とも合併翌年度の平成17年度から統一することとなる

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
個人市民税			◆		◆		◆			◆		
固定資産税		◆		◆					◆		◆	
軽自動車税		◆										
参考：国保税（鶴岡市の例）				○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 参 考

『法定納期』

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
個人市民税			●		●		●			●		
固定資産税	●			●					●		●	
軽自動車税	●											

『現行の「鶴岡市」・「山形市」・「酒田市」・「米沢市」の納期』

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
個人市民税			○		○		○			○		
固定資産税	○			○					○		○	
軽自動車税		○										

『北部合併協議会分科会での決定納期』

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
個人市民税			○		○		○		○			
固定資産税		○		○		○		○		○	○	
軽自動車税		○										

〔個人住民税の納期〕

『地方税法の規定』

（普通徴収に係る個人の市町村民税の納期）

第 320 条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6 月、8 月、10 月及び 1 月中（当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあっては、6 月中）において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

「法定納期」

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			●		●		●			●		

「南部地区市町村の現行納期」

市町村名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
鶴岡市			○		○		○			○		
藤島町			○		○			○		○		
羽黒町			○		○		○			○		
櫛引町			○		○		○		○			
三川町			○		○		○			○		
朝日村			○		○		○			○		
温海町			○		○		○			○		

（注 1）藤島町の納期は当月の 25 日、他市町村は末日

「県内 12 市の現行納期」

市 名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
山形市			○		○		○			○		
米沢市			○		○		○			○		
酒田市			○		○		○			○		
新庄市			○		○		○		○			
寒河江市			○		○		○		○			
上山市			○		○		○			○		
村山市			○		○		○			○		
長井市			○		○		○		○			
大童市			○		○		○			○		
東根市			○		○		○			○		
尾花沢市			○		○		○		○			
南陽市			○		○		○		○			

「調整納期」

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			◆		◆		◆			◆		

「合併先進事例」

＜あきる野市＞…秋川市の例による。ただし、合併する年度はそれぞれの旧市町村の例

＜大船渡市＞…合併年度の翌年度から統一 ＜さぬき市＞・＜あさぎり市＞…地方税法に定める納期

＜南アルプス市＞…八田村、白根町、芦安村、櫛形町の例 ＜周南市＞…徳山市、熊毛町、鹿野町例

〔固定資産税・都市計画税の納期〕

『地方税法の規定』

（固定資産税の納期）：（都市計画税の納期）…第 702 条の 2

第 362 条 固定資産税（都市計画税）の納期は、4 月、7 月、12 月及び 2 月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

「法定納期」

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	●			●					●		●	

「南部地区市町村の現行納期」

市町村名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
鶴岡市	○			○					○		○	
藤島町		○		○			○		○			
羽黒町		○		○		○		○				
櫛引町		○		○		○		○				
三川町		○		○				○			○	
朝日村		○		○		○			○			
温海町		○		○		○		○				

（注 1）藤島町の納期は当月の 25 日、他市町村は末日

（注 2）鶴岡市の第 1 期の納期は、評価替えの年度は 5 月

「県内 12 市の現行納期」

市 名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
山形市	○			○					○		○	
米沢市	○			○					○		○	
酒田市	○			○					○		○	
新庄市		○		○				○		○		
寒河江市		○		○				○		○		
上山市		○		○		○			○			
村山市		○			○			○	○			
長井市		○		○		○		○				
天童市		○		○		○		○				
東根市		○			○		○		○			
尾花沢市		○		○		○		○				
南陽市		○		○		○		○				

「調整納期」

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		◆		◆					◆		◆	

「合併先進事例」

＜あきる野市＞…秋川市の例による。ただし、合併する年度はそれぞれの旧市町村の例

＜西東京市＞…保谷市の例による。ただし、合併する年度はそれぞれ旧市の例

＜さいたま市＞…現行、ただし平成 14 年度以降の納期は、5・7・12・2 月で調整

＜大船渡市＞…合併年度の翌年度から統一 ＜さぬき市＞…地方税法に定める納期

＜周南市＞…熊毛町、鹿野町の例、ただし第 1 期の納期は 5 月 1 日から 5 月 31 日

(軽自動車税の納期)

『地方税法の規定』

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第 445 条 (略)

2 軽自動車税の納期は、4 月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

「法定納期」

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	●											

「南部地区市町村の現行納期」

市町村名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
鶴岡市		○										
藤島町	○											
羽黒町	○											
櫛引町	○											
三川町	○											
朝日村	○											
温海町	○											

(注1) 藤島町の納期は当月の 25 日、他市町村は末日

「県内12市の現行納期」

市 名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
山形市		○										
米沢市		○										
酒田市		○										
新庄市		○										
寒河江市		○										
上山市	○											
村山市	○											
長井市	○											
大童市		○										
東根市	○											
尾花沢市	○											
南陽市	○											

「調整納期」

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		◆										

「合併先進事例」

＜篠山市＞・＜あさぎり市＞…地方税法及び市町村税条例準則に定める納期

＜西東京市＞…保谷市の例による。ただし、合併する年度はそれぞれ旧市の例

＜大船渡市＞…合併年度の翌年度から統一

＜さぬき市＞…課税客体の把握、事務処理を勘案して5月

1 地方税法等の規定

(1) 都市計画税の課税客体等

第 702 条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第 5 条の規定により都市計画区域として指定されたもの（以下本項において「都市計画区域」という。）のうち同法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域（当該年計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合に合っては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域）内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該年計画区域のうち市街化調整区域（同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。）において同法第 34 条第 10 号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

(2) 条例規定

①「鶴岡市市税条例」

（都市計画税の課税区域）

第 117 条 都市計画税を課する区域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条の規定により指定された鶴岡都市計画区域のうち、別表第 1 に掲げる区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定による鶴岡市農業振興地域整備計画により認定した農用地を除く。）とする。

（都市計画税の納税義務者）

第 118 条 都市計画税は、前条の区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地及び家屋の所有者に課する。

②「藤島町都市計画税条例」等

（納税義務者）

第 2 条 都市計画税は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条の規定により指定された都市計画区域内のうち規則で定める地域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。

「藤島町都市計画税を課する地域の設定に関する規則」

（都市計画税を課する地域）

第 2 条 都市計画税を課する地域は、別表に定める地域とする。

③「温海町都市計画税条例」

（納税義務者）

第 2 条 都市計画税は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条の規定により指定された都市計画区域内のうち別表に定める地域に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。

2 現行の課税市町及び都市計画区域の設定状況

	市町村名	都市計画税の課税状況		都市計画区域 (H13/3 現)
		課税市町	収入額：H14	
1	鶴岡市	○ (0.30%)	853,551 千円	12,514ha
2	藤島町	○ (0.20%)	27,360 千円	2,115 ha
3	羽黒町	—	—	—
4	櫛引町	—	—	1,660 ha
5	三川町	—	—	1,475 ha
6	朝日村	—	—	—
7	温海町	○ (0.20%)	38,570 千円	696 ha

3 調整上の留意点

- ◇都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に充てる目的税である
- ◇課税の対象区域は、都市計画区域として指定された区域でなければならないが、7市町村は、①都市計画区域を定め都市計画税を課税している市町 ②都市計画区域は定めているが課税はしていない町 ③都市計画区域を定めず課税もしていない町村 とに分けられる（現行では、都市計画事業計画の有無は別として、櫛引町と三川町では課税できることになり、羽黒町と朝日村では課税できないことになる）
- ◇都市計画税の課税の前提となる新市の都市計画区域は、合併後3年以内に設定することで調整中であり、当然、新市の都市計画事業も決まっていない
- ◇新たに課税する場合は、地区住民に対し説明会を開催するなど、十分な周知と理解を得ることが必要である
- ◇合併と同時に新たに税負担が発生することは回避すべきである

4 調整の結果

- ◆「都市計画税」の課税区域は現行のとおりとする
 - ◆ただし、合併後に新市における都市計画区域の設定時に新都市計画事業計画を踏まえ、新市の課税区域を設定する
- ＊新市の都市計画区域が合併後3年以内に設定→新市の課税区域は合併後4年以内に設定することとなり、よって現在課税していない町村でも合併後4年内には課税することとなる地域が発生することもあると考えられる

1 地方税法の規定

（市町村民税の減免）

第 323 条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認められる者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。

（固定資産税の減免）…都市計画税の減免は第 702 条の 8

第 367 条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認められる者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

（軽自動車税の減免）

第 454 条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において軽自動車税の減免を必要とすると認められる者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、軽自動車税を減免することができる。

2 免除及び減免規定等の差異

「市町村民税」

区 分	差 異
免除・減免規定	◇概ね 7 市町村が同一規定
減免基準（事項）	◇三川町、朝日村、温海町は基準を定めていない ◇他の団体は概ね同一基準
減免基準（割合）	◇基準を定めている市町の中で若干の相違がある

「固定資産税」

区 分	差 異
免除・減免規定	◇概ね 7 市町村が同一規定
減免基準（事項）	◇「ゲートボール場」や「私道で公共用の道路」など、基準がある団体とない団体がある
減免基準（割合）	◇生活困窮による私的な扶助で減免割合に若干の相違がある

「軽自動車税」

区 分	差 異
免除・減免規定	◇鶴岡市には「免除」規定があるが、町村にはない ◇免除・減免規定の内容については 7 市町村が同一
減免基準（事項）	◇「本人等以外の者と共有するもの」の基準がある団体とない団体がある
減免基準（割合）	◇前事項の基準の有無に伴う減免割合の有無

3 生活困窮者の減免状況

別 紙

4 調整上の留意点

- ◇免除・減免規定、基準は概ね同一であるが、減免割合に若干の相違がある
- ◇減免割合に若干の相違がある減免事項について、現在適用中のものがあるかどうか
 - ＊生活困窮者で生活保護適用者以外の減免状況は少ない→統一しても影響が少ない
 - ＊固定資産税で生活困窮者以外の減免状況は、7市町村で相当数あるものと思われるが、全ての調整を図ることは現時点では困難である

5 調整の結果

- ◆免除・減免規定及び基準は鶴岡市の例を基本に調整する

「個人市民税」の課税免除・減免（１）

市町村名	区 分	減 免 規 定（○印は減免規定にない事項）	減 免 基 準	減 免 の 割 合
鶴岡市	免 除	(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者等 (2) 学生及び生徒 (3) 民法第34条の公益法人（収益事業を営むものを除く。） (4) 地縁による団体（収益事業を営むものを除く。） (5) 特定非営利活動法人（収益事業を営むものを除く。） (6) 青年団、婦人会、PTAその他これらに類する公共の利益を目的とする団体	(1) 賦課期日において生活保護法の適用 (2) 生活保護法による扶助以外の扶助の適用 (3) 生活困窮のため慈善団体等からの私的な扶助	均等割額・所得割額＝全部 所得割額＝全部 市長が必要と認める割合 均等割額・所得割額＝全部 均等割額＝全部 均等割額＝全部 均等割額＝全部 均等割額＝全部
	減 免	(1) 火災、落雷の災害を受け、著しく納税の實力を失った者 (2) 納税者又はその同居親族が疾病にかかり、著しく納税の實力を失った者 (3) 失業、廃業、休業により、著しく納税の實力を失った者 (4) 当該年において所得が皆無となった者又はこれに準ずると認められる者 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に減免を必要とする特別の事情がある者	(1) 災害で納税義務者死亡、相続人が納付困難 (2) 災害で納税義務者が障害者、納付困難 (3) 損害金額、所得金額で区分（ア～カ） (4) その他市長が必要と認めるとき ※所得に対する医療費の割合で区分（ア～エ） (1) 所得が皆無のとき (2) 所得の減少の割合で区分（(2)～(4)） (1) 納税義務者死亡、相続人の所得皆無（ア） (1) 納税義務者死亡、相続人が納付困難（イ～イ） (2) その他特に減免を必要と認められるもの	均等割額・所得割額＝全部 均等割額・所得割額9/10 所得割額全部～1.5/10 6段 市長が必要と認める割合 所得割額8/10～2/10 4段 均等割額・所得割額＝全部 所得割額8/10～5/10 3段 均等割額・所得割額＝全部 所得割額8/10～2/10 4段 市長が必要と認める割合
藤島町	減 免	(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者等 (2) 当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 (3) 学生及び生徒 (4) 民法第34条の公益法人（収益事業を行うものを除く。） (5) 地縁による団体（収益事業を行うものを除く。） (6) 法人である政党等（収益事業を行うものを除く。） (7) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 (8) 震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害の被害者 ○ 公共の利益を目的とする団体 ○ 疾病にかかり著しく納税の實力を失ったもの ○ 特別の事情がある者	(1) 賦課期日において生活保護法の適用 (2) 生活保護法による扶助以外の扶助の適用 (3) 生活困窮のため慈善団体等からの私的な扶助 (1) 所得が皆無のとき (2) 所得の減少の割合で区分（(2)～(4)） (1) 災害で納税義務者死亡、相続人が納付困難 (2) 災害で納税義務者が障害者、納付困難 (3) 損害金額、所得金額で区分（ア～カ） (4) その他町長が必要と認めるとき ※所得に対する医療費の割合で区分（ア～エ） (1) 納税義務者死亡、相続人の所得皆無（ア） (1) 納税義務者死亡、相続人が納付困難（イ～イ） (2) その他特に減免を必要と認められるもの	均等割額・所得割額＝全部 所得割額＝全部 町長が必要と認める割合 均等割額・所得割額＝全部 所得割額8/10～5/10 3段 均等割額・所得割額＝全部 均等割額＝全部 均等割額＝全部 均等割額＝全部 均等割額・所得割額＝全部 均等割額・所得割額9/10 所得割額全部～1.5/10 6段 町長が必要と認める割合 均等割額＝全部 所得割額8/10～2/10 4段 均等割額・所得割額＝全部 所得割額8/10～2/10 4段 町長が必要と認める割合

「個人市民税」の課税免除・減免（２）

市町村名	区 分	減 免 規 定（○印は減免規定にない事項）	減 免 基 準	減 免 の 割 合
羽黒町 (第41条)	減 免	(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者	(1) 賦課期日において生活保護法の適用 (2) 生活保護法による扶助以外の扶助の適用 (3) 生活困窮のため慈善団体等からの私的な扶助	均等割額・所得割額＝全部 所得割額＝全部 町長が必要と認める割合
		(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者	(1) 所得が皆無のとき (2) 所得の減少の割合で区分 (2)～(4)	均等割額・所得割額＝全部 所得割額8/10～5/10 3段 均等割額・所得割額＝全部
		(3) 学生及び生徒		均等割額＝全部
		(4) 公益法人（収益事業を行うものを除く。）		均等割額＝全部
		(5) 地縁による団体（収益事業を行うものを除く。）		均等割額＝全部
		(6) 法人である政党等（収益事業を行うものを除く。）		均等割額＝全部
		(7) 特定非営利活動法人（収益事業を行うものを除く。）		均等割額＝全部
		○ 公共の利益を目的とする団体		均等割額＝全部
		○ 火災等の災害を受けた者	(1) 災害で納税義務者死亡、相続人が納付困難 (2) 災害で納税義務者が障害者、納付困難 (3) 損害金額、所得金額で区分（ア～カ） (4) その他町長が必要と認めるとき	均等割額・所得割額＝全部 均等割額・所得割額9/10 所得割額全部～1.5/10 6段 町長が必要と認める割合
		○ 疾病にかかり著しく納税の實力を失ったもの等 ○ 特別の事情のある者	※所得に対する医療費の割合で区分 (1)～(4) (1) 納税義務者死亡、相続人の所得皆無（ア） (1) 納税義務者死亡、相続人が納付困難（イ～ウ） (2) その他特に減免を必要と認められるもの	所得割額8/10～2/10 4段 均等割額・所得割額＝全部 所得割額8/10～2/10 4段 町長が必要と認める割合
櫛弓町 (第43条)	減 免	(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者	(1) 賦課期日において生活保護法の適用 (2) 生活保護法による扶助以外の扶助の適用 (3) 生活困窮のため慈善団体等からの私的な扶助	均等割額・所得割額＝全部 所得割額＝全部 所得割額＝全部
		(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者	(1) 所得が皆無のとき (2) 所得の減少の割合で区分 (2)～(4)	均等割額・所得割額＝全部 所得割額8/10～5/10 3段 均等割額・所得割額＝全部
		(3) 学生及び生徒		均等割額＝全部
		(4) 法人である政党等（収益事業を行うものを除く。）		均等割額＝全部
		(5) 民法第34条の公益法人（収益事業を行うものを除く。）		均等割額＝全部
		(6) 地縁による団体（収益事業を行うものを除く。）		均等割額＝全部
		(7) 特定非営利活動法人（収益事業を行うものを除く。）		均等割額＝全部
		○ 公共の利益を目的とする団体		均等割額＝全部
		○ 火災等の災害を受けた者	(1) 災害で納税義務者死亡、相続人が納付困難 (2) 災害で納税義務者が障害者、納付困難 (3) 損害金額、所得金額で区分（イ～ヘ） (1) 所得に対する医療費の割合で区分（イ～ロ） (2) 看護のため納付困難（イ～ロ）	均等割額・所得割額＝全部 均等割額・所得割額＝全部 所得割額全部～2.5/10 6段 所得割額7/10～5/10 2段 所得割額7/10～5/10 2段
		○ 疾病にかかり著しく納税の實力を失ったもの等 ○ 失業等により著しく納税の實力を失った者 ○ 所得が皆無となった者 ○ 農作物の災害を受けた者 ○ 特別の事情のある者	(1) 所得が皆無 (2) 所得の減少により区分 (2)～(3) ※前年所得金額によって区分 5段階 (1) 納税義務者死亡、相続人の所得皆無（ア） (1) 納税義務者死亡、相続人が納付困難（イ～ロ） (2) 譲渡所得等で実質所得が僅少、その他特別	均等割額・所得割額＝全部 所得割額7/10～5/10 3段 均等割額・所得割額＝全部 所得割額1.0/10～2/10 5段 均等割額・所得割額＝全部 所得割額6/10～2/10 4段 町長が必要と認める割合

「個人市民税」の課税免除・減免（３）

市町村名	区 分	減 免 規 定（○印は減免規定にない事項）	減 免 基 準	減 免 の 割 合
三川町 (第43条)	減 免	(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者 (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 (3) 学生及び生徒 (4) 民法第34条の公益法人（収益事業を行うものを除く。） (5) 地縁による団体（収益事業を行うものを除く。） (6) 政党又は政治団体（収益事業を行うものを除く。） (7) 特定非営利活動法人（収益事業を行うものを除く。）	※減免基準なし	
朝日村 (第42条)	減 免	(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者 (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 (3) 学生及び生徒 (4) 公益法人（収益事業を行うものを除く。） (5) 地縁による団体（収益事業を行うものを除く。） (6) 政党交付金の交付を受ける政党等（収益事業を行うものを除く。） (7) 特定非営利活動法人（収益事業を行うものを除く。）	※減免基準なし	
温海町 (第41条)	減 免	(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者 (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 (3) 学生及び生徒 (4) 民法第34条の公益法人（収益事業を行うものを除く。） (5) 地縁による団体（収益事業を行うものを除く。） (6) 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第8条に規定する法人である政党又は政治団体（収益事業を行うものを除く。） (7) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人（収益事業を行うものを除く。）	※減免基準なし	

「 固 定 資 産 税 」 の 減 免 (1)

市町村名	区 分	減 免 規 定 (○ 印 は 減 免 規 定 に な い 事 項)	減 免 基 準	減 免 の 割 合
鶴岡市 (第52条)	減 免	(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のため直接専用する固定資産 (有料で使用するものを除く。) (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産 (4) 前各号に掲げるもののほか、特に減免を必要とする特別の事情がある固定資産	(1) 生活保護法の適用 (2) 生活保護法適用以外の生活扶助 (3) 慈善団体等からの私的な扶助 (1) 公民館類似施設と認められる家屋及び敷地 (2) 専ら地域の集会所の用に供する家屋及び敷地 (3) 消防施設の用に供するもの (4) 漁業者が共同で利用する船揚場用の土地 (5) 揚水場の用に供する土地 (6) 共同浴場の用に供する家屋及び敷地 (7) 路面上相当区間連続したアーケード、街路灯 (8) 児童遊園地の用に供する土地 (9) ゲートボール場の用に供する敷地 (10) 県知事が認める各種学校の用に供する家屋 (11) 登録有形文化財である家屋 (12) その他市長が必要と認めるもの (1) 土 地 ア 被害面積が8/10以上 イ～エ 被害面積の割合で区分 (2) 家 屋 ア 被災面積が全部、復旧不可 イ～エ 被災面積の割合で区分 (3) 償却資産 (船舶以外の償却資産) ア 被災割合が全部、修復不可 イ～エ 被災割合で区分 償却資産 (船舶) ア 船舶が沈没、座礁、放棄 イ～エ 損傷割合で区分 (4) その他市長が必要と認めるもの (1) 生活困窮等で納付が著しく困難 (2) その他特に市長が必要と認めるもの	全 部 5 / 1 0 市長が必要と認める割合 全 部 全 部 全 部 全 部 全 部 全 部 全 部 全 部 700㎡まで全部 5 / 1 0 5 / 1 0 市長が必要と認める割合 全 部 8/10～4/10 全 部 8/10～4/10 全 部 8/10～4/10 全 部 8/10～4/10 市長が必要と認める割合 市長が必要と認める割合 市長が必要と認める割合
藤島町 (第71条)	減 免	(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のため直接専用する固定資産 (有料で使用するものを除く。) (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産 (4) 前各号に掲げるもののほか、特に減免を必要とする特別の事情がある固定資産	(1) 生活保護法の適用 (2) 生活保護法適用以外の生活扶助 (3) 慈善団体等からの私的な扶助 (1) 公民館類似施設と認められる家屋及び敷地 (2) 専ら地域の集会所の用に供する家屋及び敷地 (3) 消防施設の用に供するもの (4) 児童遊園地の用に供する土地 (5) 揚水場の用に供する土地 (6) 共同浴場の用に供する家屋及び敷地 (7) 路面上相当区間連続したアーケード、街路灯 (8) 私道で公共の用に供する道路に準じるもの (9) ゲートボール場の用に供する敷地 (10) 県知事が認める各種学校の用に供する家屋	全 部 5 / 1 0 町長が必要と認める割合 全 部 全 部 全 部 全 部 全 部 全 部 全 部 700㎡まで全部 5 / 1 0

「固定資産税」の減免(2)

市町村名	区 分	減免規定（○印は減免規定にない事項）	減 免 基 準	減 免 の 割 合
藤島町 (第71条)		(3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産 (4) 震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の所有する固定資産 ○ 特別の事情のある者が所有する固定資産	(11)登録有形文化財である家屋 (12)その他町長が必要と認めるもの (1) 土 地 ア 被害面積が8/10以上 イ～エ 被害面積の割合で区分 (2) 家 屋 ア 被災面積が全部、復旧不可 イ～エ 被災面積の割合で区分 (3) 償却資産ア 被災割合が全部、修復不可 イ～エ 被災割合で区分 (4) その他特に町長が必要と認めるもの (1) 生活困窮等で納付が著しく困難 (2) その他特に市長が必要と認めるもの	5/10 町長が必要と認める割合 全 部 8/10～4/10 全 部 8/10～4/10 全 部 8/10～4/10 町長が必要と認める割合 町長が必要と認める割合 町長が必要と認める割合
羽黒町 (第60条)	減 免	(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のため直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。） (3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産 ○ 特別の事情のある者が所有する固定資産	(1) 生活保護法の適用 (2) 生活保護法適用以外の生活扶助 (3) 慈善団体等からの私的な扶助 (1) 公民館類似施設と認められる家屋及び敷地 (2) 専ら地域の集会所の用に供する家屋及び敷地 (3) 消防施設の用に供するもの (4) 揚水場の用に供する土地 (5) ゲートボール場の用に供する敷地 (6) その他町長が必要と認めるもの (1) 土 地 ア 被害面積が8/10以上 イ～エ 被害面積の割合で区分 (2) 家 屋 ア 被災面積が全部、復旧不可 イ～エ 被災面積の割合で区分 (3) 償却資産ア 被災割合が全部、修復不可 イ～エ 被災割合で区分 (4) その他特に町長が必要と認めるもの (1) 生活困窮等で納付が著しく困難 (2) その他特に市長が必要と認めるもの	全 部 5/10 町長が必要と認める割合 全 部 全 部 全 部 全 部 全 部 町長が必要と認める割合 全 部 8/10～4/10 全 部 8/10～4/10 全 部 8/10～4/10 町長が必要と認める割合 町長が必要と認める割合 町長が必要と認める割合
櫛弓町 (第62条)	減 免	(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のため直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。） (3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産	(1) 生活保護法の適用 (2) 生活保護法適用以外の生活扶助 (3) 生活困窮のため公私の扶助 (1) 専ら地域の集会所の用に供する家屋及び敷地 (2) 専ら消防及び防災の用に供する施設及び敷地 (3) 地区等で設置した広場で町長が認めるもの (4) 私道で公共の用に供する道路に準ずるもの (5) その他町長が必要と認めるもの (1) 土 地 ア 被害面積が8/10以上 イ～エ 被害面積の割合で区分	全 部 5/10 5/10 全 部 全 部 全 部 全 部 町長が必要と認める割合 全 部 8/10～4/10

「 固 定 資 産 税 」 の 減 免 (3)

市町村名	区 分	減 免 規 定 (○ 印 は 減 免 規 定 に な い 事 項)	減 免 基 準	減 免 の 割 合
櫛弓町 (第62条)		○ 特別の事情がある者が所有する固定資産	(2) 家 屋 ア 被災面積が全部、復旧不可 イ～エ 被災面積の割合で区分 (3) 償却資産 ア 被災割合が全部、修復不可 イ～エ 被災割合で区分 その他特に町長が必要と認めるもの	全 部 8/10～4/10 全 部 8/10～4/10 町長が認める割合
三川町 (第62条)	減 免	(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のため直接専用する固定資産 (有料で使用するものを除く。) (3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産	※減免基準なし	
朝日村 (第61条)	減 免	(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のため直接専用する固定資産 (有料で使用するものを除く。) (3) 村の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産	※減免基準なし	
温海町 (第60条)	減 免	(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のため直接専用する固定資産 (有料で使用するものを除く。) (3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産 ○ 特別の事情のある者が所有する固定資産	(1) 生活保護法の適用 (2) 生活保護法適用以外の生活扶助 (3) 慈善団体等からの私的な扶助 (1) 公民館類似施設と認められる家屋及び敷地 (2) 消防及び防災の用に供する施設及び敷地 (3) 漁業者が共同で利用する船揚場の土地 (4) 児童遊園の用に供する土地 (5) その他町長が必要と認めるもの (1) 土 地 ア 被害面積が8/10以上 イ～エ 被害面積の割合で区分 (2) 家 屋 ア 被災面積が全部、復旧不可 イ～エ 被災面積の割合で区分 (3) 償却資産 (船舶以外の償却資産) ア 被災割合が全部、修復不可 イ～エ 被災割合で区分 償却資産 (船舶) ア 船舶が沈没、座礁、放棄 イ～エ 損傷割合で区分 特に町長が必要と認めるもの	全 部 5/10 5/10 全 部 全 部 全 部 全 部 町長が必要と認める割合 全 部 8/10～4/10 全 部 8/10～4/10 全 部 8/10～4/10 全 部 8/10～4/10 町長が必要と認める割合

「軽自動車税」の課税免除・減免（１）

市町村名	区 分	減 免 規 定（○印は減免規定にない事項）	減 免 基 準	減 免 の 割 合
鶴岡市				
（第60条）	免 除	(1) 商品であって使用しない軽自動車等 (2) 専ら生徒の教育練習用に供する軽自動車等		
（第66条の3）	減 免	公益のため直接専用する軽自動車等	公益のため直接専用する軽自動車等	全 部
（第66条の3）	減 免	身体障害者等に対する軽自動車税の減免	1 身体障害者等の所有するもの 2 身体障害者用の構造のもの	全 部 全 部
藤島町				
（第87条）	減 免	公益のため直接専用する軽自動車等	公益のため直接専用する軽自動車等	全 部
（第88条）	減 免	身体障害者等に対する軽自動車税の減免	1 身体障害者等の所有するもの (1) 身体障害者手帳の級別に該当する障害 (2) 戦傷病者手帳の重度障害又は準ずる者 (3) 療育手帳の重度の障害 (4) 精神障害者保険福祉手帳通院医療費公費負担 2 身体障害者用の構造のもの (1) 車椅子の昇降装置の装着等の構造 (2) 一般車輛に前項の構造変更	全 部 全 部 全 部 全 部 全 部 全 部
羽黒町				
（第75条）	減 免	公益のため直接専用する軽自動車等	公益のため直接専用する軽自動車等	全 部
（第76条）	減 免	身体障害者等に対する軽自動車税の減免	1 身体障害者等の所有するもの (1) 身体障害者手帳6級以上 (2) 戦傷病者手帳3款症以上 (3) 療育手帳「A」 (4) <u>本人等以外の者と共有するもの</u> 2 身体障害者用の構造のもの (1) 車椅子の昇降装置の装着等の構造 (2) 一般車輛に前項の構造変更	全 部 全 部 全 部 使用率による割合 全 部 全 部

「軽自動車税」の課税免除・減免(2)

市町村名	区 分	減 免 規 定 (○印は減免規定にない事項)	減 免 基 準	減 免 の 割 合
檜弓町				
(第78条)	減 免	公益のため直接専用する軽自動車等	公益のため直接専用する軽自動車等	全 部
(第79条)	減 免	身体障害者等に対する軽自動車税の減免	1 身体障害者等の所有するもの (1)身体障害者手帳1級～6級 (2)戦傷病者手帳3款症以上 (3)療育手帳「A」 (4)本人等以外の者と共有するもの 2 身体障害者用の構造のもの (1)車椅子の昇降装置の装着等の構造 (2)一般車輛に前項の構造変更	全 部 全 部 全 部 使用率による割合 全 部 全 部
三川町				
(第79条)	減 免	公益のため直接専用する軽自動車等	※減免基準なし	
(第79条の2)	減 免	身体障害者等に対する軽自動車税の減免		
朝日村				
(第75条)	減 免	公益のため直接専用する軽自動車等	※減免基準なし	
(第76条)	減 免	身体障害者等に対する軽自動車税の減免		
温海町				
(第69条)	減 免	公益のため直接専用する軽自動車等	※減免基準なし	
(第 条)	減 免	身体障害者等に対する軽自動車税の減免		

「入湯税」の課税免除

市町村名	区 分	免 除 規 定（○印は免除規定にない事項）	免 除 基 準	免 除 の 割 合
鶴岡市 (第 109条)	免 除	(1) 年齢 12 歳未満の者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場 (3) 学校教育法に基づく学校の教育活動で児童生徒を引率する教職員 (4) 県総合体育大会、東北・全国体育大会等体育大会に参加する選手、監督等		
藤島町 (第 133条)	免 除	(1) 年齢 12 歳未満の者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場 (3) 義務教育就学中の児童生徒を引率する教職員		
羽黒町 (第 121条)	免 除	(1) 年齢 12 歳未満の者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場 (3) 義務教育就学中の児童生徒を引率する教職員		
楡弓町 (第 124条)	免 除	(1) 年齢 12 歳未満の者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場 (3) 義務教育就学中の児童生徒を引率する教職員		
三川町 (第 123条)	免 除	(1) 年齢 12 歳未満の者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場 (3) 義務教育就学中の児童生徒を引率する教職員 (4) 特に町長が必要と認める者		
朝日村 (第 121条)	免 除	(1) 年齢 12 歳未満の者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場 (3) 義務教育就学中の児童生徒を引率する教職員 (4) 特に村長が必要と認める者		
温海町 (第 121条)	免 除	(1) 年齢 12 歳未満の者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場 (3) 義務教育就学中の児童生徒を引率する教職員 (4) 次の施設に入湯する老人（60歳以上）、母子家庭の母子、身体障害者等 ア 山形県福祉介護ホーム「寿海荘」 (5) 次の施設に入湯する者 ア 温海町在宅老人デイ・サービスセンター (6) 特に町長が必要と認めるもの		
		＜入湯税の課税の特例に関する条例＞ 第23回東北総合体育大会ウェイトリフティングに参加する役員、監督、選手		

別 紙

3 生活困窮者の減免状況

(単位：件数は件、減免額は円)

市 町 村 名	生活保護法適用による減免		個 人 市 町 村 民 税				固 定 資 産 税 (都 市 計 画 税)			
	上記以外の減免	(件 数)	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
		(減免額)								
鶴 岡 市	生活保護法適用による減免		7	8	8	3	55	57	71	78
	上記以外の減免	(件 数)	0	0	0	0	0	0	0	0
		(減免額)	0	0	0	0	0	0	0	0
藤 島 町	生活保護法適用による減免		0	1	0	0	5	10	8	6
	上記以外の減免	(件 数)	0	0	0	0	0	1	2	0
		(減免額)	0	0	0	0	0	10,600	31,800	0
羽 黒 町	生活保護法適用による減免		0	0	0	0	17	15	17	16
	上記以外の減免	(件 数)	0	0	0	0	0	0	0	1
		(減免額)	0	0	0	0	0	0	0	50,800
櫛 引 町	生活保護法適用による減免		0	0	0	0	7	9	6	5
	上記以外の減免	(件 数)	0	0	0	0	0	0	0	0
		(減免額)	0	0	0	0	0	0	0	0
三 川 町	生活保護法適用による減免		0	0	0	0	12	11	10	10
	上記以外の減免	(件 数)	0	0	0	0	0	0	0	0
		(減免額)	0	0	0	0	0	0	0	0
朝 日 村	生活保護法適用による減免		0	0	0	0	6	7	9	11
	上記以外の減免	(件 数)	0	0	0	0	0	0	0	0
		(減免額)	0	0	0	0	0	0	0	0
温 海 町	生活保護法適用による減免		0	0	0	0	13	11	11	10
	上記以外の減免	(件 数)	0	0	0	0	0	0	0	0
		(減免額)	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	生活保護法適用による減免		7	9	8	3	115	120	132	136
	上記以外の減免	(件 数)	0	0	0	0	0	1	2	1
		(減免額)	0	0	0	0	0	10,600	31,800	50,800

(注) ①「生活保護法適用による減免」は件数のみ ②「上記以外の減免」は生活困窮によるもの限り ③H15年度の数値はH15年7月時点

1 課税免除又は不均一課税に係る行政実例

問い 市町村が設置する施設の鉱泉浴場における入湯について、課税免除することは適当か。

回答 入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村に特別の財政需要が生じることから、入湯施設と市町村の行政との間に関連性が強いことに着目し、入湯施設の利用者に対し応分の負担を求めようとする目的税であり、行為税的性格と奢侈税的性格を有するものである。
入湯税を行為税的性格という観点からみると、入湯行為をした者に課税される場合と課税されない場合の別が生じることは考えられないこととなるが、しかしながら、行為税としての側面のみによる場合は、例えば日常生活に必要不可欠な一般公衆浴場への入湯であっても、それが鉱泉浴場であれば課税されることになる等の不適当な場合が生じることがあるので、そのような場合には、これを補完・修正するものとして奢侈税的性格をも考慮して、一般的に奢侈性がない、あるいは極めて希薄であると認められるものについては、課税免除又は不均一課税の措置を講じる余地があると考えられている。

なお、入湯税の課税免除又は不均一課税が適当と考えられるものを例示すれば、次のとおりである。

- (1) 年齢 12 歳未満の者の入湯
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場における入湯
- (3) 地域住民の福祉の向上を図るため、市町村等が専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設における入湯
- (4) 自炊用の簡素な施設、専ら日帰り客の利用に供される施設その他これに類する施設で、その料金が一般の鉱泉浴場における通常の料金に比較して著しく低く定められているものにおける入湯
- (5) 学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯
- (6) 長期療養者を対象として設けられているへき地の簡素な温泉旅館における長期湯治客等の入湯

これらの課税免除が適当と考えられる根拠を大別すると、奢侈性がない又は希薄であるものと特定の政策目的（保険衛生、住民福祉、学校教育）によるものに分けることができる。

前記(3)において、課税免除が適当と考えられるのは、地域住民の福祉の向上を図るため、市町村等が専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設における入湯については奢侈的性格が希薄であると認められることや市町村等の行う福祉施策との整合性等からであって、地域住民の福祉の向上を図るため、市町村が専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設における入湯等であれば課税免除することは適当であるが、単に市町村が設置する施設に係る入湯ということのみをもって課税免除することは適当でないと考えられる。

2 各市町村の免除規定の概要

	市町村名	免 除 規 定 (概 要)
1	鶴岡市	(1) 年齢 12 歳未満の者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場 (3) 学校教育法に基づく学校の教育活動で児童生徒を引率する教職員 (4) 県総合体育大会、東北・全国体育大会等体育大会に参加する選手、監督等
2	藤島町	(1) 年齢 12 歳未満の者
3	黒川町	(2) 共同浴場又は一般公衆浴場
4	引町	(3) 義務教育就学中の児童生徒を引率する教職員
5	三川町	(1) 年齢 12 歳未満の者
6	朝日村	(2) 共同浴場又は一般公衆浴場 (3) 義務教育就学中の児童生徒を引率する教職員 (4) 特に町(村)長が必要と認める者
7	温海町	(1) 年齢 12 歳未満の者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場 (3) 義務教育就学中の児童生徒を引率する教職員 (4) 次の施設に入湯する老人 (60 歳以上)、母子家庭の母子、身体障害者等 ア 山形県福祉休養ホーム「寿海荘」 (5) 次の施設に入湯する者 ア 温海町在宅老人サービスセンター (6) 特に町長が必要と認める者

3 採用税率の状況

市 町 村 名			税 率		
			宿 泊	日 帰 り	木 賃
1	鶴 岡 市		1 5 0 円	7 5 円	7 5 円
2	藤 島 町		1 5 0 円	7 5 円	—
3	羽 黒 町		1 5 0 円	7 5 円	—
4	櫛 引 町		—	7 5 円	—
5	三 川 町		1 5 0 円	7 5 円	—
6	朝 日 村		1 5 0 円	7 5 円	—
7	温 海 町		1 5 0 円	7 5 円	7 5 円

＜地方税法＞…（入湯税の税率）
入湯客1人1日について、百五十円
を標準とするものとする

※「木賃（キッチン）」とは、「素泊ま
りの客が、煮炊きなどのための薪
代として宿に支払う金銭」（大辞
泉）

4 調整上の留意点

- ◇行政実例により課税免除又は不均一課税の基準が示されている
- ◇現行の各市町村の規定上の相違は、温海町の規定の一部を除き概ね同規定である
- ◇これまでの各市町村の施策は尊重しなければならない

5 調整の結果

- ◆「入湯税」の税率は鶴岡市、温海町の例による
- ◆「入湯税」の課税免除は鶴岡市の例に第5号として「(5)特に市長が必要と認める者」を加える
- ◆ただし、福祉の向上を図るために温海町町税条例で規定している「寿海荘」での入湯については従前の温海町の規定による

説明：市町村間での相違は、『特に町(村)長が必要と認める者』の規定の有無と、温海町に限り規定している『次の施設に入湯する老人（60歳以上）、母子家庭の母子、身体障害者等 ア 山形県福祉休養ホーム「寿海荘」、次の施設に入湯する者 ア 温海町在宅老人デイ・サービスセンター』であるが、「温海町在宅老人デイ・サービスセンター」については、同様の施設が三川町（三川町在宅老人デイ・サービスセンター）と朝日村（朝日村在宅老人デイ・サービスセンター）にもあり、免除規定は定めていないものの事実上免除していることから、当該施設の免除については合併後は「特に市長が必要と認める者」で対応することとし、「寿海荘」についてのみ温海町の従前の免除規定を適用することとした。

※ 「山形県福祉休養ホーム」条例

- (設置)
- 第1条 老人、母子家庭の母子、寡婦及び身体障害者の福祉の向上と健康の増進に寄与するため、山形県福祉休養ホーム寿海荘（以下「休養ホーム」という。）を西田川郡温海町に置く。
- (使用料)
- 第2条 休養ホームを使用した者から、別表に掲げる使用料を徴収する。
- 2 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料の額を減免することができる。
- (管理の委託)
- 第3条 休養ホームの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を社会福祉法人山形県社会福祉事業団に委託する。
- (委任)
- 第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。
- 別表 休養ホーム使用料（省略）

I 庄内南部地区7市町村 国民健康保健事業状況

①－1 世帯数・被保険者数の状況（平成14年度末現在）

	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	若人 (人)	退職 (人)	老人 (人)	老人加入割合 (%)	介護2号被保険者 (人)
1 鶴岡市	67.2 19,364	62.6 39,601	59.9 21,131	74.2 5,831	63 12,639	31.9	61.7 12,334
2 藤島町	7.6 2,176	8.9 5,604	9.4 3,316	6.7 530	8.8 1,758	31.4	9.2 1,830
3 温海町	6.9 1,987	6.9 4,389	6.8 2,389	5.6 441	7.8 1,559	35.5	127.3 1,384
4 羽黒町	5.7 1,637	6.8 4,312	7.7 2,719	4.0 313	6.4 1,280	29.7	7.1 1,425
5 櫛引町	4.7 1,340	5.7 3,594	6.5 2,298	3.8 295	5.0 1,001	27.9	6.2 1,242
6 三川町	4.7 1,357	5.4 3,430	5.9 2,098	3.1 246	5.4 1,086	31.7	5.4 1,087
7 朝日村	3.3 949	3.6 2,297	3.8 1,353	2.6 203	3.7 741	32.3	3.4 687
7市町村合計	100 28,810	100 63,227	100 35,304	100 7,859	100 20,064	31.7	100 19,989

(注) 被保険者総数高位順
各欄上段：7市町村合計に占める割合 (%)

①－2 被保険者総数(年度末)の推移

(単位:人、%)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	H14対H9
鶴岡市	0.7 248 34,056	3.4 1,150 35,206	3.0 1,067 36,273	2.1 762 37,035	3.9 1,456 38,491	2.9 1,110 39,601	16.3 5,545
藤島町	-2.6 -140 5,229	1.1 58 5,287	-0.6 -31 5,256	-0.8 -40 5,216	4.5 234 5,450	2.8 154 5,604	7.2 375
温海町	-0.6 -23 3,751	5.3 199 3,950	1.2 48 3,998	3.6 143 4,141	2.1 87 4,228	3.8 161 4,389	17.0 638
羽黒町	-1.8 -76 4,179	-1.1 -48 4,131	-0.3 -12 4,119	0.3 14 4,133	3.1 128 4,261	1.2 51 4,312	3.2 133
櫛引町	-2.2 -73 3,276	0.1 3 3,279	-0.1 -2 3,277	0.8 25 3,302	5.2 172 3,474	3.5 120 3,594	9.7 318
三川町	-1.5 -48 3,188	2.9 94 3,282	-0.4 -13 3,269	1.5 48 3,317	3.5 115 3,432	-0.1 -2 3,430	7.6 242
朝日村	-4.4 -86 1,856	1.0 19 1,875	5.7 106 1,981	-1.1 -22 1,959	9.2 180 2,139	7.4 158 2,297	23.8 441
合計	-0.4 -198 55,535	2.7 1,475 57,010	2.0 1,163 58,173	1.6 930 59,103	4.0 2,372 61,475	2.8 1,752 63,227	13.9 7,692
山形県	0.0 -41 416,863	2.1 8,863 425,726	1.6 6,867 432,593	1.5 6,558 439,151	3.7 16,281 455,432	2.5 11,529 466,961	12.0 50,098

(注) 平成14年末被保険者総数高位順
各欄中段:対前年比増減 上段:対前年度比増減比率 (%)
網掛け欄:対前年比増加年度

②－１ １人当り医療給付費の状況（平成１４年度年間ベース）

		全被保険者 (円)	若 人 (円)	退 職 (円)	老 人 (円)
1	温 海 町	109.4 336,005	118.2 207,813	104.2 350,956	96.8 524,219
2	鶴 岡 市	108.7 333,800	102.4 179,987	93.3 314,338	109.7 594,334
3	藤 島 町	100.3 308,009	97.7 171,796	87.1 293,424	103.9 562,761
4	三 川 町	98.2 301,758	98.2 172,676	104.9 353,417	98.9 535,916
5	櫛 引 町	95.2 292,439	94.9 166,933	115.6 389,571	99.2 537,384
6	羽 黒 町	94.9 291,422	100.0 175,819	91.5 308,184	98.0 530,682
7	朝 日 村	93.4 286,994	88.6 155,875	103.5 348,840	93.5 506,196
	(単純)	100	100	100	100
7	市町村平均	307,204	175,843	336,961	541,642

(注) 全被保険者１人当り医療給付費高位順
医療給付費＝療養の給付等＋療養費等
療養の給付等：３～２月ベース
療養費等：４～３月ベース
各欄上段：７市町村平均値に対する割合（％）

②－２ １人当り医療給付費（全被保険者・年間）の推移

(単位：円、％)

	平成９年度	平成１０年度	平成１１年度	平成１２年度	平成１３年度	平成１４年度	H14対H9
温 海 町	1.9 5,434 298,138	5.7 16,940 315,078	2.9 9,070 324,148	0.1 421 324,569	0.9 2,985 327,554	2.6 8,451 336,005	12.7 37,867
鶴 岡 市	5.6 17,443 330,389	6.0 19,828 350,217	2.6 9,254 359,471	-4.6 -16,364 343,107	0.2 590 343,697	-2.9 -9,897 333,800	1.0 3,411
藤 島 町	5.1 13,610 279,879	8.7 24,352 304,231	9.6 29,286 333,517	-5.0 -16,719 316,798	1.5 4,888 321,686	-4.3 -13,677 308,009	10.1 28,130
三 川 町	3.8 9,638 264,544	14.3 37,938 302,482	2.9 8,739 311,221	-1.9 -6,061 305,160	1.1 3,341 308,501	-2.2 -6,743 301,758	14.1 37,214
櫛 引 町	1.0 2,526 264,849	4.7 12,476 277,325	6.4 17,838 295,163	-2.5 -7,427 287,736	0.4 1,195 288,931	1.2 3,508 292,439	10.4 27,590
羽 黒 町	0.0 -13 248,373	16.3 40,574 288,947	3.4 9,870 298,817	3.0 8,965 307,782	-4.2 -13,020 294,762	-1.1 -3,340 291,422	17.3 43,049
朝 日 村	16.2 44,407 318,073	-4.8 -15,201 302,872	-1.7 -5,042 297,830	-0.7 -2,207 295,623	0.3 1,027 296,650	-3.3 -9,656 286,994	-9.8 -31,079
(単純)	4.9 13,292	6.8 19,558	3.7 11,288	-1.8 -5,628	0.0 144	-1.4 -4,479	7.3 20,883
7市町村平均	286,321	305,879	317,167	311,539	311,683	307,204	
山 形 県	4.2 13,050 322,451	3.6 11,744 334,195	6.4 21,419 355,614	-2.4 -8,505 347,109	2.7 9,392 356,501	-1.2 -4,291 352,210	9.2 29,759

(注) 平成１４年度全被保険者１人当り医療給付費高位順
４～３月ベース（但し平成１４年度の療養の給付費等は３～２月ベース）
各欄中段：対前年比増減 上段：対前年度比増減比率（％）
網掛欄：対前年比増加年度

③－１ 国民健康保険税(医療給付費分) 賦課状況等

(平成15年度 賦課期日(4/1)現在における本算定状況)

		国 保 加 入 状 況			1人当り	税 率				最終税率 改正年度	1人当り	1世帯当り	1世帯当り	応益割合 (%)	納 期
		世帯数	被保数	1世帯当り	医療給付費 高位順 (円)	応 能 割		応 益 割			調 定 額 (円)	調 定 額 (円)	課税額事例 ※ (円)		
				被保数		所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)						
1	鶴 岡 市	19,545	40,057	2.05	2 333,800	1 6.90	2 28.00	3 21,500	4 27,300	H15	1 66,467	2 136,221	1 159,900	47.10	9
2	温 海 町	2,014	4,474	2.22	1 336,005	2 6.40	3 27.00	2 22,000	1 31,000	H14	2 61,142	3 135,825	2 158,800	51.15	10
3	三 川 町	1,392	3,478	2.5	4 301,758	3 5.30	4 26.70	1 22,400	6 24,400	H12	3 57,080	1 142,618	3 141,400	50.65	8
4	藤 島 町	2,230	5,656	2.54	3 308,009	4 5.10	5 25.00	4 21,000	5 26,200	H12	4 52,515	4 133,195	4 137,200	52.78	8
5	朝 日 村	959	2,333	2.43	7 286,994	5 4.70	1 30.00	7 17,500	3 28,000	H 8	5 48,986	7 119,171	5 131,000	52.47	8
6	羽 黒 町	1,679	4,402	2.62	6 291,422	7 4.60	7 22.30	5 18,500	2 28,800	H11	6 48,430	5 126,937	6 127,900	53.84	8
7	櫛 引 町	1,359	3,606	2.65	5 292,439	6 4.65	6 24.50	6 18,200	7 23,500	H10	7 47,265	6 125,413	7 123,900	51.35	8
合 計		29,178	64,006	2.19											
7市町村平均			単純平均…	2.40	307,204	5.40	26.20	20,157	27,029		54,555	131,340	140,014	51.30	
比 較					17.1%			28.0%	31.9%		40.6%	19.7%	29.1%		
最高値－最低値				0.60	49,011	2.30	7.70	4,900	7,500		19,202	23,447	36,000	6.74	

(注) 1人当り調定額高位順

賦課限度額は7市町村とも53万円 応益割合 … 応益割算定額／(算定総額－限度超過額)

1人当り医療給付費 … 全被保険者(若人・退職・老人)1人当りの平成14年間医療給付費(＝療養の給付等3～2月へ－ズ＋療養費等4～3月へ－ズ)

※ … 庄内南部地区7市町村国保における各単純平均世帯(H15当初賦課)へ－ズでの算出税額

被保数:2人世帯 所得割額算定課税標準額:104万円 固定資産税額:64,000円

③－２ 所得別国保税課税額 (医療費分) の比較

(単位:円)

		税 率				税 額													
		応 能 割		応 益 割		7割軽減		5割軽減			2割軽減								
所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得0	33万円以下	33万円	50万円	57.5万円	57.5万円	100万円	103万円	103万円	150万円	200万円	300万円	400万円			
1	鶴 岡 市	1 6.90	2 28.00	3 21,500	4 27,300	39,010	39,010	53,070	64,800	69,975	91,065	120,390	122,460	136,520	168,950	203,450	272,450	341,450	
2	温 海 町	2 6.40	3 27.00	2 22,000	1 31,000	39,780	39,780	54,780	65,660	70,460	92,960	120,160	122,080	137,080	167,160	199,160	263,160	327,160	
3	三 川 町	3 5.30	4 26.70	1 22,400	6 24,400	37,848	37,848	51,688	60,698	64,673	85,433	107,958	109,548	123,388	148,298	174,798	227,798	280,798	
4	藤 島 町	4 5.10	5 25.00	4 21,000	5 26,200	36,460	36,460	50,100	58,770	62,595	83,055	104,730	106,260	119,900	143,870	169,370	220,370	271,370	
5	朝 日 村	5 4.70	1 30.00	7 17,500	3 28,000	38,100	38,100	50,700	58,690	62,215	81,115	101,090	102,500	115,100	137,190	160,690	207,690	254,690	
6	羽 黒 町	7 4.60	7 22.30	5 18,500	2 28,800	34,012	34,012	47,172	54,992	58,442	78,182	97,732	99,112	112,272	133,892	156,892	202,892	248,892	
7	櫛 引 町	6 4.65	6 24.50	6 18,200	7 23,500	33,650	33,650	45,630	53,535	57,023	74,993	94,755	96,150	108,130	129,985	153,235	199,735	246,235	
					比 較	15.9	15.9	16.3	21.0	22.7	21.4	27.1	27.4	26.3	30.0	32.8	36.4	38.7	
					最高－最低	5,360	5,360	7,440	11,265	12,952	16,072	25,635	26,310	28,390	38,965	50,215	72,715	95,215	

設定条件

被保険者数 … 2人

資産税保有額 … 64,000円

※ 庄内南部地区7市町村国保における

H15当初賦課における平均保有額

所得:軽減判定所得

	税 額									限度超過到達所得
	500万円	600万円	673.3万円	717.0万円	870.2万円	907.2万円	985.8万円	1010.3万円	1011.2万円	
鶴 岡 市	410,450	479,450	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	6,732,609
温 海 町	391,160	455,160	502,072	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	7,169,375
三 川 町	333,798	386,798	425,647	448,808	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	8,701,925
藤 島 町	322,370	373,370	410,753	433,040	511,172	530,000	530,000	530,000	530,000	9,071,176
朝 日 村	301,690	348,690	383,141	403,680	475,684	493,074	530,000	530,000	530,000	9,857,660
羽 黒 町	294,892	340,892	374,610	394,712	465,184	482,204	518,360	529,630	530,000	10,111,043
櫛 引 町	292,735	339,235	373,320	393,640	464,878	482,083	518,632	530,000	530,000	10,102,473
比 較	40.2	41.3	42.0	34.6	14.0	9.9	2.2	0.1	0	
最高－最低	117,715	140,215	156,680	136,360	65,122	47,917	11,640	370	0	

④ 国民健康保険税（介護納付金分）賦課状況等

（平成15年度 賦課期日(4/1)現在における本算定状況）

		第2号被保険者			税 率				最終税率 改正年度	1人当り 調 定 額 (円)	1世帯当り 調 定 額 (円)	応益割合 (%)
		世帯数	被保数	1世帯当り 被保数	応 能 割		応 益 割					
					所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)				
1	朝 日 村	563	775	1.38	1.02	7.50	6,800	4,000	H15	17,922	24,671	49.65
2	鶴 岡 市	9,385	12,599	1.34	1.10	6.50	5,800	3,900	H15	16,985	22,801	47.35
3	温 海 町	1,023	1,427	1.39	0.83	4.60	5,600	4,600	H14	15,549	21,690	52.19
4	三 川 町	812	1,098	1.35	0.67	5.50	5,600	3,400	H13	14,992	20,273	50.41
5	藤 島 町	1,338	1,849	1.38	0.77	4.90	5,600	3,400	H12	14,471	19,998	51.04
6	櫛 引 町	891	1,274	1.43	0.70	4.70	5,500	3,600	H13	13,778	19,700	53.03
7	羽 黒 町	1,039	1,446	1.39	0.63	4.10	5,200	3,200	H12	12,902	17,957	53.48
合 計		15,051	20,468	1.36								
7市町村平均			単純平均…	1.40	0.80	5.40	5,729	3,729		15,228	21,013	51.00
比 較							30.8%	43.8%		38.9%	37.4%	
最高値－最低値					0.39	3.40	1,600	1,400		5,020	6,714	6.13

（注） 1人当り調定額高位順
 賦課限度額は7市町村とも8万円 応益割合… 応益割算定額／（算定総額－限度超過額）

介護第2号被保険者1人当たりの介護給付費納付金は全国统一単価※で毎年変更となるもの

※ 当該年度概算分 平成12年度：28,915円 13年度：32,425円 14年度：35,019円 15年度：36,515円 16年度：42,000円（H15.11.17厚労省通知予定額）
 なお、実績に基づき、翌々年度に精算処理されるもの

⑤ 財政運営状況 (平成14年度決算ベース)

		被保険者数 (年間平均)	収入合計 ①	保険税 ② (千円)	給付基金繰入金 A (千円)	繰越金 B (千円)	支出合計 ③ (千円)	基金積立金 C (千円)	①－③	④-A-B+C	年度末	H14、1ヶ月平均	②－⑤	⑦÷被保険数		⑧÷被保険数	
									収支差引残	単年度収支	給付基金残高	保険給付費	所要税財源額	1人当り所要税額		1人当り保険税収入実績額	
									④ (千円)	⑤ (千円)	⑥ (千円)	※ (千円)	⑦ (千円)	⑧ (円)	*平均値との比較	⑨ (円)	*平均値との比較
1	鶴岡市	62.6 39,205	62.2 7,033,674	65.9 2,930,387		0	63.3 7,052,632	21	-18,958	87,489 -18,937	6,694 262,450	0.4 590,657	63.3 2,949,324		1.0 737		0.3 254
2	藤島町	8.9 5,540	8.7 982,678	8.1 358,896		40,463	8.6 954,880	15,000	27,798	-27,930 -43,151	36,927 204,573	2.6 77,356	8.6 402,047		-2.6 -1,919		-13.0 -9,708
3	温海町	6.9 4,329	7.4 837,954	7.1 316,772		0	7.6 844,156	60	-6,202	-11,574 -25,521	40,687 176,135	2.6 67,078	7.3 342,293		6.1 4,579		-1.8 -1,317
4	羽黒町	6.9 4,308	6.9 783,915	5.9 263,526		0	6.6 738,330	1,000	45,585	-25,810 -39,230	57,103 246,000	4.1 59,908	6.5 302,756		-5.7 -4,213		-17.9 -13,320
5	櫛引町	5.7 3,541	5.6 634,458	4.7 207,604		40,000	5.3 593,036	474	41,422	-32,164 -42,677	46,306 163,969	3.4 48,124	5.4 250,281		-5.1 -3,810		-21.3 -15,862
6	三川町	5.5 3,447	5.7 644,081	5.3 234,689		0	5.4 597,007	6,000	47,074	-28,456 -38,833	65,854 227,000	4.8 47,133	5.9 273,522		6.5 4,860		-8.6 -6,406
7	朝日村	3.6 2,228	3.4 385,742	3.0 132,565		0	3.2 357,379	0	28,363	-3,808 -9,638	38,987 86,864	3.1 28,214	3 142,203		-14.3 -10,666		-20.1 -14,991
7市町村合計		100 62,598	100 11,302,502	100 4,444,439			100 11,137,420			-42,253 -217,987	21,838 1,366,991	1.5 918,470	100 4,662,426	*平均			

(注) 被保険者数高位順

被保険者数、収入合計、保険税、支出合計、所要税財源額欄上段: 7市町村合計に占める割合(%) 比較欄上段: 増加率(%)

③支出合計: 平成14年度は、療養給付費の支出会計年度区分が4～3月から3～2月に変更されたことに伴い、11ヶ月分の支出実績となっていることから、決算額に一般被保険者分の療養給付費の1ヶ月相当分(実績額/11)の1/2(国庫負担)を概略的に加算しているもの

⑤単年度収支欄上段: 平成14年決算(療養給付費11ヶ月分支出)上の単年度収支

⑥年度末給付基金残高欄上段: 被保険者1人当たり残高(円)

※H14、1ヶ月平均保険給付費: 保険給付費の総額を11、老人保健拠出金及び介護納付金の総額を12で除した合計値

上段: 給付基金の保有規模(保険給付費の何ヶ月相当分を保有しているか)

II 国民健康保険事業(国保税率等)の調整方針について

・現行法上、国保は市町村を保険者単位として運営される医療保険制度であるという性格からして、また、運営の広域化と保険者の統合が求められている状況にあること等を踏まえた場合、基本的には給付(単独医療給付内容や保健事業等)と負担(国保税率)については、合併段階時において調整(一元化)することが、より望ましいものとは考えられるところである。

・しかしながら、庄内南部地区7市町村の国民健康保険事業の運営状況をみると、給付基金保有規模等の財政状況にかなりの相違がある中、1人当り医療給付費水準にも格差がみられ、これに連動する形で、国保税率にもかなりの乖離(医療給付費分の1人当たり賦課額で最高と最低の差が約4割)があり、また、単独医療給付(葬祭費、出産育児一時金)内容や保健事業等(人間ドック助成金等)における相違もかなり大きいものとなっている。

・なお、合併特例法(第10条)では平成17年3月末までに合併した市町村は、合併年度後5年間、負担激変緩和のため国保税について「不均一賦課」の適用が可能とされているところである。

・また、平成14年3月末に決定された医療保険制度改革の基本方針においては、市町村国保の都道府県単位を軸とした再編・統合の方向性が示され、平成20年度に向け実現を目指すとされたところであり、現在、厚生労働省、総務省、国保関係団体で構成される国保再編・統合推進委員会や社会保障審議会の医療保険部会等において、運営主体の在り方や、保険料負担の平準化促進策などの検討が進められているところであるが、現段階においては、なお、その方向性も不透明な状況に置かれている。

・これら庄内南部7市町村国保の運営実態や、国保を取り巻く制度環境等をも踏まえた場合、

①新市における国民健康保険税の取り扱いについては、合併特例法の規定に基づく不均一賦課を適用することとし、また、新市において行う統一国保税率の調整についても段階的に進めるなど、負担の激変緩和を図ることとする。

② なお、不均一賦課適用期間においては、単独医療給付内容等についてもそれぞれ旧市町村の例を引き継ぐことを基本とする。

③また、不均一賦課期間内における旧市町村単位毎の国保税率管理方式の導入についても検討することとする。

別 紙（検診事業 補足）

内 容	鶴岡市	藤島町	羽黒町	樺引町	三川町	朝日村	温海町
検診事業 ▼人間ドック 対象年齢	スポット年齢 41,42,43,46,50, 51,56,59,60,61歳	30歳以上	スポット年齢 1日 35,37,39,40,42, 49,53,57,61,65歳 1泊 45,50,55,60歳	30歳～69歳	スポット年齢 定期 40,45,50, 55,60,65歳 定期外希望者 40～69歳 若年 35歳～39歳	スポット年齢 厄年 42,49,61歳 節目 45,55,65,66, 67,68,69歳	40歳以上
助成金額 (単独上乗せ分) (円)	(1日ドック) 男 女 9,800 11,900 (1泊ドック) 27,900 30,000	(1日ドック) 男 女 6,500 7,200 (1泊ドック) 1日ドックと同額	(1日ドック) 男 女 40未満 17,480 22,520 40以上 4,300 4,300 (1泊ドック) 40以上 41,880 46,920	(1日ドック) 男 女 10,000 11,000 (1泊ドック) 1日ドックと同額	(1日ドック) 男 女 定期 5,000 6,100 定期外 7,100 9,200 若年 10,000 ※1泊ドックなし	(1日ドック) 男女とも 7,000 ※1泊ドックなし	(1日ドック) 男 女 1日 9,000 10,000 (1泊ドック) 1日ドックと同額
▼その他検診	胃がん 子宮がん	基本健診	肝炎ウィルス	基本健診 がん検診 総合健診	骨粗しょう症	大腸がん 肝疾患	なし

庄内南部7市町村における合併処理浄化槽に対する助成制度等の比較

		鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町
補助事業等の内容		浄化槽設置補助 排水設備資金幹 旋・利子補給	なし	浄化槽設置補助 維持管理費補助	町で設置(分担金、 使用料を徴収)	なし	浄化槽設置補助 排水設備資金幹 旋・利子補給	町で設置(分担金、 使用料を徴収)
担 当 課		環境衛生課	環境課 設置届:環境係 浄化槽整備:下水道 係	水道室事業係	建設課環境係	福祉課国保環境係	環境整備課 下水道係	上下水道課 下水道係
補助金の額	設備	国(1/3)・県 (1/4*80%)・市(5/12) 375,000～555,000		国(1/3)・県(1/3*80%) 補助残の1/2			国(1/3)・県(1/3*80%) 補助残の1/2	
	その他	120万円を限度に融 資幹旋と利子補給		良好な維持管理を 行っている家庭に 年5,000円を補助			100万円を限度に融 資幹旋、工事完了1 年以内に利子全額、 3年以内利子1/2補 助	
分担金・使用料					分担金:299千円/戸 使用料:1,500円/m3			分担金:130千円/戸 使用料:1,100円/m3
処理計画区域整備率		約7割	約9割	ほぼ完了	完了	ほぼ完了		
処理計画区域外の 浄化槽設置戸数		0/100	0/14	20/51	28/36	0/0	104/254	109/640
残の整備費(@150万)		1億5,000万円	2,000万円	4,650万円	4,500万円		2億2,500万円	7億9,650万円
H14年度予算額		17,063千円		100千円	21,514千円		7,020千円	63,000千円
備 考			H16から町設置型 で整備する予定 H16.3条例提案	H14 実績なし	公共下水道区域外 において町が浄化 槽を設置し使用料 を徴収している	公共下水H16完成 農集排 H10完成 他は集合合併処理 浄化槽事業で対応	H16から村設置型 で整備する予定	指定16集落につい て町で設置(特定 地域生活排水処理 事業)

行政現況調査 項目個表

専門部会名	住民生活	分科会名	環境	大項目	市民生活	中項目	環境	小項目	環境保全	細項目	浄化槽
管理番号	0 2 4－0 0 3			合併協定項目							ランク
課題・問題点				調整方針							
関連項目	部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付表がある場合は○印を記入の上、付表を作成してください。			

記載事項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	該当なし	合併浄化槽設置整備事業	合併浄化槽設置整備事業	該当なし	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽設置整備事業	□合併まで調整するもの □経過措置が必要なもの ■従来通り行うもの (内容) 地域の実情やこれまでの取り組み状況を考慮しながら、当面従来どおりとする。
根拠法令等	鶴岡市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱		羽黒町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	櫛引町処理浄化槽施設設置及び管理に関する条例		朝日村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	温海町合併処理浄化槽設置条例	
事業主体	鶴岡市		羽黒町	櫛引町		朝日村	温海町	
事業概要	・ 目 的 合併浄化槽の設置整備推進により、生活雑排水による公共水域の水質汚濁防止を図る。 ・ 対象者 ①合併処理浄化槽設置整備補助金 公共下水道認可区域及び集落排水事業実施区域外に 10 人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者 ②排水設備資金融資利子補給金 上記と同様 ・ 事業概要 ①合併処理浄化槽設		・ 目 的 合併処理浄化槽を設置する者に対し、その費用の一部を助成することにより事業を推進し、生活排水による公共水域の水質汚濁防止を図る。 ・ 対象者 ①合併処理浄化槽設置整備補助金 公共下水道認可区域及び集落排水事業実施区域内に 10 人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者 ②合併浄化槽維持管理費補助 合併浄化槽を設置し良好な維持管理を行	・ 目 的 合併浄化槽の設置整備により、生活排水による公共用水域の水質保全、生活環境の改善を図る。 ・ 対象者 公共下水道及び農業集落排水区域内で事業区域に入らない区域の世帯。 ・ 事業概要 ・ 担当は下水道で担当 個別排水処理施設を希望家庭に町が設置し、事業分担金、使用料金を徴収する。		・ 目 的 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止 ・ 対象者 公共下水道事業予定地域と農業集落排水事業予定地域以外の村内全域（15 集落） ・ 事業概要 ①合併処理浄化槽設置整備事業補助金 ②下水道排水設備等改造資金融資斡旋及び利子補給補助金 （合併処理浄化槽設置整備事業の補助残の工事費と便所の改造工事費が対象。融	・ 目 的 生活排水等による河川等公共用水域の水質汚濁防止を図る。 ・ 対象者 ①合併処理浄化槽設置整備事業 公共下水道認可区域及び集落排水事業実施区域外に合併処理浄化槽を設置する者 ・ 事業概要 ①合併処理浄化槽設置整備事業 国の特定地域生活排水処理事業に基づき、町で戸別に合併処理浄化槽を設置分担金を徴収	業務上の課題 根拠条例、設置主体及び補助要綱に相違がある。 業務の形態 施策部門 備考

	置整備補助金 浄化槽の人槽に応じて補助金を交付（5人槽 375,000 円、7人槽 438,000 円、10人槽 555,000 円） ②排水設備資金融資 利子補給金 合併処理浄化槽を設置する者に、排水設備工事に伴う 120 万円までの融資幹旋と利子補給を行う。 ・ 事業期間		なっている家庭 ・ 事業概要 ①合併処理浄化槽設置整備補助金 予算の範囲内で、浄化槽の人槽に応じて補助金を交付（国・県の補助金残の 1/2 を町で補助） ②合併浄化槽を設置し良好な維持管理を行なっている家庭に年 5,000 円を補助 ・ 事業期間	・ 分担金 1 戸当り 299,000 円 ・ 使用料 基本料 1 0m3 まで 1,500 円 超過量 1 m3 1,600 円		資幹旋限度額は 100 万円。利子補給補助金は、供用開始告示から 1 年以内に工事を完了した者には金利の全額、1 年を超え 3 年以内に工事を完了した者には、1/2 を補給。但し補給限度額は年利率 2 %) ・ 事業期間 平成 4 年度から平成 17 年度	②排水路等整備工事 ③道路側溝改良工事費 ④水洗便所等改造資金 融資利子補給金 ⑤合併処理浄化槽設置に伴う排水路等整備事業補助金 ⑥合併処理浄化槽の設置を推進するための支援事業補助金 ⑦合併処理浄化槽維持管理業務 ・ 事業期間 通年
行政設置・管理方式と個人設置・管理方式あり負担割合(国・県・その他)	合併処理浄化槽設置整備補助金 国 1／3 県 1／4（調整率あり） 市 5／12		国 1／3 県 1／3 ×30% （事業費－（国補助＋県補助））× 1／2	町 100%		整備事業補助金 ①国 基準額×1/3 ②県 // 1/3×8/10 ③村 （工事費－①-②）×1/2＋基準額 × 1/3 × 1/10 × 1/2 利子補給は村単独	合併処理浄化槽設置整備補助金 ①国 補助基準額の 1/3（工事費）3.5%以内（事務費） ②町民等 分担金 13 万円（2 年分割） ③起債・町
1 3 年度 決算額	収 入 国庫 4,540 千円 県費 3,064 千円 支 出 13,825 千円		100 千円	34,537 千円		補助金 7,107,762 円	収入：国 15,082 千円 使用料 2,486 千円 分担金 5,557 千円 起債 27,800 千円 諸収入 1,339 千円 一般会計繰入金 2,157 千円 支出：54,421 千円
1 4 年度 予算額	収 入 国庫 5,501 千円 県費 4,125 千円 支 出 17,063 千円		100 千円	21,514 千円		補助金 7,020,000 円	収入：国 14,002 千円 使用料 3,901 千円 分担金 4,664 千円 起債 26,800 千円 諸収入 1,204 千円 一般会計繰入金 12,429 千円 支出：63,000 千円

ごみステーション管理状況

	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町
ステーション数	1,739	111	98	105	81	87	155
管理主体	町内会	町内会	町内会	町内会	町内会	町内会	町内会
設置補助の有無	無	有	有	有	無	有	
補助の内容		町:1/2 上限5万 衛連:1/4 上限3万 自作は原材料のみ 対象	1/2 上限20万	1/2 上限7万 新設・更新対象		1/2 上限7.5万 新設・更新対象	～49世帯 60% 50～249 40% 250以上 20% 上限20万
指導体制	指導員(市職員) 減量推進員(委嘱)	環境監視員(委嘱)	地区保健班長(委嘱) 保健協力員(委嘱)	減量推進員(委嘱) 衛生推進員(委嘱)		衛生協力員	有線放送での呼び掛け
備 考			補助H15終了				

生ごみ処理器及び資源回収運動助成

	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町
補助率	1/3 上限2万円	1/2 上限5千円	1/2 上限2万円 (コンボーストは4千円)	1/2 上限 2万円 衛連5千円	1/2 上限1.5万円	1/3 上限2万円	1/2 上限2万円
実績	116		74(内コンボースト70)	5		4	29(内コンボースト15)
古紙回収報奨金(紙・金属類)	5円/kg	3円/kg	2円/kg	5円/kg	5円/kg	5円/kg	2円/kg
団体							
業者	6円/kg	6円/kg	6円/kg	6円/kg	6円/kg	1円/kg	5円/kg
古紙回収衛連助成		2万円(2t以上)			衛連事業として実施		

庄内南部7市町村衛生組織の事業概要

平成15年度予算

収入

団体名	鶴岡市衛生協会	藤島町衛生組織連合会	羽黒町保健連絡協議会	櫛引町衛生組織連合会	三川町衛生組織連合会	朝日村衛生組織連合会	温海町衛生組織連合会	計
行政補助金	213,000	400,000	360,000	250,000		140,000	97,000	1,460,000
行政交付金等	衛生業務交付金 世帯割 220円 6,693,500	0	0	0	一般会計 3,200,000 国保会計 60,000 衛連会計 5,800	資源回 収報償 30,000 費	0	9,989,300
会 費	組織割 500円 世帯割 25円 879,625	世帯割 100円 296,000	班長 6,000円 協力員 4,300円 700,400	世帯割 200円 360,000	0	世帯割 400円 512,000	世帯割 100円 290,000	3,038,025
事業収入	0	指定袋売上 8,965,000 雇用特別基金 2,020,000		エコライフ講座事業 45,000 資源ごみ回収 40,000	資源売却 30,000	0	0	11,100,000
その他の収入	200,071	7,000	156,157	2,289	917	1,000	119	367,553
繰越金	556,804	754,000	531,743	392,711	83,283	4,495	17,081	26,428,795
計	8,570,000	10,422,000	1,868,300	1,090,000	3,380,000	687,495	411,000	26,428,795

支出

県衛連負担金	164,000	40,000	37,000	35,000	34,000	31,000	38,000	379,000
保健所管内衛 連負担金	30,000	8,000	7,000	7,000	7,000	6,000	7,000	72,000
事業補助金	6,693,500	0	0	0	0	0	0	6,693,500
事業費	1,180,000	10,135,000	1,194,000	770,000	3,208,000	200,000	232,000	16,919,000
その他経費	502,500	239,000	630,300	278,000	131,000	450,495	134,000	2,365,295
計	8,570,000	10,422,000	1,868,300	1,090,000	3,380,000	687,495	411,000	26,428,795
事業内容	衛生功労者表彰 衛生協会だより発行 研修会 ノーレジ袋運動 ごみ持帰り啓発運動 40周年記念事業 健康づくり運動	衛生功労者表彰 資源回収助成(1230千円) ごみ袋作成(5120千円) 環境監視事業(2020千円) ごみステーション整備補助 研修会	研修会 先進地視察研修 健康のつどい コンポスト普及啓発 ごみステーション美化 コンテスト 衛生用品共同購入	エコライフ講座(委託事業) 資源ごみ拠点回収 ごみ減量推進運動 ノーレジ袋運動 環境ポスター募集 小規模不法投棄 現状回復	衛生功労者表彰 資源回収助成(3000千円) ごみ袋販売委託(60千円) ノーレジ袋運動 不法投棄処理交付金 屋外防除助成	研修会 川きれポスター募集 粗大ごみの回収 ノーレジ袋運動 不法投棄防止啓発	研修会 川きれポスター募集 粗大ごみの回収 ごみゼロ運動 不法投棄防止啓発 ごみ分別収集啓発	
所管課(事務局)	健康課	環境課	保健福祉課	建設課	福祉課	環境整備課	建設環境課	

行政現況調査 項目個表

専門部会名	住民生活	分科会名	環境	大項目	市民生活	中項目	環境	小項目	廃棄物	細項目	ごみ処理	
管理番号	0 2 4－0 1 3			合併協定項目							ランク	
課題・問題点				調整方針								
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付表がある場合は○印を記入の上、付表を作成してください。				

記載事項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	ごみ収集事業	ごみ収集事業	ごみ収集事業	ごみ収集事業	ごみ収集事業	ごみ収集事業	ごみ収集事業	☐合併まで調整するもの ☒経過措置が必要なもの ☐従来通り行うもの (内容) 合併後3年以内に委託形態も含め、効率的な収集方法に調整するとともに、補助制度は廃止する。
根拠法令等	鶴岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2	櫛引町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条	朝日村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事業概要	・ 目 的 廃棄物の適正処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために実施する ・ 対象者 事業所、商店等を除く一般家庭 ・ 事業概要 一般家庭からごみステーションに排出される生活系廃棄物の収集及び中間処理施設への運搬及び動物等死体の回収処理 ○ステーションの設置管理主体は町内会、設置に際して行	・ 目 的 家庭系一般廃棄物を適正に処理することで、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。 ・ 対象者 一般家庭（事業所等を除く） ・ 事業概要 ①各町内ごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物を収集し、鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合処理施設に運び処理する。 ②各町内会にあるごみステーションの整	目 的 廃棄物の適正処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために実施する ・ 対象者 事業所、商店等を除く一般家庭 ・ 事業概要 一般家庭からごみステーションに排出される生活系廃棄物の収集及び中間処理施設への運搬 ・ 事業期間	・ 目 的 廃棄物の適正処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために実施する ・ 対象者 事業所、商店等を除く一般家庭 ・ 事業概要 一般家庭からごみステーションに排出される生活系廃棄物の中間処理施設への収集運搬委託及び動物等死体の回収処理 ○ステーションの設置管理主体は設置地区、設置に際して行	・ 目 的 家庭系一般廃棄物を適正に処理することで、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。 ・ 対象者 町内一般家庭（基本的に事業所は除く） ・ 事業概要 町内 82 箇所のごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物を収集し、鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合処理施設に搬入する。 ・ 事業期間	・ 目 的 廃棄物の適正処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために実施する ・ 対象者 事業所、商店等を除く一般家庭 ・ 事業概要 一般家庭からごみステーションに排出される生活系廃棄物の収集及び中間処理施設への運搬及び動物等死体の回収処理 ○ステーションの設置管理主体は各部落、新設更新に際し	・ 目 的 ①一般廃棄物（事業系を除く）の収集と運搬 ②自治会でごみ集積施設を整備する場合に補助金を交付する ・ 対象者 ①町民 ②自治会 ・ 事業概要 ①町で収集運搬車両2台を購入し、委託業者に貸付をする。その車両で委託業者が一般廃棄物を収集運搬する。 ②受益世帯がおおむね10世帯以上	
								業務上の課題
								分別・収集体制及び収集ステーション整備等補助制度に相違がある。
								業務の形態
								施策部門
								備考

	政側の補助制度なし、ただしカラス除けの網を提供 ○ごみステーション数は 14 年 4 月現在で 1,783 箇所 ○独自に一般廃棄物を収集している団体に対し補助金を交付（3 団体計 930 千円） ・ 事業期間	備について、町と衛連で助成する。 （助成額 町：1 / 2 上限 50,000 円、衛連 1 / 4 上限 30,000 円） ・ 事業期間 毎日（土日・祝祭日を除く）		政側の補助制度あり。 基準額 140,000 円の 1 / 2 以内 ○ごみステーション数は 14 年 4 月現在で 1 0 5 箇所 ○ごみ収集予定表・ごみの分け方、出し方の家庭配布用チラシ作成事務 ・ 事業期間	通年（土日・祝日・年末年始を除く）	て村の補助制度あり（朝日村ごみステーション設置補助金交付要綱） ○ごみステーション数は 14 年 4 月現在で 1 0 3 箇所、各部落衛生協力員による管理 ○ごみ収集予定表・ごみの分け方、出し方の家庭配布用チラシ作成事務 ・ 事業期間 通年（土日・祝日・年末年始を除く）	で 5 万円を超えるごみ集積施設整備（上限 200,000 円） ・ 事業期間 通年
負担割合 (国・県・その他)	市 100%	町単独	町 100%	町 100%	町単独	村単独	町
1 3 年度 決算額	77,070 千円	①11,875 千円 ②町：330 千円	6,493 千円	12,128 千円	3,191 千円	需用費 300 千円 委託料 10,920 千円 補助金 225 千円	委託料 25,044 千円 燃料代 1,608 千円 車検費用 172 千円 （重量税含）
1 4 年度 予算額	78,984 千円	①12,042 千円 ②町：451 千円	7,991 千円	12,350 千円	3,442 千円	需用費 300 千円 委託料 10,980 千円	委託料 16,452 千円 燃料代 1,170 千円 車検費用 227 千円 （重量税含）

行政現況調査 項目個表

専門部会名	住民生活	分科会名	環境	大項目	市民生活	中項目	環境	小項目	廃棄物	細項目	ごみ処理	
管理番号	0 2 4－0 1 4			合併協定項目							ランク	
課題・問題点				調整方針								
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付表がある場合は○印を記入の上、付表を作成してください。				

記載事項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	清掃指導事業	清掃指導事務	清掃指導事業	清掃指導事業	清掃指導事務	清掃指導事務	清掃指導事務	■合併まで調整するもの □経過措置が必要なもの □従来通り行うもの (内容) 合併時に鶴岡市の例を基本に事業内容及び衛生組織との調整を図る。
根拠法令等	廃掃法第5条3	町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条		廃掃法第5条3	三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条	朝日村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	温海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事業概要	・ 目的 市民及び事業者等に、一般廃棄物の減量と適正排出また、再生利用を促進するため啓蒙・啓発を実施 ・ 対象者 市民・事業者 ・ 事業概要 一般廃棄物の減量のための施策への協力と、その他の活動を行う者として廃棄物減量推進員を委嘱する。また、清掃指導員は、上記目的の達成のため推進員と連絡調整を取りながら	・ 目的 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、ごみの分別、ごみステーションの管理、ごみの処理方法等について、町内を巡回しながら指導等を実施する。 ・ 対象者 町民及び事業者 ・ 事業概要 町民及び事業者 ・ 事業概要 ごみの適正な分別と排出等を町民に理解してもらうため、毎年「ごみの分け方・出し方」のポスターを作成し全戸配布する。また、各ごみス	・ 目的 町民及び事業者等に、一般廃棄物の減量と適正排出また、再生利用を促進するため啓蒙・啓発を実施 ・ 対象者 町民・事業者 ・ 事業概要 各地区の保健班長、保健協力員が家庭系一般廃棄物の分別や減量の指導、またその他の活動を行なうものとして廃棄物減量等推進員を委嘱する。	・ 目的 町民及び事業者等に、一般廃棄物の減量と適正排出また、再生利用を促進するため啓蒙・啓発の実施 ・ 対象者 町民・事業者 ・ 事業概要 一般廃棄物の減量のための施策への協力と、その他の活動や計画を廃棄物減量推進員、衛生推進員と連絡調整を取りながら指導にあたる。 ・ 事業期間	・ 目的 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物の適正分別、ごみステーションへの適正排出等について啓蒙・啓発を図る。 ・ 対象者 町民 ・ 事業概要 ごみの適正な分別と排出等を町民に理解してもらうため、毎年「資源・ごみの分け方・出し方」と「資源・ごみ収集日一覧表」のチラシを作成し全戸配布する。違	・ 目的 朝日村の生活環境の保全と向上を図るため、村民の自主活動による環境保全活動を進捗し、きれいな村づくりに努める ・ 対象者 村民 ・ 事業概要 各部落衛生協力員の協力による春の大掃除実施推進と衛生害虫駆除（汲取り式便所防疫）の実施防疫薬剤配布事業（浄化槽設置・下水道供用開始世帯除	・ 目的 清掃思想の普及及び啓蒙・廃棄物の減量化、資源化の推進など、廃棄物の処理に関する職務を行なう。 ・ 対象者 町民 ・ 事業概要 ごみの種類が多様化しており、まぎらわしいごみが増えている。そんな中で町民からの問合せが多くあることからその都度ごみの分別の仕方について対応している。	業務上の課題 推進体制に相違がある。 業務の形態 施策部門 備考

	指導にあたる推進員の任期は2年。 ・ 事業期間 通年。	テーションにも曜日と排出物が一目で分かるプラスチック製掲示板を設置する。さらに、毎日環境監視員が各町内会のごみステーションを中心に巡回しており、ルールが守られていない町内会に対しては「イエローカード」をごみステーションに貼り、文書で町内会長等に注意を促す。 ・ 事業期間 通年	・ 事業期間 通年	通年。	反ごみに対してはごみ収集業者が「違反ごみ表示ステッカー」を貼り、町内会で責任を持って処理してもらうようお願いしている。 ・ 事業期間 通年	く) ・ 事業期間 毎年春季	・ 事業期間 通年
負担割合 (国・県・その他)		町単独			町単独	村単独	町
1 3 年度 決算額	3,264 千円	140 千円 (ポスター印刷費)	108 千円		205 千円 (ポスター印刷費)	2 6 3 千円	0 円
1 4 年度 予算額	3,484 千円	150 千円 (ポスター印刷費)	108 千円		233 千円 (ポスター印刷費)	2 5 0 千円	0 円

行政現況調査 項目個表

専門部会名	住民生活	分科会名	環境	大項目	市民生活	中項目	環境	小項目	廃棄物	細項目	ごみ減量・リサイクル	
管理番号	0 2 4－0 1 7			合併協定項目							ランク	
課題・問題点				調整方針								
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付表がある場合は○印を記入の上、付表を作成してください。				

記載事項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	指定ごみ袋作成販売事業	指定ごみ袋作成販売事業	指定ごみ袋作成販売事業	指定ごみ袋作成販売事業	指定ごみ袋作成販売事業	指定ごみ袋作成販売事業	指定ごみ袋作成販売事業	■合併まで調整するもの □経過措置が必要なもの □従来通り行うもの (内容) 合併時に新たな基準を定め統一する。
根拠法令等	鶴岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例			櫛引町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第4項	朝日村廃棄物の処理及び清掃に関する条例		
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町衛生組織連合会	朝日村	温海町	
事業概要	・目的 ごみの分別を徹底することにより、ごみの減量と適正処理を推進する ・対象者 ・事業概要 不燃系指定ごみ袋の製造発注と卸売業・商店等への販売(H14年度) ○ビニール・プラスチック類 製造枚数 2,400,000 枚 製造・仕入単価 3.906 円／枚 販売単価	・目的 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、町指定のごみ袋を作成し販売する。 ・対象者 町民 ・事業概要 町指定のごみ袋（3種類）を製造業者に発注し町内各商店に卸売りする業務を、町衛生組織連合会に委託している。（卸売り単価1枚17円、販売単価20円）なお、ペットボトル用	・目的 ごみの分別を徹底することにより、ごみの減量と適正処理を推進するために実施する。 ・対象者 ・事業概要 羽黒町商工会に製造発注と卸販売を依頼している。 ○もやすごみ袋 販売枚数（平成14年度見込み） 165,500 枚 仕入れ単価13.6円 販売価格(小売店へ) 16.5円	・目的 ごみの分別を徹底することにより、ごみの減量と適正処理を推進するために実施する ・対象者 ・事業概要 指定ごみ袋の製造発注と卸売業・商店等への販売(H14年度) ○ビニール・プラスチック類 製造枚数 120,000 枚 製造・仕入単価 6.4 円／枚 販売単価	・目的 町独自のごみ収集袋を作成し、町民にごみの分別・排出を徹底させる。 ・対象者 町民 ・事業概要 作成する指定ごみ袋は3種類（もやすごみ、金属・ガラス類、プラスチック類）。作成販売は町から委託された三川町衛生組織連合会が三川町商業協同組合に委託。委託料を衛生組織連合会が支払いする。	・目的 ごみの分別を徹底することにより、ごみの減量と適正処理を推進するために実施する ・対象者 村民・ ・事業概要 村指定ごみ袋の製造発注・卸売業・商店等への販売についての指導、調整。 ①プラスチック・金属ガラスごみ用袋の取扱→Aコープあさひ ②燃やすごみ用紙袋の取扱→朝日村商工	・目的 ごみ分別を容易にするため、分別種類毎に指定袋を作成 ・対象者 町民 ・事業概要 商工会に委託し、商工会でごみ袋を発注し、販売する。 ・事業期間 通年	
								業務上の課題 指定内容（色、大きさ）、販売価格に相違がある。
								業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
								備考

	5.500 円／枚 ○金属・ガラス類 製造枚数 1,000,000 枚 製造・仕入単価 2.961 円／枚 販売単価 4.560 円／枚 ○ペットボトル類 製造枚数 製造・仕入単価 3.203 円／枚 販売単価 5.000 円／枚	袋は衛生処理組合より購入し、各商店に卸売りする。 ・ 事業期間 通年	○ビニール・プラスチック類 販売枚数（平成 14 年度見込み） 52,000 枚 仕入れ単価 8.9 円 販売価格(小売店へ) 13.5 円 ○金属・ガラス類 販売枚数（平成 14 年度見込み） 70,000 枚 仕入れ単価 8.9 円 販売価格(小売店へ) 13.5 円 ○ペットボトル類 販売枚数（平成 14 年度見込み） 8,000 枚 仕入れ単価 3.05 円 販売価格(小売店へ) 5.0 円 ・ 事業期間	9.5 円／枚 ○金属・ガラス類 製造枚数 75,000 枚 製造・仕入単価 6.4 円／枚 販売単価 9.5 円／枚 ○ペットボトル類 製造枚数 — 製造・仕入単価 3.05 円／枚 販売単価 8.0 円／枚 ○燃やすごみ 製造枚数 200,000 枚 製造・仕入単価 13.6 円／枚 販売単価 18.0 円／枚	・ 事業期間 通年	会 村指定ごみ袋原版作成委託（原版変更時のみ） 取扱事業者に委託料は支払わない。 ・ 事業期間	
負担割合 (国・県・その他)	市 100%	町衛生組織連合会		町 100%	三川町衛生組織連合会	村単独（原版作成委託のみ）	
1 3 年度 決算額	製造発注及び仕入金 額（歳出） 12,407 千円 販売金額（歳入） 17,448 千円	4,261 千円（衛連決算）	20 千円	指定ごみ袋取り扱い 委託料 90,000 円 製造発注及び仕入金 額（歳出） 4,127 千円 販売金額（歳入） 5,515 千円	60 千円		
1 4 年度 予算額	製造発注及び仕入金 額（歳出） 14,301 千円 販売金額（歳入） 15,804 千円	4,030 千円（衛連予算）	20 千円	指定ごみ袋取り扱い 委託料 90,000 円	60 千円		

行政現況調査 項目個表

専門部会名	住民生活	分科会名	環境	大項目	市民生活	中項目	環境	小項目	廃棄物	細項目	ごみ減量・リサイクル	
管理番号	0 2 4－0 1 8			合併協定項目							ランク	
課題・問題点				調整方針								
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付表がある場合は○印を記入の上、付表を作成してください。				

記載事項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	資源回収事業	集団資源回収事業	資源回収事業	資源回収事業	資源回収事業	資源回収事業	資源回収事業	■合併まで調整するもの □経過措置が必要なもの □従来通り行うもの (内容) ・合併時に鶴岡市、朝日村の例を基本に、報奨金・回収方法を統一する。 ・拠点回収の方法については合併後3年以内に調整する。
根拠法令等	○鶴岡市集団資源回収運動実施要綱 ○鶴岡市集団資源回収運動に係る報奨金交付要綱	町資源回収運動に係る報奨金交付要綱	羽黒町資源回収運動に係る報奨金交付要綱	○集団資源回収運動に係る報奨金交付要綱	資源回収に係る奨励金交付要綱	朝日村資源回収事業推進報奨金交付要綱	温海町古紙リサイクル事業要綱	
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町衛生組織連合会	朝日村	温海町	
事業概要	・目的 家庭の不要な古紙、金属類、びん等の資源回収運動を支援し、ごみ減量とリサイクルを推進する。 ・対象者 資源回収団体（町内会、子供会等）及び資源回収業者 ・事業概要 集団資源回収運動の資源物の回収量に応じて団体と業者にそれぞれ報奨金を交付する	・目的 ごみの減量化・リサイクル化を推進することによって、持続可能な循環型社会の構築を目指す。 ・対象者 町内会及び資源回収業者 ・事業概要 各種団体の集団資源回収に対し、団体及び資源回収業者へ回収量に応じて報奨金を支給する。（町、衛連の両方から支給）	・目的 家庭の不要な古紙、金属類、びん等の資源回収運動を支援し、ごみ減量とリサイクルを推進する。また、古紙類の拠点回収を実施する。 ・対象者 資源回収団体（子供会・PTA等）及び資源回収業者・町民 ・事業概要 ○集団資源回収運動の資源物について、回収団体及び回収業	・目的 家庭の不要な古紙、金属類、びん等の資源回収運動を支援し、ごみ減量とリサイクルを推進する。 ・対象者 資源回収団体(町内会、子供会、婦人会等)、資源回収業者、町民 ・事業概要 集団資源回収運動の資源物の回収量に応じて、回収団体と回収業者に報奨金を交	・目的 家庭の不要な古紙、金属類、びん等の資源回収運動を支援し、ごみ減量とリサイクルを推進する。 ・対象者 資源回収実施団体及び資源回収業者 ・事業概要 資源回収実施団体及び資源回収業者へ回収量に応じて奨励金を交付する。奨励金の交付単価は次のとおり。	・目的 家庭の不要な古紙、金属類、びん等の資源回収運動を支援し、ごみ減量とリサイクルを推進する。 ・対象者 資源回収団体（子供会育成会、小学校PTA、ボランティア連絡協議会、衛生組織連合会）、資源回収業者 ・事業概要 集団資源回収運動の資源物の回収量に応じて、回収団体と回	・目的 資源化できる古紙の回収を促進するため報奨金を交付し、及び再生利用商品を率先して利用することにより、資源リサイクルに対する町民の意識の高揚と、ひいてはごみの減量を図る。 ・対象者 町民 ・事業概要 古紙回収業者を決定し、事業実施団体と	業務上の課題 報奨金・回収方法に相違がある。 業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門 備考

	○紙類の報奨金 団体 5円/kg 業者 6円/kg H13度 3,970t ○金属類の報奨金 団体 5円/kg 業者 2円/kg H13度 31t ○びん類の報奨金 団体・業者 1円/本 H13度 178千本 ○団体数 246団体 このほか、市民が環境衛生部に古紙を持ち込んだ場合、無償で引取りしている。 ・事業期間 通年	報奨額 ①町 : 回収量kg当り3円(団体)、紙類kg当り6円・その他kg当り2円(業者) ②衛連: 期間内3回以上回収、3t以上の団体20,000円 2回以上回収、2t以上の団体15,000円 2回回収、1t以上の団体10,000円 収集量30t以上の業者50,000円 10t以上30t未満の業者20,000円 ・事業期間 4月～12月	者に報奨金を交付する。 資源回収(14年度)回収団体25団体【55万円限度(紙類1.7円/kg・金属類2円/kg・ビン類1円/kg)】 回収業者 紙類6円/kg・金属類2円/kg・ビン類1円/kg ○拠点回収(資源リサイクルステーション、古紙類回収1箇所) 月2回実施(管理委託) ・事業期間	付する ○紙 類 団体報奨金5円/kg 業者報奨金6円/kg 13年度 224,432kg ○金属類 団体報奨金5円/kg 業者報奨金2円/kg 13年度 1,027kg ○びん類 団体報奨金1円/kg 業者報奨金1円/kg 13年度 19,320kg ○団体数 23団体 ・紙資源ごみ拠点回収事業(衛連に委託) 4月～12月まで毎月1回、役場車庫で受入、無料。紙類のみ	○実施団体 雑誌 7円/kg 雑誌以外の古紙・金属 5円/kg ビン 1円/本 ○回収業者 古紙 6円/kg 金属 2円/kg ビン 1円/本 発泡スチロール 180円/kg ・事業期間 通年	収業者に報奨金を交付する (報奨金: 団体5円/kg、業者1円/kg) 年1回、団体と業者との調整会議を開催する。 また、村独自にリサイクルステーションを2箇所開設し、月2回程度の回収日を設けて衛連の協力を得て回収を実施する。 ・事業期間 回収団体(春・秋)リサイクルステーション(6月～11月、第1・3日曜)	連絡調整を行なう。 実績報告に基づいて報奨金を交付する。 報奨金単価 団体: 2円/kg、業者: 5円/kg ・事業期間 通年
負担割合 (国・県・その他)	市100%	町単独及び町衛生組織連合会	町100%	町100%	町衛生組織連合会100%	村単独	町
13年度 決算額	交付金額 団体 20,184千円 業者 22,076千円 合計 42,260千円	町 3,195千円 衛連 1,105千円	○報奨金交付状況 団体549,622円 業者1,564,574円 合計2,114,196円 ○資源リサイクルステーション(7月から)回収実績41,144kg 管理委託40,480円 手数料43,089円	報奨金交付金額 団体1,043千円 業者1,272千円 合計2,315千円	3,143千円	報奨金 757千円 リサイクルステーション賃貸料 85千円 計 842千円	団体822,058円 業者2,055,145円
14年度 予算額	交付金額 団体 20,361千円 業者 24,309千円 合計 44,670千円	町 3,000千円 衛連 1,000千円	○報奨金交付状況 団体545,491円 業者1,869,264円 合計2,414,755円 ○資源リサイクルステーション 管理委託53,000円 手数料122,000円	報奨金交付金額 団体1,590千円 業者1,491千円 合計3081千円 ・拠点紙資源ごみ回収事業 衛連委託料60千円、 収集業者108千円	2,221千円(増額補正あり)	報奨金 625千円 リサイクルステーション賃貸料 148千円 計 773千円	団体808,050円 業者2,020,125円

行政現況調査 項目個表

専門部会名	住民生活	分科会名	環境	大項目	市民生活	中項目	環境	小項目	廃棄物	細項目	ごみ減量・リサイクル	
管理番号	0 2 4－0 1 9			合併協定項目							ランク	
課題・問題				調整方針								
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付表がある場合は○印を記入の上、付表を作成してください。				

記載事項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	ごみ減量・リサイクル推進事業	ごみ減量・リサイクル推移事業	ごみ減量・リサイクル推進事業	ごみ減量・リサイクル推進事業	ごみ減量・リサイクル推進事業	ごみ減量・リサイクル推進事業	ごみ減量・リサイクル推進事業	■合併まで調整するもの □経過措置が必要なもの □従来通り行うもの (内容) 合併時に鶴岡市の例を基本に調整する。 環境にやさしい店認定制度は鶴岡市の制度に統一する。
根拠法令等		廃棄物処理法	羽黒町ごみ減量等補助金交付要綱	電気式生ごみ処理機補助金交付要綱	三川町電気生ごみ処理機購入補助金交付要綱	朝日村の豊かで美しい自然と環境を守る条例	温海町家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付規程	
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事業概要	・ 目 的 市民と事業者と行政が一体となり、ごみの減量と資源の節約のため具体的な行動の実施及び支援を行う ・ 対象者 市民・事業者 ・ 事業概要 ・ 生ごみ処理器購入補助制度(補助率 3分の1、上限 20,000 円、13 年度実績 116 基) ・ 環境にやさしい店認定制度(認定店 43) ・ ノーレジ袋デー運	・ 目 的 ごみの減量化・リサイクル化を推進することで、持続可能な循環型社会の構築を目指す。 ・ 対象者 町民 ・ 事業概要 ①リサイクルデー：家庭から排出される紙類ごみについてリサイクルするため、毎月第3土曜日をリサイクルデーとして新聞、雑誌、段ボールの3種類に分け紐で縛ってごみステーションに排出しても	・ 目 的 町民と事業者と行政が一体となり、ごみの減量と資源の節約のため具体的な行動の実施及び支援を行なう ・ 対象者 町民 ・ 事業概要 生ごみ処理器購入補助金制度 コンポスト (4,000 円を限度に半額助成 平成 13 年度実績 70 基) 電気式生ごみ処理器 (20,000 円を限度に半額助成 平成	・ 目 的 町民と事業者と行政が一体となり、ごみの減量と資源の節約のため具体的な行動の実施及び支援を行う ・ 対象者 町民・事業者 ・ 事業概要 ・ 生ごみ処理器購入補助制度(補助率 2分の1、上限 15,000 円、衛連 5,000 円 13 年度実績 5 基) ・ 衛連 幹旋事業 ・ ノーレジ袋デー運動	・ 目 的 ごみの減量化・リサイクル化を推進することによって、持続可能な循環型社会の構築を目指す。 ・ 対象者 町民、事業者 ・ 事業概要 ①資源回収の推進：町内会等で実施する資源回収を保管する意味で平成 12 年 10 月に三川町公民館駐車場に「資源リサイクルステーション」を設置した。毎月第2．4 日曜日に開場し資源を回収しリサ	・ 目 的 村民と事業者と行政が一体となり、ごみの減量と資源の節約のため具体的な行動の実施及び支援を行う ・ 対象者 村民・事業者 ・ 事業概要 生ごみ処理器購入補助制度(補助率 3分の1、上限 20,000 円、13 年度実績 116 基) ノーレジ袋デー運動推進 ・ 事業期間	・ 目 的 ごみ減量の一環として家庭の生ごみを自家処理するためにその処理機及び容器を購入したときは購入費用の一部を補助する。 また、7 市町村一斉に毎月 0 のつく日をノーレジ袋デーにし、買物をするときには買い物袋を持参するよう呼び掛けている。広報にも環境全般にわたり P R につとめている。 ・ 対象者 町民	業務上の課題 実施方法、補助制度に相違がある。 業務の形態 施策部門 備考

	動 ・多量排出事業者指導事務(対象事業所5) ・エコ通信発行事務(年4回発行) ・エコピッグシステム推進事業 ・事業期間 通年	らい回収する。 ②マイバック運動：マイバックを持参したお客にはポイントカードにスタンプを押してもらい、いっぱいになったスタンプカード1枚はごみ袋3枚と交換する。 (町衛生組織連合会事業) ③生ごみ処理器購入補助：コンポスター購入者の申請に基づいて補助金を交付する。(補助率1／2上限5,000円) ④リサイクルボックスの設置：町内2箇所(ふれあいセンター、役場)に設置 ・事業期間 通年	13年度実績 24基) ・事業期間 通年	・事業期間 通年	イクルを図っている。(町衛生組織連合会事業) ②電気生ごみ処理器購入補助：機械を購入した場合、購入者の申請に基づいて補助金を交付している。(補助率1／2上限15,000円) ③環境創世紀21：町広報を活用し、町民及び事業者に対してごみ減量等に関する情報提供と啓発を行う。 ・事業期間 通年	通年	・事業概要 ごみ処理用機器を購入したときに申請書を提出し、購入費用の1／2補助金交付 (限度額処理機2万円、容器4千円) ・事業期間 通年
負担割合 (国・県・その他)		町及び町衛生組織連合会		町100%	①町衛生組織連合会単独 ②③町単独	村単独	町
13年度決算額	2,096千円	①605千円 ②396千円(衛連決算) ③1,549千円(電気生ごみ処理機含む) ④50千円(衛連決算)	737千円	町113千円 衛連139千円	①3,143千円(番号024-18と同じ) ②110千円 ③なし	生ごみ処理器購入補助金 64千円(4件)	334千円 処理機 14基 コンポスター15基
14年度予算額	3,563千円	①500千円 ②500千円(衛連) ③100千円(電気含まず) ④50千円(衛連)	1,000千円	町399千円 衛連400千円	①2,221千円(番号024-18と同じ) ②210千円 ③なし	生ごみ処理器購入補助金 100千円	200千円 処理機 5基 コンポスター7基 (1月末現在)

新市における消防団組織体制（案）

- ◎ 消防団は地域の安全確保のため地域に密着して活動を展開していることから、各消防団の現状の活動体制を維持しつつ、新市においては団組織の一体的運用と大規模災害等における指揮命令系統の一元化を図るため、連合消防団体制の組織化について検討する。

1. 現行の消防団体制

組織名	市 町 村 長						
消防団	鶴岡市 消防団	藤島町 消防団	羽黒町 消防団	櫛引町 消防団	三川町 消防団	朝日村 消防団	温海町 消防団
団本部	団本部	団本部	団本部	団本部	団本部	団本部	団本部
	団長 副団長等	団長 副団長等	団長 副団長等	団長 副団長等	団長 副団長等	団長 副団長等	団長 副団長等
分 団	16分団	5分団	6分団	4分団	3分団	4分団	5分団
	分団長 副分団長	分団長 副分団長	分団長 副分団長	分団長 副分団長	分団長 副分団長	分団長 副分団長	分団長 副分団長
部・班	部・班	部・班	部・班	部・班	部・班	部・班	部・班
	部長・班 長・団員	部長・班 長・団員	部長・班 長・団員	部長・班 長・団員	部長・班 長・団員	部長・班 長・団員	部長・班 長・団員
条例定数	1390名	526名	500名	370名	320名	296名	455名

2. 合併後の組織体制

組織名	市 長						
	団 長（連合団長）						
方面団 (隊)	鶴岡方面 団(隊)	藤島方面 団(隊)	羽黒方面 団(隊)	櫛引方面 団(隊)	三川方面 団(隊)	朝日方面 団(隊)	温海方面 団(隊)
団本部	団本部は方面団長（隊長）で組織、各団に方面副団長を若干名おく						
方面分団	16分団	5分団	6分団	4分団	3分団	4分団	5分団
	分団長 副分団長	分団長 副分団長	分団長 副分団長	分団長 副分団長	分団長 副分団長	分団長 副分団長	分団長 副分団長
部・班	部・班	部・班	部・班	部・班	部・班	部・班	部・班
	部長・班 長・団員	部長・班 長・団員	部長・班 長・団員	部長・班 長・団員	部長・班 長・団員	部長・班 長・団員	部長・班 長・団員

＊連合消防団長は、方面団長の互選により選出。

＊消防演習、消防操法大会などは、管轄面積が広いことから、各方面団（隊）ごとに行う。

＊藤島町の梯子乗り、鶴岡市の纏隊など、その他特色のある団活動は継続する。

平成15年度消防団員報酬及び各種負担金等の事務処理状況

平成15年12月 現在

	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町
報酬 (金額別紙)	年3回(8.12.4月)で支給	年4回(6.9.12.3月)で支給	年2回(4.12月)で支給	年2回(9.12月)で支給	年2回(9.3月)で支給	年3回(7.11.3月)で支給	年3回(7.11.3月)で支給
出動手当 (金額別紙)	年3回(8.12.4月)で支給	なし	なし	その都度支給	年2回(10.3月)	その都度支給	年3回(7.11.3月)で支給
分団交付金等	団本部 16万8千円 各分団 1万8千円 ×16	団本部 111万1千円 部長以下団員割 1400円×人数 分団平等割	団本部 4万円×2回 各分団 2万円×2回 ×	各分団 2万6千円 各団員 1000円×人数 消防施設管理 交付金 自動車班1万円 小型班 3千円	団本部 15万円 各分団 3万円×3 団員確保対策 交付金 8000×33班	団本部 16万円 各班平等割 1万5千円 ×28 自動車班 3万5千円 積載車班 3万円	団本部 150,000 円 各分団 85,000 円×5
ポンプ等の管理謝金	自動車班8千円 積載車班6千円 小型 3千円	8万円×5 広報紙発行等 50万円	小型ポンプ各班 5千円 自動車各班 1万2千円				なし
退職報償金	口座振込み	現金支給	口座振込み	現金支給	現金支給	現金支給又は 口座振込み	副分団長以上は 現金、部長以下 は口座振込み
県消防協会費	個人負担	公費負担	公費負担	個人負担	公費負担	公費負担	公費負担
福祉共済掛金	公費負担 半額 個人負担 半額	公費負担	公費負担 半額 個人負担 半額	公費負担	公費負担 半額 個人負担 半額	公費負担 6割 個人負担 4割	公費負担 半額 個人負担 半額
火災共済掛金	個人負担で全員 加入(報酬引き 去り)	副分団長以上 加入で個人負担 (報酬引き去り)	個人負担で全員 加入(報酬引き 去り)	未加入	副分団長以上 加入で本団交付 金から支出	未加入	副分団長以上 加入で個人負担 (報酬引き去り)

階級別消防団員報酬

(単位；円) (H15.4.1現在)

階 級 市町村別	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員
鶴 岡 市	127,200	83,200	63,200	51,400	38,200	30,300	17,800
藤 島 町	161,000	119,100	92,900	75,200	57,900	48,000	19,200
羽 黒 町	154,000	106,000	77,000	71,000	50,000	41,000	20,000
櫛 引 町	156,000	99,000	78,000	64,000	45,000	38,000	22,000～ 33,000
三 川 町	152,000	91,000	73,000	60,000	40,000	37,000	21,000～ 24,000
朝 日 村	158,000	106,000	84,000	77,000	46,500	40,400	23,800
温 海 町	220,000	121,000	99,000	81,400	66,000	46,200	23,500

出 場 手 当 額

(H15.4.1現在)

項 目 市町村別	1 回当たりの出場手当額			
	水・火災	警 戒	訓 練	そ の 他
鶴 岡 市	1,800円	1,800円	1,300円	1,300円
藤 島 町	—	—	—	—
羽 黒 町	—	—	—	—
櫛 引 町	4時間未満 700円 4時間以上 1,000円			
三 川 町	—	—	2,400円	2,400円
朝 日 村	(水害) 1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
温 海 町	4時間まで 2,000円 4時間超 4,000円	4時間まで 1,000円 4時間超 2,000円		

防災行政無線再構築に関する基本方針について（案）

1 国の指針 固定系及び移動系に関しても 1 自治体 1 周波数

2 現 状 ① 固定系及び移動系整備市町村

鶴岡市、羽黒町、三川町、朝日村、温海町

② 地域防災無線（移動系）整備

藤島町、櫛引町

3 再構築方針

① 固定系無線

一挙に機器の同一化を図り再構築するには、多大な財源を必要とする。このため、暫定的な方式として、中央センターに統合制御装置、各支所に末端制御装置を設け専用線でリモートコントロールすることで統合を図るものとする。その後の措置としては各支所設備の老朽化に伴う改修や未設置地区の新設を考慮しながら、国の指針に適合するよう再整備するものとする。ただし、温海町については平成 5～6 年度に整備し、機器の設備年度が比較的新しいことや、遠距離地域のため新たな中継局設備の増設等により、財源負担が大きいことから、将来的にも専用線によるリモートコントロール方式とする。

② 移動系無線

移動系無線については、使用特性から統合制御装置はなじまないことから、鶴岡市の周波数に統合することで再構築するが、温海町については、周波数の到達範囲から外れ中継局等の増設等により財源負担が大きいことから将来的にも遠隔制御装置によるリモートコントロール方式とする。統合の方法としては、羽黒町、三川町、朝日村の機器を鶴岡市周波数の同一機器に換える。また、藤島町、櫛引町の地域防災無線は、平成 23 年 5 月で失効することから、国では現状のまま使用してもよい回答した。ただし、全域の連絡体制のため、中央センターに藤島町、櫛引町の無線機器 1 台を配備し連絡体制を整えるものとする。失効後の体制については今後検討するものとする。

031- 成人健康診査事業

067	基本健康診査
069,071	各がん(消化器、婦人科)検診
072	人間ドック

【事業の概要】

- 鶴岡市において基本健診や各種がん検診の自己負担金を低く抑え、また減免制度も市民税非課税世帯にまで適用するなどして、受診率の向上に努めてきた。町村でも工夫をして検診事業を行ってきたが、その結果、実施方法や受診対象者、住民の費用負担等で市町村間に大きな違いがある。健康福祉部会においては、健康づくりは新市の目玉施策として打ち出していくべきだとの意見が出されている。

【調整上の問題点】

- 特に、基本健診、婦人科検診の対象者や自己負担金で大きな隔たりがある。鶴岡市においては、基本健診 65 歳以上者の無料制度があり、町村では 70 歳以上者を有料としているところもあることから、無料化枠の増大に対する支出の増加が見込まれる。なお基本健診の自己負担は鶴岡市が高く、1,300 円の高低差がある。婦人科検診は、鶴岡市が一番低廉で、100～500 円の差がある。人間ドックを除く全検診事業で低所得者の減免枠が町村に拡大し予算増となる。
- 実施方法や対象者、自己負担金等を鶴岡の例により 5 年以内の早い段階で行うことで調整しているが、予算の確保が大きな課題である。(財政試算)
- 合わせて、消化器検診や人間ドックでも再調整が必要である。

【財政試算】

- 鶴岡市の例により実施することとした場合の財政試算による、一般財源への影響は以下のとおりである。
 - ・人間ドック事業では、対象年齢の枠拡大による受診者増で行政支出が大幅に増大する町と、自己負担金の増額設定により一般財源歳出が減少する町村に分

かれるが、ドック事業全体では、行政の負担が大きくなっている。

- ・集団基本健診では、65 歳以上者への自己負担金無料化で支出増となる町村が多いものの、自己負担金の増額設定と人間ドックへの受診者移行により、全体として、一般財源支出は減少するものと考えられる。
- ・婦人科検診では、70 歳者の自己負担金無料化により行政負担増となる町村がある一方、人間ドックへの移行者増で婦人科検診事業は減少するとみる町村があり全体として、一般財源支出は減少するものとみられる。
- ・消化器検診では、自己負担金が鶴岡・羽黒以外で高い設定であること、自己負担減免枠が拡大することにより、行政負担が増大する。

【合意した調整方向】

○人間ドック事業については、受診対象年齢枠の拡大による受診者増により行政負担が増大する見通しとなっていること、国保分科会施策において国保加入者に対する助成制度には市町村間で大きな相違があることなどから、国保分科会と連動して5年の経過措置をもって統一を図るものとする。

○基本健診や各種がん検診については、事務処理できるものは合併からの実施とし、自己負担金額の相違により経過措置3年または5年を提案してきたものである。しかし、

合併時からの電算システムの統一実施が難しい状況になっていること、個人情報保護条例による情報提供の制限に伴う経費負担の増大が生じること、又財政事情をも考慮し、自己負担金見直しと減免制度の同一実施等、3年以内の経過措置を持って、鶴岡市の例により一斉に実施をすることとして調整をする。

別紙 1

人間ドック事業各市町村比較 (031-72の別紙)

				鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	三川	朝日	温海
対象者				40歳以上	40歳以上	40～67歳 国保35, 37, 39歳	30歳以上	40～69歳	40歳以上	40, 45, 50 55, 60, 65歳
委託料	1日	男		27800円	27,8000円	27,780円	27,780円	健康管理センター 27,899円 協立病院 29,400円 齋藤胃腸病院 27,800円 宮原病院 31,500円	27,780円	27,899円
		女		32840円	32,840円	32,820円	32,820円	健康管理センター 31,049円 協立病院 35,700円 齋藤胃腸病院 34,640円 宮原病院 39,225円	32,820円	31,049円
	一泊	男		62,900		62,880円	62,880円			
		女		67,940		67,920円	67,920円			
自己負担金	1日	男	一般	10,900円	10,500円	10,300円	10,000円	40,45,50,55,60,65歳 5,500円 以外 11,100円	11,000円	9,000円
			国保	41, 42, 43, 46, 50, 51, 56, 59, 60, 61歳 1,100円	5,000円	6,000円 40歳以下 10,300円		40,45,50,55,60,65歳 500円 以外 4,000円	4,000円	無料
		女	一般	13,000円	11,500円	10,300円	11,000円	40,45,50,55,60,65歳 6,600円 以外 13,200円	12,500円	10,000円
			国保	41, 42, 43, 46, 50, 51, 56, 59, 60, 61歳 1,100円	6,000円	6,000円 40歳以下 10,300円		40,45,50,55,60,65歳 500円 以外 4,000円	5,500円	無料
	一泊	男	一般	46,000円			30,000円			
			国保	41, 42, 43, 46, 50, 51, 56, 59, 60, 61歳 18,100円		21,000円				
		女	一般	48,100円			30,000円			
			国保	41, 42, 43, 46, 50, 51, 56, 59, 60, 61歳 18,100円		21,000円				

別紙 2

健康分科会 成人検診財政試算

鶴岡市を基準にした町村負担増減額比較表

(単位:千円)

	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	計
基本健診	480	1,069	102	887	833	2,052	5,423
胃がん検診	359	369	21	156	580	816	2,301
大腸がん検診	117	177	0	49	161	405	909
子宮がん検診	432	103	53	134	285	488	1,495
乳がん検診	151	68	34	119	73	209	654
人間ドック	-1,836	-1,193	-936	113	240	-1,168	-4,780
計	-297	593	-726	1,458	2,172	2,802	6,002 A
人間ドック対象者の増加分 平均18,000×500人							9,000
非課税世帯免除分 基本・胃・大腸 2,800円×300人							840
// 胃・大腸 1,500円×150人							225
// 子宮・乳がん 1,400円×100人							140
ドック小計							10,205 B
合計 A+B							16,207

・鶴岡市の基準で積算し、自己負担が増額になる場合は委託料の行政負担は減額になる。

・自己負担が減額されれば行政負担が増額となる。

福祉分科会の事務・事業調整の考え方

健康福祉部会 福祉分科会

【調整すべき課題】 施策の方向性の違いによる、障害者福祉分野における現金・現物給付施策の金額・水準の差

【調整に当たっての分科会の考え方】

合併協議会参加市町村のうち、特に鶴岡市は、現金・現物給付は控えめにして、サービス提供基盤の整備に力を入れてきた経過があり、個別施策の金額等を比較すると概して町村よりも低めになっているものが多い。（別紙資料あり）

しかし、その一方、在宅福祉サービス提供基盤の整備は比較的進んでおり、別紙資料（１）のとおり、障害者一人当たりの障害者福祉サービス提供にかかる予算を見ると、一般財源ベースで他の町村を大きく上回っている。

逆に、現金・現物給付予算を同じく一般財源ベースで比較してみると、特に藤島町や羽黒町では逆に鶴岡市を上回っており、おしなべて町村は現金・現物給付の充実に力を入れてきたことが分かる（別紙資料２）。これは、どちらが優れているという問題ではなく、福祉施策の進め方に対する方向性の違いがこうした形となって表れていると考えられる。

少子高齢化が急激に進展し、国、地方とも財政状況が厳しい今日、現金・現物給付の充実によって福祉を進めることは困難で、また、国の施策の動向を見ても、介護保険制度や支援費制度に見られるように、今後の福祉施策の方向は現金・現物給付ではなく、サービス提供を中心に整備が進められることとなっている。

合併市にとっては、鶴岡市で提供されているような様々な福祉サービスの提供を、全市的に提供できるようにすること、その提供基盤整備を進めることが大きな課題となる。

こうしたことから福祉分科会としては、合併市の福祉施策は、福祉サービス提供を中心として推進することが適当であり、合併後のサービス提供基盤の整備に備えるため、事務事業の調整にあたっては、現金・現物給付の水準はもっとも対象者が多く、影響の大きい鶴岡市の水準を基本に調整をすることとした

032-020 社会福祉協議会運営費等補助事業

【事業の概要】

- 各市町村の社会福祉協議会に対して、それぞれ人件費、事業費等の一部を補助している。
- 法により市町村の合併と同時に社協も合併しなければならないことから、社協においても合併協議会が設置され、合併協議が進められている。

【合意した調整方向等】

- 社会福祉協議会は各市町村の福祉基盤を支える重要な団体であり、その活動が継続できるよう、現行の補助水準を維持することを前提に、社協の合併協議と連携しながら新社協への補助基準を作成する。

032-033 重度障害者介護者激励金品支給事業

【事業の概要】

- 在宅の重度障害者（身障手帳1～2、療育手帳A）の介護者に年40,000円の激励金を支給する県事業。鶴岡市と三川町は上乗せしていないが他町村は8,000円から20,000円を上乗せしている。
- 県事業が16年度で廃止される予定である。

【合意した調整方向等】

- 上乗せのない鶴岡市、三川町については県事業廃止にともない事業廃止予定。上乗せを実施している町村は、合併までに事業を廃止する。

032-034 重度障害者介護者激励金品支給事業（単独）

【事業の概要】

- 在宅の重度障害者の介護者に激励金品を支給する市町村独自事業だが、県事業と異なり所得税3万円以上課税世帯も対象としたり、障害年金該当者も対象にしたりしている。三川町のみが033県事業との重複支給となっている。その他の町村は033との重複支給はない。
- 鶴岡市は花鉢（1,600円相当）を年一回配布。羽黒町は年50,000円、櫛引町は年60,000円、三川町は年84,000円、朝日村は年48,000円、温海町は年52,000円。

【合意した調整方向等】

- 16年度に033県事業を肩代わりする町村は、所得税3万円未満世帯（003県事業対象世帯）も対象世帯に加え、5年間の経過期間実施する。経過期間中に段階的に金額の調整を行い、最終的に鶴岡市の例に調整する。（寝たきり老人介護者激励金支給事業と同様の取り扱い）

032-036 重度心身障害児養育手当支給事業

【事業の概要】

- 在宅の重度心身障害児を養育している保護者に手当を支給する制度だが、所得要件がなく、藤島、三川、朝日、温海は特別児童扶養手当非該当者への支給。鶴岡（年5,000円）、

羽黒（年４０，０００円）、櫛引（年６０，０００円）は重複支給。

○朝日、温海は対象者０人。

【調整上の課題】

○鶴岡市の対象者が１４５人と多く、櫛引町の例（年６０，０００円）を導入すると鶴岡だけでも８７０万円の一般財源が必要になる。

○特別児童扶養手当（年６１３，２００円、４０８，３６０円）との重複給付の必要性。

○所得要件による県事業非該当者への市町村代替え給付の必要性。

【合意した調整方向等】

○５年の経過期間を設け、その後、鶴岡市の例を基本とした調整を行う。

○特別児童扶養手当非該当者への支給（藤島、三川、朝日、温海）は、所得要件による県事業非該当者への支給となることから、独自実施の意味は薄く現在受給者のみ３年間の経過期間を置き廃止する。

032-064 紙おむつ支給事業

【事業の概要】

○県事業に各市町村で上乘せしているが、高齢福祉分科会の「紙おむつ支給事業」と似た内容になっている。

○月３，６００円から９，０００円まで、所得税課税状況によって区分している。鶴岡市、櫛引町、朝日村は所得要件で上限を設けて対象を制限しているが、他町は所得税課税世帯もすべて対象にしている。特に藤島町は所得税額にかかわらずすべてに月９，０００円以内を支給している。

【調整上の課題】

○給付格差を調整する場合、６５歳以上は介護保険対象となることや、事業の内容が似ていることなどから、介護保険施策とのバランスをとる必要がある。

○高齢分科会では、１７年度から新たに検討を行い、１８年度から実施することとしている。

【合意した調整方向等】

○介護保険施策の動向を見ながら、１７年度に新たな基準を作成する。

032-070 福祉タクシー券助成事業

032-071 福祉ガソリン券助成事業

【事業の概要】

○対象者、交付基準等に各市町村で大きな相違があり、町村は鶴岡市に比べて対象者が広く、交付枚数も多くなっている。

【調整上の課題】

- 給付水準が低い鶴岡市の対象者がもっとも多いことから、水準を上げるためには多額の財源が必要となる。現行でも鶴岡市の場合2、000万円規模の事業費であり、藤島町なみに倍の年48枚給付にただけで事業費も倍近くなる。
- さらに藤島町、櫛引町、三川町、朝日村は身障4級も対象としている。特に藤島町は障害によっては6級まで、療育手帳はBも、さらに養護学校通学者も対象にしており手厚くなっている。
- 給付差が大きい。

【調整方向等】

- 5年の経過期間に段階的に引き下げ、最終的に鶴岡市の例に近づけることとし、その条件として、旧町村区域の交通基盤整備等、障害者の移動支援策の検討を行うこととした。

033-302 高齢者長寿祝賀品伝達事業

【事業の内容】

- 各市町村によって対象者、祝い金品、方法等が大きく異なる（別紙）。

【調整上の課題】

- 高齢化の進行により祝賀対象者が年々増加している。

【合意した調整方向等】

- 合併までに見直し、大きな節目での祝賀を中心にした新たな基準を作成する。

合意案	77歳（喜寿）	座布団
	88歳（米寿）	額付賀詞
	99歳（白寿）	記念品、額付賀詞
	100歳	額付賀詞、記念品、祝い金10万円
	最高年齢者	記念品

033-303 敬老事業等補助金交付事業

【事業の内容】

- 鶴岡市と温海町は各町内会等が開催する敬老会への補助金、朝日村は地区公民館に敬老会の開催を委託して行う。櫛引町、三川町、朝日村、温海町は特別養護老人ホームの敬老会に補助金を交付している。
- 各町内会、地区の大きな行事となって定着している。

【合意した調整方向等】

- 各地域の特色ある行事として、当面現行通り実施し、合併市においてその後のあり方を検討する。ただし、特別養護老人ホーム等施設としての敬老行事に対する補助金は合併までに廃止を検討する。

(別紙1) 障害者福祉サービス提供(基盤整備を含む) 事業にかかる予算額(14年度分)

※一部一般財源が不明なものは決算額を使用

事業名	鶴岡市		藤島町		羽黒町		楡引町		三川町		朝日村		温海町		備考
	⑭予算額(千円)	一般財源	⑭予算額(千円)	一般財源	⑭予算額(千円)	一般財源	⑭予算額(千円)	一般財源	⑭予算額(千円)	一般財源	⑭予算額(千円)	一般財源	⑭予算額(千円)	一般財源	
032-002 各種福祉団体支援			1,181	1,181	180	180									
032-012 知的障害者施設整備負担金	1,673	1,673	325	325	4,514	4,514	282	282	256	256	271	271	335	335	
032-024 身障者更生援護施設入所・通所	146,209	36,553	17,953	4,489	5,234	1,309	22,475	5,619	7,395	1,849	24,598	6,150	37,418	9,355	
032-027 知的障害者援護施設入所・通所	436,665	217,833	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	町村は県対応、支出なし
032-039 ※身障居宅生活(ホームヘルパー)	37,530	7,102	664	163	3,626	907	0	0	0	0	0	0	1,445	361	※14決算額を使用
032-040 盲人ガイドヘルパー派遣	2,070	509	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	177	11	
032-041 ※身障デイサービス	35,662	20,232	1,327	333	46	12	0	0	0	0	2,669	713	3,495	1,166	※14決算額を使用
032-042 身体障害者短期入所	547	137	0	0	1,404	351	200	50	66	17	1,589	397	586	147	
032-048 障害者生活支援事業	14,420	3,605	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
032-049 手話通訳設置事業	3,891	1,297	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
032-050 手話通訳派遣事業	38	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
032-051 声の広報発行事業	604	201	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
032-052 重度障害者移動支援(ミニハンディ)	596	199	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
032-057 障害者訪問入浴サービス	514	129	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
032-059 障害者小規模通所授産施設補助	6,416	1,604	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
032-060 身障小規模作業所補助	10,778	6,346	0	0	0	0	50	50	180	180	100	100	0	0	県総合交付金
032-069 身障相談員(県委嘱以外)	0	0	353	353	0	0	168	168	0	0	0	0	0	0	
032-079 ※知的居宅生活(ホームヘルパー)	1,932	339	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	※14決算額を使用
032-080 ※知的デイサービス	22,357	6,298	0	0	263	263	0	0	118	118	0	0	0	0	
032-082 知的障害者日帰りショートステイ	2,821	2,921	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
032-083 知的障害者地域生活援助(GH)	4,765	1,191	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	町村は県対応、支出なし
032-084 職親委託	326	163	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	町村は県対応、支出なし
032-086 知的小規模作業所補助	29,146	17,315	0	0	0	0	50	50	180	180	100	100	0	0	県総合交付金
032-088 知的コミュニティハウス援助	1,558	779	780	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
032-091 知的相談員(県委嘱以外)	0	0	0	0	0	0	84	84	0	0	0	0	0	0	
032-094 ※児童居宅生活(ホームヘルパー)	406	71	1,084	318	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	※14決算額を使用
032-095 心身障害児童デイサービス	17,245	8,769	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
032-102 ※精神居宅生活(ホームヘルパー)	9,057	2,265	0	0	0	0	0	0	48	31	0	0	0	0	
032-103 知的障害者地域生活援助(GH)	15,900	3,975	0	0	0	0	0	0	0	0	398	100	387	97	
032-104 精神小規模作業所補助	39,689	16,170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計 (a)	842,815	357,689	23,667	7,552	15,267	7,536	23,309	6,303	8,246	2,632	29,725	7,831	43,843	11,472	
障害者数合計 (b)	身体障害者手帳所持者	4,114	510	383	416	338	270	490							
	療育手帳所持者	591	61	54	39	36	31	75							
	精神障害者保健福祉手帳所持者	227	5	7	16	9	11	15							
		4,932	576	444	471	383	312	580							
障害者一人当たりの額 (円) (a)/(b)	鶴岡市		藤島町		羽黒町		楡引町		三川町		朝日村		温海町		
	⑭予算額	一般財源	⑭予算額	一般財源	⑭予算額	一般財源	⑭予算額	一般財源	⑭予算額	一般財源	⑭予算額	一般財源	⑭予算額	一般財源	
	170,887	72,524	41,089	13,111	34,385	16,973	49,488	13,382	21,530	6,872	95,272	25,099	75,591	19,779	

(別紙2) 障害者福祉にかかる現金・現物給付等予算額(14年度分)

※一部一般財源が不明なものは決算額を使用

事業名		鶴岡市		藤島町		羽黒町		櫛引町		三川町		朝日村		温海町		備考
		⑭予算額(千円)	一般財源	⑭予算額(千円)	一般財源	⑭予算額(千円)	一般財源	⑭予算額(千円)	一般財源	⑭予算額(千円)	一般財源	⑭予算額(千円)	一般財源	⑭予算額(千円)	一般財源	
032-025	身障施設入所者更生訓練費給付	705	353	102	26	0	0	19	5	0	0	38	10	81	20	
032-026	進行性筋萎縮症患者療養等給付	8,658	4,330	0	0	4,440	1,110	0	0	0	0	0	0	0	0	
032-029	身障更生医療給付	5,820	3,465	524	131	700	175	300	75	574	144	160	40	60	15	
032-030	特別障害者手当	48,348	12,087	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	県事業、町村は進達のみ
032-031	障害児福祉手当	12,272	3,068	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	県事業、町村は進達のみ
032-032	福祉手当	3,331	833	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	県事業、町村は進達のみ
032-033	重度障害者介護者激励金(県)	1,002	2	121	24	50	10	61	21	0	0	96	16	364	84	県事業、町村は進達のみ
032-034	重度障害者介護者激励金品(単独)	106	106	0	0	400	400	180	180	168	168	0	0	0	0	
032-035	せきずい損傷者福祉手当	1,306	1,306	432	432	0	0	600	600	0	0	0	0	0	0	
032--36	重度心身障害児養育手当	800	800	144	144	360	360	120	120	60	60	36	36	0	0	
032-043	身障補装具給付	14,645	7,323	2,203	551	2,000	500	1,245	311	1,480	370	1,150	288	1,982	496	
032-044	身障児補装具給付	4,000	2,000	719	180	200	50	300	75	578	145	150	38	287	72	
032-045	重度身体障害者日常生活用具給付	4,215	2,108	553	138	636	159	952	238	200	50	600	150	619	155	
032-046	重度身体障害児日常生活用具給付	808	404	200	50	0	0	200	50	0	0			150	38	
032-047	ラバック購入補助	0	0	396	396	600	600	0	0	0	0	0	0	0	0	
032-055	自動車免許取得助成	100	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
032-056	身障者自動車改造助成	700	233	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
032-058	重度身障者介護用車両改造費助成	1,200	600	100	50	400	200	0	0	150	75	20	10	200	100	
032-062	人工透析通院交通費助成	270	135	240	240	246	246	250	250	330	330	204	204	26	26	
032-063	脳卒中患者リハビリ通院交通費助成	0	0	0	0	0	0	300	300	0	0	0	0	0	0	
032-064	紙おむつ支給	3,216	2,637	432	432	420	420	600	600	236	236	980	245	735	735	便宜上不明は一財として計算
032-067	通所交通費助成	1,052	1,052	0	0	0	0	0	0	308	308	0	0	0	0	
032-070	福祉タクシー券助成	19,975	19,975	5,774	5,774	1,940	1,940	250	250	852	852	183	183	335	335	
032-071	福祉ガソリン券			17	17			0	0	250	250	0	0	0	0	
032-072	電動三輪車購入助成	0	0	0	0	100	100	0	0	150	150	750	750	300	300	
032-074	障害者住宅整備補助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	900	900	
032-075	除雪費支給	0	0	140	140	240	240	560	140	0	0	0	0	0	0	
032-085	知的障害者日常生活用具給付	80	40	200	50	0	0	599	150	0	0	60	15	0	0	
032-113	※障害者世帯水道料減免	451	451	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14実績
合 計 (a)		133,060	63,341	12,297	8,775	12,732	6,510	6,536	3,365	5,336	3,138	4,427	1,985	6,039	3,276	
障 害 者 数 合 計 (b)	身体障害者手帳所持者	4,114		510		383		416		338		270		490		
	療育手帳所持者	591		61		54		39		36		31		75		
	精神障害者保健福祉手帳所持者	227		5		7		16		9		11		15		
		4,932		576		444		471		383		312		580		
障害者一人当たりの額 (円) (a)/(b)		鶴岡市		藤島町		羽黒町		櫛引町		三川町		朝日村		温海町		
		⑭予算額	一般財源	⑭予算額	一般財源	⑭予算額	一般財源	⑭予算額	一般財源	⑭予算額	一般財源	⑭予算額	一般財源	⑭予算額	一般財源	
		26,979	12,843	21,349	15,234	28,676	14,662	13,877	7,144	13,932	8,193	14,189	6,362	10,412	5,648	

現金・現物支給等の調べ

注：主に差異の目立つものを抽出。
支給水準の概括的比較のための表であり、支給対象などの細部の差異は反映していない。
月額支給等のものは比較のため年額換算している場合がある。

管理番号	事務事業名	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	備考
032-002	各種福祉団体支援		根っこ杉運営補助金 1,181,000円	草笛の家運営補助(固定資産税) 180,000円					
032-017	民生委員活動費	一般 年70,300円 単位会長 76,300円 単位副会長 71,300円	委員 年72,300円	委員 年80,500円	委員 年96,480円 民協会長 年96,480円	委員 年120,600円	委員 年60,000円	委員 年96,180円	
	民児協運営費@	3,100円	2,700円	2,100円	3,360円	4,200円	2,100円	2,100円	
	地区民協活動費	157,543円(×14)	175,000円	156,000円	249,000円	311,086円	155,543円	155,543円	
032-033	重度障害者介護者 激励金(県)	年40,000円(11)	年50,000円(4)	年50,000円(1)	年60,000円(1)	年40,000円(0)	年48,000円(4)	年52,000円(5)	
032-034	重度障害者介護者 激励金品(単独)	花鉢年1,600円(37)	年50,000円	年50,000円(8)	年60,000円(3)	年84,000円(2)	年48,000円(約12)	年52,000円	県事業の所得制限者 三川町のみ併給可
032-035	せきずい損傷者福祉 手当	年163,320円(8)	年144,000円(3)		年120,000円(5)				
032-036	重度心身障害児養育 手当	年5,000円(145) 特児上乗せ	年144,000円(1) 特児非該当への特例(現在17歳)	年40,000円(9)	年60,000円(2)	年60,000円(1) 特児非該当への特例(現在中学)	年36,000円(0)		
032-047	ラパック購入補助		年39,600円(8)	年60,000円(10)					日常生活用具支給へ の上乗せ
032-062	人工透析通院交通費 助成	15km未満 月額1,500円 15～30km未満 月額2,000円 30km以上 月額3,000円 (7)	15km未満 月額1,500円 15～30km未満 月額2,000円 30km以上 月額3,000円	15km未満 月額1,500円 15～30km未満 月額2,000円 30km以上 月額3,000円 (7)	15km未満 月額3,000円 15km以上 月額4,000円	15km未満 月額2,500円 15～30km未満 月額3,000円 30km以上 月額4,000円	15km未満 月額1,500円 15～30km未満 月額2,000円 30km以上 月額3,000円	15km未満 月額1,500円 15～30km未満 月額2,000円 30km以上 月額3,000円	
032-063	脳卒中患者リハビリ 通院交通費助成				15km未満 月額3,000円 15km以上 月額4,000円				
032-064	紙おむつ支給	所得要件有り 所得税非課税 月8,000円以内 課税～12万円 月4,000円以内	所得要件なし 月9,000円以内	所得要件なし 所得税非課税 月8,000円以内 課税～ 月4,000円以内	所得要件有り 要介護2以下 月5,500円以内 要介護3 月6,500円以内 要介護4以上 月7,500円以内	所得要件なし 所得税5万円以下 月8,000円以内 所得税5万円超 月4,000円以内	所得要件有り 所得税非課税 月8,000円以内 課税～8万円 月4,000円以内	所得要件なし 所得税非課税 月7,200円以内 課税～ 月3,600円以内	
032-067	身体・知的・精神障害 者通所交通費助成	市民税非課税 バス代実費				町民税非課税 バス代実費 自家用車送迎 15円/km			
032-069	身障相談員	県委嘱10人 年24,500円	県委嘱2人、町委嘱4人 県 49,200円 町 63,600円	県委嘱1人 年24,500円	県・町委嘱 年84,000円	県委嘱1人 年24,500円	県委嘱1人 年24,500円	県委嘱2人 年24,500円	

管理番号	事務事業名	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	備考
032-070	福祉タクシー券	身障手帳1～3、療育A、精神1 年24枚(一部30枚)(1,680人)	身障手帳1～4(一部6)、 療育AB、養護学校通学者 年48枚(271)	身障手帳1～3、療育A 年36枚(96)	身障手帳1～4、 養護学校通学者 年24枚(55)	身障手帳1～4、 療育AB、養護学校通学者 年48枚(63)	身障手帳1～4、 療育A 年24枚(25)	身障手帳第一種、療育A 年12枚(89)	
032-071	福祉ガソリン券	タクシー券との選択 年12枚(一部15枚) 800円/枚 (433)	脊損の手帳所持者、生計同一者 月456円×12枚 (2)	タクシー券との選択 年12枚 1,000円/枚 (54)		タクシー券との選択 年48枚 610円/枚 (12)			
032-072	電動三輪車購入助成		65-75の下肢機能1-2級 1/2以内 15万円限度 (0)	65-75の歩行障害、同手帳所持者 1/3以内 10万円限度 (0)		歩行困難な手帳所持者 1/2以内 15万円限度 (1)	65以上、歩行困難な手帳所持者 1/2以内 15万円限度 (老4、障1)	手帳下肢・内部で歩行困難 1/3以内 10万円限度 (2)	
032-074	住宅整備補助金							65以上、手帳1-3(下肢・体幹) 住宅改修の1/2以内 30万円限度	
032-075	除雪費支給	世帯主手帳所持で市民税均まで 年1回1万円(0)	世帯主手帳所持で町民税非課税 人夫代6,000/日(12老含む)	老人世帯等。町民税均まで 年1回8,000円(18老含む)	老人世帯のみ			心身障害者 6,000円/日(0)	
032-078	障害者団体育成補助	鶴岡市福祉団体連合会 10万円	社協から補助	羽黒町身体障害者福祉会 8万円	身体障害者福祉協会 17万円	三川町身体障害者福祉協会 10万円	身体障害者福祉協会 6万円	温海町身体障害者福祉会 26,000円	
032-060 032-086 032-104	小規模作業所補助 (身体・知的・精神)	身体1・知的5・精神5 A 7,477,500円 重加Ⅰ 864,000円 B 4,985,000円 重加Ⅱ 576,000円 C 2,492,500円 重加Ⅲ 288,000円				知的1 A 6,058,000円 重加なし B 4,038,000円 C 2,018,000円			
032-091	知的障害者相談員	県委嘱4人 年24,500円	県委嘱1人 年24,500円	県委嘱1人 年24,500円	県・町委嘱 年84,000円	県委嘱1人 年24,500円	県委嘱1人 年24,500円	県委嘱1人 年24,500円	
032-110	生活保護法外援助	し尿くみとり・水道料基本料金1/2 減免(し尿年422件、水道305世帯)							
032-113	障害者世帯水道料 助成	水道料基本料金1/2減免 (年間80-90世帯)							
033-305	単位老人クラブ活動 事業補助	39,300円+(85円×会員数)	43,320円	46,600円	24,000円+(400円×会員数)	36,900円+(360円×会員数)	43,320円	43,320円	
033-303	敬老事業等補助金	数え71歳以上(H19まで75歳に) 自治会へ@1,100円			桃寿荘の敬老会へ @2,000円	なの花荘の敬老会へ @2,600円	数え70以上、地区公民館に委託 @2,500円+30,000円(アトラクション) かたくり荘敬老会へ @2,500円	数え70以上 @600円 温寿荘敬老会へ @600円	
033-302	長寿祝賀品等伝達	別紙	別紙	別紙	別紙	別紙	別紙	別紙	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分 科 会 名	福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	社会福祉	小項目	社会福祉協議会	細項目	社会福祉協議会補助	
管理番号	032 ― 020 ―			合併協定項目							ランク	A
課題・問題点				調整方針								
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。				
		○			○							

記 載 事 項	現 況			
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町
事務事業名	鶴岡市社会福祉協議会運営費等補助事業	藤島町社会福祉協議会運営費等補助事業	羽黒町社会福祉協議会運営費等補助事業	櫛引町社会福祉協議会運営事業
根拠法令等	鶴岡市補助金等に関する規則	藤島町補助金の適正化に関する規則	羽黒町補助金等に関する規則	櫛引町補助金交付規則
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町
事業概要	・目的 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会に対し、人件費等の一部を助成し、同会の運営の安定と充実を図る。 ・対象者 社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会 ・実施方法 市社協事務局職員の人件費の一部と事務所建物管理費について、予算措置により補助する。 ※14年度の人件費分補助の内訳 事務局長分50%、正職員3名分100%、正職員3名分50%、臨時事務員2名分100%（他に事務局職員として2名市より派遣（派遣先負担費用については補助対象）	・目的 社会福祉法人藤島町社会福祉協議会に対し、人件費及び事業費を助成し、同会の運営の安定と充実を図る。 ・対象者 社会福祉法人 藤島町社会福祉協議会 （ボランティア相談員分含む1,750千円）	・目的 社会福祉法人羽黒町社会福祉協議会に対し、人件費等の一部を助成し、同会の運営の安定と充実を図る。 ・対象者 社会福祉法人 羽黒町社会福祉協議会 ・実施方法 町社協事務局正職員の人件費の一部について、予算措置により補助する。 ※14年度の人件費分補助の内訳（定率ではない）事務局長と正職員2名分	・目的 社会福祉法人櫛引町社会福祉協議会に対し、人件費等の一部を助成し、同会の運営の安定と充実を図る。 ・対象者 櫛引町社会福祉法人 社会福祉協議会 ・実施方法 町社協事務局職員の人件費の一部と社会福祉対策事業費分について、予算措置により補助する。 ※14年度の人件費分補助の内訳 事務局長は町からの派遣、正職員1名分100%、正職員1名分50%、臨時事務員1名分100%臨時職員1名分65%
負担割合 (国・県・その他)	市10／10	町10／10		町10／10
13年度決算額	29,783千円 （うち人件費分27,793千円）（うち建物管理費分1,990千円）	20,965千円	10,183千円	20,163千円
14年度予算額	32,818千円 （うち人件費分30,879千円）（うち建物管理費分1,939千円）	21,092千円	10,146千円	16,503千円

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分 科 会 名	福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	社会福祉	小項目	社会福祉協議会	細項目	社会福祉協議会補助	
管理番号	032－020－			合併協定項目							ランク	A
課題・問題点				調整方針								
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。				
		○			○							

記 載 事 項	現 況			具体的な調整内容
	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	三川町社会福祉協議会運営費補助事業	朝日村社会福祉協議会運営費等補助事業	温海町社会福祉協議会補助金	■ 合併まで調整するもの □ 経過措置が必要なもの □ 従来通り行うもの (内容) 新社協に対する補助金の取り扱いについて調整を進める。(現行の補助水準を維持することを前提とした基準を作成する) 社協の合併にあわせた対応を行う。
根拠法令等	三川町補助金等の適正化に関する規則	朝日村社会福祉協議会補助金交付要綱	温海町補助金等に関する規則	
事業主体	三川町	朝日村	温海町	
事業概要	・目的 社会福祉法人三川町社会福祉協議会に対し、人件費等の一部を助成し、同会の運営の安定と充実を図る。 ・対象者 社会福祉法人 三川町社会福祉協議会 ・実施方法 町社協事務局職員の人件費と事務費の一部を予算措置により補助する。 ※14年度の人件費分補助の内訳 事務局長分(勤勉手当と共済費等)、正職員1名分(100%－100万円)、臨時事務員1名分100%	・目的 民間福祉団体としてのよさを十分に活用し、地域福祉並びに在宅福祉事業の向上や福祉団体の育成を図るために補助する ・対象 社会福祉法人 朝日村社会福祉協議会 ・事業概要 ①実施内容 補助金の交付 ②実施方法 村社協事務局職員の人件費と心配事相談事業、団体運営について、補助する。 ・14年度の人件費分補助の内訳：常務1名、福祉活動専門員1名、地域福祉コーディネータ 1名	・目的 社会福祉法人温海町社会福祉協議会に対し、人件費等の一部を助成し、同会の運営の安定と充実を図る。 ・対象者 社会福祉法人 温海町社会福祉協議会 ・実施方法 町社協事務局職員の人件費と事務費について、予算措置により補助する。 ※14年度の人件費分補助の内訳事務局長分、正職員3名分の全額補助	
負担割合(国・県・その他)	町10／10	村10／10	町10／10	業務上の課題
13年度決算額	5,781千円(うち人件費分 4,867千円、建物管理費分914千円)	11,483千円	11,456千円	
14年度予算額	6,721千円(うち人件費分 6,081千円、建物管理費分640千円)	11,343千円	11,410千円	
				業務の形態
				窓口部門・管理部門・ 施策部門
				備考

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉	分 科 会 名	福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	障害者福祉	小項目	医療・手当等	細項目	重度障害者介護者激励金支給	
管理番号	032－033－			合併協定項目							ランク	A
課題・問題点				調整方針								
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。				

記 載 事 項	現 況			
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町
事務事業名	重度障害者介護者激励金支給事業	重度障害者介護者激励金支給事業	重度障害者介護者激励金支給事業	重度心身障害者介護手当支給事業
根拠法令等	山形県重度障害者介護者激励金支給要綱・山形県重度障害者介護者激励金支給事務取扱要領	山形県重度障害者介護者激励金支給要綱・山形県重度障害者介護者激励金支給事務取扱要領	山形県重度障害者介護者激励金支給要綱・山形県重度障害者介護者激励金支給事務取扱要綱	櫛引町重度心身障害者介護手当支給条例
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町
事業概要	・目的 在宅の重度障害者を長期にわたり介護している家族の労をねぎらうために激励金を支給し、障害者の福祉の向上を図る。 ・対象者 在宅で全面介助の重度障害者（満20歳以上65歳未満で要介護認定4・5を受けていない者）を介護し、本人及び主たる扶養義務者の前年の所得税が3万円以下の者 ・実施内容 身体障害者手帳1～2級または療育手帳Aを所持し、生活の全てにおいて介護を要する重度障害者を在宅で6ヵ月以上継続して介護している低所得世帯に激励金40,000円を年1回支給する。 ・実施方法 県からの事務委託 ・実績 件数11件、支給金額440,000円・事務費1,100円 ・事業期間 9月と翌年の3月が激励金支給時期	・目的 鶴岡市に同じ ・対象者 鶴岡市に同じ ・実施内容 身体障害者手帳1～2級または療育手帳Aを所持し、生活の全てにおいて介護を要する重度障害者を在宅で6ヵ月以上継続して介護している者に激励金県支給分40,000円に、藤島町では10,000円上乗せし、50,000円を年1回支給する。 ・実施方法 鶴岡市に同じ ・実績 件数4件、支給金20千円・事務費400円 ・事業期間 鶴岡市に同じ	・目的 鶴岡市に同じ ・対象者 鶴岡市に同じ ・事業内容 身体障害者手帳1～2級または療育手帳Aを所持し、生活の全てにおいて介護を要する重度障害者を在宅で6ヵ月以上継続して介護している低所得世帯に激励金県支給分40,000円に、羽黒町では10,000円を上乗せし、50,000円を支給する。(032-034より支出) ・事業実績 1名 ・事業期間 鶴岡市に同じ	・目的 鶴岡市に同じ ・対象者 藤島町に同じ ・実施内容 身体障害者手帳1～2級または療育手帳Aを所持し、生活の全てにおいて介護を要する重度障害者を在宅で3ヵ月以上継続して介護している者に月額5,000円(年額60,000円)を年2回に分けて支給する。 ・実績 件数1件、支給金額60,000円（町20,000円、県40,000円）・事務費100円 ・事業期間 10月と翌年の4月が支給時期
負担割合(国・県・その他)	県10／10	一件につき県40,000円、町10,000円	県10／10	県60％ 町40％
13年度決算額	441千円	201千円	40千円	41千円
14年度予算額	1,002千円	121千円	1,230千円 (羽黒町障害者介護者激励金支給事業・羽黒町障害児養育激励金支給事業予算を含む)	41千円

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉	分 科 会 名	福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	障害者福祉	小項目	医療・手当等	細項目	重度障害者介護者激励金支給	
管理番号	032－033－			合併協定項目							ランク	A
課題・問題点				調整方針								
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。				

記 載 事 項	現 況			具体的な調整内容
	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	重度障害者介護者激励金支給事業	重度障害者介護者激励金支給事業	重度障害者介護者激励金支給事業	■ 合併まで調整するもの □ 経過措置が必要なもの □ 従来通り行うもの (内容) 県事業廃止に伴い、合併までに事業を廃止する。
根拠法令等	山形県重度障害者介護者激励金支給要綱・山形県重度障害者介護者激励金支給事務取扱要領	山形県重度障害者介護者激励金支給要綱・山形県重度障害者介護者激励金支給事務取扱要領	山形県重度障害者介護者激励金支給要綱・山形県重度障害者介護者激励金支給事務取扱要領	
事業主体	山形県	朝日村	温海町	
事業概要	・目的 鶴岡市に同じ ・対象者 鶴岡市に同じ ・実施内容 鶴岡市に同じ ・実施方法 鶴岡市に同じ ・実績 件数0件、支給金額0円・事務費0円 ・事業期間 鶴岡市に同じ	・目的 鶴岡市に同じ ・対象者 鶴岡市に同じ ・実施内容 身体障害者手帳1～2級または療育手帳Aを所持し、生活の全てにおいて介護を要する重度障害者を在宅で6ヵ月以上継続して介護している者に激励金県支給分40,000円に、朝日村では8,000円上乗せし、48,000円を年1回支給する。 ・実施方法 鶴岡市に同じ ・実績 件数4件、支給金額160,000円・事務費400円 ・事業期間 鶴岡市に同じ	・目的 鶴岡市に同じ ・対象者 鶴岡市に同じ ・事業内容 身体障害者手帳1～2級または療育手帳Aを所持し、生活の全てにおいて介護を要する重度障害者を在宅で6ヵ月以上継続して介護している者に激励金県支給分40,000円に、温海町では12,000円上乗せし、52,000円を年1回支給する。 ・実施方法 鶴岡市に同じ ・実績 件数5件、支給金額260,000円、事務費1,000円 ・事業期間 鶴岡市に同じ	
負担割合 (国・県・その他)	県10／10	県10／10	県10／10	業務上の課題 県補助事業（40,000円／年）で、町村で上乗せ 藤島 +10,000円 羽黒 +10,000円 櫛引 +20,000円 三川 ±0円 朝日 +8,000円 温海 +12,000円 業務の形態 窓口部門・管理部門・ 施策部門
13年度決算額	0千円	160千円	260千円	
14年度予算額	0千円	80千円	364千円	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉	分科会名	福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	障害者福祉	小項目	医療・手当等	細項目	重度障害者介護者激励金品等支給 (単独)	
管理番号	032－034－				合併協定項目						ランク	A
課題・問題点					調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等		付属機関等		電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。		
					○							

記 載 事 項	現 況			
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛弓町
事務事業名	重度障害者介護者激励品支給事業（県事業該当者含）	重度障害者介護者激励金支給事業（県事業該当者含）	羽黒町介護者激励金支給事業（県事業該当者含）	重度障害者介護者激励金品等支給事業(県事業該当者含)
根拠法令等				櫛弓町重度心身障害者等介護手当支給条例
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛弓町
事業概要	・目的 在宅の重度障害者を長期にわたり介護している家族の労をねぎらうために激励品を贈呈し、障害者の福祉の向上を図る。 ・対象者 在宅で全面介助の重度障害者を介護している者 ・実施内容 身体障害者手帳1～2級または療育手帳Aを所持し、生活の全てにおいて介護を要する重度障害者を在宅で6ヵ月以上継続して介護している世帯に激励品として花鉢を年1回贈呈する。 ・実施方法 直営 ・実績 件数37件、花鉢代総額58,197円 ・事業期間 12月に激励品支給	・目的 鶴岡市に同じ ・対象者 在宅で全面介助の重度障害者（満20歳以上65歳未満で要介護認定4・5を受けていない者）を介護している者。 ・実施内容 身体障害者手帳1～2級または療育手帳Aを所持し、生活の全てにおいて介護を要する重度障害者を在宅で6ヵ月以上継続して介護している世帯に激励金50,000円を年1回支給する。 ※県事業対象者には1万円支給。 ・実績 3名 ・事業期間 9月に激励金支給	・目的 鶴岡市に同じ ・対象者 ①身体障害者手帳1級若しくは2級所持者及び療育手帳Aを所持している20歳以上65歳未満の者であって居宅において日常生活のすべてについて全面介助を要する者 ②居宅において日常生活のすべてについて介助を要する満65歳以上の者で、身体障害者手帳1級、2級若しくは3級又は国民年金法に該当する障害のある者並びにこれと同等と認められる者 ③居宅において知的能力の衰退等精神活動の低下が持続的に認められ、日常生活における問題行動が見られ、介護を必要とする65歳以上の者で、問題行動の中度以上が3項目以上ありかつその状態が継続すると認められる者 ・事業内容 上記対象者に年1回50,000円を支給する。山形県重度障害者介護者激励金に該当する者には上乗せ10,000円を支給する。 ・事業実績：8名 ・事業期間 9月と翌年の3月が激励金支給時期	・目的 在宅等で重度障害者を介護している家族等に介護手当を支給し、障害者の福祉に寄与するもの。 ・対象者 ①～②に該当する者を居宅において介護している者 ①身体障害者1、2級に該当する65歳未満のもの（脊髄損傷者については65歳以上を含む） ②知能指数が概ね35以下の知的障害者 ・事業概要 ①支給内容 該当する介護者に月額5,000円を支給。 ②実施方法 担当地区民生委員をとおして支給する ③利用者負担 無し ・事業実績 13年度支給者数 3人 13年度総支給額 180千円 ・事業期間：通年
負担割合(国・県・その他)	市10／10	町10／10	町10／10	町10／10
13年度決算額	86千円	15千円	360千円	180千円
14年度予算額	106千円	15千円	1,230千円（重度障害者介護者激励金支給事業・羽黒町障害児養育激励金支給事業予算を含む）	180千円

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉	分科会名	福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	障害者福祉	小項目	医療・手当等	細項目	重度障害者介護者激励金品等支給 (単独)		
管理番号	032-034-					合併協定項目						ランク	A
課題・問題点						調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等		付属機関等		電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況			具体的な調整内容
	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	介護人手当支給事業（県事業該当者含）	重度心身障害(児)者等介護手当支給事業（県事業該当者含）	重度障害者介護者激励金支給事業（県事業該当者含まず）	☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの（5年） ☐ 従来通り行うもの (内容) 所得税非課税世帯（県事業対象世帯）も対象世帯に加え経過期間実施する。経過期間中に段階的に金額の調整を行い、最終的に鶴岡市の例を基本に調整する。 （寝たきり老人介護者激励金と同様の取り扱い）
根拠法令等	三川町介護人手当支給条例	朝日村重度心身障害（児）者介護手当支給規則		
事業主体	三川町	朝日村	温海町	
事業概要	・目的 居宅においてねたきり者等を介護している介護人に対し手当を支給し、精神的及び経済的負担を軽減する。 ・対象者 居宅において6ヶ月以上継続して下記ねたきり者等を介護している者で同一世帯の者 ①身体障害者手帳を所持する者で、その障害の原因が脊髄障害による者 ②身体障害者手帳1級、2級又は療育手帳を所持する満20歳以上65歳未満で当該障害において日常生活の全てについて全面介護を必要とする者 ③居宅において日常生活の全てについて介護を必要とする満65歳以上の者 ④居宅において知的能力の衰退等精神活動の低下が特続的に認められ、日常生活における問題行動がみられ、介護を必要とする65歳以上のもの ・事業概要 ①実施内容 支給月額7,000を4～9月分と10～3月分に分け支給 (但し入院期間が月の1/2以上の場合は支給対象期間から除く) ②利用実績 平成13年度 2人 支給述べ月数24ヶ月 ※県事業との重複は現在のところはないが、対象者が発生した場合は2重に交付となる。	・目 的 朝日村に在住する重度心身障害（児）者を介護している者に介護手当を支給することにより、障害（児）者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 ・対象者 次に掲げる者を介護している者（現に日常生活の全てにおいて介護を必要とする障害児（者）を介護し生計を共にする者） 1. 身体障害者程度等級1級、2級又は国民年金法別表に該当する障害のあるもの又はこれと同等と認められる者 2. 知能指数がおおむね35以下の精神障害児（者） 3. 6ヶ月を超える期間継続して重度の痴呆状態にあると認められる者 4. 6ヶ月を超える期間続してねたきり状態のもの ・実施内容 障害（児）者1人につき月額4,000円 県事業該当者には上乗せ8,000円を支給 ・実施方法 申請により審査し現金支給（半期ごと） ・実績 件数5件（県激励金該当者上せ分含む）、 支給金額64,000円（1人8ヶ月分、4人県事業上乗せ） ・事業期間 9月と翌年の3月が介護手当支給時期	・目 的 在宅の重度障害者を長期にわたり介護している家族の労をねぎらうために激励金を支給し、障害者の福祉の向上を図る。 ・対象者 在宅で全面介助の重度障害者（満20歳以上65歳未満で要介護認定4・5を受けていない者）を介護し、本人及び主たる扶養義務者の前年の所得税が3万円以上の者 ・実施内容 身体障害者手帳1～2級または療育手帳Aを所持し、生活の全てにおいて介護を要する重度障害者を在宅で6ヶ月以上継続して介護している世帯に激励金52,000円を年1回支給する。 ・実施方法 町単独事業 ・実績 平成13年度 1件 52,000円 ・事業期間 9月と翌年の3月が激励金支給時期	
負担割合 (国・県・その他)	町単独事業	村10／10	村10／10	備考
13年度決算額	168千円	64千円	52千円	
14年度予算額		1,944千円（ねたきり老人等介護手当含む）	52千円	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉	分科会名	福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	障害者福祉	小項目	医療・手当等	細項目	重度心身障害児養育手当支給	
管理番号	032-036-					合併協定項目			ランク			A
課題・問題点						調整方針						
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等		付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			
					○							

記載事項	現況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	重度心身障害児養育手当支給事業（市単独）		羽黒町重度心身障害児養育 激励金支給事業（町単独）	心身障害児童等手当支給事業 （町単）				☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの(5年) ☐ 従来通り行うもの (内容) 経過期間中に鶴岡市の例を基本 に調整を行う。
根拠法令等				櫛引町心身障害児童等手当 支給条例				
事業主体	鶴岡市		羽黒町	櫛引町				
事業概要	・目的 在宅の重度心身障害児を養育 している保護者に手当を支給 することにより、障害児の福祉 の向上を図る。 ・対象者 特別児童扶養手当受給者の対 象児童 ・実施内容 池野福祉基金の主旨に基づき、 重度心身障害児を励ますため、 慰問金5,000円を1月末頃 に支給する。 ・実績 対象児童145名、 支給総額725,000円 ・事業期間 年1回1月末頃に慰問金支給		・目的 鶴岡市に同じ ・対象者 身体障害者手帳1級及び療育 手帳Aを所持している20歳 未満の者を、養育し生計を一に する者 ・事業内容 上記対象者に年1回40,000 円を支給する。 ・事業実績 9名 ・事業期間 9月と翌年の3月が激励金支 給時期	・目的 鶴岡市に同じ ・対象者 満3歳以上20歳未満の者で 身体障害者手帳の交付を受け た者及び児童相談所の判定に より知的障害児として登録さ れた児童。 ・事業概要 現にその児童を扶養している 保護者に対し、対象児童1人 につき月額5,000円を支給する。				
負担割合 (国・県・その他)	市10／10		町10／10	町10／10				備考
13年度決算額	725千円		360千円	120千円				
14年度予算額	800千円		1,230千円（重度障害者介護 者激励金支給事業・羽黒町介護者 激励金支給事業予算を含む）	120千円				

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉	分 科 会 名	福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	障害者福祉	小項目	医療・手当等	細項目	重度心身障害児養育手当支給 (特児非該当特例)	
管理番号	032－036－1					合併協定項目			ランク			A
課題・問題点						調整方針						
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。				

記 載 事 項	現				況			具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名		心身障害児扶養手当支給事業			心身障害児童手当支給事業	心身障害児童等手当	温海町心身障害児児童手当	□ 合併まで調整するもの ■ 経過措置が必要なもの(3年) □ 従来通り行うもの(内容) 経過期間内に事業廃止
根拠法令等		心身障害児扶養手当支給条例			三川町心身障害児童手当支給条例	朝日村心身障害児等手当支給条例施行規則	温海町心身障害児児童手当支給条例	
事業主体		藤島町			三川町	朝日村	温海町	
事業概要		・目的 在宅の重度心身障害児を養育している保護者に手当を支給することにより、障害児の福祉の向上を図る。 ・対象者 3歳以上18歳未満のもので重度の心身障害の状態にあるもので、児童福祉審議会で心身障害児と認めた者で特別児童扶養手当を受給していない者の保護者 ・実施内容 上記の対象者に対し、手当を支給する。 ・実施方法 7・11・3月に支給。 ・事業実績 対象者数・1名（H16年度に対象外となる） ・事業期間 通年			・目的 藤島町に同じ ・対象者 満3歳以上20歳未満のもので身体障害者手帳3級以上の知的障害児(療育手帳A)のうち特別児童扶養手当を受給していない者の保護者 ・実施内容 を養育している保護者に月額5,000円支給する。 ・実施方法 直営 ・実績 対象児童1名、支給総額60,000円 ・事業期間 6月、9月、12月、3月にそれぞれの月までの分を支給。	・目的 藤島町に同じ ・対象者 他の法律により手当を受けていない満3歳以上20歳未満の者で身体障害者手帳（4級以上）の交付を受けた者及び児童相談所長の判定により精薄児（常時保護者の介護を要する者）として登録された児童。 ・事業概要 児童等を養育している保護者に 対象児童1人につき月額3,000円支給 ・事業実績 13年度なし	・目的 藤島町に同じ ・対象者 特別児童扶養手当の受給を受けていない20歳未満の者で、身体障害者手帳(3級以上)の交付を受けた者及び児童相談所の判定により知的障害児として登録された児童 ・事業内容 現にその児童を扶養している保護者に対し、児童1人につき月額3,500円を支給する。 ・事業実績	業務上の課題 特別児童扶養手当非該当者への特例給付である。藤島町の対象者は平成 16 年度で非該当となる。
								業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
								備考
負担割合(国・県・その他)		町10／10			町10／10	村10／10		
13年度決算額		144千円			60千円	0円		
14年度予算額		144千円			60千円	36千円		

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分 科 会 名	福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	障害者福祉	小項目	医療・手当	細項目	紙おむつ支給	
管理番号	032－064－			合併協定項目							ランク	A
課題・問題点				調整方針								
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。				

記 載 事 項	現 況			
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町
事務事業名	紙おむつ支給事業	紙おむつ支給事業	おむつ支給事業	重度心身障害者等紙おむつ支給事業
根拠法令等	鶴岡市心身障害（児）者紙おむつ支給事業実施要綱	藤島町心身障害者おむつ支給事業実施要綱	おむつ支給事業実施要綱	櫛引町寝たきり等老人及び重度心身障害(児)者に対する紙おむつ支給事業実施要綱
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町
事業概要	・目的 在宅等で常時失禁状態の伴う全介助の心身障害者に対し、養護の一助として紙おむつの支給を行い、併せて介護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 ・対象者 在宅において日常生活全般に介助を必要とし、排泄に全介助を必要とする3歳以上、65歳未満のもので、常時臥床している身体障害者手帳1・2級の者、若しくは療育手帳Aの者、またはこれらと同等と認められる者で、生活保護を受給していなく、世帯の生計中心者の前年所得税が12万円未満の者である。 ・事業概要 上記の対象者に対して、紙おむつの支給を行なう。 ・事業実績 非課税世帯：360延月数（月額8,000円以内の枚数） 課税世帯：96延月数（月額4,000円以内の枚数） ・事業期間 通年	・目的 常時失禁状態にあるねたきり心身障害者に対し、おむつを支給することにより、清潔で心地よい臥床生活を営むことができるよう援助すると共に、経済的負担の軽減を図る。 ・対象者 在宅において日常生活全般に介助を必要とし、排泄に全介助を必要とする常時臥床している身体障害者手帳1・2級の者、若しくは療育手帳Aの者、またはこれらと同等と認められる者。 ・事業概要 上記の対象者に対して、紙おむつの支給を行なう。一ヵ月当たり9,000円を上限とする。 ・事業実績 平成13年度 対象者4人 ・事業期間 通年	・目的 在宅で常時失禁状態の状態にある心身障害者に対し、清潔で心地よい臥床生活を営ませることを目的とする。 ・対象者 在宅で常時失禁の状態にある心身障害者 ・事業概要 県心身障害者地域福祉対策促進事業実施要綱および町の関連要綱に基づき、上記の対象者に対して、紙おむつの支給を行なう。 ・事業実績 非課税世帯 3名 課税世帯 3名 ・事業期間：通年	・目的 在宅等で常時失禁状態の伴う全介助の心身障害者に対し、養護の一助として紙おむつの支給を行い、併せて介護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 ・対象者 在宅において日常生活全般に介助を必要とし、排泄に全介助を必要とする65歳未満の重度障害者及び重度心身障害者、またはこれらと同等と認められる者で、生活保護を受給していない者 ・事業概要 上記の対象者に対して、介護度に応じて限度額を定めて紙おむつの支給を行なう。 限度額： 要介護2以下 月5,500円以内 要介護3 月6,500円以内 要介護4以上 月7,500円以内 ・事業実績 支給実人員 134人 延べ支給月数 1,091月 1人平均月額 5,278円 ・事業期間 通年
負担割合(国・県・その他)	紙おむつ：非課税分 県費1／4，市費3／4 課税分 市単独	所得税非課税分 県総合交付金 課税分 町単独	非課税分 県？ 町？ 課税分 町10／10	町10／10
13年度決算額	2,445千円	378千円	379千円	5,758千円
14年度予算額	3,216千円	432千円	420千円	6,000千円

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分 科 会 名	福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	障害者福祉	小項目	医療・手当	細項目	紙おむつ支給
管理番号	032－064－			合併協定項目						ランク	A
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現		況		具体的な調整内容
	三川町	朝日村	温海町		
事務事業名	紙おむつ支給事業	紙おむつ支給事業	心身障害者おむつ支給事業		☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの（3年） ☐ 従来通り行うもの (内容) 高齢分科会では平成17年度から新たに検討を行い、平成18年度から実施することとしている。64歳までは障害で、65歳から高齢での利用となるため、移行時に大きな変化が生じないようにバランスをとりつつ、平成17年に新たな基準を作成する。
根拠法令等	三川町おむつ支給事業実施規則	朝日村紙おむつ支給事業実施要綱	温海町心身障害者おむつ支給事業実施要綱		
事業主体	三川町	朝日村	温海町		
事業概要	・目的 在宅等で常時失禁状態の伴う全介助の心身障害者に対し、養護の一助として紙おむつの支給を行い、併せて介護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 ・対象者 在宅において日常生活全般に介助を必要とし、排泄に全介助を必要とする3歳以上、65歳未満のもので、身体障害者手帳所持者、若しくは療育手帳所持者、またはこれらと同等と認められる者。 ・事業概要 上記の対象者に対して、紙おむつの支給を行なう。 ・事業実績 所得税額5万円以下の世帯 月額8,000円以内の枚数 2人 所得税額5万円を超える世帯 月額4,000円以内の枚数 1人 ・事業期間 通年 ・目的 常時失禁状態の寝たきり老人、痴呆性老人介護する家族に対しおむつを支給し清潔で心地よい臥床生活を営ませることを目的とする。 ・対象者 本村に住所を有し、常時失禁の状態にある者で、生計中心者の所得税が8万円以下の世帯に属するねたきり老人、痴呆性老人及びねたきり身体障害者で1級及び2級身体障害者手帳所持者を介護する家族とする。 事業概要 ・所得税非課税世帯 月額8,000円以内の相当枚数 ・所得税額8万円以下の課税世帯 月額4,000円以内の相当枚数 ・実施方法 業者と単価契約した13種類の紙おむつ（パット・平おむつ含）の中から選択し、月末から翌月5日までに各契約業者が自宅等に配達。 ・事業実績（老人） 241人(1ヶ月平均支給者数 20人)（身障） 137人（〃 11人） ・13年度総支給額（老人）1,430,327円 （1ヶ月平均支給額 119,193円） （身障）979,554円 （1ヶ月平均支給額 81,629円） ・事業期間通年 ・目的 在宅等で常時失禁状態の伴う全介助の心身障害者に対し、養護の一助として紙おむつの支給を行い、併せて介護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 ・対象者 在宅において日常生活全般に介助を必要とし、排泄に全介助を必要とする3歳以上、65歳未満のもので、常時臥床している身体障害者手帳1・2級の者、若しくは療育手帳Aの者、またはこれらと同等と認められる者で、生活保護を受給していなく、世帯の生計中心者の前年所得税が12万円未満の者である。 ・事業概要 上記の対象者に対して、紙おむつの支給を行なう。 ・事業実績 支給延月数：360延月数 ・事業期間 通年				
業務上の課題	県事業への各市町村の上乗せ分の相違がある。 また、鶴岡市と朝日村には所得要件（鶴岡所得税12万未満・朝日所得税8万未満）があるが、他町にはない。				
業務の形態	窓口部門・管理部門・ 施策部門				
負担割合(国・県・その他)	町10／10	国1／2、 県1／4、村1／4	総合交付金		備考
13年度決算額	226千円	2,410千円	536千円		
14年度予算額	236千円	2,800千円	735千円		

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉	分科会名	福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	障害者福祉	小項目	各種事業・身体障害者関係		細項目	福祉タクシー券助成	
管理番号	032-070-					合併協定項目						ランク	A
課題・問題点						調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料		補助金等		付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況			
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町
事務事業名	福祉タクシー券助成事業	福祉タクシー券助成事業	重度心身障害（児）者社会参加促進事業（町単独）	心身障害者福祉タクシー利用助成事業
根拠法令等	鶴岡市重度心身障害(児)者社会参加促進事業実施要綱	藤島町心身障害者福祉タクシー利用補助金交付要綱	羽黒町重度心身障害（児）者社会参加促進事業実施要綱	櫛引町心身障害者福祉タクシー利用扶助費支給要綱
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町
事業概要	・目 的 タクシー料金の一部を助成することにより、障害者の社会参加を促進し、福祉の増進を図る。 ・対象者 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者手帳1級の交付を受けている者。福祉タクシー券か福祉ガソリン券、どちらか選択できる。 ・事業概要 年間24枚の福祉タクシー券を交付し、1枚につき基本料金の9割相当額（小型車540円、中型車550円又は540円）を助成する。身体障害者手帳1～3級のうち、下肢障害・体幹障害・移動機能障害・視覚障害者を対象に、6枚増枚して交付している。 ・実施方法 鶴岡市周辺のタクシー会社と協定。毎月基本料金相当額と取扱い手数料を支払う。取扱い手数料は1枚につき60～70円。 ・事業実績 平成13年度タクシー券交付者数1,680人 ・事業期間 通年	・目 的 鶴岡市に同じ ・対象者 身体障害者手帳下肢機能障害1～4級、体幹1～3級視覚・聴覚・音声・言語機能障害1～6級、内部障害（心臓、腎臓、呼吸器）1～4級 療育手帳の交付を受けている者 養護学校に通学している者 町長が①～③と同等と認める者 ・事業概要 年間48枚の福祉タクシー券を交付し、1枚につき基本料金相当額（610円）を助成する。近隣市町のタクシー会社と協定。毎月基本料金相当額を支払う。取扱い手数料はなし。 ・事業実績 平成13年度タクシー券交付者数271人 ・事業期間 通年	・目 的 鶴岡市に同じ ・対象者 身体障害者手帳1～3級、養育手帳Aの交付を受けている者。福祉タクシー券か福祉ガソリン券を選択できる。ただし、福祉ガソリン券の場合は、自動車税の減免を受けている者のみ。 ・事業概要 年間36枚の福祉タクシー券を交付し、1枚につき基本料金を助成する。 ・実施方法 羽黒町内のタクシー会社と協定。毎月基本料金相当額と取扱手数料を支払う。取扱手数料は1枚につき100円。 ・事業実績：96名 ・事業期間 通年	・目 的 鶴岡市に同じ ・対象者 ①身体に重度の障害を有するもので、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳1種の交付を受けている者 イ下肢及び体幹障害の1級から4級までの者 ロ視覚障害の1級から4級までの者 ハ内部障害(心臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう及び直腸又は小腸)の1級から4級までの者②養護学校に通学する者及び療育手帳の所有者 ③町長が前2号と同等と認めた者 ・事業概要 年間24枚の福祉タクシー券を交付し、1枚につき基本料金の9割相当額（540円）を助成する。 ・実施方法 櫛引町周辺のハイヤー会社と協定。毎月基本料金相当額と取扱い手数料を支払う。取扱い手数料は1枚につき70円。 ・事業実績 平成13年度タクシー券交付者数 55人 ・事業期間 通年
負担割合(国・県・その他)	市10／10	町10／10	町10／10	町10／10
13年度決算額	13,801千円	4,338千円	2,036千円（福祉ガソリン券分も含む）手数料226千円	136千円
14年度予算額	19,975千円（福祉ガソリン券分予算を含む）	5,774千円	1,940千円（福祉ガソリン券分も含む）手数料264千円	250千円

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉	分科会名	福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	障害者福祉	小項目	各種事業・身体障害者関係		細項目	福祉タクシー券助成	
管理番号	032-070-					合併協定項目						ランク	A
課題・問題点						調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料		補助金等		付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況			具体的な調整内容
	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	福祉タクシー利用扶助費支給事業	心身障害者福祉タクシー事業	心身障害者福祉タクシー運行委託事業	☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの（5年） ☐ 従来通り行うもの (内容) 要協議事項。 経過措置期間の間に年次的に段階的引き下げを行い、最終的に鶴岡市の例に近づける。ただし、旧町村区域の交通基盤整備等、障害者の移動支援策を検討する。
根拠法令等	三川町福祉タクシー利用扶助費支給条例	朝日村心身障害者福祉タクシー事業実施規程	温海町心身障害者福祉タクシー事業実施規程	
事業主体	三川町	朝日村	温海町	
事業概要	・目的 鶴岡市に同じ ・対象者 身体障害者手帳(下肢・体幹・視覚・内部障害)1～4級、療育手帳の交付を受けている者及び養護学校に通学する者。福祉タクシー券か高齢者通院等支援サービスのどちらか選択できる。 ・事業概要 事業内容：年間48枚の福祉タクシー券を交付し、1枚につき基本料金相当額（小型車610円、中型車620円）を助成する。 ・実施方法 近隣市町村5社のタクシー会社と協定。毎月基本料金相当額と取扱い手数料を支払う。取扱い手数料は1枚につき100円。 ・事業実績 平成13年度タクシー券交付者数63人 ・事業期間 通年	・目的 鶴岡市に同じ ・対象者 身体障害者手帳の下肢・体幹・視覚・内部障害1～4級、療育手帳A、の交付を受けている者。 ・事業概要 1ヶ月につき2枚の心身障害者福祉タクシー利用券を交付し、1枚につき基本料金（610円）を助成する。 ・実施方法 村内と鶴岡市のタクシー会社と協定。毎月基本料金を支払う。 ・事業実績 平成13年度タクシー券交付者数 25人 ・事業期間 通年	・目的 鶴岡市に同じ ・対象者 身体障害者手帳第1種、療育手帳Aの交付を受けている者。 ・事業概要 年間12枚の福祉タクシー券を交付し、基本料金を助成する。 ・実施方法 町内2社、鶴岡4社と協定。毎月基本料金相当額と取扱い手数料を支払う。取扱い手数料は1枚につき60円。 ・事業実績 平成13年度タクシー券交付者数 89人 ・事業期間 通年	
負担割合(国・県・その他)	町10／10	村10／10	町10／10	業務上の課題 対象者、交付基準等、各市町村に大きな相違がある。対象者数が多く影響が大きいため、多額の財源が必要となる。
13年度決算額	918千円	89千円	298千円	
14年度予算額	852千円	183千円	335千円	
				業務の形態 窓口部門・管理部門・ 施策部門
				備考

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉	分科会名	福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	障害者福祉	小項目	各種事業・身体障害者関係	細項目	福祉ガソリン券助成	
管理番号	032-071-					合併協定項目					ランク	A
課題・問題点						調整方針						
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。				

記 載 事 項	現 況			
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町
事務事業名	福祉ガソリン券助成事業	脊髄損傷者自動車用燃料費補助事業	重度心身障害（児）者社会参加促進事業（町単独）	
根拠法令等	鶴岡市重度心身障害（児）者社会参加促進事業実施要綱	藤島町脊髄損傷者自動車用燃料費補助要綱	羽黒町重度心身障害（児）者社会参加促進事業実施要綱	
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	
事業概要	・目的 ガソリン代金の一部を助成することにより、障害者の社会参加を促進し、福祉の増進を図る。 ・対象者 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者手帳1級の交付を受けている者。福祉タクシー券か福祉ガソリン券、どちらか選択できる。福祉ガソリン券を申請する場合は自動車税の減免を受けている人が対象。 ・事業概要 年間12枚の福祉ガソリン券を交付し1枚につき給油料金の内800円を助成する。身体障害者手帳1～3級のうち、下肢障害・体幹障害・移動機能障害・視覚障害者を対象に、3枚増枚して交付している。 ・実施方法 鶴岡市内の給油事業所と協定。 ・事業実績 平成13年度 福祉ガソリン券交付者数433人 ・事業期間 通年	・目的 脊髄損傷者の生活の利便を図るとともに、経済的負担を軽減し、積極的な社会参加と生活圏を拡大するため、当会社並びに介護者の所有する自動車の燃料費の一部を補助する。 ・対象者 脊髄損傷で身体障害者手帳の交付を受けている者、または、その者と生計を一にするもので障害者のために当該世帯の自動車を使用する場合。 ・事業概要 1リットルの税額相当分を補助金として交付。一ヵ月につき10リットル分を限度とした額。ただし、使用量が一ヵ月10リットルに満たないときは、その使用量の価格に含まれる税相当額。 ・事業期間 申請・支給月9月、3月	・目的 鶴岡市に同じ ・対象者 身体障害者手帳1～3級、養育手帳Aの交付を受けている者。福祉タクシー券か福祉ガソリン券を選択できる。ただし、福祉ガソリン券の場合は、自動車税の減免を受けている者のみ。 ・事業概要 年間12枚の福祉ガソリン券を交付し、1枚につき1,000円を助成する。 ・実施方法： 羽黒町内の給油事業所と協定。 ・事業実績：54名 ・事業期間 通年	
負担割合 (国・県・その他)	市10／10	町10／10	町10／10	
13年度決算額	3,762千円	11千円	2,036千円（福祉タクシー券分も含む）手数料226千円	
14年度予算額	19,975千円（福祉タクシー券分予算を含む）	17千円	1,940千円（福祉タクシー券分も含む）手数料264千円	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉	分科会名	福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	障害者福祉	小項目	各種事業・身体障害者関係	細項目	福祉ガソリン券助成		
管理番号	032－071－					合併協定項目						ランク	A
課題・問題点						調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料		補助金等		付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現		況	具体的な調整内容
	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	重度身体障害者自動車燃料費助成事業			☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの（5年） ☐ 従来通り行うもの (内容) 要協議事項。 経過措置期間の間に年次的に段階的引き下げを行い、最終的に鶴岡市の例に近づける。ただし、旧町村区域の交通基盤整備等、障害者の移動支援策を検討する。
根拠法令等	三川町重度身体障害者自動車燃料費助成事業実施要綱			
事業主体	三川町			
事業概要	・目 的 鶴岡市に同じ ・対象者 三川町に住所を有しかつ居住している次に該当する障害者が自ら自動車を運転する場合。 身体障害者手帳 2 級以上の交付を受けている者。福祉タクシー券か福祉ガソリン券、どちらか選択できる。 ・事業概要 燃料費支払い領収書を添付した申請書を9月、3月に提出してもらい、月額タクシー基本料金(610円)に4を乗じた額を限度として助成する。 ・事業実績 平成13年度 福祉ガソリン券交付者数12人 ・事業期間 通年			
負担割合 (国・県・その他)	町10／10			備考
13年度決算額	282千円			
14年度予算額	250千円			

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分 科 会 名	福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	高齢者福祉	小項目	敬老事業	細項目	高齢者長寿祝品等伝達	
管理番号	033－302－			合併協定項目							ランク	A
課題・問題点				調整方針								
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。				

記 載 事 項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	高齢者長寿祝品等伝達事業	高齢者祝品贈呈	敬老会記念品伝達事業・長寿祝金支給事業	高齢者長寿祝品等伝達事業	高齢者長寿祝品等伝達事業	高齢者長寿祝品等伝達事業	高齢者敬愛事業	■ 合併まで調整するもの □ 経過措置が必要なもの □ 従来通り行うもの (内容) 要協議事項 合併までに見直し、新たな基準を作成する。 (調整案) 77歳(喜寿) 座布団 88歳(米寿) 賀詞 99歳(白寿) 記念品・賀詞 100歳 賀詞・記念品・10万円 最高齢者 記念品 業務上の課題 対象者・伝達内容・方法について、別紙のように大きく差異がある。 業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
根拠法令等					長寿祝金の支給に関する規則(祝金のみ)	高齢者長寿祝金等支給条例	高齢者祝金等に関する規程	
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事業概要	・目的 賀詞・記念品等を差し上げ、長年社会に貢献してきた高齢者を 敬い、長寿をお祝いする。 ・事業概要 別紙のとおり	・目的 鶴岡市に同じ ・事業概要 別紙のとおり	・目的 鶴岡市に同じ ・事業概要 別紙のとおり	・目的 鶴岡市に同じ ・事業概要 別紙のとおり	・目的 鶴岡市に同じ ・事業概要 別紙のとおり	・目的 鶴岡市に同じ ・事業概要 別紙のとおり	・目的 鶴岡市に同じ ・事業概要 別紙のとおり	
負担割合(国・県・その他)	市10／10	町10／10	町10／10	町10／10	町10／10	村10／10	町10／10	備考
13年度決算額	3, 645千円	736千円	1, 976千円	5, 489千円	641千円	3,619千円	987千円	
14年度予算額	6, 724千円	820千円	2, 554千円	3, 169千円	994千円	5,834千円	1, 136千円	

別紙 各町村における寿賀祝品の支給状況（対象者数は平成 13 年度実績）

	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛弓町	三川町	朝日村	温海町
喜寿 （77 歳）	記念品（座布団）の贈呈 1, 0 1 6 名 各町内会等において開催される敬老会において伝達		スリムボトル 1 1 6 名 敬老会にて伝達	祝金（1 万円）・賀詞贈呈 13 年度は祝金 20,000 円 敬老会において伝達	賀詞を贈呈 9 月に各町内会長に伝達依頼	賀詞（額縁付）・祝金 1 万円 記念品の贈呈 7 0 名 各地区等において開催される敬老会において村長又は代理の者が伝達	賀詞・座布団 157 人 9 月に主査級の職員が自治会において開催される敬老会において伝達
傘寿 （80 歳）					記念品を贈呈 4 月 2 9 日の敬老会の席上で三役が伝達	記念品の贈呈 4 8 名 各地区等において開催される敬老会において村長又は代理の者が伝達	
米寿 （88 歳）	記念品（花台）の贈呈 3 3 4 名 8 月下旬に健康福祉部係長以上職員が自宅を訪問し伝達（随行 1 名）	賀詞・記念品の贈呈 6 4 名 4 月下旬に開催される敬老会において町長が伝達	・花瓶 3 6 名 敬老会にて伝達	祝金（3 万円）・賀詞贈呈 13 年度は祝金 50,000 円 敬老会において伝達	県の賀詞を額入りにして贈呈 9 月上旬に三役が分担し自宅訪問し伝達（随行 1 名）	賀詞（額縁付）・祝金 3 万円 記念品の贈呈 3 9 名 伝達方法は喜寿と同様	祝金(5 千円)・賀詞 座布団 56 人 伝達方法は喜寿と同様
89 歳			座布団 3 4 名 敬老会にて伝達				
数え年 90 歳						記念品の贈呈 1 7 名 各地区等において開催される敬老会において村長又は代理の者が伝達	
90 歳以上			5 千円 1 5 2 名 敬老会にて伝達				
白寿 （99 歳）	賀詞（額縁付）・記念品（たんす）の贈呈 1 9 名 1 月上旬に福祉課長が自宅を訪問し伝達（随行 1 名）			祝金（5 万円）・賀詞贈呈 13 年度は祝金 100,000 円 敬老会終了後町長が自宅を訪問し伝達（随行 2 名）		賀詞（額縁付）・祝金 5 万円 記念品の贈呈 1 名 1 月上旬に村長が自宅を訪問し伝達（随行 1 名）	賀詞（額縁付）・座布団 祝金(1 万円) 4 人 町長が自宅に訪問し伝達
長寿 （100 歳）	祝金（1 0 万円）・賀詞・記念品（手桶花瓶）の贈呈 1 3 名 1 月上旬に鶴岡市長が自宅を訪問し伝達（随行 2 名）	祝金（1 0 万円）・賀詞の贈呈 1 名 9 月上旬に町長が自宅を訪問し伝達（随行 1 名）	3 0 万円 町長が自宅訪問	祝金（30 万円） 賀詞・記念品の贈呈 敬老会終了後町長が自宅を訪問し伝達（随行 2 名）	祝金（3 0 万円）・賀詞を贈呈 1 月上旬に町長が自宅を訪問し伝達（随行 1 名）	賀詞（額縁付）祝金（100 万円）記念品の贈呈 1 名 1 月上旬に村長が自宅を訪問し伝達（随行 1 名）	祝金（1 0 万円） 賀詞（額縁付）・座布団 1 人 町長が自宅に訪問し伝達
数え 101 歳以上	記念品（陶板額）の贈呈 2 9 名 1 月上旬に健康福祉部長が自宅を訪問し伝達（随行 1 名）			祝金（1 万円）・花束の贈呈 敬老会終了後町長が自宅を訪問し伝達（随行 2 名）	毎月 2 万円贈呈 祝金を毎月口座振込み	賀詞（額縁付）・記念品の贈呈 0 名 1 月上旬に村長が自宅を訪問し伝達（随行 1 名）	記念品の贈呈 0 人 町長が自宅に訪問し伝達

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分 科 会 名	福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	高齢者福祉	小項目	各種事業	細項目	敬老会開催助成
管理番号	033－303－			合併協定項目		ランク					
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			
					○						

記 載 事 項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	敬老事業等補助金交付事業					敬老会事業委託	高齢者敬愛事業	☐ 合併まで調整するもの ☐ 経過措置が必要なもの ☒ 従来通り行うもの (内容) 要協議事項 当面従来どおり実施するが、新市において単価、年齢、対象等についての調整を検討する。
根拠法令等	敬老事業等補助金交付要領						高齢者祝金等に関する規程	
事業主体	鶴岡市					朝日村	温海町	
事業概要	・目 的 各町内会等において行われる敬老事業(敬老会)に対して補助金を交付し、高齢者に対して敬老の意を表するとともに、地域における敬老事業の活動促進を目的とする。 ・補助金対象者 事業実施年度4月1日において鶴岡市に住民登録のある数え年70歳以上の高齢者(平成15年度より1歳ずつ段階的に75歳まで引き上げ予定) ・補助金額 上記の対象者に対して1,100交付円 ・事業期間 通年(敬老会が集中するのは6月・9月)					・目 的 敬老事業(敬老会)を行うことにより、高齢者に対して敬老の意を表するとともに、地域における敬老事業の活動促進を目的とする。 ・対象者 事業実施年度4月1日において朝日村に住所を有する数え年70歳以上の高齢者 ・事業概要 ①実施内容 敬老会の開催 ②実施方法 旧地区公民館単位(8地区)＋施設に対して委託 ③参加者負担 なし ④実 績 8地区1施設 対象者1,577人@2,500 ・事業期間 通年(敬老会が集中するのは4月～6月・施設9月)	・目 的 賀詞・記念品等を差し上げ、長年社会に貢献してきた高齢者を敬い、長寿をお祝いする。 ・対象者及び贈呈物 数え年70歳以上に敬老会費として各自治会に一人600円を支援	業務上の課題 各市町村においてそれぞれまったく異なる方法で交付してきており、調整・画一化が困難。
								業務の形態 窓口部門・管理部門・ 施策部門
負担割合(国・県・その他)	市10／10					村10／10	町10／10	備考
13年度決算額	16,816千円 (対象者17,701人@950)					3,943千円		
14年度予算額	20,908千円 (対象者19,007人@1,100円)					4,068千円		

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分 科 会 名	福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	高齢者福祉	小項目	各種事業	細項目	敬老会開催助成
管理番号	033－303－1			合併協定項目		ランク					
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名				敬老会開催助成事業	敬老会開催助成事業	敬老会開催助成事業	敬老会開催助成事業	■ 合併まで調整するもの □ 経過措置が必要なもの □ 従来通り行うもの (内容) 特別養護老人ホーム等施設行事への補助は合併までに廃止を検討する。
根拠法令等				櫛引町補助金交付規則				
事業主体				櫛引町	三川町	朝日町	温海町	
事業概要				・目 的 特別養護老人ホーム桃寿荘において行われる敬老事業(敬老会) に対して補助金を交付し、高齢者に対して敬老の意を表する。	・目 的 特別養護老人ホームなの花荘において行われる敬老事業(敬老会) に対して補助金を交付し、高齢者に対して敬老の意を表する。	・目 的 特別養護老人ホームかたくり荘において行われる敬老事業(敬老会)に対して補助金を交付し、高齢者に対して敬老の意を表する。	・目 的 特別養護老人ホーム温寿荘において行われる敬老事業(敬老会) に対して補助金を交付し、高齢者に対して敬老の意を表する。	業務上の課題
				・事業期間 9月～10月				業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
負担割合 (国・県・その他)				町10／10	町10／10	村10／10	町10／10	備考
13年度決算額				100千円				
14年度予算額				100千円				

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分 科 会 名	高齢者福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	高齢者福祉	小項目	介護予防生活支援	細項目	外出に対する 支援サービス
管理番号	033 - 025 - 001			合併協定項目						ランク	A
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況			
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町
事務事業名	外出支援サービス事業	高齢者通院支援サービス事業	通院援助サービス事業	外出支援サービス事業
根拠法令等	らくらく移送サービス事業実施要綱	藤島町高齢者通院支援サービス事業実施要綱	羽黒町在宅福祉サービス利用事業実施要綱	櫛引町高齢者外出支援事業実施要綱
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町
事業概要	1, 事業通称 らくらく移送サービス事業 2, 目的 送迎手段のない要介護等高齢者の健康維持及び自立した生活の継続を可能とするとともに、家族の身体的、経済的負担の軽減に資することを目的とする。 3, 対象者 65 歳以上の者、又は介護保険要介護認定を受けている者、若しくは老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床し、又は車椅子を使用している等の為、一般の交通機関を利用することが困難であり、専用の移送用車輛を利用しなければならない者 4, 事業概要 ① 実施内容 老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床し、又は車椅子を使用している等の為、移送用車輛(リフト付車輛及びストレッチャー装着ワゴン車等)のタクシーを利用し、医療機関に通院等する際の基本料金相当額(大型又は小型移送用車輛の初乗運賃)を助成する。(平成14 年度事業開始) 大型750 円、小型610 円の助成額 ② 実施方法 移送用車輛を保有する市内タクシー会社に委託して実施 庄内交通観光バスハイヤー(株) 大型車1 台 (株)ハイヤーセンター 大型車及び小型車各1 台 前月に使用した利用券の枚数に応じた請求額を、請求月の末日までに支払い、精算 ③ 利用者負担 なし ④ 事業実績 平成14 年度(12 月現在) 交付者数182 名 利用枚数413 枚 利用延件数132 件 支出総額299,810 円 5, 事業期間 通年	1, 事業通称 高齢者通院支援サービス事業 2, 目的 鶴岡市と同じ 3, 対象者 鶴岡市と同じ 4, 事業概要 実施内容 移送用車輛(リフト付車輛及びストレッチャー装着ワゴン車等)のタクシーを利用し、庄内管内の医療機関等との間を送迎する場合、利用料金の9 割を助成 実施方法 移送用車輛を保有するタクシー会社に委託して実施 庄内交通観光バスハイヤー(株) 大型車1 台 (株)ハイヤーセンター 大型車及び小型車各1 台 余目タクシー(有) 前月に使用した利用券の利用金額に応じた請求額を、請求月の末日までに支払い、精算 利用者負担 利用料金の1 割 事業実績 平成14 年度(12 月現在) 交付者数20 名 利用枚数57 枚 支出総額306,566 円 5, 事業期間 鶴岡市と同じ	1, 事業通称 通院援助サービス事業 2, 目的 鶴岡市と同じ 3, 対象者 在宅おおむね60歳以上の高齢者で移動に車椅子・ストレッチャーを必要とする方を対象に、一般の交通機関を利用することが困難であり、専用の移送用車輛を利用しなければならない者 4, 事業概要 ① 実施内容 移送用車輛(リフト付車輛及びストレッチャー装着ワゴン車等)を利用し、医療機関に通院等する際に月2回を限度に助成する。 ② 実施方法 移送用車輛を保有するかみじ荘に委託して実施 ③ 利用者負担 1往復 1,000 円 ④ 事業実績 平成14 年度(12 月現在) 90 件 支出総額 円 5, 事業期間 鶴岡市と同じ	1, 事業通称 コスモスタクシー事業(平成14 年度事業開始) 2, 目的 鶴岡市と同じ 3, 対象者 鶴岡市と同じ 4, 事業概要 実施内容 藤島町と同じ 実施方法 鶴岡市と同じ 利用者負担 藤島町と同じ 事業実績 平成14 年度(12 月現在) 交付者数12名 利用延件数44件 支出総額 162,000 円 5, 事業期間 鶴岡市と同じ
負担割合(国・県・その他)	介護予防・地域支え合い事業費補助金(外出支援サービス事業) 国1/2、県1/4、市1/4	鶴岡市と同じ	鶴岡市と同じ	鶴岡市と同じ
13年度決算額	なし	112,527 円	184 千円	なし
14年度予算額	予算額 1,390 千円 (国:695 千円、県:347 千円、市:347 千円、利用者負担なし)	960 千円	228 千円、利用者負担1 千円	221千円

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分科会名	高齢者福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	高齢者福祉	小項目	介護予防生活支援	細項目	外出に対する支援サービス
管理番号	033 - 025 - 002			合併協定項目						ランク	A
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現		況		具体的な調整内容	
	三川町	朝日村	温海町			
事務事業名	高齢者通院等支援サービス事業		外出支援サービス事業		☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの(5年) ☐ 従来通り行うもの(内容) ①現行羽黒町、温海町による社福法人委託は従来通り実施する。 また現在実施されていない朝日村においては、経過期間中に社福法人委託を検討する。 ②タクシー利用については、運賃総額(介護分含む)から自己負担基準額1,000円(介護タクシーにあっては1,100円)を控除した額の2分の1を助成する。 ③社福法人委託の自己負担については、概ね必要経費(人件費等を含む総費用)の2分の1を自己負担とするよう調整する。	
根拠法令等	三川町高齢者通院等支援サービス事業実施要綱		温海町高齢者等生活支援事業			
事業主体	三川町		温海町			
事業概要	1, 事業通称 高齢者通院等支援サービス 2, 目的 鶴岡市と同じ 3, 対象者 鶴岡市と同じ 4, 事業概要 ・実施内容 藤島町と同じ ・実施方法 藤島町と同じ ・利用者負担 藤島町と同じ ・事業実績 平成14年度(12月現在) 交付者数12名 支出総額約100,000円 5, 事業期間 鶴岡市と同じ		1, 事業通称 移送サービス事業 2, 目的 鶴岡市と同じ 3, 対象者 鶴岡市と同じ 4, 事業概要 ① 実施内容 鶴岡市と同じ ② 実施方法 町の移送用車輛を利用して、事業は温海町社会福祉協議会に委託 ③ 利用者負担 燃料費実費 ④ 事業実績 平成13年度利用件数163件 支出総額326,000円 5, 事業期間 鶴岡市と同じ			
負担割合(国・県・その他)	鶴岡市と同じ		鶴岡市と同じ		業務上の課題 ・助成額が異なる。 鶴岡市:初乗り運賃相当額 藤島町、三川町、櫛引町:費用の9割 羽黒町:500円を除く費用額 温海町:燃料費実費 朝日村:未実施 ・実施方法が異なる。 羽黒町、温海町:社会福祉法人に委託 他 :タクシー会社に委託	
13年度決算額	なし		524千円 (国262千円 県:131千円、町:131千円)			業務の形態 窓⓪部門・ 管理部門・施策部門
14年度予算額	予算額 1,080千円 (国:540千円、県:270千円、町:270千円)		400千円 (国200千円 県:100千円、町:100千円)			

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分科会名	高齢者福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	高齢者福祉	小項目	介護予防生活支援	細項目	高齢者福祉タクシーの助成
管理番号	033 - 026 -			合併協定項目						ランク	A
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等		付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。		

記載事項	現況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名		高齢者福祉タクシー利用助成事業						☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの(3年) ☐ 従来通り行うもの(内容) 継続検討の方向性 3年以内に事業廃止する。 ただし、旧町村区域の交通基盤整備等高齢者の移動支援策について検討を行なう。
根拠法令等		藤島町高齢者福祉タクシー利用助成事業補助金交付規程						
事業主体		藤島町						
事業概要		1.事業通称 高齢者福祉タクシー利用助成事業 2.目的 75歳以上の後期高齢者を対象に、高齢者がタクシーを利用し積極的な社会参加と生活圏の拡大を図ることを支援する。 3.対象者 町内に住所を有しかつ居住している75歳以上の高齢者で、藤島町心身障害者福祉タクシー利用補助金又は藤島町高齢者通院支援サービス事業補助金の交付を受けていない者。 4.事業概要 ①実施内容 対象者の申請にもとづきタクシー券を発行する。 (一年度12枚×基本料金相当額) ②実施方法 利用者が降車の際に運転手にタクシー券をわたす。協力企業(7社)が前月分の請求を幹事会社に依頼し、幹事会社が町に請求する。 協力企業:(株)ハイヤーセンター、庄内交通観光バス・ハイヤー(株)、大和交通(株)、出羽ハイヤー(株)、羽黒タクシー(株)、(有)立川タクシー、余目タクシー(有) 幹事会社:(株)ハイヤーセンター ③利用者負担 1回乗車につきメーター料金から利用券の使用枚数分の基本料金相当額を差し引いた額を協力企業に支払う。(おつりはなし) ④事業実績 平成13年度申請者数 727人 5.事業期間 通年						
負担割合(国・県・その他)		町単 10/10						備考
13年度決算額		4,040千円						
14年度予算額		5,250千円						

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分 科 会 名	高齢者福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	高齢者福祉	小項目	家族介護支援	細項目	寝たきり老人紙おむつ支給
管理番号	033 - 041 - 001			合併協定項目						ランク	A
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況			
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛弓町
事務事業名	寝たきり老人等紙おむつ支給事業	高齢者おむつ支給事業	紙おむつ支給事業	老人紙おむつ支給
根拠法令等	鶴岡市寝たきり老人等に対する紙おむつ支給事業実施要綱	藤島町高齢者おむつ支給事業補助金交付規程	羽黒町在宅福祉サービス利用登録事業実施要綱	櫛弓町寝たきり老人等重度心身障害者紙おむつ支給事業実施要綱
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛弓町
事業概要	1. 事業通称: 鶴岡市寝たきり老人等に対する紙おむつ支給事業 2. 目的: 在宅等で常時失禁状態の寝たきり老人等を介護している家族等に対し紙おむつの支給を行い、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図る。 3. 対象者: 65歳以上の在宅（一般病院に入院中含む）で常時失禁状態の高齢者で、その生計中心者の前年の所得税額が12万円未満の者 4. 事業概要: ①給付内容 ・所得税非課税で要介護4、5に相当する者: 月額8,000円以内の相当枚数 ・所得税額12万円未満（課税）で上記以外の者: 月額4,000円以内の相当枚数 ＊内、補助金の対象者は、要介護4、5に相当する在宅高齢者で市民税非課税世帯に属するものを介護している家族 ②実施方法: 業者と単価契約した30種類の紙おむつ（パット・平おむつ・はくパンツ含）の中から選択し、月末から翌月5日までに各契約業者が自宅等に配達 ③利用者負担: 無し ④事業実績: ・13年度延支給者数 5,901人（1ヶ月平均支給者数 492人） ・13年度総支給額 29,798,556円（1ヶ月平均支給額 2,483,213円） 5. 事業期間 通年	1. 事業通称: 高齢者おむつ支給事業 2. 目的 「鶴岡市に同じ」 3. 対象者: 65歳以上の在宅（一般病院に入院中含む）でおおむね3ヶ月以上常時臥床している寝たきり老人又は痴呆性老人で、常時失禁状態にある者 4. 事業概要: ①給付内容 ・月額9,000円以内の相当枚数 ②実施方法: 業者と単価契約した28種類の紙おむつ（パット・平おむつ含）の中から選択し、毎月月上旬契約業者が自宅等に配達 ③利用者負担: 無し ④事業実績: ・13年度延支給者数 1,101人（1ヶ月平均し九社数 91人） ・13年度総支給額 9,431,706円（1ヶ月平均支給額 785,975円） 5. 事業期間 「鶴岡市に同じ」	1. 事業通称: 羽黒町紙おむつ支給事業 2. 目的 「鶴岡市に同じ」 3. 対象者: 65歳以上の在宅（一般病院に入院中含む）で常時失禁状態の高齢者 4. 事業概要: ①給付内容 ・町民税非課税で要介護4、5に相当する者 月額8,333円以内の相当枚数 ・要介護認定非該当 月額6,000円以内の相当枚数 ②実施方法: 業者と単価契約した18種類の紙おむつ（パット・平おむつ含）の中から選択し、20日頃に各契約業者が自宅等に配達 ③利用者負担: 無し（要介護認定非該当部分は給付金額の1割） ④事業実績: ・13年度延支給者数 60人（1ヶ月平均支給者数 5人） ・13年度総支給額424,145円（1ヶ月平均支給額7,069円） 5. 事業期間 「鶴岡市に同じ」	1. 事業通称: 櫛弓町寝たきり老人等重度心身障害者紙おむつ支給事業 2. 目的 「鶴岡市に同じ」 3. 対象者: 65歳以上の在宅（一般病院に入院中含む）で3ヶ月以上継続して常時失禁状態の高齢者。3ヶ月以上継続して常時失禁状態の重度障害者（身障1、2級で寝たきり）・重度心身障害者 4. 事業概要: ①給付内容: 下記限度額内の必要枚数 ・要介護4、5 月額 7,500円 ・要介護3 6,500円 ・要介護2以下 5,500円（未申請含む） ①実施方法: 業者と単価契約した4種類の紙おむつ（パット・平おむつ含）の中から選択し、月の中旬までに指定契約業者が自宅に配達 ③利用者負担: 無し ④事業実績: ・13年度延支給者数 1,091人（1ヶ月平均支給者数 91人） ・13年度総支給額 5,758千円（1ヶ月平均支給額 479,833円） 5. 事業期間 「鶴岡市に同じ」
負担割合(国・県・その他)	国1／2、県1／4、市1／4 ※補助金の名称 在宅福祉事業費補助金 {介護予防・地域支援合い事業（家族介護支援事業費）}・対象者は4―①＊に記載	「鶴岡市に同じ」	「鶴岡市に同じ」	町単独
13年度決算額	30,713千円 国3,560千円、県1,780千円、市25,371千円（国、県分は4―①＊対象分のみ）	9,432千円	424千円	5,758千円
14年度予算額	32,267千円 国3,286千円、県1,643千円、市27,338千円（国、県分は4―①＊の対象分のみ）	10,800千円	695千円	6,000千円

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分 科 会 名	高齢者福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	高齢者福祉	小項目	家族介護支援	細項目	寝たきり老人紙おむつ支給
管理番号	033　－　041　－002			合併協定項目						ランク	A
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記載事項	現況			具体的な調整内容
	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	おむつ支給事業	紙おむつ支給事業	寝たきり老人等紙おむつ支給事業	☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの（1年） ☐ 従来通り行うもの (内容) 介護保険事業の横出し「市町村特別給付（033-235）」で事業を行なう 基準は鶴岡市の例を基本に、次期介護保険事業計画で検討する。 結果として ・藤島、羽黒、櫛引、三川、温海での給付対象者がせままる。 ・朝日での対象者が広がる。 ・藤島、羽黒、櫛引での給付金額が下がる。 ・温海での給付金額が上がる。
根拠法令等	三川町おむつ支給事業実施規則	朝日村紙おむつ支給事業実施要綱	温海町家族介護者支援事業実施要綱	
事業主体	三川町	朝日村	温海町	
事業概要	1.事業通称:紙おむつ支給事業 2.目的 「鶴岡市に同じ」 3.対象者:①65歳以上の在宅(一般病院に入院中含む)で常時失禁状態になってから3ヶ月以上経過した高齢者 ②身体障害者手帳又は療育手帳を所持し、常時利用して概ね3ヶ月以上経過し、日常生活において常に他人の介助を必要とする65歳未満の障害者 4.事業概要: ①給付内容 同一世帯の主たる扶養義務者の所得税が5万円以下の世帯 月額8,000円以内の相当枚数 5万円以上の世帯 月額4,000円以内の相当枚数 ②実施方法: 業者と単価契約した18種類の紙おむつ(パット・平おむつ含)の中から選択し、翌月5日ごろに契約業者が自宅等に配達 ③利用者負担:無し ④事業実績: 13年度延支給者数 1,291人 (1ヶ月平均支給者数 108人) 13年度総支給額 6,395,882円 (1ヶ月平均支給額 532,990円) 5.事業期間 「鶴岡市に同じ」	1.事業通称:紙おむつ支給事業 2.目的 「鶴岡市に同じ」 3.対象者:本村に住所を有し、常時失禁の状態にある者で、生計中心者の所得税が8万円以下の世帯に属するねたきり老人、痴呆性老人及びねたきり身体障害者で1級及び2級身体障害者手帳所持者を介護する家族とする。 4.事業概要: ①給付内容 ・所得税非課税世帯 月額8,000円以内の相当枚数 ・所得税額8万円以下の課税世帯 月額4,000円以内の相当枚数 ②実施方法:業者と単価契約した13種類の紙おむつ(パット・平おむつ含)の中から選択し、月末から翌月5日までに各契約業者が自宅等に配達 ③利用者負担:無し ④事業実績: ・13年度延支給者数(老人) 241人(1ヶ月平均支給者数 20人) (身障 13人(" 11人) ・13年度総支給額(老人) 1,430,327円(1ヶ月平均支給額 119,193円) (身障 979,554円 (1ヶ月平均支給額81,629円 5.事業期間 「鶴岡市に同じ」	1.事業通称:寝たきり老人等おむつ支給事業 2.目的 「鶴岡市に同じ」 3.対象者:65歳以上の在宅(一般病院に入院中含む)で常時失禁状態の高齢者 4.事業概要: ①給付内容 ・町民税非課税で介護度4、5相当 月額7,500円以内の相当枚数 ・所得税非課税 月額5,600円以内の相当枚数 ・所得税課税 月額2,800円以内の相当枚数 ② 実施方法:業者と単価契約した32種類の紙おむつ(パット・平おむつ含)の中から選択し、毎月契約業者が自宅等に配達 ③利用者負担:無し ④事業実績: ・13年度延支給者数 1,994人 (1ヶ月平均支給者数 166人) ・13年度総支給額 8,403千円 (1ヶ月平均支給額 701千円) 5.事業期間 「鶴岡市に同じ」	
負担割合(国・県・その他)	全額町費	「鶴岡市に同じ」	「鶴岡市に同じ」	業務上の課題 ・給付基準が異なる。 ○所得要件 鶴岡市は、所得税12万円未満を対象としている。 朝日村は、所得税8万円以下を対象としている。 他は、所得要件がない。 ○対象者年齢 櫛引、三川、朝日は、65歳未満の身体障害者等も対象としている。 ・給付内容が各市町村ごと異なる。 月額2800円～9000円
13年度決算額	6,396千円	2,410千円	8,403千円 (国561千円、県280千円、町7,562千円)	
14年度予算額	6,182千円	2,800千円	9,348千円 (国810千円、県405千円、町8,133千円)	
				業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
				備考

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分科会名	高齢者福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	高齢者福祉	小項目	家族介護支援	細項目	寝たきり老人等介護者激励金支給
管理番号	033 - 048 - 001			合併協定項目		リンク					A
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況			
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛弓町
事務事業名		寝たきり老人介護者激励金支給事業	介護者激励金支給事業	寝たきり等老人介護手当支給事業
根拠法令等		寝たきり老人介護者激励金支給事業実施要綱	羽黒町介護者激励金支給事業条例	櫛弓町重度心身障害者等介護手当支給条例
事業主体		藤島町		櫛弓町
事業概要		1. 事業通称 寝たきり老人介護者激励金支給事業 2. 目的 ねたきり老人や痴呆性老人を介護している方に対して、その労をねぎらい激励するために激励金を支給する。 3. 対象者 在宅で6ヶ月を超える期間継続して、ねたきり老人又は痴呆性老人を介護している方。 次の日常生活の状況の全部が「一部介助以上」である ①着脱衣②食事③入浴④排泄 4. 事業概要 ①実施内容 年額 50,000 円 ②実施方法 年2回(9月又は3月)支給 ③支給実績 13年度 59人(県委託分45名・町単独分14名) 5. 事業時期 9月又は3月支給	1. 事業通称 介護者激励金支給事業 2. 目的 在宅において寝たきり者等を介護している者に対して激励金を支給し、精神的及び経済的な負担を軽減することにより、福祉の増進を図る。 3. 対象者 在宅において6ヶ月を超える期間継続して寝たきり者等を介護している同一世帯の者 4. 事業概要 ①給付内容 50,000円(年一回) ※15年より30,000 ②実施方法 9月及び3月に支給 ③利用者負担 無し ④事業実績 ・13年度延支給者数 50人 ・13年度総支給額 2,500,000円 5. 事業期間 通年	1. 事業通称 2. 目的 在宅の高齢者を長期にわたり介護している家族の労をねぎらうために激励金を支給し、福祉の向上を図る。 3. 対象者 在宅で日常生活全般に介護を要する65歳以上の高齢者を介護している者 4. 事業概要 ①実施内容 生活の全てにおいて介護を要する高齢者を在宅で3ヵ月以上継続して介護している者に月額5,000円を年2回に分けて支給する。 ②実施方法 申請→調査→決定→本人通知→民生委員を通じて支給 ③事業実績 13年度 件数84件、支給金額 60,000円(町 20,000円、県 40,000円)・事務費 2,700円 5. 事業期間 10月と翌年の4月が支給時期
負担割合(国・県・その他)		14年度から全額町費	町単独	町単独
13年度決算額		2,950千円	250千円	4,665千円
14年度予算額		3,650千円	350千円	5,220千円

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分 科 会 名	高齢者福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	高齢者福祉	小項目	家族介護支援	細項目	寝たきり老人等介護者激励金支給
管理番号	033 - 048 - 002			合併協定項目						ランク	A
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況			具体的な調整内容
	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	介護人手当支給事業	重度心身障害(児)者等介護手当支給事業	寝たきり老人等介護者激励事業	□合併まで調整するもの ■経過措置が必要なもの(5年) □ 従来通り行うもの (内容) 三川、朝日、藤島、羽黒、檜引で事業を段階的に廃止する
根拠法令等	三川町介護人手当支給条例	朝日村重度心身障害(児)者介護手当支給規則	温海町家族介護者支援事業実施要綱	
事業主体	三川町	朝日村	温海町	
事業概要	1. 事業通称 2. 目的 居宅においてねたきり者等を介護している介護人に対し手当を支給し、精神的及び経済的負担を軽減する。 3. 対象者 居宅において 6 ヶ月以上継続して下記ねたきり者等を介護している者で同一世帯の者 ①身体障害者手帳を所持する者で、その障害の原因が脊髄損傷による者 ②身体障害者手帳1級、若しくは2級所持者又は療育手帳を所持する満20歳以上 65 歳未満で当該障害により居宅において日常生活の全てについて全面介護を必要と認められる者 ③居宅において、日常生活のすべてについて介護を必要とする満 65 歳以上の者 ④居宅において知能能力の衰退等精神活動の低下が持続的に認められ、日常生活における問題行動がみられ、介護を必要とする満65 歳以上のもの 4. 事業概要 ①実施内容 支給月額7,000円を4～9月分と10～3月分に分け支給(ただし、入院等期間が月の1/2以上の場合は支給対象期間から除く。) ②利用実績 平成13年度支給者数 40人 支給延月数399月 5.事業期間 :通年	1. 事業通称 2. 目的 朝日村に在住する重度心身障害(児)者を介護している者に介護手当を支給することにより、障害(児)者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 3. 対象者 次に掲げる者を介護している者(現に日常生活の全てにおいて介護を必要とする障害児(者)を介護し生計を共にする者) ①身体障害者程度等級1級、2級又は国民年金法別表に該当する障害のあるもの又はこれと同等と認められる者 ②知的指数がおおむね35以下の精神障害児(者) ③6ヶ月を超える期間継続して重度の痴呆状態にあると認められる者 ④6ヶ月を超える期間継続してねたきり状態のもの 4. 事業概要 ① 実施内容 障害(児)者1人につき 月額4,000円 ② 実施方法 申請により審査し現金支給(半期ごと) ③ 事業実績 件数 42 件(県激励金該当者上乗せ分含む) 支給金額604,000円 5. 事業期間 :9月と翌年の3月が介護手当支給時期	1. 事業通称 寝たきり老人等介護者激励金 (14年度で終了) 2. 目的 長期にわたり介護している家族を労うために激励金支給することで、高齢者を介護している家族の精神的・経済的負担の軽減を図り、もって要介護高齢者の在宅生活の維持・向上を図る。 2. 対象者 在宅で常時寝たきり(身障 3 級以上相当)又は痴呆による問題行動が3項目以上ある高齢者を介護している家族 4. 事業概要 ①実施内容 激励金年額26,000円支給 ② 実施方法 民生委員及び在宅介護支援センター調査による対象者選定 →激励金の口座振込み ③ 支給実績 13年度75人 5. 事業時期 7月及び2月	
業務上の課題				業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
・鶴岡市、温海町が実施していない。				
負担割合(国・県・その他)	町単	村 100%	一般財源	備考
13年度決算額	町2,793千円	604千円	4,212千円(県委託料有2,325千円)	
14年度予算額	町3,360千円	1,944千円	2,340千円	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分 科 会 名	高齢者福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	高齢者福祉	小項目	介護関連対策	細項目	低所得者利用者負担減免	
管理番号	033 － 068 － 0 0 1			合併協定項目							ランク	A
課題・問題点				調整方針								
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。				
					○		○					

記 載 事 項	現 況			
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町
事務事業名	社会福祉法人等による利用者負担減免事業	社会福祉法人等による利用者負担減免事業	社会福祉法人等による利用者負担減免事業	社会福祉法人等による利用者負担減免事業
根拠法令等	鶴岡市介護サービス利用者負担減免事業費補助金交付要綱	藤島町社会福祉法人等利用者負担減免事業補助金交付規定	羽黒町介護サービス利用者負担減免事業費補助金交付要綱（未整備）	介護サービスに係る利用者負担減免措置補助金交付要綱
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町
事業概要	1.事業通称 社会福祉法人等による利用者負担減免事業 2.目的 低所得で特に生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う事業者が利用者負担を減免することにより、介護保険サービスの利用促進を図る 3.対象者 市民税非課税世帯(生活保護受給世帯を含む)に属する者 4.事業概要 ①実施内容 県の補助対象事業(社会福祉法人が行う訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び介護老人福祉施設における施設サービス)に加え訪問入浴介護も対象サービスとし、さらに社会福祉法人以外の事業所が行う同様のサービスについても減免対象とし鶴岡市介護サービス利用者負担減免事業として実施する。 ②実施方法 申請により減免確証書を交付した者の利用者負担(1 割分)についてサービス事業者が 1/2 にして請求し、差額の 1/2 を補助金として交付する(残り)の 1/2 は事業者負担) ③利用者負担 無し(減免事業のため) ④事業実績 平成 13 年度申請者数 893 人 5.事業期間 通年	1.事業通称 鶴岡市と同じ 2.目的 鶴岡市と同じ 3.対象者 町民税非課税世帯(生活保護受給世帯を含まない)に属する者であって、年間の収入金額が [※] 高齢福祉年金相当額以下 4.事業概要 ①実施内容 県の補助対象事業(社会福祉法人が行う訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び介護老人福祉施設における施設サービス) ②実施方法 申請により減免確証書を交付した者の利用者負担(1 割分)についてサービス事業者が 1/2 にして請求し、差額の 1/2 を補助金として交付する(残り)の 1/2 は事業者負担) ③利用者負担 無し(減免事業のため) ④事業実績 平成 13 年度申請者数 15 人 5.事業期間 鶴岡市と同じ	1.事業通称 鶴岡市と同じ 2.目的 鶴岡市と同じ 3.対象者 藤島町と同じ 4.事業概要 ①実施内容 藤島町と同じ ②実施方法 藤島町と同じ ③利用者負担 無し(減免事業のため) ④事業実績 平成 13 年度申請者数 8 人 5.事業期間 通年	1.事業通称 鶴岡市と同じ 2.目的 鶴岡市と同じ 3.対象者 町民税非課税世帯(生活保護受給世帯を含む)に属する者で年間収入が [※] 412,000 円以下の者 4.事業概要 ①実施内容 藤島町と同じ ②実施方法 藤島町と同じ ③利用者負担 無し(減免事業のため) ④事業実績 平成 13 年度申請者数 11 人 5.事業期間 通年
負担割合(国・県・その他)	県補助対象分 国 1/2 県 1/4 市 1/4 県補助対象分以外 市 1/2 事業者 1/2	国 1/2 県 1/4 町 1/4	国 1/2 県 1/4 町 1/4	国 1/2 県 1/4 町 1/4
13年度決算額	国 3,218 千円 県 1,609 千円 市 1,609+1,973=3,582 千円	国 0 千円 県 0 千円 町 0 千円	193 千円	283 千円
14年度予算額	国 3,164 千円 県 1,582 千円 市 1,582+2,239=3,821 千円	国 500 千円 県 千円 町 500 千円	252 千円	375 千円

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分 科 会 名	高齢者福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	高齢者福祉	小項目	介護関連対策	細項目	低所得者利用者負担減免
管理番号	033　－　068　－　002			合併協定項目						ランク	A
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記載事項	現況			具体的な調整内容
	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	社会福祉法人等による利用者負担減免事業	社会福祉法人等による利用者負担減免事務	社会福祉法人等による利用者負担減免事業	☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの（5年） ☐ 従来通り行うもの（内容） 鶴岡市の例を基本に調整する 結果として ・鶴岡市以外での減免対象者数が増加する ・鶴岡市以外での減免対象サービスが拡大する 家族介護手当（「寝たきり老人等介護者激励金支給（033-048）」）の廃止に合わせて実施
根拠法令等	三川町社会福祉法人等利用者負担減免補助金交付規定	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱	温海町社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免措置実施要綱	
事業主体	三川町	朝日村	温海町	
事業概要	1.事業通称 鶴岡市と同じ 2.目的 鶴岡市と同じ 3.対象者 藤島町と同じ 4.事業概要 ①実施内容 櫛弓町と同じ ②実施方法 藤島町と同じ ③利用者負担 無し(減免事業のため) ④事業実績 平成13年度申請者数 11人 5.事業期間 通年	1.事業通称 鶴岡市と同じ 2.目的 鶴岡市と同じ 3.対象者 藤島町と同じ 4.事業概要 ①実施内容 藤島町と同じ ②実施方法 藤島町と同じ ③利用者負担 無し(減免事業のため) ④事業実績 平成13年度 実績なし 5.事業期間 通年	1.事業通称 鶴岡市と同じ 2.目的 鶴岡市と同じ 3.対象者 藤島町と同じ 4.事業概要 ①実施内容 藤島町と同じ ②実施方法 藤島町と同じ ③利用者負担 無し(減免事業のため) ④事業実績 平成13年度申請者数 27人 5.事業期間 通年	業務上の課題 ・鶴岡市のみ保険料第2段階まで実施 ・鶴岡市のみ社会福祉法人以外まで実施 ・鶴岡市のみ訪問入浴まで拡大 業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
負担割合(国・県・その他)	県補助対象分 国1/2 県1/4 町1/4	県補助対象分 国1/2、県1/4、村1/4 県補助対象以外 全額村負担	介護保険事業費補助金 国1/2 県1/4 町1/4	備考
13年度決算額	国246千円 県123千円 町215千円	なし	国185千円 県92千円 町93=370千円	
14年度予算額	国600千円 県300千円 町300千円	なし	国338千円 県169千円 町170=677千円	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分 科 会 名	高齢者福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	介護保険	小項目	保険料	細項目	介護保険料 賦課・更正
管理番号	033－210－001			合併協定項目						ランク	A
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			
							○				

記 載 事 項	現						況																					
	鶴岡市		藤島町				羽黒町				櫛引町																	
事 務 事 業 名	介護保険料賦課・更正事務		介護保険料賦課・更正事務				介護保険料賦課・更正事務				保険料賦課更正事務																	
根 拠 法 令 等	鶴岡市介護保険規則 第26～28条		藤島町介護保険条例 第9・12条				羽黒町介護保険条例 第11～14条				櫛引町介護保険規則 第59～62条																	
事 業 主 体	鶴岡市		藤島町				羽黒町				櫛引町																	
事 業 概 要	1. 事業通称 介護保険料賦課・更正事務		1. 事業通称 鶴岡市と同じ				1. 事業通称 鶴岡市と同じ				1. 事業通称 鶴岡市と同じ																	
	2. 目 的 介護保険事業に要する費用について、公平に負担を求める（介護保険法第4条2項）		2. 目 的 鶴岡市と同じ				2. 目 的 鶴岡市と同じ				2. 目 的 鶴岡市と同じ																	
	3. 対象者 鶴岡市介護保険第1号被保険者 23,500人		3. 対象者 藤島町介護保険第1号被保険者 3,586人				3. 対象者 羽黒町介護保険第1号被保険者 2,600人				3. 対象者 櫛引町介護保険第1号被保険者 2,200人																	
	4. 事業概要 月1回、65歳到達者、転入等の住民異動、住民税所得更正等に合わせ、賦課計算をおこなう 納期は、8期（7月～翌年2月：納期は各月16日～末日／特徴分を除き、仮算定処理はしていない） 平成14年度介護保険料（15年度は、基準額 40,236 円で積算中／割合は不変）		4. 事業概要 月1回、65歳到達者、転入等の住民異動、住民税所得更正等に合わせ、賦課計算をおこなう 納期は、8期（7月～翌年2月：納期は各月16日～25日／特徴分を除き、仮算定処理はしていない） 平成14年度介護保険料（15年度は、基準額 35,760 円で積算中／割合は不変）				4. 事業概要 鶴岡市と同じ 平成14年度介護保険料（15年度は、基準額 37,200 円で積算中／割合は不変）				4. 事業概要 鶴岡市と同じ 平成14年度介護保険料（15年度は、基準額 39,360 円で積算中／割合は不変）																	
	段 階 基準額 との割合	基準額	1	2	3	4	5	段 階 基準額 との割合	基準額	1	2	3	4	5	段 階 基準額 との割合	基準額	1	2	3	4	5							
	金額：円	33,024	16,500	24,800	33,000	41,300	49,500	金額：円	30,960	15,480	23,220	30,960	38,700	46,440	金額：円	33,120	16,560	24,840	33,120	41,400	49,680	金額：円	30,960	15,480	23,220	30,960	38,700	46,440
	※各段階の保険料決定は、基準額から積算し、100円単位を四捨五入 ※年度内に異動があった場合は、各段階別保険料から積算し、100円単位を切り捨て ※所得情報不明により保険料を決定できない場合は、暫定的に第3段階を適用		※各段階の保険料決定は、基準額から積算し、10円単位 ※年度内に異動があった場合は、各段階別保険料から積算し、1円単位を切り捨て ※所得情報不明により保険料を決定できない場合は、暫定的に単身世帯は第2段階、課税世帯は第3段階を適用				※各段階の保険料決定は、基準額から積算し、10円単位 ※年度内に異動があった場合は、各段階別保険料から積算し、10円単位を切り捨て（実質10円単位までしか発生しない） ※所得情報不明により保険料を決定できない場合は、暫定的に第3段階を適用				※各段階の保険料決定は、基準額から積算し、10円単位 ※年度内に異動があった場合は、各段階別保険料から積算し、1円単位を切り捨て（実質10円単位までしか発生しない） ※所得情報不明により保険料を決定できない場合は、暫定的に第2段階を適用																	
	5. 事業期間 年次 毎月15日通知書発送：当該日が休日の場合は、その直前の開庁日）		5. 事業期間 鶴岡市と同じ				5. 事業期間 鶴岡市と同じ				5. 事業期間 鶴岡市と同じ																	
	6. その他 年齢到達賦課については、賦課計算日（毎月7日頃）時点で、65歳に到達している者が対象 決定通知書の他、各パターン（還付、更正通知等）別に添書を同封している		6. その他 年齢到達賦課については、賦課計算日（毎月2日頃）時点で、65歳に到達している者が対象 決定通知書の他、各パターン（還付、更正通知等）別に添書を同封している				6. その他 年齢到達賦課については、賦課計算日（毎月初め頃）時点で、65歳に到達している者が対象 決定通知書の他、各パターン（還付、更正通知等）別に添書を同封している				6. その他 年齢到達賦課については、賦課計算日（毎月3日頃）時点で、65歳に到達している者が対象 決定通知書の他、各パターン（還付、更正通知等）別に添書を同封している																	
負 担 割 合 (国・県・その他)	市町村単独		鶴岡市に同じ				鶴岡市に同じ				鶴岡市に同じ																	
13年度決算額	歳入 572,137千円		歳入 73,460千円				歳入 63,591千円				歳入 50,174千円																	
14年度予算額	歳入 781,257千円		歳入 99,015千円				歳入 85,284千円				歳入 68,138千円																	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	健康福祉専門部会	分 科 会 名	高齢者福祉分科会	大項目	健康福祉	中項目	介護保険	小項目	保険料	細項目	介護保険料 賦課・更正	
管理番号	033 — 210 — 002			合併協定項目							ランク	A
課題・問題点				調整方針								
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。				

記 載 事 項	現						況						具体的な調整内容																																																																																									
	三川町						朝日村							温海町																																																																																								
事 務 事 業 名	介護保険料賦課・更正事務						介護保険料賦課・更正事務						介護保険料賦課・更正事務						□ 合併まで調整するもの ■ 経過措置が必要なもの（1年） □ 従来通り行うもの (内容) 保険料は、合併市の介護保険事業計画により、18年度で統一する 事務的なものについては、鶴岡市の例を基本に、合併までに調整する。 結果として ・温海町の納期が8期になる。 ・藤島、羽黒、櫛引、三川町の保険料の端数処理が100円単位になる。 ・櫛引町、朝日村の暫定賦課の保険料段階が第3段階に上がる。																																																																																			
根 拠 法 令 等	三川町介護保険施行規則 第27～28条						鶴岡市介護保険規則 第26～28条						温海町介護保険条例施行規則 第58～68条																																																																																									
事 業 主 体	三川町						朝日村						温海町																																																																																									
事 業 概 要	1. 事業通称 鶴岡市と同じ 2. 目 的 鶴岡市と同じ 3. 対象者 三川町介護保険第1号被保険者 2,150人 4. 事業概要 鶴岡市と同じ 平成14年度介護保険料（15年度は、基準額 35,520 円で積算中／割合は不変） <table><tr><td>段 階</td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>基準額</td><td>基準額</td><td>2／4</td><td>3／4</td><td>4／4</td><td>5／4</td><td>6／4</td></tr><tr><td>との割合</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>金額：円</td><td>32,280</td><td>16,140</td><td>24,210</td><td>32,280</td><td>40,350</td><td>48,420</td></tr></table> ※各段階の保険料決定は、基準額から積算し、100円単位 ※年度内に異動があった場合は、各段階別保険料から積算し、1円単位を切り捨て ※所得情報不明により保険料を決定できない場合は、暫定的に第3段階を適用 5. 事業期間 鶴岡市と同じ 6. その他 年齢到達賦課については、賦課計算日（毎月7日頃）時点で、65歳に到達している者が対象 決定通知書の他、各パターン（還付、更正通知等）別に添書を同封している						段 階		1	2	3	4	5	基準額	基準額	2／4	3／4	4／4		5／4	6／4	との割合							金額：円	32,280	16,140	24,210	32,280	40,350	48,420	1. 事業通称 鶴岡市と同じ 2. 目 的 鶴岡市と同じ 3. 対象者 朝日村介護保険第1号被保険者 1,800人 4. 事業概要 鶴岡市と同じ 平成14年度介護保険料（15年度は、基準額 39,072 円で積算中／割合は不変） <table><tr><td>段 階</td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>基準額</td><td>基準額</td><td>2／4</td><td>3／4</td><td>4／4</td><td>5／4</td><td>6／4</td></tr><tr><td>との割合</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>金額：円</td><td>29,600</td><td>14,800</td><td>22,200</td><td>29,600</td><td>37,000</td><td>44,400</td></tr></table> ※各段階の保険料決定は、基準額から積算し、100円単位を四捨五入 ※年度内に異動があった場合は、各段階別保険料から積算し、100円単位を切り捨て ※所得情報不明により保険料を決定できない場合は、暫定的に第2段階を適用 5. 事業期間 鶴岡市と同じ 6. その他 年齢到達賦課については、賦課計算日（毎月10日頃まで）時点で、65歳に到達している者が対象 決定通知書の他、各パターン（還付、更正通知等）別に添書を同封している						段 階		1	2	3	4	5	基準額	基準額	2／4	3／4	4／4	5／4	6／4	との割合							金額：円	29,600	14,800	22,200	29,600	37,000	44,400	1. 事業通称 鶴岡市と同じ 2. 目 的 鶴岡市と同じ 3. 対象者 温海町介護保険第1号被保険者 3,300人 4. 事業概要 月1回、65歳到達者、転入等の住民異動、住民税所得更正等に合わせ、賦課計算をおこなう 納期は、10期（6月～翌年3月：納期は各月16日～末日／特徴分を除き、仮算定処理はしていない） 平成14年度介護保険料（15年度は、基準額 37,500 円で積算中／割合は不変） <table><tr><td>段 階</td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>基準額</td><td>基準額</td><td>2／4</td><td>3／4</td><td>4／4</td><td>5／4</td><td>6／4</td></tr><tr><td>との割合</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>金額：円</td><td>32,700</td><td>16,400</td><td>24,500</td><td>32,700</td><td>40,900</td><td>49,100</td></tr></table> ※各段階の保険料決定は、基準額から積算し、100円単位を四捨五入 ※年度内に異動があった場合は、各段階別保険料から積算し、100円単位を四捨五入 ※所得情報不明により保険料を決定できない場合は、暫定的に第3段階を適用 5. 事業期間 鶴岡市と同じ 6. その他 年齢到達賦課については、賦課計算日（毎月11日頃）時点で、65歳に到達している者が対象 決定通知書の他、各パターン（還付、更正通知等）別に添書を同封している						段 階		1	2	3	4	5	基準額	基準額	2／4	3／4	4／4	5／4	6／4	との割合							金額：円	32,700	16,400	24,500	32,700	40,900
段 階		1	2	3	4	5																																																																																																
基準額	基準額	2／4	3／4	4／4	5／4	6／4																																																																																																
との割合																																																																																																						
金額：円	32,280	16,140	24,210	32,280	40,350	48,420																																																																																																
段 階		1	2	3	4	5																																																																																																
基準額	基準額	2／4	3／4	4／4	5／4	6／4																																																																																																
との割合																																																																																																						
金額：円	29,600	14,800	22,200	29,600	37,000	44,400																																																																																																
段 階		1	2	3	4	5																																																																																																
基準額	基準額	2／4	3／4	4／4	5／4	6／4																																																																																																
との割合																																																																																																						
金額：円	32,700	16,400	24,500	32,700	40,900	49,100																																																																																																
負 担 割 合 (国・県・その他)	鶴岡市に同じ						鶴岡市に同じ						鶴岡市に同じ																																																																																									
13年度決算額	歳入 50,440千円						歳入 37,457千円						歳入 77,402千円																																																																																									
14年度予算額	歳入 65,930千円						歳入 49,160千円						歳入103,750千円																																																																																									

業務上の課題

・事務処理システムが異なる。

・温海町の納期が異なる（6～3月の10期）。他は7～2月の8期。

・保険料の基準額が異なる。

40,236円（鶴岡市）

～35,520円（三川町）

・保険料決定額の端数処理が異なる。

100円単位 鶴岡市、朝日村、温海町

10円単位 藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町

・暫定賦課の際の保険料段階が違う。

第3段階：鶴岡市、藤島町、羽黒町、三川町、温海町

第2段階：櫛引町、朝日村

業務の形態

窓口部門・管理部門・施策部門

備考

管理番号	34-012	事務事業名	認可保育所施設一覧
------	--------	-------	-----------

15.10.31現在

市町村名	保育所名	設置主体	運営主体	開設年月日	定員	最少受入	開設時間	入所児童数(H15.10.1)								一時 保育	支援 センター	休日 保育	障害 受入	給食 委託
								0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	受託					
鶴岡市	東部	鶴岡市	鶴岡市	S30.8.10	120	3ヶ月	7:30~18:30	10	16	25	28	30	28	137			1		1	
	西部	鶴岡市	鶴岡市	S52.4.1	100	3ヶ月	7:30~18:30	10	9	17	24	24	28	112					1	
	南部	鶴岡市	鶴岡市	S48.4.1	120	3ヶ月	7:30~18:30	11	17	19	28	30	31	136					1	
	北部	鶴岡市	鶴岡市	S41.4.1	80	3ヶ月	7:30~18:30	6	13	15	20	20	23	97					1	
	かたばみ	鶴岡市	鶴岡市	S23.6.30	100	3ヶ月	7:30~18:30	12	13	20	26	23	25	119		1			1	
	由良	鶴岡市	鶴岡市	S42.4.1	45	1歳	7:45~18:30		1	3	7	11	11	33						
	道形	鶴岡市	(福)道形保育会	S50.1.1	90	2ヶ月	7:30~18:30	12	17	17	17	17	22	102					1	
	荘内教会	(福)地の塩会	(福)地の塩会	S23.11.30	60	2ヶ月	7:30~18:50	7	10	12	17	14	15	75	1					
	常念寺	(福)和順会	(福)和順会	S28.2.9	120	2ヶ月	7:00~19:00	13	15	22	25	39	30	144						
	新形	(福)新形愛育会	(福)新形愛育会	S52.6.1	60	10ヶ月	7:30~18:30	3	9	11	18	16	15	72						
	大山	(福)大山仏教慈善団	(福)大山仏教慈善団	S23.8.17	150	2ヶ月	7:30~19:00	14	21	17	45	73	17	187	2		1			
	立正	(福)立正会	(福)立正会	S25.6.21	70	2ヶ月	7:00~19:00	8	10	18	15	15	17	83				1	1	
	栄	(福)栄保育会	(福)栄保育会	S44.1.1	45	5ヶ月	7:30~18:00	2	6	4	11	16	15	54	1				1	
	大泉	(福)大泉保育会	(福)大泉保育会	S48.10.1	90	6ヵ月	7:45~18:00	1	7	17	23	31	28	107		1			1	
	湯田川	(福)湯田川保育会	(福)湯田川保育会	S49.4.1	45	2ヶ月	7:30~18:30	4	7	4	9	13	10	47						1
	民田	(福)民田保育会	(福)民田保育会	S53.4.1	30	6ヵ月	7:30~18:00	1	7	4	8	12	5	37						
	小堅	(福)小堅保育会	(福)小堅保育会	S56.4.1	45	6ヵ月	7:30~18:45	1		2	9	18	16	46		1				1
	上郷	(福)上郷保育会	(福)上郷保育会	S57.4.1	60	2ヶ月	7:45~18:00	1	3	10	11	19	26	70						
	田川	(福)田川保育会	(福)田川保育会	S58.4.1	30	6ヵ月	7:00~19:00	1	4	4	9	7	4	29						
	三瀬	(福)三瀬保育会	(福)三瀬保育会	S61.4.1	60	2ヶ月	7:30~18:30	1	1	7	12	12	21	54	1					
	黄金	(福)黄金保育会	(福)黄金保育会	S62.4.1	60	6ヵ月	7:30~18:00	1	6	10	19	11	22	69						
	ひばり	(福)湯野浜松並保育会	(福)湯野浜松並保育会	H9.4.1	90	6ヵ月	7:30~19:00	5	11	17	25	24	21	103	2					
	ほなみ	(福)京田保育会	(福)京田保育会	H11.4.1	80	6ヵ月	7:15~18:45	5	13	7	24	16	24	89						
	ちとせ	羽生充	羽生充	H14.4.1	45	5ヶ月	7:30~18:30	1	8	10	12	11	6	48	1					1
藤島町	藤島	藤島町	藤島町	S46.4.1	120	5~6ヶ月	7:30~19:00	11	18	17	33	33	27	139		1	1		1	
羽黒町	大東	羽黒町	羽黒町	S43.4.1	45	1歳	8:00~17:00	0	0	4	6	1	0	11		1				
	貴船	羽黒町	羽黒町	S44.4.1	110	6ヵ月	7:30~19:00	6	11	27	32	43	1	120			1		1	
	いずみ	羽黒町	羽黒町	H9.4.1	90	6ヵ月	7:30~19:00	6	8	15	26	21	0	76	2	1				
櫛引町	くしびき	(福)櫛引町社会福祉協議会	(福)櫛引町社会福祉協議会	H9.4.1	90	2ヶ月	7:30~19:15	10	23	12	25	21	21	112	4	1	1	1	1	1
三川町	みかわ	三川町	三川町	H13.4.1	100	6ヶ月	7:30~19:00	6	11	21	59	0	0	97	1	1	1			
朝日村	本郷	朝日村	朝日村	S49.4.1	45	1歳	7:55~17:15		1	8	10	11	12	42	3				1	
	朝日	朝日村	朝日村	S62.4.1	90	6ヶ月	7:55~17:15	3	2	8	27	18	25	83	3				1	
	大泉	朝日村	朝日村	S63.4.1	20	2歳	7:55~17:15			2	3	1	9	15					1	
	大網	朝日村	朝日村	S55.4.1	20	2歳	7:55~17:15				3	3	6	12						
温海町	五十川	(福)あつみ福祉会	(福)あつみ福祉会	S36.4.1	20	3ヶ月	8:00~16:00	0	2	6	1	5	3	17		1				
	長徳寺	(福)あつみ福祉会	(福)あつみ福祉会	S41.1.1	60	3ヶ月	7:45~17:30	3	6	7	17	10	13	56		1				
	鼠ヶ関	(福)あつみ福祉会	(福)あつみ福祉会	S47.7.11	60	3ヶ月	7:45~17:30	2	5	13	8	14	15	57		1			1	
	早田	(福)あつみ福祉会	(福)あつみ福祉会	S49.3.26	30	3ヶ月	8:00~17:00	0	2	6	9	10	8	35		1			1	
	小岩川	(福)あつみ福祉会	(福)あつみ福祉会	S53.3.6	30	3ヶ月	8:00~17:30	1	2	7	7	5	4	26		1				
	かもめ	(福)あつみ福祉会	(福)あつみ福祉会	S54.3.31	45	3ヶ月	7:45~17:30	1	2	13	9	13	8	46		1				
	山戸	(福)あつみ福祉会	(福)あつみ福祉会	S55.3.31	45	3ヶ月	8:00~17:00	1	2	6	3	11	12	35		1			1	
	福栄	(福)あつみ福祉会	(福)あつみ福祉会	H7.8.31	45	3ヶ月	8:00~17:00	0	2	3	6	10	9	30		1	1			
計	42箇所	公設16 民設26	公営15 民営27			2,860		180	321	467	726	732	633	3,059						

(別紙2)

管理番号	34-13	事務事業名	認可保育所(公立)管理運営事業
------	-------	-------	-----------------

15.10.31 現在

項 目	鶴岡市	藤島町	羽黒町	檜町	三川町	朝日村	温海町
保育所数	6	1	3		1	4	
入所児童数	634人	139人	214人		98人	152人	
職員数	59人 園長6 保育42 調理11	10人 園長1・保育8・調理1	17人 園長3 保育11 調理3		8人 副園長1 保育5 調理2	21人 園長4保育12調理5	
臨時職員数	126人 1日臨時51 パート75	17人 1日臨時12・パート5	31人 1日臨時24 パート7		16人 嘱託(園長)1 1日臨時12、パート3	18人 1日臨時13人パート5	
職員の勤務形態	○平日 早番 7:30～16:15 (時間外15分) 普通 8:30～17:00 遅番 9:15～18:45 (時間外1時間) ○土曜日 早番 7:30～12:00 (時間外1時間) 普通 8:30～13:00 (時間外1時間) 遅番 9:15～18:45 (時間外5時間)	月～土 ① 7:30～16:00 ② 7:45～16:15 ③ 8:00～16:30 ④ 8:30～17:00 ⑤ 9:00～17:30 ⑥ 9:15～17:45 ⑦ 10:30～19:00	○平日 早番 7:30～16:00 8:00～16:30 普通 8:30～17:00 遅番 9:00～17:30 9:30～18:00 9:30～19:00* 中番 8:45～16:15* ○土曜日 早番 7:30～16:00 普通 8:30～17:00 遅番 9:30～18:00 10:30～19:00		平日 早番 7:30～16:15 普通 8:30～17:15 遅番 9:30～18:15 延長 10:30～19:15 土曜日 早番 8:00～16:45 普通 8:30～17:15	平日 早番 7:50～16:35 普通 8:30～17:15 土曜日 早番 7:50～12:05 普通 8:30～12:45	
賃 金	1日臨時 資格あり 6,090 円/日 資格なし 5,750 円/日 パート 765 円/時	1日臨時 資格あり 6,200 円/日 資格なし 6,100 円/日 パート 800 円/時	1日臨時 6,400～6,700 円/日 日額者で資格有り 3,000 円/月加算 178,800～225,700 円/月 パート 980 円/時		1日臨時 資格あり 6,600 円/日 資格なし 6,500 円/日 ただし、資格あり者 2 年目以降 6,900 円を限度に 100 円/日ずつ加算。 パート 資格あり 825 円/時 資格なし 812.5 円/時	1日臨時 資格有 7,050～6,850 円 資格無 6,650～6,250 円 パート 894 円/時	
運営費内訳(14 年度)							
国県補助(運営費)	192,352千円	37,252千円	53,754千円		19,546千円	37,209千円	
保育料	169,304	31,806	54,419		16,540	27,610	
保育料減額分	33,744	14,133	27,338		16,973	24,646	
一般財源(ルール分)	64,117	12,417	17,918		6,515	12,403	
国県補助(特別保育)	18,993	8,665	8,537		4,153	1,334	
一般財源超過負担	240,078	41,069	62,630		32,142	137,254	
計	725,559	145,342	224,596		95,869	237,650	
児童1人当り年間経費	1,116千円	1,039千円	1,050千円		1,131千円	1,563千円	

(別紙3)

管理番号	34-29	事務事業名	保育料
------	-------	-------	-----

15.10.31現在

項 目	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	計
年齢区分	3(0,1・2,3以上)	2(3未満,3以上)	3(3未満,3,4以上)	3(0,1・2,3以上)	2(3未満,3以上)	2(3未満,3以上)	2(3未満,3以上)	
階層区分	10	7	9	10	17	8	7	
保育料最高額								国基準
0歳	58,000円	42,600円	47,000円	55,100円	32,300円	39,700円	40,000円	階層区分 9
1・2歳	52,000円	42,600円	47,000円	49,400円	32,300円	39,700円	40,000円	保育料
3歳	36,000円	21,700円	32,600円	34,200円	25,730円	29,000円	37,000円	3歳未満80,000円
4歳以上	36,000円	21,700円	28,500円	34,200円	25,730円	29,000円	37,000円	3歳以上77,000円
14年度保育料徴収額	573,789,250	31,806,710	54,419,100	27,028,598	16,540,582	27,610,590	67,649,550	798,844,380
14年度入所延人員	24,715	1,681	2,570	1,301	1,017	1,657	3,800	36,741
14年度平均保育料	23,216	18,921	21,175	20,775	16,264	16,663	17,803	21,743
14年度国徴収基準額	712,714,540	45,939,850	81,757,100	35,063,440	33,514,080	52,257,210	102,242,200	1,063,488,420
保育料減免額	138,925,290	14,133,140	27,338,000	8,034,842	16,973,498	24,646,620	34,592,650	264,644,040
徴収額／国基準	80.5%	69.2%	66.6%	77.1%	49.4%	52.8%	66.2%	75.1%
減免規程	3人以上の場合、 3人目全額免除。 ※5階層以上の 逆転規程適用せず	国基準	3人以上の場合、 3人目全額免除。 ※5階層以上の 逆転規程適用せず	3人以上の場合、 3人目全額免除。	3人以上の場合、 3人目全額免除。 ※5階層以上の 逆転規程適用せず	①3人以上の場合 3人目全額免除。 ②第3子:3歳以上 全額免除。	3人以上の場合、 3人目全額免除。	

財政負担試算

鶴岡の保育料を採用	573,789,250	39,026,096	59,665,120	30,204,016	23,610,672	38,468,912	88,220,800	852,984,866
増減	0	7,219,386	5,246,020	3,175,418	7,070,090	10,858,322	20,571,250	54,140,486
三川の保育料を採用	401,964,760	27,339,784	41,798,480	21,159,464	16,540,582	26,949,448	61,803,200	597,555,718
増減	-171,824,490	-4,466,926	-12,620,620	-5,869,134	0	-661,142	-5,846,350	-201,288,662
平均の保育料を採用	537,368,032	36,549,288	55,878,448	28,287,105	22,112,211	36,027,466	82,621,830	798,844,380
増減	-36,421,218	4,742,578	1,459,348	1,258,507	5,571,629	8,416,876	14,972,280	0

(別紙4)

管理番号	34-40,41	事務事業名	児童館
------	----------	-------	-----

15.10.31現在

市町村名	児童館名	設置主体	運営主体	区分	開設時間	受入年齢	入所児童数(H15.4.1)						利用料(円/月)	職員数		公的経費 (14年度)	
							1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		正	臨時		
鶴岡市	中央	鶴岡市	(福)鶴岡市社会福祉協議会	自由来館	9:00～17:00	制限なし							無料	委託	21,633千円		
藤島町	藤島	藤島町	藤島町	自由来館	9:30～19:00	制限なし							藤島児童クラブに記入				
	長沼	藤島町	藤島町	集団保育	8:00～17:00	4・5歳				10	9	19	10,700円 ～0円 (4段階)	2	1		
	東栄	藤島町	藤島町	集団保育	8:00～17:00	4・5歳				18	14	32		1	1		
	渡前	藤島町	藤島町	集団保育	8:00～17:00	4・5歳				12	19	31		2	0		
	八栄島	藤島町	藤島町	集団保育	8:00～17:00	4・5歳					10	10		2	0		
羽黒町	西部	羽黒町	羽黒町	集団保育	8:30～17:00	2～4歳		6	7	10		23	2歳児 10,900円 3,4歳児10,300円	2		19,356千円	
櫛引町	東部	櫛引町	櫛引町	集団保育	8:30～17:00	3～5歳			17	15	16	48	21,000円	2人目 以降 半額	1	3	19,057千円
	西部	櫛引町	櫛引町	集団保育	8:30～17:00	3～5歳			23	24	25	72	"		3	2	20,019千円
	南部	櫛引町	櫛引町	集団保育	8:30～17:00	3～5歳			13	14	6	33	"		1	3	18,673千円
温海町	温海	温海町	(福)あつみ福祉会	集団保育	8:00～16:00	1～5歳	1	5	5	6	4	21	13,000～14,400	委託		13,593千円	
	福栄	(福)あつみ福祉会	(福)あつみ福祉会	自由来館	8:30～17:00	制限なし							無料	委託		3,107千円	
計	12施設	公設11 民設1	公営9 民営3				1	11	65	109	103	289					

(別紙5)

管理番号	34-042	事務事業名	学童保育所
------	--------	-------	-------

15.10.31現在

市町村名	クラブ名	設置場所	運営主体	開所時間	入所児童数(H15.5.1)					利用料(円/月)	職員数		公的経費 (14年度)
					1年	2年	3年	4年	計		正	臨時	
鶴岡市	第一学区学童保育所 星の子	公的施設(中学校校舎跡地)	第一学区学童保育所運営委員会	10:30~18:30	21	18	13	25	77	11,200	委託		5,399千円
	第二学区学童保育所 やまびこ学園	公的専用施設(中央児童館)	鶴岡市社会福祉協議会	12:00~18:30	22	11	23	20	76	9,000	委託		4,620千円
	第三学区学童保育所 こどもの家	公的施設(高校施設跡地)	第三学区学童保育の会	11:00~19:00	14	17	20	21	72	12,000	委託		5,399千円
	第四学区学童保育所 太陽の子	民間施設(運営委員会所有)	第四学区学童保育所運営委員会	11:00~18:30	15	24	11	24	74	9,000	委託		5,408千円
	第五学区学童保育所虹っ子クラブ切添	民間施設(施設借上げ)	第五学区学童保育所運営委員会	12:00~18:30	10	8	11	16	45	9,000	委託		5,338千円
	第五学区学童保育所虹っ子クラブ朝	民間施設(施設借上げ)	第五学区学童保育所運営委員会	12:00~18:30	5	9	8	6	28	9,000	委託		6,513千円
	第六学区学童保育所 ゆりのき	民間施設(施設借上げ)	第六学区学童保育所運営委員会	12:00~18:30	20	12	8	6	46	9,000	委託		5,162千円
	大山学童保育所 はらっぱ	公的施設(高校校舎跡地)	大山学童保育所はらっぱ運営委員会	11:50~18:30	2	5	4	5	16	9,000	委託		2,107千円
	三瀬学童保育所 子どもクラブ	地区公民館	三瀬地区留守家庭児童保育事業運営委員会	14:30~18:30	2	0	2	2	6	6,000	委託		799千円
藤島町	藤島児童クラブ	藤島児童館	藤島町	10:00~19:00	19	7	7		33	7,500	2	0	14,106千円
羽黒町	羽黒学童保育所	公的施設(町立幼稚園)	羽黒町	14:00~19:00	12	7	3		22	9,000		2	3,930千円
櫛引町	櫛引町学童保育所 ポケットクラブ	櫛引町西部児童館	櫛引町	11:30~19:00	15	10	4	7	36	5,900	兼 1	3	4,630千円
	櫛引町学童保育所 ランドセルクラブ	櫛引町東部児童館	櫛引町	11:30~19:00	6	2	1	1	10	5,900	兼 1	2	15年度新設
三川町	押切小学学童保育所	三川町児童交流センター	押切小学学童保育所運営委員会	14:00~18:30	6	3	2	4	15	6,000	委託		600千円
温海町	温海町放課後児童クラブ	公的施設(町施設)	温海町	平日 14:00~18:00 土曜 8:00~18:00	4	9	3	9	25	3,500	委託		2,050千円
計	15クラブ	公設 11 民間施設 4	公営 5 民営 10		173	142	120	146	581				

15.10.31現在

(別紙6)

管理番号	34-63	事務事業名	小規模災害の一時扶助
------	-------	-------	------------

15.10.31 現在

項 目	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町
対象者	<u>弔慰金</u> 災害によって死亡した者の遺族 <u>見舞金</u> ①住家の全壊、全焼又は全流失の世帯主 ②住家の半壊、半焼の世帯主 ③住家の床上浸水の世帯主	<u>見舞金</u> 火災により住宅が全焼又は半焼の世帯主	<u>弔慰金</u> 災害によって死亡した者の遺族 <u>見舞金</u> ①災害による行方不明者 ②住家の全壊、全焼又は全流失の世帯主 ③住家の半壊、半焼の世帯主 ④住家の床上浸水の世帯主	制度なし	制度なし	<u>見舞金</u> 住宅に災害等により損害を受けた世帯主	<u>弔慰金</u> 災害によって死亡した者の遺族 <u>見舞金</u> ①災害によって負傷した者 ②住家の全壊、全焼又は全流失の世帯主 ③住家の半壊、半焼の世帯主 ④住家の床上浸水、一部焼一部損傷の世帯主 ⑤非住家の全壊流失 ⑥非住家の半壊
弔慰金・見舞金の内容	<u>弔慰金</u> 災害によって死亡した者の遺族へ 30,000 円以内 <u>見舞金</u> ①住家の全壊、全焼又は全流失の世帯主へ 50,000 円以内 ②住家の半壊、半焼の世帯主へ 20,000 円以内 ③住家の床上浸水の世帯主へ 10,000 円以内	<u>見舞金</u> 一律 30,000 円	<u>弔慰金</u> 災害によって死亡した者の遺族へ 200,000 円以内 <u>見舞金</u> ①災害による行方不明者へ 200,000 円以内 ②住家の全壊、全焼又は全流失の世帯主へ 200,000 円以内 ③住家の半壊、半焼の世帯主へ 100,000 円以内 ④住家の床上浸水の世帯主へ 30,000 円以内			<u>見舞金</u> ①風水害による住宅の全壊 100,000 円 ②風水害による住宅の被害が50万円以上の損害 30,000 円 ③火災による住宅の全焼 100,000 円 ④火災による住宅の被害が50万円以上の損害 30,000 円	<u>弔慰金</u> 災害によって死亡した者の遺族へ 50,000 円 <u>見舞金</u> ①災害によって負傷した者へ 5,000～25,000 円以内 ②住家の全壊、全焼又は全流失の世帯主へ 50,000 円以内 ③住家の半壊、半焼の世帯主へ 25,000 円 ④住家の一部焼、一部損傷又は床上浸水の世帯主へ 5,000～15,000 円以内 ⑤漁船損壊 3,000～10,000 円以内
14 年度実績	全焼 8 件 400,000 円 半焼 1 件 20,000 円	全焼 1 件 30,000 円	なし			全焼 1 件 100,000 円	全焼 2 件 100,000 円
その他	社会福祉協議会、日赤に見舞金の制度あり	社会福祉協議会、日赤に見舞金の制度あり	社会福祉協議会、日赤に見舞金の制度あり	社会福祉協議会、日赤に見舞金の制度あり	なし	なし	日赤に見舞金の制度あり

管理番号 081-1224 私立高等学校生徒学費補助金

- 1 私立高校に在籍している生徒の保護者に対し、就学に係る学費の一部を補助し、負担の軽減を図る事業。
 現在、鶴岡市のみ、①生活保護世帯、②市民税非課税世帯、③市民税均等割非課税世帯に対して、年間25千円の補助
 (15年度予算 25千円×60人=1,500千円)
 合併初年度から新市全体で実施 17年度予算 25千円×130人=3,250千円 (70人増加)
- 2 朝日村の高等学校等生徒学費補助金については、朝日村地域に対して当面現行どおり実施。
 (生活保護世帯、村民税非課税世帯を対象に、公立高校・私立高校・高等専門学校への通学生に対して、通学費補助として年間定期券代の40%を補助、15年度予算80万円)

管理番号 081-1231 育英奨学金貸付事業

- (現 状) 鶴岡市以外で実施、貸付対象、貸付基準、貸付額、償還方法等に違いがある。
- | | | |
|-----|----------------------------------|--|
| 藤島町 | 基金43,059千円 (15.3.31現在) | 15年度 大学生17名貸付 (40千円) |
| 三川町 | 14年度末残額 14,836,785円 | 対象 (月額); 高校 (10千円)、高専 (15千円)、大学 (50千円) |
| 羽黒町 | 基本財源 (町助成金、秋本育英会、一般寄付金) 47,884千円 | 対象; 大学生54名、短大生6名 |
| 朝日村 | 一般財源4,396千円 基金2,444千円 | 対象; 高校・高専 (15千円)、短大・大学 (50千円) |
| 温海町 | 基金12,096千円 | 対象; 高校・高専 (18千円)、専門校・短大・大学 (35千円) |
| 櫛弓町 | 町の指定金融機関からの借入に対する利子補給 100千円 | |
- (調 整) 当面各町村で実施している制度を旧町村単位で継続実施する。

管理番号081—2201 スクールバス運行管理事務

(各市町村運行状況)

	小 学 校	中 学 校	運 行 形 態
鶴岡市	4 km (冬季2 km) 以上	6 km (冬季3 km) 以上	(株)庄内交通へ2,360円/Hの実績時間で支払い
藤島町	2.5 km以上	4 km以上	個人へ運行委託(月額197,800円)
羽黒町	4 km (冬季2 km) 以上	6 km (冬季3 km) 以上	自動車会社へ委託(月額168,000円)
櫛引町	6 km (冬季2.6 km) 以上	6 km (冬季3 km) 以上	臨時職員 (13,450円/日額)、自動車会社委託 (4月～11月の月額231,000円、12月～3月の月額300,000円)
三川町	1～3年3.5 km (冬季2.5 km) 以上、3～6年3.5 km以上		臨時職員 (1,100円/h)
朝日村	2 km (冬季2 km) 以上	4 km (冬季4 km) 以上	個人 (日額9,800円)、自動車会社委託 (日額9,800円)
温海町	統合の条件により近隣以外ほとんど対象	小学校と同じ	自動車会社に委託 (実走距離×200円/1km+月額15万円) とバス会社に委託 (実走距離×690円/1km+廻送距離×390円/1kmに0.8を乗じた額)

管理番号081—2202 通学対策費補助金交付事務

(各市町村実施状況)

単位:千円

	小 学 校	中 学 校	補 助 内 容	H14決算
鶴岡市	4 km (冬季2 km) 以上	6 km (冬季3 km) 以上	小学校は定期券購入費の2／3、中学校は全額を補助金交付	14,993
三川町		自転車通学生徒	保護者の通学バス借上に対して補助金交付 (H15から実施)	—
朝日村		大平地区	保護者送迎の私有車使用に補助金交付	120
温海町	2 km以上	6 km以上	通学距離、学年で違いがある。(下記参照)	663
合 計				15,776

※温海町通学対策補助金交付対象一覧

		小 学 校			中 学 校		
通学距離		6 K 以上	4 K 以上	2 K 以上	10 K 以上	8 K 以上	6 K 以上
補助期	1年生～ 3年生	12箇月	9箇月	6箇月	12箇月	9箇月	6箇月
	4年生～ 6年生	9箇月	6箇月	3箇月			

管理番号081—2206 体育文化活動奨励費補助金交付事務

(各市町村補助状況)

	小 学 校	中 学 校	H14決算
鶴岡市	小学校・中学校とも、県大会以上の参加旅費について、東北大会までは2/3、全国大会は3/4を補助		
藤島町	なし	県大会以上の参加旅費の全額を補助	
羽黒町	なし	県大会以上の参加旅費の全額を補助	
櫛引町	なし	県大会以上の参加旅費の全額を補助	
三川町	打ち切りで補助	県大会以上の参加旅費の4／5を補助	
朝日村	なし	県大会まで50%、東北大会以上100%の旅費を補助	
温海町	打ち切りで補助	県大会以上の参加旅費の全額を補助	
		合 計	21,900

(調整検討案) → 合併後3年を目途に、下記調整案で交付基準の統一を図る。

	調 整 内 容	試算額	経費増減
調整案	小学生・中学生の全国大会まで4/5	22,784	884

【ALT(外国語指導助手)配置形態について】

・小学校への配置について

小学校の国際理解教育の中での英語活動の実績としては、43校中で3年生が26校、4年生が25校、5年生が25校、6年生が30校で、英会話を含めた英語活動を実施している。また、文部科学省でも、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画を策定しており、今後、新市としても小学校での英語活動を重視する。このような、視点からも、全市対応の小学校専任ALTが必要になる。

・中学校への配置について

12校に、現有数同様の6人を配置する。(2つの中学校に1人配置)

(調 整) 現在の6名の配置数を基本として、現在の一般財源(地方交付税を含む)ベースでの配置とし、充実策については今後の検討課題とする。

(現 状) 公立幼稚園の設置

	入 園 料	保 育 料	備 考
鶴岡市3園	11,000円	5,900円	(明倫幼稚園は、17年3月で廃園)
羽黒町4園	な し	9,700円	(2園を休園予定)
三川町1園	な し	10,000円	

入園料、保育料とも、合併町村内でまちまちであることから、今後検討し、5年以内に調整する。
ただし、予算の配分額については、3年を目途に調整する。

管理番号081—2601 給食の状況
(各市町村運営状況)

	調理場の形態	処理能力(食)	H14対象者(人)	対象施設	搬 送
鶴岡市	センター方式	14,000	10,076	小学校 21、中学校 6	委託10台
藤島町	センター方式	1,500	1,437	小学校 4、中学校 1、児童館 4、私立幼稚園 1、 他に保育園、小規模作業所等	委託2台、直営1台
羽黒町	自校給食方式	1,500	1,100	小学校 4、中学校 1、幼稚園 4	搬送なし
櫛引町	センター方式	1,200	983	小学校 4、中学校 1	直営1台
三川町	自校給食方式	890	890	小学校 3、中学校 1、幼稚園 1	搬送なし
朝日村	センター方式	1,000	647	小学校 4、中学校 1	委託2台
温海町	センター方式	1,000	1,031	小学校 5、中学校 1	直営2台 (H16～)
合 計		21,090	16,164		

※三川町の処理能力は対象者と同数とした。

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教育部会	分 科 会 名	管理・学校教育	大項目	教育	中項目	学校教育	小項目	小中学校教育振興	細項目	
管理番号	003　－　081　－2208			合併協定項目						ランク	
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	学校支援職員配置・派遣関係業務	鶴岡市と同じ	鶴岡市と同じ	鶴岡市と同じ	鶴岡市と同じ	なし	鶴岡市と同じ	■ 合併まで調整するもの □ 経過措置が必要なもの □ 従来通り行うもの (内容) 緊急雇用の補助制度が平成16年度に終了し、事業継続には多額の負担増となることから、現行の人員配置は困難であるが、教育現場の重要性に鑑み、必要最低限の人員確保にとどめることとして、合併までに人員配置を検討する。
根拠法令等	学校教育支援充実事業実施要項 (①)	藤島町アシスタントティーチャー規則			三川町学習補助指導員設置要綱		学校教育支援充実事業実施要領	
事業主体	教育委員会	鶴岡市と同じ	鶴岡市と同じ	鶴岡市と同じ	鶴岡市と同じ	なし	鶴岡市と同じ	
事業概要	・目的 学校教育充実の為、学校ニーズに応じ、学校等に教職員補助者等として配置し、本市学校教育課題の解決に努める。 ・対象者 ①学校教育支援充実事業（緊急雇用）…4名派遣 ②児童生徒健全育成事業（教育サポーター）…3名派遣 ③入院療養児童生徒訪問相談事業…2名を荘内病院へ ④外国人子女等教育支援事業…2名派遣 ・事業概要 特別支援の必要な学校に対し、社会人を派遣しその対象となる児童・生徒・教職員への支援を行う。 ・事業期間 通年 ※緊急雇用はH16年度まで	・目的 学校教育充実の為、藤島中学校にアシスタントティーチャーを配置し、本町学校教育課題の解決に努める。 ・対象者 ①藤島町立藤島中学校（2名配置） ・事業概要 学習指導・生徒指導・その他校長からの指示を受けた業務を行うアシスタントティーチャーの任用と給与事務。 ・事業期間 通年 ②緊急雇用による図書職員・図書パート派遣4つの小学校に各1名を派遣	・目的 学校教育充実の為、学校ニーズに応じ、学校等に教職員補助者等として配置し、本市学校教育課題の解決に努める。 ・対象者 ①学校教育支援充実事業（緊急雇用）3名を該当校には遣 ・事業概要 特別支援の必要な学校に対し、社会人（有 教員免許状）を派遣しその対象となる児童・生徒・教職員への支援を行う ・事業期間 通年 緊急雇用は平成16年度まで ①学校教育支援充実事業（緊急雇用）	・目的 学校教育充実の為、学校ニーズに応じ、学校等に教職員補助者等として配置し、本町学校教育課題の解決に努める。 ・対象者 障害児指導に係る学校教育支援充実事業（緊急雇用）1名を当該校に派遣 ・事業概要 障害児指導について特別支援の必要な学校に対し、講師を派遣しその対象となる児童・生徒・教職員への支援を行う。 ・事業期間 通年 緊急雇用は平成16年度まで	・目的 学校教育充実の為、学校ニーズに応じ、小学校に学習補助指導員を配置し、本町学校教育課題の解決に努める。 ・対象者 学習補助指導員（緊急雇用）3名を各小学校に配置 ・事業概要 三つの小学校に1名ずつ配置 ・事業期間 通年 緊急雇用は平成16年度まで		・目的 学校教育充実の為、学校ニーズに応じ、複式学級設置の学校に教職員補助者等として配置し、本町学校教育課題の解決に努める。 ・対象者 学校教育支援充実事業（緊急雇用）（教育サポーター）2名を当該校に派遣 ・事業概要 特別支援の必要な学校に対し、社会人を派遣しその対象となる児童・生徒・教職員への支援を行う。 ・事業期間 通年 緊急雇用は平成15年度まで	業務上の課題 実施要領等の統一。単独事業の可否。派遣先、派遣人数、勤務条件、金額等の調整。現在、全市町村で26名派遣している。
負担割合(国・県・その他)	① … 県100% ②③④ 市100%	全額町負担	県約8割、他は町	県 100%	県；10,332千円 町；2千円（14年度予算）	なし	全額県負担	備考
13年度決算額	① 6,769千円 ②～④ 6,483千円	①7,347千円	803,965円	0円	13年度決算 515千円		1,031千円(1月～3月雇用)	
14年度予算額	① 6,229千円 ②～④ 6,533千円	①7,500千円 ②5,199千円	7,542千円	607千円 (1月～3月までの3ヶ月間)	14年度予算 10,334千円		4,603千円	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教育	分 科 会 名	社会教育	大項目	教育	中項目	社会教育	小項目	社会教育	細項目	社会教育活動振興
管理番号	3－ 082 － 027			合併協定項目						ランク	
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			
		○			○	○					

記 載 事 項	現 況			具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	
事務事業名	地域社会教育活動振興	なし	地域社会教育活動振興	☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容) 合併後調整。 コミュニティセンター、公民館体制の整理、各町村の特徴をふまえ、現行の体制を継続しながら、随時検討を重ね、合併後検討。 各市町村で設置している生涯学習推進員、社会教育推進員等について、役割、設置、配置、報酬等の設置基準を制定する。
根拠法令等	鶴岡市生涯学習推進員に関する規則、鶴岡市地域生涯学習事業費補助金交付規定		(事業概要に記載)	
事業主体	鶴岡市教育委員会		羽黒町教育委員会	
事業概要	(1) 鶴岡市生涯学習推進員設置事業 目 的 生涯学習の振興のために、一定地ごとに生涯学習推進員進を設置する 対象者 鶴岡市内の全21小学校区から、教員を含め各6名以内。定数126名。 事業概要 一人あたり7回まで報酬(1回あたり5,300円税込み) 対象とする。生涯学習推進員の役割(1期2年) ①コミュニティ推進団体(自治振興会等)の求めに応じて各種生涯学習の推進を援助する②教育委員会の求めに応じて地域生涯学習の推進に関する情報を収集、整理、提供する ③活動日誌として報告、生涯学習推進員研修会の開催 年1回、情報紙の発行 ・ 13年度決算 1,042千円 ・ 14年度予算 1,978千円 ②鶴岡市地域生涯学習事業費補助金交付事業 目 的 各地区・学区の住民主体によるコミュニティ活動の助長を図るため、コミュニティ推進団体(自治振興会等)の行う生涯学習事業に対して補助金を交付する。 対象者 コミュニティ推進団体(21団体) 事業概要 コミュニティ推進団体による自主的社會教育活動を振興するため、職員の事務要員費及び生涯学習事業に対し助成する。 ・13年度決算 71,427千円 ・14年度予算 71,427千円 ※交付基準 別紙		①生涯学習推進員設置事業 ○羽黒町社会教育推進員 目的 教育長の命により、公民館等社会教育施設において、主として夜間や休日における社会・教育活動の指導にあたる。 対象者 奉仕的に社会教育活動の推進にあたらうとする熱意のある者で、概ね25歳以上、生業を有し、かつ年間20日以上活動できる者。定員10名(各地区公民館2名づつ) 事業概要 報酬(74,000円を6月・9月12月・3月に分割して支給)及び実費弁償を支給。・ 教育委員会で委嘱し、任期は一期2年。 ○羽黒町青少年育成推進員 目 的 青少年の健全育成を図るため、公民館等社会教育施設において、地域における青少年及び青少年団体の育成指導並びに相談活動等を行う。 対象者 青少年の健全育成に深い理解と熱意を持ち、知識及び技術を有する者。定員10名(各地区公民館2名づつ) 事業概要 報酬(74,000円を6月・9月12月・3月に分割して支給)及び実費弁償を支給。 事業期間 教育委員会で委嘱し、任期は一期2年。 ②生涯学習推進員連絡会事業 目 的 社会教育推進員及び青少年育成推進員等の研修および情報交換ならびに推進員全般に関わる事業等を行うこと 根拠法令 羽黒町推進員連絡会会則 対象者 社会教育推進員及び青少年育成推進員(必要に応じ各地区公民館長、主事、社会教育係、社会体育係) 事業概要 研修会(年4回)、情報交換、山のつどい、川で遊ぶ、その他目的達成に必要な事項 事業期間 通年	業務上の課題 各地域の社会教育振興のための体制・施策に差異がある。コミュニティセンター(住民主導の地域活動)と公民館。 ・地域生涯学習事業費補助金交付規程(鶴岡市) ・生涯学習推進員設置(鶴岡市) ・社会教育推進員設置(羽黒町、櫛弓町、三川町) ・人づくり派遣事業(朝日村)
負担割合(国・県・その他)	市100%		推進員負担あり、他は町費	業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
13年度決算額	72,469千円		1,582千円(負担金除く)	
14年度予算額	73,405千円		1,582千円(負担金除く)	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教育	分 科 会 名		社会教育		大項目	教育	中項目	社会教育	小項目	社会教育	細項目		社会教育活動振興
管理番号	3－ 082 － 027					合併協定項目							ランク	
課題・問題点						調整方針								
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料		補助金等		付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。				

記載事項	現況				具体的な調整内容
	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	地域社会教育活動振興	地域社会教育活動振興	地域社会教育活動の振興	なし	☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容) 合併後調整。 コミュニティセンター、公民館体制の整理、各町村の特徴をふまえ、現行の体制を継続しながら、随時検討を重ね、合併後検討。 各市町村で設置している生涯学習推進員、社会教育推進員等について、役割、設置、配置、報酬等の設置基準を制定する。
根拠法令等	町社会教育推進員に関する規則	三川町社会教育推進員設置規則	人づくり派遣事業補助金交付要綱		
事業主体	櫛引町教育委員会	三川町教育委員会	教育委員会		
事業概要	目的 青少年及び青少年集団の育成活動、グループ及び団体運営に関する指導助言、個人学習及び相談業務。 対象者 社会教育推進員(定員15名) 推進員委嘱(任期2年) 事業概要 推進員会議の開催 (推進員報酬 1回当り 4,700 円) 趣味の講座運営・視察研修 事業期間 通年	三川町社会教育推進員設置 目的 町の社会教育における民間有志指導者を顕在化し、住民の自発的・自主的な社会教育活動を促進するため設置する。 対象者 町民。定数10名。(現在 6 名委嘱) 事業概要 公民館等社会教育施設での事業における社会教育活動の指導にあたる。年報酬 67,000 円 事業期間 通年 教育委員会で委嘱し、任期は1年。	(人づくり派遣研修補助) 目的 朝日村に在住在勤する青年・婦人の個人や団体の国内・海外研修に補助することにより、地域における活動を活性化させることを目的とする 対象者 朝日村在住在勤の青年・女性・婦人の個人若しくは団体 事業概要 補助対象経費(旅費・食糧費・宿泊費及び研修費)の45%以内を補助 事業期間 通年		業務上の課題 各地域の社会教育振興のための体制・施策に差異がある。コミュニティセンター(住民主導の地域活動)と公民館。 ・地域生涯学習事業費補助金交付規程(鶴岡市) ・生涯学習推進員設置(鶴岡市) ・社会教育推進員設置(羽黒町、櫛引町、三川町) ・人づくり派遣事業(朝日村)
					業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
					備考
負担割合(国・県・その他)	全額町負担	町費100%	村費		
13年度決算額	250千円	402千円	680千円		
14年度予算額	282千円	402千円	680千円		

[082-063 中央公民館施設運営管理事業 082-072 地区公民館管理運営事業 082-073 地区公民館運営委託事業 関連資料]

1 新市公民館体制整備構想（案）

現在各市町村においては、社会教育法による公民館を条例で中央公民館、地区公民館等として設置し、それぞれ独自の公民館事業を展開している。また、他方では住民の自治活動の拠点となるコミュニティセンター等を条例設置し、住民活動を社会教育の側面から支援している市町村もある。

新市となった場合、これらの住民活動がこれまで以上にその活動内容が豊かになるように、活動範囲や場所において広がりを持ち、住民の交流が様々出来、情報提供や行政支援がどの地域にも同じように行きわたる体制を整備する必要がある。

そのために、現在の鶴岡市中央公民館を新市の中央公民館、現在の町村の中央公民館と地区公民館を新市の地区公民館とする。

この場合現在の町村の中央公民館若しくは地区公民館等の内1館を、新市の地区公民館の中でも幹事館として位置付ける。

また、現在の鶴岡市中央公民館は、新しい組織体制を統括出来るよう、組織・運営・事業について見直しを行うとともに、コミュニティセンターの管理委託先である公共的団体が行う生涯学習事業を援助するものとする。

これは、一般部局に属するコミュニティセンターでの住民活動について、生涯学習の側面から支援するものである。

＊ 関連事項 ： 自治公民館について ＊

各市町村で使用している自治公民館という呼称は、社会教育法上では公民館類似施設といい、公民館の設置者が市町村であるのに対し、公民館類似施設は何人もこれを設置することが出来るとしている。

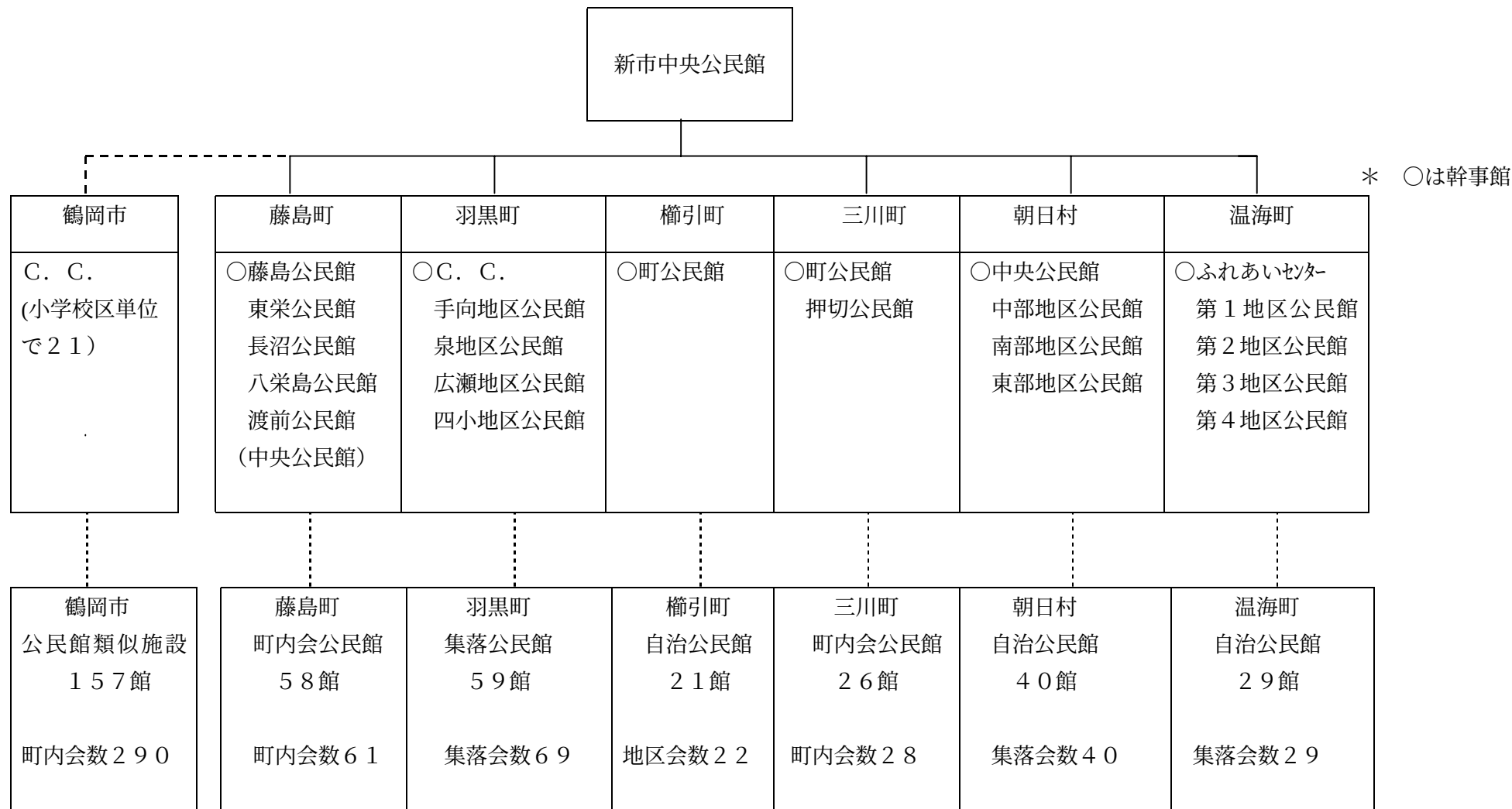
公民館類似施設（自治公民館）は、多くの場合、集落単位・町内会単位で建設し、運営している。

このことより、行政の関わり方としては公民館と公民館類似施設（自治公民館）とで異なることとなる。

2 新市公民館体制図（案）

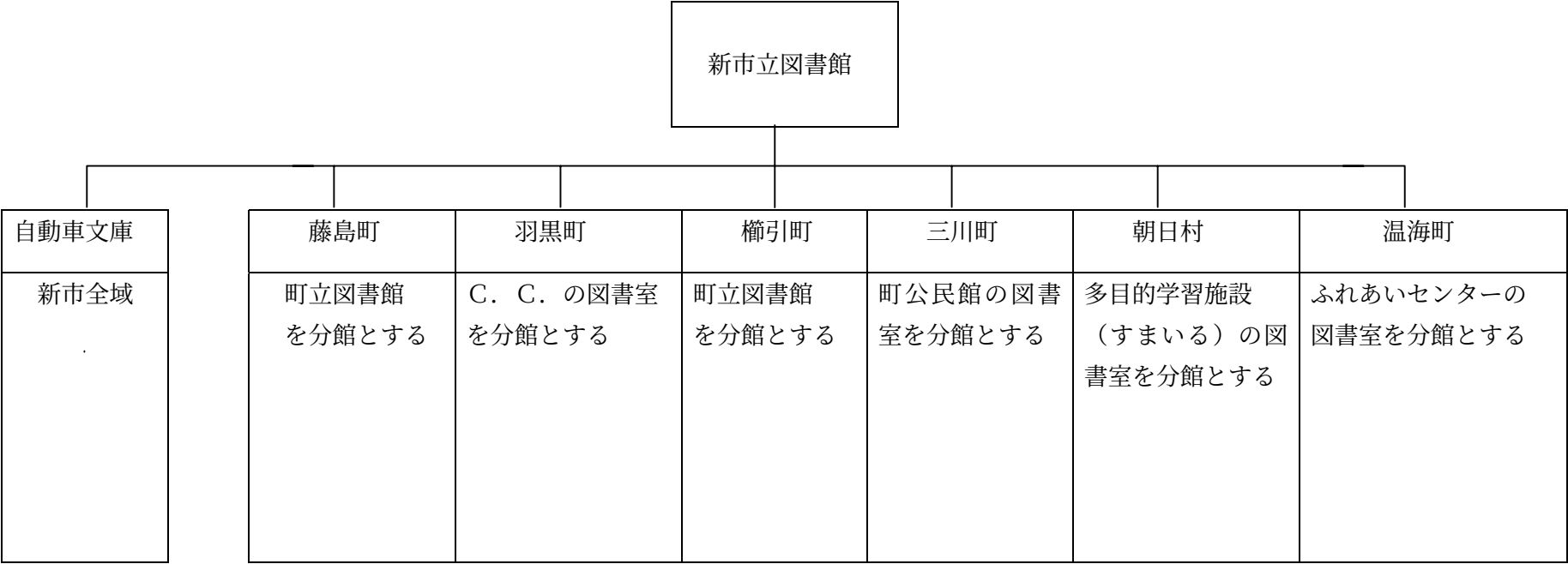
—— 業務ライン

----- 支援ライン

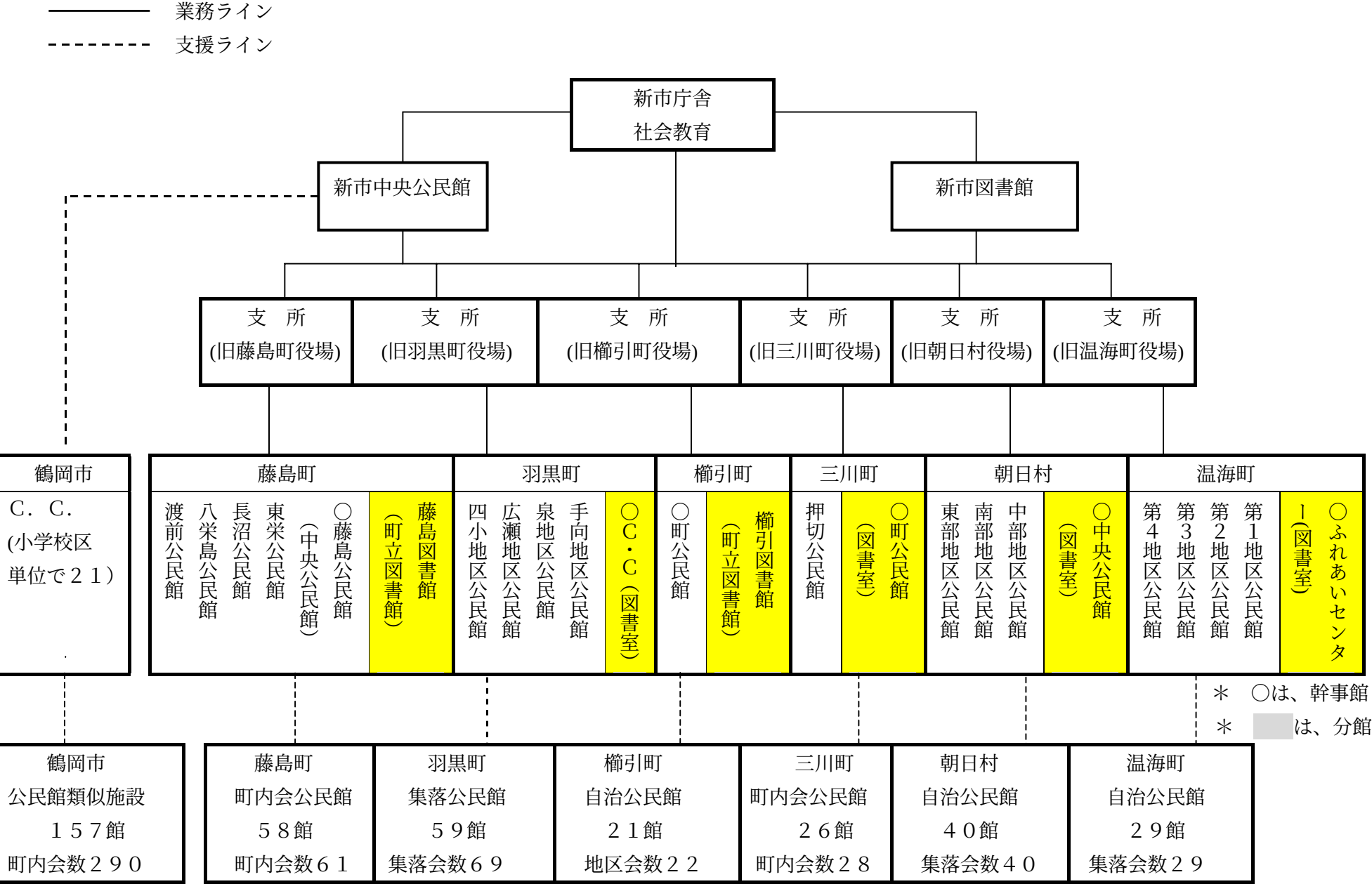


3 新市図書館体制図（案）

——— 業務ライン



4 新市における当面の社会教育組織体制図（案）



行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教育	分 科 会 名	社会教育	大項目	教育	中項目	社会教育	小項目	公民館	細項目	中央公民館 管理運営事業
管理番号	3－ 082 － 063			合併協定項目						ランク	
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			
			○			○					

記 載 事 項	現 況				具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	三川町	
事務事業名	施設管理運営事業	施設管理運営事業	なし	施設管理運営事業	■ 合併まで調整するもの ☐ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容) 合併までに調整 設置、運営審議会、使用許可、使用料等の設置基準を制定する。 現鶴岡市中央公民館を新市の中央公民館とする。
根拠法令等	鶴岡市中央公民館の設置及び管理条例	藤島町立公民館設置及び管理等に関する条例		三川町農村環境改善センター設置及び管理条例・施行規則 三川町文化交流館設置及び管理条例・施行規則	
事業主体	鶴岡市教育委員会(中央公民館)	中央公民館		三川町公民館(農村環境改善センター)	
事業概要	目的 実際生活に即する教育、学術および文化芸術に関する学習の場を提供し、利用者の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する 対象者 特定の政治活動・宗教活動・営利事業以外 一般市民 事業概要 庶務事務・情報発信(館だより発行・ホームページの管理) 使用料等 別紙 休館日 12／29～1／3	目的 生涯学習推進体制の充実と事業の総合化、効率的な事業推進を図る。 対象者一般町民 施設状況・昭和53年11月15日建設・鉄筋コンクリート2階建・建物面積 1,626.74㎡ ・施設管理状況・開館時間 午前9時～午後10時・管理警備体制 職員勤務時間以外は警備保障会社へ委託 休館日 毎月第2・4月曜日、12/29～1/3 使用料等 別紙		目的 三川町公民館 目的 生活環境の改善を図り、地域活動の活発化と住民の連帯感の育成に努める。 対象者 一般住民 事業概要 警備員3人(日直～土曜日・日曜日・祝祭日、宿直～365日) 使用料等 別紙 イ 三川町文化交流館 目的 文化交流の推進と町民の芸術文化の向上及び生涯学習の振興を図る。 対象者 一般住民 事業概要 嘱託職員1人・管理人1人(土曜日・日曜日・祝祭日) 休館日 毎週月曜日、12月29日～1月3日 使用料等 別紙	業務上の課題 各町村にある中央公民館の位置付け。 設置条例の検討。 運営審議会の調整。
負担割合(国・県・その他)	市100%	町100%		町 100%	町100%
13年度決算額	46,586千円	107,729千円		50,752千円	ア 21,682千円 (施設整備費8,956千円) イ 6,180千円 (施設整備費1,496千円)
14年度予算額	47,485千円	102,442千円		42,876千円	ア 12,696千円 イ 4,926千円

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教育	分科会名	社会教育	大項目	教育	中項目	社会教育	小項目	公民館	細項目	中央公民館 管理運営事業
管理番号	3－ 082 － 063			合併協定項目						ランク	
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			
			○			○					

記載事項	現況			具体的な調整内容	
	朝日村	温海町			
事務事業名	施設管理運営事業	ふれあいセンター管理運営事業		■ 合併まで調整するもの ☐ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容) 合併までに調整 設置、運営審議会、使用許可、使用料等の設置基準を制定する。 現鶴岡市中央公民館を新市の中央公民館とする。	
根拠法令等	朝日村公民館条例 朝日村山村開発センター設置条例	①ふれあいセンター設置及び管理条例 ②温海町公民館設置及び管理に関する条例			
事業主体	朝日村教育委員会	温海町教育委員会			
事業概要	目的 生涯学習の拠点施設としての機能を十分発揮されるよう円滑な運営に努める。 幅広い学習要求にこたえるべき公民館事業の積極的な展開を図る。 対象者 一般 ○施設状況 昭和58年7月建設 建築面積1,089㎡ 鉄筋コンクリート一部2階 平成13年12月増築 128,950千円 393㎡ 鉄筋コンクリート ○管理状況 夜間休日:シルバー及び個人に管理委託 清掃等業務:業者及びシルバーに業務委託 ○年間利用 921件 24,500人 有料使用 28件 324千円 ○運営審議会 委員19名 年2回開催 ○公民館職員研修 使用料等 別紙	目的 町民の文化及び福祉活動、町公民館活動の拠点施設としての有効利用と円滑な運営を図る。 施設状況 平成元年10月1日竣工、RC4階建て 2,042㎡ 施設管理状況 町直営、開館時間9時～22時、17時～22時・土日祝祭日管理人1名、毎月第一・第三火曜日休館日 利使用料等 別紙 使用料等 別紙 ②＊公民館運営審議会 目的 公民館事業の企画実施に関する調査、審議。施設設備の計画に関する審議。 構成 町公民館長 委員14名 内会長1名 副会長1名 平成15年度から社会教育委員と兼務。 年2～3回の審議会開催。 5～6月と1～2月で1回づつあとは必要に応じて開催		業務上の課題 各町村にある中央公民館の位置付け。 設置条例の検討。 運営審議会の調整。 業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門	
	負担割合 (国・県・その他)	村100%	①町100%		
	13年度決算額	19,910千円	20,637千円(②265千円)		
14年度予算額	15,609千円	23,727千円(②252千円)			

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教育	分科会名	社会教育	大項目	教育	中項目	社会教育	小項目	公民館	細項目	地区公民館 管理運営事業
管理番号	3－ 082 － 072			合併協定項目						ランク	
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			
			○		○						

記 載 事 項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	なし	地区公民館管理	地区公民館管理事業	なし	地区公民館管理運営	地区公民館管理運営	地区公民館運営	☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容) 公民館体制の整理は、各町村の特徴をふまえ、現行の体制を継続しながら、随時検討を重ね、合併後検討。市町村の中央公民館と地区公民館との位置付け関係の整理を行う。条例の制定。
根拠法令等		町立公民館の設置及び管理等に関する条例	①手向地区ふるさとセンター設置及び管理条例②農村環境改善センター設置条例③羽黒町勤労者研修センターの管理に関する条例④羽黒町勤労者研修センターの管理に関する条例		三川町社会教育条例	朝日村公民館条例 朝日村公民館運営審議会会議規則 朝日村公民館館則 朝日村公民館活動推進員設置規則	温海町公民館設置及び管理に関する条例	
事業主体		藤島町、藤島町教育委員会	羽黒町教育委員会		押切公民館	朝日村教育委員会	温海町教育委員会	
事業概要	地区公民館に代わるものとしてコミュニティセンター 別紙参照	別紙記載	別紙記載		別紙記載	別紙記載	別紙記載	
負担割合 (国・県・その他)		町100%	町100%		町100%	村 100%	町1, 005千円 その他分館負担	業務上の課題 各市町村で条例設置。 町村において地区公民館体制に差異がある。設置条例の検討。 業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門 備考
13年度決算額		13,519 千円	39,389 千円		2, 780千円	8,583 千円	3,312 千円	
14年度予算額		15,865 千円	36,940 千円		2, 078千円	6,905 千円	3,346 千円	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教育	分科会名	社会教育	大項目	教育	中項目	社会教育	小項目	公民館	細項目	地区公民館 運営委託事業
管理番号	3－ 082 － 073			合併協定項目		ラン ク					
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			
					○	○					

記載事項	現況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	なし	地区公民館運営委託事業	なし	なし	なし	なし	なし	☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容) 現行体制を維持しながら、随時検討を重ね、合併後検討。
根拠法令等		町立公民館の設置及び管理等に関する条例						
事業主体		藤島町、藤島町教育委員会						
事業概要		目 的 各地区(5地区)公民館に運営委託を行い、事業を展開している。 対象者 事業概要 地区公民館の運営について、各公民館運営協議会に委託し、住民主導による公民館活動の促進を図る。 事業期間 通年						業務上の課題 藤島町の施策(運営を各公民館運営協議会に委託し住民主導による公民館活動の実施)
								業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
								備考
負担割合 (国・県・その他)		町100%						
13年度決算額		8,500 千円						
14年度予算額		8,500 千円						

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教育	分 科 会 名	社会教育		大項目	教育	中項目	社会教育	小項目	公民館	細項目	自治公民館等
管理番号	3－ 082 － 083				合併協定項目						ランク	
課題・問題点					調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。				
					○							

記 載 事 項	現 況				具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	
事務事業名	自治公民館等(公民館類似施設)	自治公民館等	自治公民館等	自治公民館等	☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容) 合併後調整。補助要綱の調整。補助内容の統一。住民公民館活動の支援体制の調整。 1建設的事業に対する支援の統一 例:建築資金補助、融資斡旋 金額(上限・下限)、率 2事業振興のための支援 事業主体が町内会単位になっている各行政単位で行政をすすめるための目的をもった交付金が複数あるため、整理検討し公民館活動の補助金等の支援策を検討。
根拠法令等	公民館類似施設育成規則、公民館類似施設建築資金融資あっ旋要綱、公民館類似施設事業進行費補助金交付要綱	町町内会公民館設置費補助金交付規則	羽黒町公民館類似施設育成規則	櫛引町社会教育条例 櫛引町社会教育条例施行規則 自治公民館施設及び設備の整備に関する補助規程	
事業主体	鶴岡市教育委員会	藤島町、藤島町教育委員会	羽黒町教育委員会	櫛引町教育委員会	
事業概要	目的 町内、集落等における住民の自主的な公民館活動の育成を図る。 対象者 登録公民館類似施設152館、及びその館長、主事等 事業概要 ① 地域公民館功労者表彰(通算5年以上在任し、退任した者) (毎年20人前後) ②公民館類似施設建築資金融資あっ旋事業(新築または増改築にかかる総事業費の70%以下で、100万以上2000万円までの融資限度、10年以内の返済に対し、1/2の利子補給) ③公民館類似施設事業振興費補助金交付(登録公民館1館につき定額 13,000 円 事業期間 通年	①町内会公民館設置費補助金 目的 町内会公民館の新築及び改修工事に対して補助金を交付する。 対象者 藤島町 61 町内会 事業概要 新築補助対象経費の 3/10(上限 500 万円) 増築、改修 補助対象経費の 3/10(下限 10 万円)(補助交付を受けてから 10 年間は同交付を受けられない) 事業期間 通年	①公民館類似施設育成補助金 目的 各集落の住民主体によるコミュニティ活動の助長を図る。 対象者 各集落(69集落) 事業概要 各集落による自主的社会教育活動を振興するため、集落の公民館の新增改築、教材教具の整備、生涯学習事業に対して補助金を交付する。 新 築…補助率5／10(上限500万円) 増改築…補助率5／10(上限200万円) 教材教具の整備…補助率3／10(上限5万円) 生涯学習推進事業…補助率1／2(上限3万円) 事業期間 通 年	目的 町内、各地区自治公民館の自主活動の育成を図る。 対象者 各地区自治公民館 21 館 事業概要 ① 公民館建設補助金 建築面積に建築単価を乗じた額の1／4とし 3, 000, 000円を限度とする。② 自治公民館運営費補助金 町予算額に対して 平等割30%、人口割30%、事業活動割30%、運営費割10%をを補助。事業活動費と運営費は事業規模の大きい順に ABCの三つに分け補助する。③自治公民館施設設備整備補助金 自治公民館の施設の増改築に係る費用を50万以上100万円を上限とする事業費の1／3を補助する。又設備については3年間の総補助額81, 000を限度額として補助する。④自治公民館成人講座 地区内団体や一般地区住民が教養及び趣味等の講座を自主開催する。講師謝金を1講座8, 000 円定額を補助する。⑤通学合宿交付金 出来るだけ企画段階から子供たちにやらせ、買い物をし食事メニューを決めるなど自主性を育てる。1泊につき10, 000円を交付する。⑥親子ふれあい講座 各地区子ども会育成会、寿会などが地区自治公民館と共催で企画する。講師謝金を1講座8, 000円定額を補助する。青少年教室 地区子ども会による計画立案、プログラム作成による活動を実践。講師謝金を1講座8, 000円を補助する。 事業期間 通年	業務上の課題 組織単位はほぼ同じだが、行政との関わり方に差異があり。自治公民館への支援。 業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
負担割合(国・県・その他)	市100%	町100%	町100%	町 100%	
13年度決算額	3, 476千円	5,486 千円	2, 211千円	758千円	
14年度予算額	3, 238千円	8,057 千円	235千円	1, 616千円	
					備考

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教育	分 科 会 名	社会教育		大項目	教育	中項目	社会教育	小項目	公民館	細項目	自治公民館等
管理番号	3－ 082 － 083				合併協定項目						ランク	
課題・問題点					調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等		付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			
					○							

記載事項	現況			具体的な調整内容
	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	自治公民館等	自治公民館活動	自治公民館等	☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容) 合併後調整。補助要綱の調整。補助内容の統一。住民公民館活動の支援体制の調整。 1建設的事業に対する支援の統一 例:建築資金補助、融資斡旋金額(上限・下限)、率 2事業振興のための支援 事業主体が町内会単位になっている各行政単位で行政をすすめるための目的をもった交付金が複数あるため、整理検討し公民館活動の補助金等の支援策を検討。 業務上の課題 組織単位はほぼ同じだが、行政との関わり方に差異があり。自治公民館への支援。 業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門 備考
根拠法令等	三川町公民館振興委員設置規則 三川町町内会公民館等整備費補助金交付規則	朝日村部落公民館整備事業補助金交付要綱	温海町公民館設置及び管理に関する条例	
事業主体	三川町教育委員会	教育委員会	温海町教育委員会	
事業概要	①公民館振興委員の設置 目的 町の教育活動と町内会における社会教育活動との連携により地域の振興を図る。 対象者 町内会に1名づつ置く。(26町内会) 事業概要 ①三川町公民館事業の実施 ②町行政の啓発的事業に協力 ③社会教育活動における町民との連絡調整 会議の開催 2回, 研修会1回, 報酬 日額5, 400 円 ②公民館類似施設 目的 町内、集落等における住民の自主的な公民館活動の育成を図る。 対象者 登録公民館類似施設 26館 事業概要 町内会公民館等整備費補助金事業 ・町内会公民館を増改築する場合、工事費の1/3 補助(最高100万円) ・新たに自治組織を結成した場合または合併に伴い公民館を新築したときは、工事費の1/3 補助(最高300万円)	目的 村内、集落等における住民の自主的な公民館活動の育成を図る拠点施設の整備補助 対象者 村内自治公民館 40 事業概要 ◆自治公民館新築・改修等補助金工事費の50%、新築の場合補助金 10,000 千円 限度改築の場合補助金 7,000 千円限度◆自治公民館下水道整備補助金 1. 内部設備基準・補助基準は別記 ②公民館事業 目的 部落公民館連絡協議会(8 団体)の活動状況を把握し、活性化に取り組む。 対象者 朝日村内の部落公民館連絡協議会 事業概要 部落公民館連絡協議会活動状況の把握、援助。主なものとして部落運動会・村駅伝大会の活動費を助成。敬老会、運動会等の手伝い。	①運営交付金等 ・目的 町内、集落における住民の自主的な公民館活動の育成を図る。・対象者 分館 29 館、及びその館長、主事。・事業概要 ①分館役職員報酬支払分館運営交付金交付 ③分館行事傷害補償掛金助成交付金の交付 ④分館施設火災保険料 ②自治公民館施設整備補助金 ・目的 自治公民館の建設・改修及び備品整備に対して助成することにより、町民の負担軽減を図る ・対象者 自治公民館 29 館 ・事業概要 ①自治公民館施設の改修 ②備品整備 ③有線放送施設の整備・改修 ④下水道施設整備工事 ※上記の事業に対して20%～40%の補助金を交付する。 ③旧菅野代小中学校施設の管理業務。 ・事業概要 施設管理 ・事業期間 通年	
負担割合(国・県・その他)	全100%	村100%	町100%	
13年度決算額	286千円	5,684 千円	①11,193 千円 ②4,299 千円③873 千円	
14年度予算額	422千円	1,620 千円	①11,578 千円 ②6,164 千円③877 千円	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教育	分 科 会 名	社会教育	大項目	教育	中項目	社会教育	小項目	図書館	細項目	図書館管理 運営事業
管理番号	3－ 082 － 084			合併協定項目		ランク					
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			
					○	○					

記 載 事 項	現		況		具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町		
事務事業名	管理運営事業	管理運営事業	管理運営事業		■1と2は 合併まで調整するもの ■3は 経過措置が必要なもの □ 従来通り行うもの (内容) 1 鶴岡を本館とし、町村は分館として位置付ける。 2 図書館協議会を統合し、委員数 10 名程度、任期2年とし調整する。 3 ①利用カード、貸出及び返却については、電算整備がなされるまでは現行制度で運用する。②本館にある図書については、合併後、各分館で速やかに貸し出し利用を出来るようにする。③分館の整備を年次的に行う。(図書館機能の整備、電算化等) ④ 図書については、本館において分館のリクエストをとりまとめ一括購入する。
根拠法令等	図書館設置条例	図書館設置条例	羽黒町公民館管理運営規則		
事業主体	鶴岡市教育委員会	藤島町教育委員会	羽黒町教育委員会		
事業概要	①設置場所(等) 鶴岡市立図書館(鶴岡市家中新町14ー7) 単独施設 ②施設の概要 昭和60. 3. 25竣工(同年7. 24開館) 鉄筋コンクリート造2階建 工事費 5億3千万円 ③施設の運営及び維持管理 開館時間及び休館日 火～金 9:30～18:00(土・日 9:30～17:00) 休館日 ・月曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休 ・年末年始12／29～1／3 ・特別図書整理期間(2月)・年度末統計処理日3／31 館内清掃 民間委託 1,767千円 館警備 民間委託 601千円 館維持経費(清掃・警備を除く委託) 2,278千円 ④ 図書館協議会 図書館の運営に関し、館長の諮問に応じ、意見を述べる 委員9名 年2回開催 任期2年(H14. 7. 1～H16. 6. 30) ⑤利用者サービス 利用カード交付ー本市又は庄内地域に居住する者 図書の貸出、読書相談、参考相談、コピーサービス、移動図書館(別紙) ⑥電算の利用 イ. 図書の貸出・返却 ロ. 資料管理(所蔵の有無・状況)・予約・督促・点検 ハ. 利用者登録 ニ. 資料の登録 ホ. 発注(インターネット) ヘ. 統計(日報・月報・年報) ト. 目録作製 チ. インターネットHPでの情報公開(発信) ー資料情報・仮予約 リ. 納品データ・発注データをインターネットで取得 ス. 利用者用端末を設置し、情報公開(発信) ル. インターネットでの情報収集ー国立国会図書館・県及び他市町村立図書館・企業	目 的 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理・保存して一般町民の利用に供し、その教養・調査・研究等に資することを目的とする 対象者 一般町民等 事業概要 ①設置場所(等) 藤島町立図書館(藤島町大字藤島字山ノ前 99 番地) 東田川文化記念館②施設の概要 平成8年7月開館(東田川文化記念館)③施設の運営及び維持管理 開館時間及び休館日 9:00～18:00(4月～9月) 9:00～16:30(10月～3月) 休館日 月曜日 年末年始(12/29～1/3)館維持経費 東田川文化記念館維持管理経費か支出④図書館協議会 図書館の運営に関し、館長の諮問に応じ意見を述べる 委員5名 年1回開催 任期2年(H14.5.1～H16.4.30)⑤職員体制 館長1(教育課長兼務) 同代理1(兼務) 司書1(嘱託) 臨時職員3(日曜・祝祭日 各1) 人件費 13年度 3,640千円※正職員人件費は別途 ⑥勤務時間 通常勤務 8:30～17:00 時差出勤 9:30～18:00⑦利用者サービス 年度最初の貸し出しの際に登録 本町又は返却可能な地域に居住している者図書の貸出、読書相談、参考相談、コピーサービス、リクエスト・予約受付⑧電算の利用 ・統計(日報・月報・年報)・目録作製・インターネットでの情報収集 事業期間 通年	目 的 図書の運営を通し、町民の読書活動を活性化する。 対象者 全町民 事業概要 「羽黒町中央公民館図書室」(羽黒町コミュニティセンター内)の運営を行う。 図書の本の貸出業務、図書の選定・案内、図書室の環境整備等 事業期間 通年	業務上の課題 1 図書館と図書室がある。 2 図書館協議会の設置に差異がある。 3 利用者サービスに差異がある。	
	負担割合(国・県・その他)	市100%	町100%		町100%
	13年度決算額	53,983千円	5,811千円		475千円
	14年度予算額	54,527千円	6,190千円		514千円

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教育	分 科 会 名	社会教育	大項目	教育	中項目	社会教育	小項目	図書館	細項目	図書館管理 運営事業
管理番号	3－ 082 － 084			合併協定項目						ランク	
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現		況		具体的な調整内容
	櫛弓町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	管理運営事業	管理運営事業	管理運営事業	なし	■1と2は 合併まで調整するもの ■3は 経過措置が必要なもの □ 従来通り行うもの (内容) 1鶴岡を本館とし、町村は分館として位置付ける。 2図書館協議会を統合し、委員数 10名程度、任期2年とし調整する。 3①利用カード、貸出及び返却については、電算整備がなされるまでは現行制度で運用する。②本館にある図書については、合併後、各分館で速やかに貸し出し利用を出来るようにする。③分館の整備を年次的に行う。(図書館機能の整備、電算化等)④ 図書については、本館において分館のリクエストをとりまとめ一括購入する。
根拠法令等	図書館法	三川町図書室使用規程	朝日村山村開発センター設置条例		
事業主体	櫛弓町	三川町教育委員会	朝日村教育委員会		
事業概要	目 的 読書思想の啓蒙普及を図り、地域の産業と生活、文化の向上に資することを目的とする。 対象者 一般町民 事業概要 ①施設の場所 櫛弓町情報技術センター兼図書館(櫛弓町大字上山添字文栄60) 情報技術センターと図書館の2つの機能を持つ施設②補助事業名 通商産業省所管 工業再配置促進費補助金③事業費 80,000 千円 (内国庫補助金 44,480 千円)④施設の概要 S61/4/1 開館 鉄筋コンクリート造2階建 ⑤施設の運営及び維持管理 開館時間及び休館日月～金 8:30～18:00 土、日 8:30～17:00 休館日 奇数日曜日、国民の祝日、12/29～1/3、図書整理期間 1週間 施設の維持管理経費は情報センター費に一括計上⑥運営協議会、情報技術センター兼図書館運営協議会 委員 10名任期 14/4～16/3 年 1回⑦職員体制 所長1(兼)、係長(兼) 1、主事(兼) 1、臨時(専) 1、(兼) 1 平日は専任の臨時職員が、土曜は兼任の臨時が担当。日曜はパートタイマーで対応。 人件費(正職員除く) 1,898 千円 ⑧利用者サービス 図書貸出券交付(地域限定せず。) 図書貸出、貸出予約、コピーサービス、移動図書(分校1箇所)、督促、利用者統計、インターネット無料開放端末5台、DVD3台 事業期間 通年	目 的 読書を通して人間性豊かな町民の育成に資する。 対象者 一般町民・在勤者 事業概要 ○開館時間 図書室使用 8:30～19:00(無人) 図書貸し出し 8:30～21:00 ○休館日 第1・3月曜日、12月29日～1月3日 事業期間 通年	目 的 知識を深め、文化感覚の醸成を図るため、図書の整備を進め、学習の機会と場を身近に提供し読書人口の拡大を図る。 対象者 全村民 事業概要 山村開発センター多目的学習室 平成13年12月 393㎡ 鉄筋コンクリート平屋 128,950 千円 利用時間 平日 9:00～19:00、土日祝日 9:00～17:00、月曜日及び年末年始休館 貸出等業務 パート2名交替勤務 平日 15:00～19:00、土日祝日 9:00～17:00 14年度 蔵書のパソコン管理整備 貸出等管理ソフト導入 事業期間 通年		
	負担割合(国・県・その他)		町100%	町100%	
	13年度決算額		5,811千円	475千円	
	14年度予算額		6,190千円	514千円	
					業務上の課題 1図書館と図書室がある。 2図書館協議会の設置に差異がある。 3利用者サービスに差異がある。 業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
					備考

庄内南部地区社会教育施設設置状況調査表

施設区分	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町
中央公民館 (別名)	1	1	1	1 農村環境改善センター	1 農村環境改善センター	1 山村開発センター	1 ふれあいセンター
地区公民館	(21)	5(うち1館中公併設)	4	—	1	4(うち1館中公併設)	4(分館併設)
分館	—	—	—	—	三川町文化交流館	—	29
公民館類似施設	156	58	59	21	26	40	—
図書館(室)	1 郷土資料館併設	1 東田川文化記念館併設	(1) コミュニティセンター内	メディアルーム	(1) 農村環境改善センター内	(1) 山村開発センター内	—
その他の施設	視聴覚センター	多目的研修センター	コミュニティセンター			老人福祉センター	青少年海洋管理センター
	女性センター	東田川文化記念館				青少年センター	
	青年センター					大鳥少年自然の家	
	海浜児童文化センター						
	楠公館						
	文化会館						
	致道館						
	大宝館						
	郷土資料館						

中央公民館、地区公民館管理運営状況調査(鶴岡市)

点検				
施設名	鶴岡市中央公民館	鶴岡市視聴覚センター	鶴岡市女性センター（働く婦人の家）	鶴岡市立図書館
設置条例	鶴岡市中央公民館設置及び管理条例	鶴岡市視聴覚センター設置及び管理条例	鶴岡市働く婦人の家設置及び管理条例	鶴岡市立図書館設置条例
	鶴岡市中央公民館設置及び管理条例施行規則	鶴岡市視聴覚センター設置及び管理条例施行規則	鶴岡市働く婦人の家設置及び管理条例施行規則	鶴岡市立図書館規則
位置	鶴岡市みどり町22番36号	鶴岡市みどり町22番36号	鶴岡市みどり町22番43号	鶴岡市家中新町14番7号
施設規模	昭和24年3月	昭和59年7月	昭和57年4月	大正4年11月
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建		鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート造2階建
面積（㎡）	敷地5,075 建物延2,667 建築床面積4,392.895 （公民館2,093・視聴覚センター1,354・共同部分946）	敷地5,075 建物延1,726	敷地2,137 建築面積559 建物延964	敷地3,841 建物延2,180 （1F1,210 2F970）
設備等	1F 市民ホール、ロビー、談話室、 2F 第1・2研修室、第1・2会議室、談話室、第1・2和室、 美術実習室、調理実習室、ホール	1F 大視聴覚室、 3F 視聴覚研修室、教材制作室、プラネタリウム室、視 聴覚室、スタジオ、教材編集室、教材保管貸出室、ホー ル、天体観測ドーム	1F 研修室、調理実数室、ロビー、託児室、図書室 2F 会議室、軽運動ホール、講談室、研修室	1F 一般開架室、調査読書室、こども室、視聴読書室 2F 講座室、郷土資料室、会議室、史料編纂室、閉架書 庫 ★図書収容能力 268,000冊
備考	昭和59年7月新館開館。視聴覚センターと併設。	中央公民館と併設。		移動図書館1台。昭和60年7月新館開館
管理体制	職員体制 職員 8人 臨時職員 2人 非常勤職員 指導員 その他	7人（兼）	3人	9人
委託	・清掃及び設備等維持管理・空調機器保守管理 ・警備保障業務・消防用施設等保守点検 ・舞台照明装置保守点検・舞台吊物装置保守点検		・玄関自動ドア機能点検業務 ・消防用設備等保守点検 業務 ・夜勤員業務 ・衛生管理（清掃）業務 ・警備 保障業務 ・暖房設備保守点検業務 （働く婦人の家運営委員会） 委員会は、委員12名以内をもって組織する。 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。 ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	・館内清掃業務委託 ・館内警備業務委託 ・電気工作 物保安管理業務委託 ・エレベーター保守点検業務委託 ・空調調和装置点検業務委託 ・防災設備保守点検委託 （鶴岡市立図書館協議会） 協議会の委員の定数は10名以内とする。 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じたとき の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
その他	（公民館運営審議会） 公民館運営審議会委員15名 公民館運営審議会の定例会は、年2回	（視聴覚センター運営審議会） 館長の諮問に応じ、視聴覚センターの 運営方針及び事業の企画実施について調査審議する。		
使用基準	開館時間 午前9時～午後10時	午前9時～午後10時	午前9時～午後9時	午前9時30分～午後6時 土曜日及び日曜日は、午前9時30分～午後5時
休館日	12月29日～翌年の1月3日	12月29日～翌年の1月3日	日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日	月曜日。国民の祝日。12月29日～1月3日 特別図書整理期間（10日間以内）。年間統計処理日3月31日
使用許可（申請）	公民館使用許可申請書を使用日の10日前までに教育委員会に提出。 使用日前6か月以上のものはこれを受理しない。	視聴覚センター使用許可申請書を使用日の10日前までに教育委員会に提出。 視聴覚センタープラネタリウムの観覧を予約する者は、視聴覚センタープラネタリウム観覧申請書を教育委員会に提出するものとする。視聴覚センタープラネタリウムを観覧する者は、プラネタリウム観覧券により観覧料を納付しなければならない。使用許可申請は、使用日前6か月以上のものは、これを受理しない。	それぞれに定める利用許可申請書を市長に提出して許可書等の交付を受けなければならない。	（利用カードの交付） 利用カードの交付を受けようとする者は、利用カード申込書を館長に提出し、 利用カードの交付を受けなければならない。 利用カードの交付を受けることができる者は、本市又は庄内地域に居住する者に限る。
利用者	時に規定なし	時に規定なし	本市に住所又は勤務先を有する働く婦人及び本市に住所を有する 勤労者家庭の主婦並びに、市長が適当と認めた者。	時に規定なし
使用許可制限	公民館を使用する目的及び方法が、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を許可しない。 (1) 公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。 (2) 公民館の施設又は附属施設を汚損若しくはき損するおそれがあるとき。 (3) 公民館の管理又は運営上支障があるとき。	教育委員会は、視聴覚センターを使用する目的及び方法等が次の各号の一に該当すると認められるときは使用を許可しない。 (1) 公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。 (2) 視聴覚センターの施設又は附属設備等を汚損若しくはき損するおそれがあるとき。 (3) 視聴覚センターの管理又は運営上、支障があるとき。	市長は、働く婦人の家を利用しようとする者又は、利用している者が次の各号の一に該当する場合は、その利用を許可せず、又は利用の許可の取消し、若しくは、停止することができる。 (1) この条例又は規則に違反したとき。 (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。 (3) その他働く婦人の家の管理運営上支障のあるとき。	規則等に違反し、又は館長の指示に従わない者若しくは不都合な行為があると認められる者に対して館長は、図書館の利用を拒み又は退館を命ずることができる。 利用カードは、他人に貸与または譲渡することができない。 これに違反する行為によって生じた図書館の損害については、利用カードの交付を受けた者が負担しなければならない。図書資料の貸出期間は、貸出しの日から2週間以内。同一人が同時に館外利用できる図書資料の数は、6冊以内とする。
使用料（基本使用）	別紙1	別表2・3	無料	無料
使用料（冷暖房料等）	市民ホール1,400円/1時間 各室150円/1時間	大視聴覚室600円/時間 その他150円/1時間	料理実習等を使用した光熱費は実費。	
使用料の減免	次の各号の一に該当するときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。 (1) 公共団体及び法第10条の規定による社会教育関係団体が、その目的のために使用するとき。 (2) その他教育委員会が特に必要であると認めたとき。	次の各号の一に該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) 国又は地方公共団体が主催し、若しくは共催して行う行事又は会議のために使用するとき (2) その他教育委員会が特に必要であると認めたとき		
利用状況（件数、人数）	<13年度実績> 市民ホール451件 52,710人 各室2,786件 44,594人	<13年度実績> 3,237件 97,304人	<13年度実績> 17,235人	<13年度実績> 開館日数290日 入館者数 178,323人 1日平均615人 新規図書貸出登録者数 41,371人
内規の有無	有	有	有（講座受講料、光熱費等）	

郷土資料館	鶴岡市青年センター	海浜児童文化セ	楠公館
鶴岡市郷土資料館設置条例	鶴岡市青年センター設置及び管理条例	鶴岡市海浜児童文化センター設置条例	楠公館設置及び管理条例
鶴岡市郷土資料館設置条例施行規則	鶴岡市青年センター設置及び管理施行規則	鶴岡市海浜児童文化センター設置条例施行規則	楠公館設置及び管理条例施行規則
鶴岡市馬場町4番5号（鶴岡公園内）	鶴岡市馬場町11番61号	鶴岡市由良2丁目14-53	鶴岡市大字高坂杉ヶ沢82-1
昭和51年6月1日	昭和46年5月20日	昭和39年5月23日	昭和51年10月
鉄骨鉄筋コンクリート平屋建 延床面積184.8㎡	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 1,167㎡	平屋 敷地3,551㎡ 建物495㎡（由良コミセン併用）	木造平屋 敷地1,635㎡ 建物, 310㎡
	1 F 事務室、談話室、読書コーナー、調理実習室、 体育レクリエーション室（ホール）、団体事務室 2 F 第1～5研修室、視聴覚室、和修室	展示室、実習室、集会室	講堂、資料室、和室、調理室、 会議室、洗面所、浴室
資料整備の整理のため休館中 9人（兼）	4人（兼） 2人（青年センター指導員）	由良コミセン併用 1人（兼） 1人 1人（社会教育指導員）	昭和12年建築 記念館転用 0人
・館内警備業務委託	・青年センター管理委託	・消火器点検業務	楠公館の建物そのものは、洞春院の敷地に建っており、立地条件や緊急事態への対応を考慮し、住職に管理を委託している。
郷土の文献資料を取り扱う県内最初の文書館的施設として、旧図書館に隣接して建設された。昭和60年の図書館の移転・新築に伴い、主要な機能はその2階の郷土史料室に移され、展示だけを行ってきた。11年度より、展示も郷土資料室に移し、本館は資料整理のため休館中。 なお、収蔵庫には、合併町村の役場資料が収められている。	（運営審議会） 審議会の委員は10名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 社会教育委員 (2) 青年を代表する者 (3) 学校教育法第2条に規定する学校の長 (4) 学識経験者及び青年センターの目的達成に協力する各種団体、機関等を代表する者 2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。	・館内清掃パート1人賃金	・雪囲い・架払い作業、 屋根雪下ろし作業賃金
午前10時～午後4時まで	午前9時～午後10時	午後1時～午後4時半 午前9時～午後4時半（日曜日・国民の休日）	終日（使用時間 日帰り使用の場合は午前9時～午後7時 宿泊使用の場合は午前9時～使用終了日）
月曜日。国民の祝日。12月29日～1月3日 特別図書整理期間(10日間以内)。年間統計処理日3月31日	毎月第2日曜日及び第4日曜日。国民の祝日。12月29日～1月3日	12月1日～3月31日	12月1日～3月31日
資料館の文献等(以下「資料」という。)の利用は、閲覧票を提出し館内で行う	鶴岡市青年センター使用許可申請書(様式第3号)を使用の5日前までに教育委員会に提出し、鶴岡市青年センター使用許可書(様式第4号)の交付を受けなければならない。 2 前項の使用許可申請は、使用日前30日以上のもは、これを受理しない。 3 第1項の規定により使用の許可を受けた者が、許可を受けた事項の一部を変更しようとするとき又は取り消そうとするときは、使用日の3日前までに教育委員会に届け出て、その承認を受けなければならない。	児童文化センターに入館しようとする者は、入館カード(様式第1号)に所要時間を記載し、館長の許可を受けなければならない。 ----- 児童文化センターの施設を使用しようとする者は、使用許可申請書(様式第2号)を、使用期日5日前までに提出し、館長の許可(様式第3号)を受けなければならない。 2 館長は、前項の許可に際し、原状回復その他使用に関し必要な条件を附することができる。	使用許可申請書(様式第1号)を、使用期日5日前までに、教育委員会に提出し、使用許可書(様式第2号)の交付を受けなければならない。 2 前項の使用許可申請書は、使用期日前30日以上のもは、これを受付ない。
	勤労青年など	児童・生徒 など	時に規定なし
資料館の資料で、次に掲げる場合には一般の利用に供さないものとする。 (1) 特に重要な資料で損傷し易い等の勇により、利用に供することが不適当と認めたとき。 (2) 資料館業務の遂行に支障があると認めたとき。 (3) その他館長が不適当と認めたとき。	次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取消し、若しくは変更し、又は使用を停止することができる。 (1) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。 (2) 使用の許可の条件に違反したとき。 (3) 青年センターの運営上やむを得ない理由が生じたとき。	次の各号に該当する場合のほか、これを目的外の使用に供せしめないものとする。 (1) 教育文化、社会福祉、産業等の振興を目的とする事業のために公共的団体が使用する場合 (2) その他児童文化センターの運営に支障ないと認めた場合	教育委員会は、公益を害するおそれがあるとき又は施設の保全に支障があると認めるときは、使用を許可しないことができる。
無料	別紙4	無料	別表5
	冷暖房料金1台 100円/1時間	無料	別表5
	次の各号の一に該当するときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。 (1) 国及び地方公共団体又は社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条の規定による社会教育関係団体の会合で、公益上必要と認めたとき。 (2) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。	次の各号に該当する場合のほか、これを目的外の使用に供せしめないものとする。 (1) 教育文化、社会福祉、産業等の振興を目的とする事業のために公共的団体が使用する場合 (2) その他児童文化センターの運営に支障ないと認めた場合	市長が特に必要と認めたときは、これを減免することができる。
休館中	<13年度実績> ホール290件 13,411人 その他の研修室 1,109件 19,584人	<13年度実績> 総数5,673人 小学生2,795人 中学生145人 他2,733人	<13年度実績> 9団体 通算18日 34,570人
	有	無	

各地区・学区コミュニティセンター	史跡旧致道館【国指定史跡】	大宝館
鶴岡市コミュニティセンター設置及び管理条例	史跡旧致道館設置及び管理条例	大宝館設置及び管理条例
鶴岡市コミュニティセンター設置及び管理条例施行規則	史跡旧致道館設置及び管理条例施行規則	大宝館設置及び管理条例施行規則
別紙	鶴岡市馬場町11番45号	鶴岡市馬場町4番7号
別紙	昭和47年3月	昭和63年4月
別紙	木造平屋建	木造2階建
別紙	敷地面積7,034㎡ 建物延面積402㎡	建物延面積511㎡
	受付棟、トイレ、表門、西門、東門、聖廟講堂、御居間	1F 事務室、展示室、トイレ、保管庫 2F 展示室
別紙	文化13年建築 旧藩校 文化財資料等展	郷土人物等資料展示
別紙	1人	1人
	1人	1人
	1人	パート1人
鶴岡市コミュニティセンター管理運営委託、鶴岡市行政連絡業務委託	・清掃業務 ・構内除雪 ・芝生管理業務 ・樹木管理業務 ・風除室設置解体保管業務	・清掃業務 ・館内整備保障 ・風除室設置解体保管業務 ・消防設備保守点検
		展示人物検討委員会 年1回開催
午前8時30分から午後10時まで、市長は、特別の理由があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、開館時間を伸縮し、又は休館日若しくは開館日を変更すること	午前9時から午後4時30分	午前9時から午後4時30分
(1)毎月の第3日曜日 (2)12月29日から翌年1月3日まで	月曜日 12月29日から翌年の1月3日までの日	月曜日 12月29日から翌年の1月3日までの日
(使用の許可等)第5条 センターを条例第1条の設置目的により使用しようとする者は、センター使用申込書(様式第1号)を市長に提出し、その確認を受けることにより、条例第3条第1項の規定による使用の許可を受けたものとみなす。 (目的外使用の許可等)第6条 条例第3条第3項の規定により、センターをその目的外に使用の許可を受けようとする者は、センター使用許可申請書(様式第2号)を使用日の5日前までに市長に提出し、センター使用許可書(様式第3号)の交付を受けなければならない。	観覧以外の目的で使用する場合は、使用許可申請を行い許可を受けた後、使用。	
	致道館を観覧しようとする者は、観覧者名簿に記しなければならない。 (観覧者の遵守事項) 観覧者は、次の事項を遵守しなければならない。 (1) 史跡の風致を害するおそれのある行為、又は他人の迷惑となる行為をしないこと。 (2) 建物及び附属設備並びに展示資料等を汚損若しくは損壊し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。 (3) 酒気をおびて入館しないこと。 (4) 飲食若しくは喫煙をしないこと。 (5) 許可なく展示資料を撮影しないこと。	大宝館を観覧しようとする者は、観覧者名簿に記入しなければならない。 (観覧者の遵守事項) 観覧者は、次の事項を遵守しなければならない。 (1) 有形文化財の風致を害するおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。 (2) 建物若しくは附属設備又は展示資料等を汚損し、若しくは損壊し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。 (3) 酒気をおびて入館しないこと。 (4) 飲食若しくは喫煙をしないこと。
(1) 公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。(2) センターの施設又は附属設備をき損するおそれがあるとき。(3) センターの管理又は運営上支障があるとき。		
別表	無料	無料
別表	無し	無し
市長は、次の各号の一に該当するときは、前条ただし書の規定による使用料の全部又は一部を免除することができる。(1) 国又は地方公共団体が主催し、若しくは共催して行う行事又は事業(会議を含む。)のために使用するとき。(2) その他市長が特に必要であると認めたとき。		
	<13年度実績> 入館者 21,275人 ◇保存修理中のため、使用許可申請による使用なし。	<13年度実績> 入館者 17,998人
有	有	有

社会教育施設管理運営状況調査表 (藤島町)

施設名		藤島町立中央公民館	藤島公民館	東栄公民館
設置条例		藤島町立公民館設置及び管理等に関する条例	同左	同左
		藤島町立公民館規則	同左	同左
		藤島町立公民館組織規程	同左	同左
施設規模	住所	藤島町大字藤島字笹花73番地	藤島町大字藤島字笹花73番地	藤島町大字蛸井興屋字水尻26番地の2
	設置	昭和45年3月	左施設内に設置されている	同左
	構造	鉄筋コンクリート造二階建	左施設内に設置されている	鉄骨平屋建
	面積 (㎡)	敷地7,455㎡ 建物面積1,626.74㎡	左施設内に設置されている	敷地面積3,740㎡建物面積1526.57㎡
	設備等	1階 ホール、ロビー、相談室、会議室、ITルーム 2階 集会室、和会議室、第1・2研修室、調理室	左施設内に設置されている	多目的ホール、研修室1.2、会議室、調理実習室、図書・談話コーナー、事務室、体育館
	備考	昭和53年11月15日建設	左施設内に設置されている	平成5・6年建設
管理体制	職員体制 職員 臨時職員 非常勤職員	1名	3名 1名	2名 1名
	委託業務	清掃・管理警備・電気設備点検・消防設備等点検・自動ドア点検・樹木剪定消毒	中央公民館で管理	同左
	その他			
使用基準	開館時間	午前9時～午後10時 特別の理由で館長において変更できる。	同左	同左
	休館日	毎月第2・4月曜日 館長は必要ある場合、年間15日以内臨時休館日を設けられる。	同左	同左
	使用許可（申請）	公民館使用申請書を使用3日前までに館長に提出	同左	同左
	利用者	町民及び町民以外	同左	同左
	使用許可制限	特になし	同左	同左
	使用料（基本使用）	別紙	別紙	別紙
	使用料（冷暖房料等）	別紙	別紙	別紙
	使用料の減免	公民館の使用料は無料とする。ただし、次に掲げる場合は使用料を徴収する。 （1）公共団体、公共的団体又は法第10条に規定する社会教育関係団体以外が使用する とき。 （2）町長において特に必要と認めたとき。	同左	同左
	内規（有・無）	有	有	有
	利用状況（件数、人数）	13年度実績 43,997人		13年度実績 15,010人

＊調査表は、市町村間の事業調整など比較検討するための資料とするものです。

八栄島公民館	長沼公民館	渡前公民館	多目的研修センター	東田川文化記念館
同左	同左	同左	藤島町多目的研修センター条例	東田川文化記念館条例
同左	同左	同左	藤島町多目的研修センター管理規則	東田川文化記念館条例施行規則
同左	同左	同左		
藤島町大字八色木字西野102番地の4	藤島町大字長沼字宮前25番地の1	藤島町大字渡前字中屋敷28番地	藤島町大字上藤島字備中下3番地の2	藤島町大字藤島字山の前 9 9 番地
同左	同左	同左	平成 9 年 9 月	平成 8 年 7 月
木造長鉄葺平屋建	鉄骨折板葺平屋建	鉄骨平屋建	鉄骨平屋建	郡役所 木造平屋建 郡会議事堂 木造 2 階建 事務室 木造 2 階建
敷地面積5,669㎡建物面積911.12㎡	敷地面積11,813.31㎡建物面積533.23㎡	敷地面積5,019.69㎡建物面積1405.34㎡	敷地面積993.06㎡建物面積496.89㎡	敷地面積4,542.46㎡建物面積512.3 592.6 264㎡
大ホール、集会室1.2、調理室、図書・談話コーナー、事務室、資料館、体育館	大ホール、集会室1.2、研修室、調理室、図書・展示質、事務室	多目的ホール、生活改善実習室1.2、視聴覚室兼営農研修室、調理実習室、図書・談話コーナー、事務室、体育館	ホール、研修室、集会室1.2.3、和室、	旧東田川郡役所 展示室 和室 旧東田川郡会議事堂 町立図書館 談話室 応接室 郷土資料室 事務室 展示室 2 つ
昭和 4 7 年建設	昭和 5 4 年建設	平成 3 年 1 0 月 3 1 日建設	旧県普及所	
2 名 1 名	2 名 1 名	2 名 1 名	2 名（生涯学習係）	1 名（教育課兼務） 1 名（財団職員） 館長（財団職員） 財団法人藤島町文化スポーツ事業団で運営 図書館部分は別
同左 （自動ドアなし） （樹木剪定なし）	同左 （樹木剪定なし）	同左 （樹木剪定なし）	なし	清掃業務、日祭日・夜間管理業務、警備業務、消防 設備保守点検業務、樹木等管理業務
			庄内たがわ農協へ一部貸付(管理とも) 町が水道・下水道料金、農協が電気・ガス 料金を支払う	
同左	同左	同左	午前8時30分～午後10時 特別の理由で 所長において変更できる。	午前9時～午後4時30分 図書館 4 月～ 9 月 9：00～ 18：00 明治ホール 8：30～21：30
同左	同左	同左	毎年12月29日から 1 月 3 日 その他所 長が変更できる	毎週月曜日 年末年始
同左	同左	同左	ひた使用申請書を使用3日前までに所長 に提出	東田川文化記念館使用申請書を東田川文化記念館長 に提出
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
別紙	別紙	別紙	別紙	別紙
別紙	別紙	別紙	別紙	別紙
同左	同左	同左	同左	同左
有	有	有	有	有
13年度実績 9,528人	13年度実績 12,161人	13年度実績 11,626人	13年度実績 637人	13年度実績 12,690人（図書館除く）

社会教育施設管理運営状況調査表 (羽黒町)

施設名		中央公民館	手向地区公民館 (手向地区ふるさとセンター)	泉地区公民館（農村環境改善センター）	広瀬地区公民館 (勤労者研修センター)	四小地区公民館 (克雪サブセンター)	コミュニティセンター
設置条例		羽黒町公民館設置条例 羽黒町公民館管理運営規則 羽黒町公立公民館当直規程	羽黒町公民館設置条例 羽黒町公民館管理運営規則 羽黒町公立公民館当直規程 手向地区ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例 手向地区ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例施行規則	羽黒町公民館設置条例 羽黒町公民館管理運営規則 羽黒町公立公民館当直規程 羽黒町農村環境改善センター設置条例 羽黒町農村環境改善センター使用規程	羽黒町公民館設置条例 羽黒町公民館管理運営規則 羽黒町公立公民館当直規程 羽黒町勤労者研修センターの設置及び管理に関する条例 羽黒町勤労者研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則	羽黒町公民館設置条例 羽黒町公民館管理運営規則 羽黒町公立公民館当直規程 羽黒町克雪サブセンター設置及び管理条例	羽黒町コミュニティセンター設置条例 羽黒町コミュニティセンター設置条例施行規則
施設規模	位置	羽黒町大字荒川字前田元70-6	羽黒町大字手向字黒沢31-1	羽黒町大字荒川字谷地堰11-1	羽黒町大字後田字下田元237	羽黒町大字上野新田字段之松6	羽黒町大字荒川字谷地堰28
	設置	昭和41年12月	昭和40年	昭和57年	昭和50年	平成3年	昭和57年8月
	構造	鉄筋鉄骨コンクリート造二階建	木造平屋建	鉄筋鉄骨コンクリート造二階建	木造平屋建	鉄筋鉄骨コンクリート造平屋建	鉄筋鉄骨コンクリート造二階建
	面積（㎡）	敷地3127.68 延床964	敷地4389.32 延床779.81	敷地16982.68 延床2165	敷地3914.43 延床917.15	敷地3385.82 延床325	敷地4894 延床1394
	設備等	1 F管理人室、事務室、和室 2 F会議室、和室、講堂	事務室、会議室、和室、調理実習室、講堂	1 F事務室、体育室、調理実習室、和室、農事研修室 2 F和室、研修室、会議室、相談室 他にグラウンド、ゲートボール場	事務室、図書室、ホール、研修室、和室、調理実習室	事務室、和室	1 F事務室、談話室、ロビー、応接室、図書室、研修室、ホール、新郎新婦控室 2 F和室、会議室、茶道室
	備考		平成9年全面改築	平成5年改修 平成12年体育室一部増築	平成9年全面改築		
管理体制	職員体制	職員 臨時職員 非常勤職員	5人（兼務） 1人 1人	1人 1人 1人	2人 1人 1人	1人 1人 1人	1人（兼務） 1人 1人
		委託業務	消防用設備等保守点検	施設管理作業、消防用設備等保守点検、清掃業務	施設管理作業、消防用設備等保守点検	施設管理作業、消防用設備等保守点検	施設管理作業、消防用設備等保守点検、清掃業務、冷暖房設備保守点検
		その他	公民館運営審議会委員8名、公民館運営審議会の定例会は年2回	公民館運営審議会委員5名、公民館運営審議会の定例会は年2回	公民館運営審議会委員5名、公民館運営審議会の定例会は年2回	公民館運営審議会委員5名、公民館運営審議会の定例会は年2回	
		使用基準	開館時間	午前8時30分～午後10時	午前8時30分～午後10時（宿泊可）	午前8時30分～午後10時	午前8時30分～午後10時
		休館日	12月29日から翌年1月3日 その他館長が休館を必要と認めた日	12月29日から翌年1月3日 その他館長が休館を必要と認めた日	12月29日から翌年1月3日 その他館長が休館を必要と認めた日	12月29日から翌年1月3日 その他館長が休館を必要と認めた日	12月29日から翌年1月3日 その他館長が休館を必要と認めた日
	使用許可（申請）		使用3日前までに本館備え付けの使用簿に所要事項を記入し館長の承認を得る	使用3日前までに本館備え付けの使用簿に所要事項を記入し館長の承認を得る	使用3日前までに本館備え付けの使用簿に所要事項を記入し館長の承認を得る	使用3日前までに本館備え付けの使用簿に所要事項を記入し館長の承認を得る	使用3日前までに本館備え付けの使用簿に所要事項を記入し館長の承認を得る
	利用者		制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
	使用許可制限		酒類の使用については、公民館運営上支障のない場合に限り館長が許可する。（但し21：30まで）使用目的、条件、使用規定又は職員の指示に従わない時。あるいは風紀を害し秩序を乱す行為があったときは使用を停止し、許可を取消すことがある	酒類の使用については、公民館運営上支障のない場合に限り館長が許可する。（但し21：30まで）使用目的、条件、使用規定又は職員の指示に従わない時。あるいは風紀を害し秩序を乱す行為があったときは使用を停止し、許可を取消すことがある	酒類の使用については、公民館運営上支障のない場合に限り館長が許可する。（但し21：30まで）使用目的、条件、使用規定又は職員の指示に従わない時。あるいは風紀を害し秩序を乱す行為があったときは使用を停止し、許可を取消すことがある	酒類の使用については、公民館運営上支障のない場合に限り館長が許可する。（但し21：30まで）使用目的、条件、使用規定又は職員の指示に従わない時。あるいは風紀を害し秩序を乱す行為があったときは使用を停止し、許可を取消すことがある	酒類の使用については、公民館運営上支障のない場合に限り所長が許可する。（但し21：30まで）使用目的、条件、使用規定又は職員の指示に従わない時。あるいは風紀を害し秩序を乱す行為があったときは使用を停止し、許可を取消すことがある
	使用料（基本使用）		別紙1	別紙1	別紙1	別紙1	別紙1
	使用料（冷暖房料等）		石油ストーブ1台につき 移動用 50円/時 オイルヒーター 100円/時 これに105/100を乗じる	所定の使用料の額に40/100を乗じて得た額を当該所定の使用料の額に加算	所定の使用料の額に40/100を乗じて得た額を当該所定の使用料の額に加算	石油ストーブ1台につき 移動用 50円/時 オイルヒーター 100円/時 これに105/100を乗じる	所定の使用料の額に40/100を乗じて得た額を当該所定の使用料の額に加算
	使用料の減免		国、公共団体又は社会教育法第10条の規定による社会教育関係団体が使用するとき。その他教育委員会で特に必要と認めたとき	国、公共団体又は社会教育法第10条の規定による社会教育関係団体が使用するとき。その他教育委員会で特に必要と認めたとき	国、公共団体又は社会教育法第10条の規定による社会教育関係団体が使用するとき。その他教育委員会で特に必要と認めたとき	国、公共団体又は社会教育法第10条の規定による社会教育関係団体が使用するとき。その他教育委員会で特に必要と認めたとき	公益又は公用上特に必要があると認めた場合
	内規（有・無）		無	無	無	無	無
	利用状況（件数、人数）		792件 8,013人（H13度）	705件 9,394人（H13度）	1,755件 31,880人（H13度）	652件 11,745人（H13度）	238件 3,647人（H13度）
							757件 24,611人（H13度）

＊調査表は、市町村間の事業調整など比較検討するための資料とするものです。

社会教育施設管理運営状況調査(櫛引町)

施設名		櫛引町農村環境改善センター
設置条例		櫛引町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例
		櫛引町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則
施設規模	位置	櫛引町大字上山添字文栄９０番地
	設置	昭和55年8月30日
	構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造り、冷暖房完備
	面積（㎡）	敷地面積3,390㎡ 建築面積1,559㎡ （１階1,055㎡ ２階477㎡ 塔屋27㎡）
	設備等	１Ｆ 多目的ホール 生活実習室、相談室、控え室、ロビー 事務室 ２Ｆ 第１研修室、第２研修室、会議室、講座室、ロビー 塔屋
	備考	
管理体制	職員体制	職員 臨時職員 非常勤職員
	委託業務	警備保障業務、館内清掃業務、防災設備保守管理業務 空調設備保守管理業務、
	手数料	夜間休日管理業務、消火器点検業務、
	その他	
使用基準	開館時間	午前８時３０分～午後１０時（特別な理由がある場合は開く）
	休館日	12月３０日、1月1日～２日
	使用許可（申請）	農村環境改善センター使用許可申請書をあらかじめ提出。
	利用者	
	使用許可制限	
	使用料（基本使用）	別紙１
	使用料（冷暖房料等）	壇冷房の使用料は、20%加算する。
	使用料の減免	次に該当する場合は、使用料を減免することができる。ただし宿泊研修及び設備器具の使用を除く。 (1) 町及び町の機関。 (2) 公共団体及び公共団体的団体。 (3) その他町長が減免を認めたとき。
	内規（有・無）	
	利用状況（件数、人数）	＜13年度実績＞・社会教育活動 427件 7158人 ・一般会議 589件 23,070人 合 計 1,016件 30,223人

＊調査表は、市町村間の事業調整など比較検討するための資料とするものです。

社会教育施設管理運営状況調査表 (三川町)

施設名		三川町農村環境改善センター（三川町公民館）	押 切 公 民 館	三川町文化交流館（アトク先生の館）
設置条例		三川町農村環境改善センター設置及び管理条例	三川町社会教育条例	三川町文化交流館設置条例
		三川町農村環境改善センター設置及び管理条例の施行規則		三川町文化交流館設置規則
施設規模	位置	三川町大字横山字西田52-1	三川町大字押切新田字豊秋15の1	三川町大字押切新田字三本木118
	設置	昭和54年3月15日	昭和34年11月24日	昭和11年3月19日
	構造	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ2階建て	木造平屋	木造平屋，土蔵2棟
	面積（㎡）	敷地面積 7,050㎡ 建物面積 1,490.291㎡	敷地面積 1548.07㎡ 建物面積 438.54㎡	敷地面積 5,000.44 ㎡ 建物面積 54.84㎡
	設備等	冷暖房設備・音響設備	暖房設備	暖房設備
	備考		昭和50年10月増築（集会場124.49㎡）	昭和初期に建築された阿部邸を購入し，平成11年に電気工事，トイレ・駐車場を整備
管理体制	職員体制	職員	公民館主事2名	
		臨時職員	図書事務 1名（年58日）	
		非常勤職員	公民館長1名，公民館副館長1名，社会教育指導員3名	公民館嘱託職員が交代で勤務 1名
		警備員	警備員3名（日直～土・日曜日・祝祭日，宿直～365日）	管理人(土・日曜日，祝祭日)
	委託業務	清掃委託・消防施設点検・音響設備点検・空調設備点検 自家用電気工作物点検・自動ドア点検・ホール空気清浄機 点検・ステージ緞帳等点検	管理業務委託（ｼﾙﾊﾞｰ人材センター），消防設備点検，清掃 業務	
	その他			
使用基準	開館時間	8：30～22：00（図書室貸出し 8：30～19：00，利用8：30～ 21：00）	8：30～22：00	9：00～17：00
	休館日	第1・第3月曜日，毎年12月29日～翌年1月3日まで	毎月1日・第3日曜日，毎年12月29日～翌年1月3日まで	毎週月曜日，毎年12月29日～翌年1月3日まで
	使用許可（申請）	使用許可申請書を事前に町長に提出し，許可を受ける。	使用許可申請書を事前に教育委員会に提出し，許可を受 ける。	使用許可申請書を事前に教育委員会に提出し，許可を受 ける。
	利用者	使用許可の制限に該当しない一般住民	使用許可の制限に該当しない一般住民	使用許可の制限に該当しない一般住民
	使用許可制限	(1) 公の秩序を乱し，公害を害するおそれがあるとき。 (2) 施設及び付属設備を毀損するおそれがあるとき。 (3) 農村センターの管理または運営上支障があるとき。 (4) 集会が法令又はこの条例に違反するとき。	(1) 公益を害するおそれがあると認めたとき。 (2) 施設設備をき損するおそれがあると認めたとき。 (3) 集会が法令又はこの条例に違反するものであると き。(4) その他館の運営上不適当と認めたとき。	(1) 公の秩序を乱し，公害を害する恐れがあるとき。 (2) 文化交流館及び付属施設を毀損するおそれがある とき。 (3) 文化交流館の管理及び運営上で支障があるとき。 (4) その他教育委員会が不適当と認めたとき。
	使用料（基本使用）	ホール午前3,500円，午後5,250円，夜間8,750円，全日17,510円， 会議室午前720円，午後920円，夜間1,230円，全日2,570円	午前1室720円・2室1,030円，午後1室920円・2室1,640 円	一室使用の場合1時間当たり500円，2室以上使用の場合1時 間当たり550円
	使用料（冷暖房料等）	30%加算	暖房使用のとき30%加算	
	使用料の減免			
	内規（有・無）	内規で町内の社会教育関係の会議，農業関係者の会議は使用料 免除	内規で町内の社会教育関係の会議は使用料免除	内規で町内の社会教育関係の会議は使用料免除
	利用状況（件数、人数）	平成13年度 837件，32,492人	平成13年度 354件，5,921人	平成13年度 18件，1,642人

＊調査表は、市町村間の事業調整など比較検討するための資料とするものです。

社会教育施設管理運営状況調査表 (朝日村)

施 設 名		朝日村老人福祉センター	朝日村青少年センター	朝日村大鳥少年の家	朝日村山村開発センター	朝日村南部地区公民館
設 置 条 例		朝日村老人福祉センター設置条例	朝日村青少年センター設置条例	朝日村大鳥少年の家設置条例	朝日村山村開発センター設置条例 朝日村公民館条例	朝日村公民館条例
施設規模	住 所	朝日村大字下名川字落合222番地の2	朝日村大字東岩本字野中146番地	朝日村大字大鳥字寿岡112番地	朝日村大字下名川字落合220番地	朝日村大字上田沢字船渡3番の14
	設 置	昭和60年4月	昭和54年4月	昭和61年4月	昭和58年7月	平成5年12月
	構 造	RC平屋建設	木造二階建	木造二階建	鉄筋コンクリート一部2階建	木造平屋建（柳式屋根 克雪住宅）
	面積（㎡）	敷地5590.22㎡ 建物2207.31㎡	敷地533.025㎡ 建物1F496.377 2F373.988㎡ 計870.365㎡	敷地19324.96㎡ 建物1F1254.24㎡ 2F426.44㎡ 計1680.68㎡	敷地5,590.22㎡ 建物1,481.99㎡	敷地4,473.34㎡ 建物463.75㎡
	設備等	教育委員会事務室・多目的研修室・第2 研修室・トイレ・調理実習室	1F調理室・談話室・宿泊研修室2・事務 室・廊下 2F研修室・資料室・ホール・ 廊下	1F体育館・事務室・厨房・食堂・トイレ・研 修室3 2F研修室4	大集会室、研修室、視聴覚室、和室 2、多目的学習室、情報学習室、事務 室、ロビー	大研修室、講座室、小研修室、受講 室、調理実習室、図書室、事務室
	備 考	H14.9隣接の開発Cと廊下により連結。	東岩本小学校廃校利用	大鳥小中学校廃校利用	H13.12多目的学習室379.41㎡増築 H14.9老人福祉Cと渡り廊下連結 中央公民館・中部地区公民館併設	水力発電施設周辺地域交付金にて整 備
管理体制	職員体制 職員 臨時職員 非常勤職員	2名（併任辞令）	1名（併入辞令）	2名（事務補助・指導員） 1名（所長）	3名（併任） 1名 1名	1名（主事併任） 1名（館長）
	委託業務	清掃及び暖房設備保守管理・消防用施 設等保守点検・自動ドア保守点検・雪囲 い・除排雪・警備保障業務	清掃及び暖房設備保守管理・消防用施 設等保守点検・雪囲い・除排雪	清掃及び暖房設備保守管理・消防用施 設等保守点検・雪囲い・除排雪・警備保 障業務	消防設備・冷暖房設備・キュービクル・自動 ドア・庭園樹木管理、警備保障、清 掃、雪囲い、施設管理業務	浄化槽管理、防災設備点検、施設管 理
	その他	H14.4から教育委員会管理	青少年C運営審議会（6名）年1回開催	大鳥村づくり協議会（食事運営）	運営審議会（19名）年2回開催	公民館運営審議会（12名）年2回開 催
使用基準	開館時間	午前8時30分～午後10時	午前8時30分～午後10時	午前8時30分～午後10時	午前8時30分～午後10時、多目的学習 室は土日祝日は午前9時～午後5時そ 他の日は午前9時～午後7時	午前9時～午後10時
	休館日	毎月、第1日曜と第3日曜及び毎年12月 29日～翌年1月3日（但し、施設長が特 に認める場合はこの限りでない）	毎月、第1日曜と第3日曜及び毎年12 月29日～翌年1月3日（但し、施設長 が特に認める場合はこの限りでない）	国民の休日・村が定めた休日	毎月、第1日曜と第3日曜及び毎年12 月29日～翌年1月3日、多目的学習 室は毎週月曜日及び毎年12月29日～ 翌年1月3日（但し、所長が特に認め る場合は変更できる）	特になし
	使用許可（申請）	個人の場合は、使用者名簿に記入し入 館。団体の場合は、5日前まで使用申 し込み書を提出し、村長の許可。	使用許可申請書を教育委員会に提出	使用許可申請書を教育委員会に提出	使用許可申請書を提出し、 村長許可	使用許可申請書を教育委員会に提出 教育委員会許可
	利用者	現状回復と損害賠償義務	現状回復と損害賠償義務	現状回復と損害賠償義務	原状回復と損害賠償義務	施設設備を毀損したとき損害賠償
	使用許可制限	管理上支障があると認めた時	管理上支障があると認めた時	管理上支障があると認めた時	公益を害する恐れ又は 管理上支障があると認めたとき	公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれ があるとき、法第23条に反すると認め るとき
	使用料（基本使用）	別表	別表	別表	別表	別表
	使用料（冷暖房料等）	暖冷房使用の場合は20%加算	暖冷房使用の場合は20%加算	特に無し	冷暖房使用の場合は使用料の30%加 算	特になし
	使用料の減免	60歳以上の使用・社福団体の使用・そ の他特に認めたとき	社会教育団体の使用・公共的団体の使 用・宿泊使用のとき	無	公共的団体又は設置目的達成のため の使用、その他村長が必要と認めた とき	社会教育団体・公共的団体の使用
	内 規（有・無）	有（規則等）	有（規則等）	有（規則等）	有（管理規則等）	有（館則等）
	利用状況（件数、人数）	各室計 3,342名（13年度実績）	各室計 3,130名（13年度実績）	各室計 7,051名（13年度実績）	921件 24,500人（13年度実績）	年間 約5,000人

朝日村東部地区公民館	朝日村熊出地区公民館
朝日村防雪センター設置条例 朝日村公民館条例	朝日村公民館条例
朝日村大字大網字土倉211番地	朝日村大字熊出字長表25番地
昭和57年12月	昭和54年11月
木造 2 階建	木造 2 階建
敷地2,155㎡ 建物379.8㎡	敷地5,439㎡ 建物403.21㎡
研修室、情報管理室、会議室2、台 所、除雪機械格納庫、作業員待機室	大集会室、小集会室、調理研修室、 事務室、会議室、研修室、図書室
基礎集落圏防雪体制整備事業による 大網防雪センター	熊出中部落に譲与 部落公民館として管理運営
1 名（主事併任）	1 名（主事併任）
1 名 （館長）	1 名 （館長）
浄化槽管理、防災設備点検、施設管 理	
公民館運営審議会（12名）年 2 回開 催	
午前9時～午後10時	
特になし	
使用許可申請書を教育委員会に提出 教育委員会許可	
施設設備を毀損したとき損害賠償	
公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれ あるとき、法第23条に反すると認めと き	
別表	
特になし	
社会教育団体・公共的団体の使用	
有 （館則等）	
年間 約1,822人（13年度実績）	

社会教育施設管理運営状況調査表 (温海町)

施設名		温海町ふれあいセンター	温海町青少年海洋センター
設置条例		温海町ふれあいセンター設置条例 〃 施行規則	温海町青少年海洋センター設置条例 〃 施行規則
施設規模	位置	温海町大字温海戊 5 7 7 番地 1	温海町大字鼠ヶ関字原海150
	設置	温海町	温海町
	構造	R C 4 階建て	R C 平屋建て
	面積 (㎡)	2,042㎡	423.388㎡
	設備等	1F 第1・第2・第3研修室 視聴覚室 実習室 2F 第1・第2会議室 図書室 多目的ホール ステージ 事務室 3F 資料室 母子室 音響調整室 映写室 照明調整室	事務室 応接会議室 研修室1・2 婦人研修室 資料室 調理室
	備考		
管理体制	職員 臨時職員 非常勤職員	所長1名（兼務） 職員8名（兼務） 1名	所長1名（兼務）
	職員体制		
	委託業務	清掃 警備保障 消防設備等点検 自家用工作物保安管理 移動観覧席保守 自動ドア保守点検 舞台機構設備定期保守点検 設備機器保守点検 建物定期点検 エレベータ保守点検	消防設備等点検
	その他	公民館運営審議委員会 年2回（社会教育委員と兼務）	
使用基準	開館時間	9時～22時	8時30分～22時
	休館日	毎月第1週と第3週火曜日	毎年12月30日～翌年1月3日まで
	使用許可（申請）	原則として3ヶ月前から10日前までに提出	使用申請書提出
	利用者		
	使用許可制限		
	使用料（基本使用）	別表のとおり	別表のとおり
	使用料（冷暖房料等）	なし	なし
	使用料の減免	(1) 公共団体が使用するとき (2) 町長が特に必要と認めたとき	(1) 公共団体が使用するとき (2) 町長が特に必要と認めたとき
	内規（有・無）	なし	有り
	利用状況（件数、人数）	平成13年度 1,274件 32,466人	平成13年度 237件 9,417人

＊調査表は、市町村間の事業調整など比較検討するための資料とするものです。

区 分	基 本 使 用 料	
	昼 間	夜 間
ホ ー ル	1時間につき 900円	1時間につき 1,400円
そ の 他 の 部 屋	300円	400円
放 送 設 備	1回につき	2,500円
照明設備（ホール）	1回につき	3,300円
電 動 椅 子	11,000円	

使用料（青少年海洋センター）		
区 分	基 本 使 用 料	
	昼 間	夜 間
第 1 研 修 室	1時間につき 510円	1時間につき 850円
そ の 他 の 部 屋	170円	260円

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教 育	分 科 会 名	スポーツ	大項目	教 育	中項目	スポーツ	小項目	スポーツ施設	細項目	スポーツ施設使用料	
管理番号					合併協定項目						ランク	

記 載 事 項	現				況							
	鶴岡市											
事務事業名	体育施設使用料											
根拠法令等	鶴岡市体育施設使用料条例											
事業主体	鶴岡市教育委員会											
事業概要	小真木原総合体育館 3				鶴岡市民プール							
	区分		単位	使用料 (円)	摘要	区分			単位	使用料	摘要	
	大会議室		1 時間	1,050	時間を単位とするものについては単位未満の時間は切り上げる。	専用	50メートルプール		1 時間	11,850		
	第1～第4 会議室			その他の屋外プール			5,750					
	役員室			屋内温水プール			17,250					
	第1～第4 選手控室			専用以外		一般使用	小中学生	1 人 1 回	170			
	会食室						高校生等		360			
	その他の諸室		大人				460					
	多目的ホール放送設備		1 日	1,050		回数券	小中学生	10 回券	1,530			
	アリーナ放送設備			高校生等			3,250					
	移動ステージ			大人			4,150					
	電光掲示板 (1組)					1 時間	30 分	照明設備使用	全灯	1,500		使用時間に30分未満の端数があるときは、その端数は30分とする。
	移動観客席 (1台)									2 分の 1 灯		
	フロアーシート一式											
	スポットライト一式		1時間		530							
	シャワー		1 回	100								
	机 (31脚以上から)		10脚毎1日	210								
	椅子 (101脚以上から)		50脚毎1日	530								
	持ち込み電源		1 k w 1 時間	100								
	大会議室		冷暖房料	1時間	440							
	第1～第4会議室				120							
	会食堂				620							
	役員室				270							
	第1～第4選手控室				120							
	その他の諸室				120							
	アリーナ				10,000							
	観客席				10,000							
	アリーナと観客席				12,000							

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教 育	分 科 会 名	スポーツ	大項目	教 育	中項目	スポーツ	小項目	スポーツ施設	細項目	スポーツ施設使用料
管理番号					合併協定項目						ランク

記 載 事 項	現										況																						
	鶴岡市																																
	体育施設使用料																																
	鶴岡市体育施設使用料条例																																
	鶴岡市教育委員会																																
事 業 概 要	鶴岡市体育館																																
	区分										単位	使用料 (円)	摘要																				
	競技場	アマチュアスポーツ使用					入場料金を徴収しない場合					1時間	420	競技場及び電灯の2分の1を使用する場合の使用料は、それぞれその2分の1の額とする。																			
							入場料金を徴収する場合						840																				
	営利目的使用					平日					8,400																						
						土曜・日曜・祝祭日					10,100																						
	その他の用途使用	入場料金を徴収しない場合					平日						1,260																				
							土曜・日曜・祝祭日						1,580																				
		入場料金を徴収する場合					平日						2,100																				
							土曜・日曜・祝祭日						2,520																				
	電灯使用	全灯											1,000																				
		5分の3灯											600																				
		半灯											500																				
	ステージ										160																						
	会議室										110																						
	シート一式										1日		1,050																				
	鶴岡市第二体育館																																
	区分										単位		使用料 (円)										摘要										
	アマチュアスポーツ使用					入場料金を徴収しない場合					1時間		300										1回とは、午前及び午後それぞれとする。										
													入場料金を徴収する場合																			600	
	営利目的 使 用					平日																										7,000	
						土曜・日曜・祝祭日							8,400																				
	その他の用途使用	入場料金を徴収しない場合					平日					900																					
							土曜・日曜・祝祭日					1,100																					
		入場料金を徴収する場合					平日					1,500																					
							土曜・日曜・祝祭日					1,800																					
	電灯使用											400																					
	鶴岡市小真木原陸上競技場																																
	区分											単位	使用料 (円)	摘要																			
	グラウンド使用	アマチュアスポーツ使用	入場料金を徴収しない場合					高校生等以下					1時間	630	高校生等とは、高校生、高専校生、専門学校生をいう。																		
								その他						1,260																			
			入場料金を徴収する場合					高校生等以下						1,260																			
								その他						2,520																			
		その他の用途使用	入場料金を徴収しない場合					平日						3,800																			
								土曜・日曜・祝祭日						4,500																			
			入場料金を徴収する場合					平日						6,300																			
								土曜・日曜・祝祭日						7,560																			
	会議室等専用	第1 会議室										350																					
		第2 会議室										460																					
		食堂										580																					
	専用以外	一般使用					中学生以下					1人1回	70	1回とは、午前及び午後それぞれとする。																			
							高校生等						110																				
							その他						210																				
		回数券					中学生以下					20回券1冊	770																				
							高校生等						1,100																				
						その他					2,100																						
	各種設備使用	室内トレーニングルーム電灯使用					全灯					1時間	750																				
							3分の2灯						500																				
							3分の1灯						250																				
		温水シャワー										1回	100																				
		放送設備一式										1時間	1,150																				
		食堂ガス使用					ガスコック						400																				
							瞬間湯沸器						160																				

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教 育	分 科 会 名	スポーツ	大項目	教 育	中項目	スポーツ	小項目	スポーツ施設	細項目	スポーツ施設使用料	
管理番号	083 - 047				合併協定項目						ランク	

記 載 事 項	現										況									
	鶴岡市																			
	体育施設使用料																			
	鶴岡市体育施設使用料条例																			
	鶴岡市教育委員会																			
事務事業名																				
根拠法令等																				
事業主体																				
事業概要	鶴岡市朝陽武道館 1										鶴岡市朝陽武道館 2									
	区分					単位	使用料	摘要	区分					単位	使用料	摘要				
	専用使用	大武道場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を徴収しない場合	高校生等以下	1時間	500	大武道場, 柔道場, 剣道場及び照明設備の2分の1を専用する場合の使用料は, それぞれ 2 分の 1 の額とし, 10 円未満の端数は切り上げる。	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を徴収しない場合	高校生等以下	1時間	600							
				その他	アマチュアスポーツ以外の使用で営利を目的としない場合		入場料金を徴収する場合			高校生等以下	1時間				1,800					
				その他			アマチュアスポーツ以外の使用で営利を目的とする場合			入場料金を徴収する場合							高校生等以下	1時間	1,200	
				その他						照明設備							入場料金を徴収する場合			
			平日	土曜・日曜・祝祭日					入場料金を徴収する場合			高校生等以下	1時間	900						
			土曜・日曜・祝祭日		入場料金を徴収する場合				高校生等以下		1時間	2,700								
			平日		入場料金を徴収する場合		高校生等以下		1時間							1,800				
			土曜・日曜・祝祭日		入場料金を徴収する場合		高校生等以下			1時間									5,400	
		平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間		13,500													
		土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下							1時間	27,000								
		平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下					1時間						460					
		土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下						1時間							60	1回とは、2時間以内の使用とする。		
		平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間		110													
		土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下							1時間	210								
	平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間		640														
	土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下						1時間	1,050										
	平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下		1時間		210													
	土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下								1時間	470円								
	平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間		2,500														
	土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下						1時間	1,000										
	平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下		1時間		100													
	土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下								1時間	100								
	平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間		1,000														
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間						400											
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下			1時間		300													
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下									1時間	240								
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下		1時間		120														
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間																	
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下			1時間															
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下									1時間									
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下		1時間																
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間																	
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下			1時間															
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下									1時間									
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下		1時間																
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間																	
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下			1時間															
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下									1時間									
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下		1時間																
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間																	
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下			1時間															
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下									1時間									
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下		1時間																
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間																	
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下			1時間															
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下									1時間									
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下		1時間																
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間																	
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下			1時間															
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下									1時間									
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下		1時間																
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間																	
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下			1時間															
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下									1時間									
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下		1時間																
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間																	
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下			1時間															
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下									1時間									
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下		1時間																
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間																	
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下			1時間															
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下									1時間									
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下		1時間																
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間																	
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下			1時間															
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下									1時間									
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下		1時間																
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間																	
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下			1時間															
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下									1時間									
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下		1時間																
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間																	
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下			1時間															
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下									1時間									
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下		1時間																
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間																	
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下			1時間															
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下									1時間									
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下		1時間																
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間																	
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下			1時間															
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下									1時間									
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下		1時間																
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間																	
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下			1時間															
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下									1時間									
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下		1時間																
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下	1時間																	
平日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下			1時間															
土曜・日曜・祝祭日	入場料金を徴収する場合	高校生等以下									1時間									

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教 育	分 科 会 名	スポーツ	大項目	教 育	中項目	スポーツ	小項目	スポーツ施設	細項目	スポーツ施設使用料	
管理番号	083 - 047				合併協定項目						ランク	

記 載 事 項	現										況										
	鶴岡市																				
事務事業名	体育施設使用料																				
根拠法令等	鶴岡市体育施設使用料条例																				
事業主体	鶴岡市教育委員会																				
事業概要	鶴岡市宝田体育館																				
	施設名		区分						単位		使用料		摘要								
	鶴岡市宝田体育館	専用使用	アマチュアスポーツ使用	入場料金を徴収しない場合		高校生等以下		1時間	340		施設及び電灯の2分の1を使用する場合の使用料は,それぞれの2分の1の額とし,10円未満の端数は切り上げる。高校生等とは,高校生, 高専校生, 専門学校生をいう。										
						その他			1,000												
				入場料金を徴収する場合		高校生等以下			670												
						その他			2,000												
			営利目的使用	平日					7,500												
				土曜・日曜・祝祭日					15,000												
			その他の用途使用			入場料金を徴収しない場合	平日		高校生等以下										500		
									その他										1,500		
							土曜・日曜・祝祭日		高校生等以下										670		
									その他										2,000		
							入場料金を徴収する場合		平日	高校生等以下									1,000		
										その他									3,000		
									土曜・日曜・祝祭日	高校生等以下									2,000		
										その他									6,000		
	電灯使用						800														
		個人使用	中学生以下						1人1回	60		200㎡以上を使用する場合は,専用使用とする。1回とは, 2時間以内の使用とする。									
			高校生等							110											
			その他							210											

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教 育	分 科 会 名	スポーツ	大項目	教 育	中項目	スポーツ	小項目	スポーツ施設	細項目	スポーツ施設使用料
管理番号	083 - 047				合併協定項目			ランク			

記 載 事 項	現					況					
	藤島町										
	体育施設使用料										
事務事業名	財団法人 藤島町文化スポーツ事業財団利用料徴収規程・藤島町体育施設条例他										
根拠法令等											
事業主体	藤島町教育委員会										
事業概要	藤島町武道館施設使用料 (単位: 円)					【備考】 (1)利用料を算出する場合、 1 時間に満たない場合には1 時間に引き上げる。 (2)照明設備を利用する場合は、 別記 1 の照明設備利用料を加算する。 (3)暖房設備を利用する場合は、 別記 2 の冷暖房設備利用料を加算する。 (4)アリーナの半面を利用する場合は、 利用料及び照明設備利用料は 2 分の 1 の額とする。 (5)高校生以下の者が利用する場合は、 利用料は 2 分の 1 の額とする。 2. 付属施設・設備利用料					
	区分		使用料								備考
		午前	午後	夜間							
	藤島町武道館	4,200	4,200	5,250	電灯を使用する場合は夜間使用料とする。						
	藤島町農村環境改善センター使用料 (単位: 円)										
	区分		使用料								使用料の加算
			午前	午後	夜間						
	一階	多目的ホール	4,200	4,200	5,250						1 冷暖房使用の場合は、使用料の 45%を別途加算する。
		生活改善実習室	2,100	2,100	3,150						
	二階	第 1 研修室	1,570	1,570	2,100						2 祝賀会等で電灯を使用する場合は、夜間使用料とする。
	第 2 研修室	1,570	1,570	2,100							
	第 3 研修室	1,570	1,570	2,100							
	婦人研修室	1,570	1,570	2,100							
運動広場照明設備使用料											
	(30 分につき)										
200 ルックス	2,100	藤島町以外の者が使用する場合は、使用料の 30%を加算する。									
100 ルックス	1,050										
藤島町民体育館の利用料											
1. 主体施設利用料											
区 分					利用料						
アリーナ	スポーツ・文化・学習活動等に利用する場合	1 時間当り	400 円								
	上記以外で営利を目的としない場合及び町民以外が利用する場合	1 時間当り	2,000 円								
	営利を目的とする場合	1 時間当り	8,000 円								
屋内練習場	スポーツ・文化・学習活動等に利用する場合	1 時間当り	200 円								
	上記以外で営利を目的としない場合及び町民以外が利用する場合	1 時間当り	1,000 円								
	営利を目的とする場合	1 時間当り	4,000 円								

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教 育	分 科 会 名	スポーツ	大項目	教 育	中項目	スポーツ	小項目	スポーツ施設	細項目	スポーツ施設使用料
管理番号	083 - 047				合併協定項目						ランク

記 載 事 項	現				況				
	藤島町								
事務事業名	体育施設使用料								
根拠法令等	財団法人 藤島町文化スポーツ事業財団利用料徴収規程・藤島町体育施設条例他								
事業主体	藤島町教育委員会								
事業概要	4. 個人利用料				別記2 冷暖房設備利用料（1基につき1時間当り）				
	区 分		利用料		区 分		利用料		
	アリーナ	高校生以下	1人1回当り	50 円	スポーツ・文化・学習活動等に利用する場合	100 円		※アリーナ 1階12基 2階10基 ※ステージ等移動式暖房機 1基 ※軽スポーツルーム冷暖房機 3基 ※会議室冷暖房機 2基 ※研修室冷暖房機 1基 ※屋内練習場移動式暖房機 2基	
		上記以外の者	1人1回当り	100 円					
	屋内練習場	高校生以下	1人1回当り	30 円	上記以外で営利を目的としない場合及び町民以外が利用する場合	200 円			
		上記以外の者	1人1回当り	60 円					
	軽スポーツルーム	高校生以下	1人1回当り	30 円	営利を目的とする場合	400 円			
		上記以外の者	1人1回当り	60 円					
	【備考】(1)1回当りとは、3時間以内の利用とする。 (2)町民以外が利用する場合は、利用料の2倍の額とする。 (3)中学生以下が利用する場合は、無料とする。 (4)アリーナについては、半面以下の利用とする。 (5)冷暖房設備を利用する場合は、別記2の冷暖房設備利用料を加算する。 (6)10名以上の団体の場合には適用しない。				【備考】(1)利用料を算出する場合、1時間に満たない場合には1時間に引き上げる。				
	5. 定期利用料				ふれあいと躍動の広場各施設の利用料				
	施設利用料算定方法				1. 施設利用料				
	(各施設毎の利用区分等により算定した利用料×割当時間×予定される利用日数)×50%								
	【備考】(1)定期利用を許可された団体に適用する。 (2)冷暖房設備を利用する場合は、別記2の冷暖房設備利用料を加算する。								
	別記1 照明設備利用料（1時間当り）								
	区 分		利 用 料		区 分		利用料		
アリーナ	スポーツ・文化・学習活動等に利用する場合	600 円	300 円	グラウンドゴルフ場	スポーツ・文化・学習活動等の大会等で利用する場合	1コースにつき1時間当り	1,000 円		
	上記以外で営利を目的としない場合及び町民以外が利用する場合	1,000 円	500 円		テニスコート	スポーツ・文化・学習活動等に利用する場合	1面につき1時間当り	400 円	
	営利を目的とする場合	2,000 円	1,000 円			上記以外で営利を目的としない場合及び町民以外が利用する場合	1時間当り	800 円	
屋内練習場	スポーツ・文化・学習活動等に利用する場合	200 円	100 円	クラブハウス	スポーツ・文化・学習活動等に利用する場合	1時間当り	100 円		
	上記以外で営利を目的としない場合及び町民以外が利用する場合	400 円	200 円		上記以外で営利を目的としない場合及び町民以外が利用する場合	1時間当り	200 円		
	営利を目的とする場合	1,000 円	500 円		営利を目的とする場合	1時間当り	1,000 円		
【備考】(1)利用料を算出する場合、1時間に満たない場合には1時間に引き上げる。				【備考】(1)グラウンドゴルフ場において1コースとは、東又は西側のそれぞれをいう。 (2)利用料を算出する場合、1時間に満たない場合には1時間に引き上げる。 (3)照明設備を利用する場合は、別記1の夜間照明設備利用料を加算する。 (4)高校生以下の者が利用する場合は、利用料は2分の1の額とする。 (5)クラブハウスは、大会等で利用する場合に適用する。(営利を目的とする場合を除く) (6)グラウンドゴルフ場及びテニスコートを営利目的で使用する場合は、徴収規程第2条の2を適用して、利用料を算出する。					
				【参考】徴収規程第2条の2					
				屋外を営利目的で利用した場合は㎡当り 22 円（最低徴収額 100 円） (グラウンドゴルフ場・テニスコートを含む)					

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教 育	分 科 会 名	スポーツ	大項目	教 育	中項目	スポーツ	小項目	スポーツ施設	細項目	スポーツ施設使用料
管理番号	083 - 047				合併協定項目						ランク

記 載 事 項	現				況						
	藤島町				羽黒町						
	体育施設使用料				体育施設使用料						
	財団法人 藤島町文化スポーツ事業財団利用料徴収規程・藤島町体育施設条例他				羽黒町体育施設設置条例等						
	藤島町教育委員会				羽黒町教育委員会						
事 業 概 要	2. 付属施設・設備利用料				別表第 1						
					羽黒町農村環境改善センター使用料						
	屋外電源 (国旗掲揚台等)	区 分		1 時間当り	利用料	種類\区分	使用料の額				
		スポーツ・文化・学習活動等に利用する場合		1 時間当り	100 円		午前	午後	夜間		
		上記以外で営利を目的としない場合及び町民以外が利用する場合		1 時間当り	200 円		大集会室兼体育室	2,800 円	2,800 円	3,600 円	
		営利を目的とする場合		1 時間当り	500 円		和会議室 1	1,500	1,500	2,000	
	【備考】(1)利用料を算出する場合、1 時間に満たない場合には 1 時間に引き上げる。 (2)高校生以下の者が利用する場合は、利用料は 2 分の 1 の額とする。				和会議室 2				2,000	2,000	2,600
	別記 1 夜間照明設備利用料				和会議室 3				1,500	1,500	2,000
	グラウンド ゴルフ場	区 分		1 時間当り	利用料	生活実習室	2,000	2,000	2,600		
		スポーツ・文化・学習活動等で利用する場合及び営利を目的としない場合	団体	1 時間当り	300 円	農事研修室	2,000	2,000	2,600		
			個人	1 人 1 回当り	50 円	中会議室	1,500	1,500	2,000		
			営利を目的とする場合		1 時間当り	1,000 円	全館	8,500	8,500	8,700	
	【備考】(1)グラウンドゴルフ場において 1 コースとは、東又は西側のそれぞれをいう。 (2)利用料を算出する場合、1 時間に満たない場合には 1 時間に引き上げる。 (3)高校生以下の者が利用する場合は、利用料は 2 分の 1 の額とする。				注書						
					1 夜間の使用時間は、午後 10 時までとする。						
					2 使用料の額は、上記別表第 1 に基づき算出した額に、100 分の 105 を乗じて得た額とする。						
				3 営利を目的とする使用に係る使用料の額は、上記の表に掲げる額の 3 倍の額とする。							
				4 冷暖房を使用する場合は、所定の使用料の額(注書第 3 項に該当する場合はその額)に 100 分の 40 を乗じて得た額を当該所定の使用料の額に加算する。							
				5 団体で宿泊研修を行う場合は、所定の使用料の額(注書第 4 項により加算された額を含む。)に次の表に掲げる額を加算する。							
				使用者区分		使用の単位	使用料の額				
				小学生、中学生、高校生及び学齢に達しない者		1 人 1 泊(素泊り)	250 円				
				上記以外の者			500 円				
				別表第 2							
				夜間照明施設使用料							
				種類	基本使用料 1 時間未満	追加使用料 30 分未満	備考				
				町民グラウンド夜間照明	3,000	1,500	照明灯を半分以下点灯する場合は左記金額の 1／2 の額町民及び町内事業所に勤務する者以外の使用については左記金額に 1／2 を加算した額				

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教 育	分 科 会 名	スポーツ	大項目	教 育	中項目	スポーツ	小項目	スポーツ施設	細項目	スポーツ施設使用料
管理番号	083 - 047				合併協定項目						ランク

記 載 事 項	現				況			
	羽黒町							
事務事業名	体育施設使用料							
根拠法令等	羽黒町体育施設設置条例等							
事業主体	羽黒町教育委員会							
事業概要	別表 羽黒町健康管理施設使用料				2 幼児高齢者体育室及びトレーニングルームを占有して使用する場合			

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教 育	分 科 会 名	スポーツ	大項目	教 育	中項目	スポーツ	小項目	スポーツ施設	細項目	スポーツ施設使用料	
管理番号	083 - 047				合併協定項目						ランク	

記 載 事 項	現				況							
	羽黒町				櫛弓町							
事務事業名	体育施設使用料				体育施設使用料							
根拠法令等	羽黒町体育施設設置条例等				櫛弓町スポーツセンターの設置及び管理に関する条例・櫛弓町都市公園条例							
事業主体	羽黒町教育委員会				櫛弓町教育委員会							
事業概要	3 附属設備を使用する場合				櫛弓町スポーツセンター使用料 (単位 円)							
	区分	使用の単位	使用料	摘要	(1) 主体施設使用料							
	放送設備	1時間につき	100 円		区分		料金					
	暖房設備		使用料及び電気使用料の40%の額				単位	午前8:30 ～午後5:00	午後5:00 ～午後9:30			
	温水シャワー	1人1回	50 円		アリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合					
	会議室	1時間につき	200 円				アマチュアスポーツ以外に使用する場合	営利を目的としない場合	800	1,000		
	研修室	1時間につき	200 円			営利を目的にする場合		1,500	2,000			
	トレーニングルーム	年会費	6,000 円	会員として申し込んだ者		1時間	アマチュアスポーツに使用する場合	7,000	8,000			
		10 回券	3,000 円	1 ケ年有効				2,000	3,000			
	ステージ施設照明施設	1時間につき	100 円				アマチュアスポーツ以外に使用する場合	営利を目的としない場合	4,000	5,000		
	フロアシート	1本1回	50 円					営利を目的にする場合	10,000	15,000		
	① 使用料を算出する場合で、1時間に満たない時間は、1時間に引き上げる。 ② 中学生以下の者が使用する場合は、使用料及び電気使用料の2分の1とする。				電気使用料 1時間 1,000円加算2分の1使用は500円加算							
	備考 1 夜間の使用時間は、午後 10 時までとする。 2 営利を目的とする使用に係る使用料の額は、表に掲げる使用料の 3 倍の額とする。 別表第 2 町民テニスコート使用料				武道場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合		1時間	200	300	
							アマチュアスポーツ以外に使用する場合	営利を目的としない場合		400	600	
								営利を目的にする場合		2,000	2,200	
					入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		1時間	500	800		
						アマチュアスポーツ以外に使用する場合	営利を目的としない場合		1,000	1,200		
							営利を目的にする場合		2,500	4,000		
									電気使用料 1時間 200円加算			
					クレーコート	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合		1時間	300	400	
							アマチュアスポーツ以外に使用する場合	営利を目的としない場合		500	700	
								営利を目的にする場合		2,500	3,000	
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		1時間		800	1,000					
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	営利を目的としない場合			1,500	2,000					
			営利を目的にする場合			4,000	6,000					
						電気使用料 1時間 300円加算 2分の1使用は150円加算						
	① 入場料を徴収する場合とは、入場料又は会費若しくはこれに類する料金を徴することをいう。 ② 使用料を算出する場合で、1時間に満たない時間は、1時間に引き上げる。 ③ 中学生以下の者が使用する場合は使用料は2分の1とし、町民以外の者が使用する場合は使用料は2倍とする。 ④ ③にかかわらず、照明設備使用料は、一面、1時間、500 円とする。											

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教 育	分 科 会 名	スポーツ	大項目	教 育	中項目	スポーツ	小項目	スポーツ施設	細項目	スポーツ施設使用料	
管理番号	083 - 047				合併協定項目						ランク	

記 載 事 項	現					況								
	三川町					朝日村								
事務事業名	体育施設使用料					体育施設使用料								
根拠法令等	三川町体育施設の設置及び管理運営に関する条例					朝日村体育施設設置条例								
事業主体	三川町教育委員会					朝日村教育委員会								
事業概要	第4 屋内多目的運動施設(アスレなの花) 使用料(1時間当たり)					朝日村体育施設使用料								
	種 類	区 分	体育・レクリエーションに使用する 場合		体育・レクリエーション以外に 使用する場合		施設名	区分			使用料(円)			
			町在住又は 町在勤する 者	町在住又は 町在勤する 者以外	町在住又は 町在勤する 者	町在住又は 町在勤する 者以外					使用の単位	午前9時～午後5時		午後5時～ 午後10時
		電気を使用 しない場合					電気を使用 する場合							
		全 面	1,200 円	1,800 円	3,600 円	5,400 円	体育館主競技 場を占有して 使用する場合	入場料を徴 収しない場 合	アマチュアスポーツに使用する場 合	1 時間当た り	650	900	900	
		半 面	600 円	900 円	1,800 円	2,700 円			上記以外に使用する場合		1,300	1,800	1,800	
		3分の1面 (テニスコート1面)	400 円	600 円	1,200 円	1,800 円			入場料を徴 収する場合		アマチュアスポーツに使用する場 合	1,900	2,500	2,500
	4分の1面 (ゲートボールコート1 面)	300 円	450 円	900 円	1,350 円	上記以外に使用する場合					3,800	5,000	5,000	
	壁打ちテニス(1人当た り)	100 円	150 円											
	1 放送設備を使用する場合は、1回につき 2,000 円を加算する。 2 トレーニングルームの使用は無料とする。 3 ミーティングルームの使用は無料とする。ただし、営利を目的とする使用については1時間 当たり300円を徴収する。 4 アリーナ使用で営利を目的として使用する場合は「体育・レクリエーション以外に使用する場 合」 の2倍とする。					村 民 体 育 館使用料	体育レクリエ ーション室を 占有して使用 する場合			1 時間当た り	300	400	400	
	入場料を徴 収しない場 合	上記以外に使用する場合	600	700	700									
		入場料を徴 収する場合	アマチュアスポーツに使用する場 合	900	1,100		1,100							
			上記以外に使用する場合	1,700	2,000		2,000							
							区分			使用単位	使用料(円)			
	付属設備を使 用する場合	放送設備	アマチュアスポーツに使用する場合				1 時間当た り	100						
			上記以外に使用する場合					300						
		暖房設備	アマチュアスポーツに使用する場合				使用料の 30%の額							
			上記以外に使用する場合				使用料の 50%の額							
		温水シャワー	アマチュアスポーツに使用する場合				1 人 1 回	100						
			上記以外に使用する場合					200						
		会議室	アマチュアスポーツに使用する場合				1 時間当た り	200						
上記以外に使用する場合			400											
ステージ施設照明設備		アマチュアスポーツに使用する場合			100									
		上記以外に使用する場合			500									
フロアシート	アマチュアスポーツに使用する場合			1 本 1 回	50									
	上記以外に使用する場合				100									
備考 (1) 主競技場の一部を占有する場合の使用料は、2 分の 1 の額とする。 (2) 村外の諸団体の使用料は、倍額とする。 (3) 次のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。 ア 村内の公共的団体が使用するとき。 イ 村社会教育団体が使用するとき。 ウ ア、イのほか特に認めたとき。 (4)「入場料」とは、入場料、会員若しくはこれに類する料金をいう。														

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教 育	分 科 会 名	スポーツ	大項目	教 育	中項目	スポーツ	小項目	スポーツ施設	細項目	スポーツ施設使用料	
管理番号	083 - 047				合併協定項目						ランク	

記 載 事 項	現						況							
	朝日村						温海町							
事務事業名	体育施設使用料						体育施設使用料							
根拠法令等	朝日村体育施設設置条例						温海町体育施設設置条例・施行規則							
事業主体	朝日村教育委員会						温海町教育委員会							
事業概要	朝日村体育施設使用料													
	村民運動場 使用料	施設名	区分	使用料		摘要			温海町総合運動場	グラウンド	町内	単位	金額	備考 1 入場料を徴収する場合のグラウンド使用料は、当該使用料に5割を加算した額とする。 2 照明設備で半灯使用の場合は、当該使用料の2分の1の額とする。 3 更衣室使用料には、シャワーの使用を含むものとする。 4 テニスコート及びゲートボールコートの使用は、1面当たりの額とする。
		村内	1単位 1,500 円		1単位は3時間とする			1時間				700 円		
		村外	1単位 3,000 円					町外			1時間	1,400 円		
		備考									放送設備	1時間	270 円	
		次の各号の一に該当するときは減免することができる。						スコアボード			1時間	270 円		
		(1)村内の公共的団体が使用するとき。						更衣室			個人	1回	160 円	
		(2)村社会教育関係団体が使用するとき。									団体	1回	1,600 円	
		(3)前2号のほか特に認めたとき。						照明設備			30分	1,500 円		
	夜間照明設備使用料	使用料			摘要			温海町湯見ヶ代運動場	テニスコート		1時間	550 円		
		全点灯料金	60分まで 3,000 円、以後 30分を超えるごとに、1,500 円を加算する。			村内に在住又は在勤する者以外の使用料は、100分の50を加算した額とする。			ゲートボールコート		1時間	550 円		
		半点灯料金	60分まで 1,500 円、以後 30分を超えるごとに、750 円を加算する。						更衣室	個人	1回	160 円		
		備考					団体			1回	1,600 円			
		特に必要と認めたときは、減免することができる。							2 用具使用料					
	村民テニスコート使用料	区分		テニスコート		照明設備		区分		単位	金額	備考		
使用の単位				使用料(円)	使用の単位	使用料(円)	テニスラケット	1本	170 円	1 使用は、1回当たりの額とする。				
村内に在住又は在勤する者が使用する場合		1面1時間	400	1時間	500	テニスシューズ	1足	160 円						
			上記以外のものが使用する場合		800	750	ゲートボール用具	1式	320 円					
備考														
次のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。ただし、照明設備使用料についてはこの限りではない。														
ア村内の公共的団体が使用するとき。														
イ村社会教育団体が使用するとき。														
ウア、イのほか特に認めたとき。														

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教 育	分 科 会 名	スポーツ	大項目	教 育	中項目	スポーツ	小項目	スポーツ施設	細項目	スポーツ施設使用料
管理番号	083－048				合併協定項目			ランク			
課題・問題点					調整方針						
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現	況	具体的な調整内容	
	鶴岡市			
事務事業名	体育施設使用料の減免		☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容) 各町村住民を対象としている減免措置については、合併までに町村民を市民に置き換える。 減免対象範囲や減免率については、適正な受益者負担の観点から合併後5年を目途に見直しのうえ統一する。	
根拠法令等	鶴岡市体育施設使用料減免に関する内規			
事業主体	鶴岡市教育委員会			
事業概要	・目 的 体育施設使用料減免措置の確認		業務上の課題 様式4に記載のとおり	
	体育施設使用料減免に関する内規 鶴岡市体育施設使用料条例第4条の規定による使用料の減免については、この基準によるものとする。 1. 市、市教育委員会が主催及び共催する事業、又は次の各号に該当するものは全額免除する。 ① スポーツ少年団本部、小学校体育連盟、中学校体育連盟が主催するもの。 ② 高等学校体育連盟、高等学校野球連盟が主催する地区大会以上のもの。 2. 市内の小中学校、養護学校、幼稚園、保育園の教育、保育のために使用する場合は全額免除する。 3. 市、市教育委員会が後援する事業、又は市体育協会加盟団体の主催する事業は、設備使用料を除く会場使用料の2分の1を免除する。但し、小中学生、高校生等を対象とする事業は全額免除する。 4. 市スポーツ少年団に登録している単位スポーツ少年団で使用する場合は、設備使用料を除く会場使用料を全額免除する。 5. 市内小中学生対象のスポーツ登録団体として市教育委員会に登録を認められた団体の活動で使用する場合は、設備使用料を除く会場使用料を全額免除する。 6. 高校、高専、高等養護学校、専門学校の授業、部活動等で使用する場合は、設備使用料を除く会場使用料の3分の2を免除する。但し、体育施設使用料に高校生等以下の区分がある施設は除く。 7. 社会人のスポーツ登録団体として市教育委員会に登録を認められた団体の活動で使用する場合は、設備使用料を除く会場使用料の2分の1を免除する。 8. 障害者団体が使用する場合は、設備使用料を除く会場使用料の2分の1を免除する。但し、市民プールは全額免除する。 9. 60歳以上で構成されているアマチュアスポーツ団体等が使用する場合は、設備使用料を除く会場使用料の2分の1を免除する。 10. 前各項により2分の1、3分の2を免除する場合の使用料の積算については、1時間単位の施設使用料のそれぞれ2分の1、3分の1の額とし、10円未満は切り上げるものとする。 11. この内規に定めのない事項については、別途決裁によるものとする。 附 則 この内規は、平成3年4月1日から施行する。 附 則 この内規は、平成13年9月1日から施行する。 附 則 この内規は、平成14年6月1日から施行する。			
	負担割合 (国・県・その他)			業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
	13年度決算額	なし		
14年度予算額	なし			

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教 育	分 科 会 名	スポーツ	大項目	教 育	中項目	スポーツ	小項目	スポーツ施設	細項目	スポーツ施設使用料
管理番号	083－048				合併協定項目						ランク

記 載 事 項	現					況								
	藤島町					羽黒町								
事 務 事 業 名	体育施設使用料の減免					体育施設使用料の減免								
根 拠 法 令 等	施設利用減免に関する内規													
事 業 主 体	藤島町教育委員会					羽黒町教育委員会								
事 業 概 要	・目 的 体育施設使用料減免措置の確認 別表4					・目 的 体育施設使用料減免措置の確認 体育施設使用料減免に関する内規								
	藤島町ふれあいと躍動の広場・藤島町町民体育館利用料減免区分													
	利 用 内 容	施設利用料	電気料	暖房料	備 考	区分	主催	町民体育館				体育センター	町民会館体育室	
								アリーナ	トレーニングルーム	会議室	テニスコート			
	事業団主催	免 除	免 除	免 除	共催を含む。	幼稚園など	町内	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
	藤島町主催	免 除	免 除	免 除	共催を含む。		町外	2分の1減免	2分の1減免	2分の1減免	2分の1減免	無料	全額	
	藤島町教育委員会主催	免 除	免 除	免 除	共催を含む。	小学校	町内	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
	事業団・藤島町・藤島町教育委員会後援	100%又は50%	100%又は50%		国又は県が主催する場合は100%。それ以外の場合は50%。		町外	2分の1減免	2分の1減免	2分の1減免	2分の1減免	全額	全額	
	町体育協会主催事業	50%	50%			スポ少	町内	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
	町体育協会加盟団体主催事業	50%	50%				町外	2分の1減免	2分の1減免	2分の1減免	2分の1減免	全額	全額	
	町スポーツ少年団本部主催事業	免 除	免 除				町内参加有り							
	町スポーツ少年団活動	免 除	免 除				町外参加なし							
	公共的団体	50%	50%			中学校	町内	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
	町社会教育関係団体	50%	50%				町外	2分の1減免	2分の1減免	2分の1減免	2分の1減免	全額	全額	
	学校教育活動	100%	100%		幼稚園、保育園等の教育・保育を含む。		町内参加有り							
	小中高体連等が主催する地区大会以上の大会	100%	100%				町外							
	身体障害者団体の活動	100%	100%			町内参加なし	町内	全額	全額	無料	全額	無料	無料	
	【備考】(1) 営利を目的として利用する場合には適用しない。 (2) 学校教育活動については、町内の各学校等に適用する。						高校	町外	全額	全額	全額	全額	全額	全額
								大会	無料	無料	無料	無料	無料	無料
								町内 体協加盟	無料	無料	無料	無料	無料	無料
町内 体協加盟なし							全額	全額	無料	全額	無料	無料		
町外 (体協加盟参加あり)							全額	全額	全額	全額	全額	全額		
町外大会 (ウエイトリフティング除く)							全額	全額	全額	全額	全額	全額		
町外小・中含む							全額	全額	全額	全額	全額	全額		
法人	町内外のボランティア団体	無料	無料	無料	無料	無料	無料							
	町内	全額	全額	無料	全額	無料	無料							
	町外	全額	全額	全額	全額	全額	全額							
町内集落		無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料			
負 担 割 合 (国・県・その他)														
13年度決算額	なし					なし								
14年度予算額	なし					なし								

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	教 育	分 科 会 名	スポーツ	大項目	教 育	中項目	スポーツ	小項目	スポーツ施設	細項目	スポーツ施設使用料
管理番号	083－048				合併協定項目						ランク

記 載 事 項	現 況			
	橿引町	三川町	朝日村	温海町
事務事業名	体育施設使用料の減免	体育施設使用料の減免	体育施設使用料の減免	体育施設使用料の減免
根拠法令等	総合運動公園、スポーツセンター使用規則内規	三川町体育施設の設置及び管理運営に関する条例	朝日村体育」施設設置条例	温海町体育施設設置条例・施行規則
事業主体	橿引町教育委員会	三川町教育委員会	朝日村教育委員会	温海町教育委員会
事業概要	・目 的 体育施設使用料減免措置の確認 1. 減免申請のあった場合 (1) 主催が小体連、中体連の場合、申請のあった全額を免除する。 (2) 主催が県、県教委、橿引町、橿引町各課、橿引町教委の場合、申請のあった全額を免除する。 (3) 県、県教委(教育事務所)、橿引町各課、橿引町教委、以上と同等もしくは準ずる機関が後援に入っている場合、全てについて免除の申請があった場合、使用料、電気使用料の半額を免除する(従って使用料金表の町民分となる)。 (4) 本町各団体と他市町村との交歓試合(会)の場合、その団体が他市町村に行った場合の受け入れ市町村の扱いとの釣り合いを考慮の上相談で決定する。 (5) 合宿、練習、試合等で本町各団体への指導等、本町体育振興、技術向上に貢献があるような場合なにがしかの減免をする。その範囲程度については貢献度との関わりがあるので関係者との相談で決める。 (6) 建設省その他本町と関わりのある諸機関が、本町、町各課等を通して申請のあった場合は町民と同じ扱いをする。 (7) 高体連、高野連のみの主催で全額免除の申請の場合、使用料免除、電気料半額免除で町民の場合と同じ金額とする。 (8) 上記に該当しない場合はその都度課長、教育長と相談する。 2. 減免申請のなかった場合 (1) 上記1に該当する場合でも減免申請のない場合は全額の料金を徴収する。 3. その他 (1) 大会終了後の申請は原則として受け付けない。	・目 的 体育施設使用料減免措置の確認 町民体育館・町民運動場・町民武道館及び町民プールの減免 町内の社会体育団体が使用する場合は無料とする。ただし、適用を受けようとする団体は教育委員会に登録しなければならない。 公立学校体育施設開放の減免 公益又は公共用に使用するとき 町内の社会体育団体が使用するとき その他町長が特に認めたとき	・目 的 体育施設使用料減免措置の確認 村民体育館 (1) 主競技場の一部を占有する場合の使用料は、2 分の 1 の額とする。 (2) 村外の諸団体の使用料は、倍額とする。 (3) 次のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。 ア村内の公共的団体が使用するとき。 イ村社会教育団体が使用するとき。 ウア、イのほか特に認めたとき。 (4) 「入場料」とは、入場料、会員若しくはこれに類する料金をいう。 村民運動場 次の各号の一に該当するときは減免することができる。 (1) 村内の公共的団体が使用するとき。 (2) 村社会教育関係団体が使用するとき。 (3) 前2 号のほか特に認めたとき。 夜間照明 特に必要と認めたときは、減免することができる。 村民テニスコート 次のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。ただし、照明設備使用料についてはこの限りではない。 ア村内の公共的団体が使用するとき。 イ村社会教育団体が使用するとき。 ウア、イのほか特に認めたとき。	・目 的 体育施設使用料減免措置の確認 温海町体育施設設置条例 (使用料の免除) 第6 条 町長は、次の各号の一に該当するときは、前条の規定による使用料の全部または一部を免除することができる。 公共団体が使用するとき その他町長が必要と認めたとき 温海町体育施設設置条例施行規則 (使用料の免除) 第6 条 条例第6 条の規程により、使用料の免除を受けようとする者は、体育施設使用料免除申請書(様式第5 号)を町長に提出しなければならない。 内規 総合運動場(野球場) 全額免除(但し、照明設備使用料は除く) 町内小中高等学校の使用料(部活動・授業など) 町内スポーツ少年団の使用料 町内公民館(分館)の使用料 ※野球・ソフトボールなどの公民館事業 半額を免除するもの(但し、照明設備使用料は除く) 町外の小中高等学校の使用料(部活動・授業など) 鶴岡市野球連盟主管の大会に係る使用料 登録団体 登録団体とは、町野球連盟、町ソフトボール協会、その他町内の団体で年間登録団体として登録した団体 グラウンド使用料として構成員一人当たり600円を年間登録料として納付する。 グラウンド使用料以外については使用時間に応じた施設使用料を納付する。(照明設備など) 湯見ヶ代運動場(テニスコート) 上記同様に扱う
負担割合(国・県・その他)				
13年度決算額	なし	なし	なし	なし
14年度予算額	なし	なし	なし	なし